

# 平成 1 8 年 第 3 回

## 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 2 月 1 日 )

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 ( 1 5 日間 )	5
1. 日程第 3. 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 1 号 平成 1 7 年度名寄市各会計決算 ( 平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 2 6 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 2 号 平成 1 7 年度名寄市病院事業会計決算 ( 平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 2 6 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 3 号 平成 1 7 年度名寄市水道事業会計決算 ( 平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 2 6 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 4 号 平成 1 7 年度風連町各会計決算 ( 平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 2 6 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 5 号 平成 1 7 年度風連町水道事業会計決算 ( 平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 2 6 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 6 号 平成 1 7 年度名寄市各会計決算 ( 平成 1 8 年 3 月 2 7 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 7 号 平成 1 7 年度名寄市病院事業会計決算 ( 平成 1 8 年 3 月 2 7 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで ) の認定について 平成 1 8 年第 3 臨付託議案第 8 号 平成 1 7 年度名寄市水道事業会計決算 ( 平成 1 8 年 3 月 2 7 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日まで ) の認定について	5
○決算審査特別委員長報告 ( 佐藤 靖委員長 )	5
○認定	6

1. 日程第4. 行政報告（島市長）	6
1. 日程第5. 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について	15
○提案理由説明（島市長）	15
○質疑（斉藤 晃議員）	15
○原案可決	17
1. 日程第6. 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
○提案理由説明（島市長）	17
○質疑（熊谷吉正議員）	17
○原案可決	20
1. 日程第7. 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	20
○提案理由説明（島市長）	20
○質疑（斉藤 晃議員）	20
○原案可決	21
1. 日程第8. 議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について	21
○提案理由説明（島市長）	21
○質疑（宮田 久議員）	22
○質疑（川村正彦議員）	23
○原案可決	25
1. 日程第9. 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について	25
○提案理由説明（島市長）	25
○総務文教常任委員会付託	26
1. 日程第10. 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	26
○提案理由説明（島市長）	26
○質疑（宮田 久議員）	26
○原案可決	27
1. 日程第11. 議案第7号 上川北部消防事務組合理約の変更について	27
○提案理由説明（島市長）	27
○原案可決	27
1. 日程第12. 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について	27
○提案理由説明（島市長）	27
○原案可決	28
1. 日程第13. 議案第9号 財産の取得及び処分について	28
○提案理由説明（島市長）	28
○原案可決	28
1. 休憩宣告	28
1. 再開宣告	28

1. 日程第14. 議案第10号 財産の取得について	28
○提案理由説明(島市長)	28
○補足説明(今教育部長)	29
○質疑(斉藤 晃議員)	29
○質疑(宮田 久議員)	33
○質疑(熊谷吉正議員)	34
1. 休憩宣告	34
1. 再開宣告	34
○原案可決	34
1. 日程第15. 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について	35
○提案理由説明(島市長)	35
○質疑(斉藤 晃議員)	35
○原案可決	37
1. 日程第16. 議案第12号 専決処分した事件の承認について	
議案第13号 専決処分した事件の承認について	
議案第14号 専決処分した事件の承認について	38
○提案理由説明(島市長)	38
○承認	38
1. 日程第17. 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算	38
○提案理由説明(島市長)	39
○補足説明(石王総務部長)	39
○質疑(竹中憲之議員)	40
○質疑(田中好望議員)	42
○質疑(林 寿和議員)	44
○質疑(佐藤 靖議員)	45
○質疑(木戸口 真議員)	47
○質疑(野本征清議員)	48
○原案可決	49
1. 日程第18. 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	49
○提案理由説明(島市長)	49
○原案可決	49
1. 日程第19. 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算	49
○提案理由説明(島市長)	49
○質疑(岩木正文議員)	50
○原案可決	52
1. 日程第20. 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	52
○提案理由説明(島市長)	52
○原案可決	52

1. 日程第21. 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	5 2
○提案理由説明（島市長）	5 2
○原案可決	5 3
1. 日程第22. 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	
議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	5 3
○提案理由説明（島市長）	5 3
○原案可決	5 3
1. 日程第23. 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算	5 4
○提案理由説明（島市長）	5 4
○原案可決	5 4
1. 日程第24. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	5 4
○提案理由説明（島市長）	5 4
○質疑（佐藤 靖議員）	5 4
○質疑（宮田 久議員）	5 5
○報告済	5 7
1. 日程第25. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	5 7
○提案理由説明（島市長）	5 7
○報告済	5 8
1. 日程第26. 報告第3号 専決処分した事件の報告について	5 8
○提案理由説明（島市長）	5 8
○報告済	5 8
1. 日程第27. 請願	5 8
○民生常任委員会付託	5 8
1. 休会の決定	5 8
1. 散会宣告	5 8

## 第2号（12月12日）

1. 議事日程	6 1
1. 本日の会議に付した事件	6 1
1. 出席議員	6 1
1. 欠席議員	6 1
1. 事務局出席職員	6 1
1. 説明員	6 1
1. 開議宣告	6 3
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	6 3
1. 日程第2. 一般質問	6 3
○質問（野々村 勝議員）	6 3
○質問（野本征清議員）	7 0
1. 休憩宣告	8 0
1. 再開宣告	8 0
○質問（高橋伸典議員）	8 0
○質問（東 千春議員）	9 1
1. 休憩宣告	1 0 2
1. 再開宣告	1 0 2
○質問（村端利克議員）	1 0 2
1. 散会宣告	1 1 2

### 第3号（12月13日）

1. 議事日程	1 1 5
1. 本日の会議に付した事件	1 1 5
1. 出席議員	1 1 5
1. 欠席議員	1 1 5
1. 事務局出席職員	1 1 5
1. 説明員	1 1 5
1. 開議宣告	1 1 7
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 1 7
1. 日程第2. 一般質問	1 1 7
○質問（宮田 久議員）	1 1 7
○質問（岩木正文議員）	1 2 4
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 5
○質問（木戸口 真議員）	1 3 5
○質問（竹中憲之議員）	1 4 5
1. 休憩宣告	1 5 6
1. 再開宣告	1 5 6
○質問（武田利昭議員）	1 5 6
1. 散会宣告	1 6 0

## 第4号（12月14日）

1. 議事日程	163
1. 本日の会議に付した事件	163
1. 出席議員	163
1. 欠席議員	163
1. 事務局出席職員	163
1. 説明員	163
1. 開議宣告	165
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	165
1. 日程第2. 一般質問	165
○質問（日根野正敏議員）	165
○質問（佐藤 靖議員）	175
1. 休憩宣告	187
1. 再開宣告	187
○質問（黒井 徹議員）	187
○質問（田中好望議員）	198
1. 休憩宣告	206
1. 再開宣告	206
○質問（渡辺正尚議員）	206
1. 散会宣告	214

## 第5号（12月15日）

1. 議事日程	215
1. 本日の会議に付した事件	215
1. 出席議員	216
1. 欠席議員	216
1. 事務局出席職員	216
1. 説明員	216
1. 開議宣告	218
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	218
1. 日程第2. 一般質問	218
○質問（斉藤 晃議員）	218
○質問（植松正一議員）	228
1. 休憩宣告	237
1. 再開宣告	237
○質問（林 寿和議員）	237
○質問（川村正彦議員）	248
1. 休憩宣告	256
1. 再開宣告	256
○質問（佐藤 勝議員）	256
1. 休憩宣告	267
1. 再開宣告	267
1. 日程第3. 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求 める請願	267
○民生常任委員長報告（宗片浩子委員長）	267
○採択	268
1. 休憩宣告	269
1. 再開宣告	269
1. 日程第4. 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	269
○提案理由説明（島市長）	269
○質疑（林 寿和議員）	269
○原案可決	270
1. 日程第5. 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅 持することを求める意見書	
意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮ら せる社会を求める意見書	
意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改	



正を求める意見書

意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書  
意見書案第5号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書  
意見書案第6号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書  
意見書案第7号 日豪FTAに関する意見書  
意見書案第8号 法人税減税、庶民増税に関する意見書  
意見書案第9号 リハビリテーションの改善を求める意見書  
意見書案第10号 医師確保と地域医療に関する意見書  
意見書案第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書  
意見書案第12号 全国森林環境税の創設を求める意見書  
意見書案第13号 幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書

書..... 270  
○原案可決..... 271  
1. 日程第6. 意見書案第14号 サンルダム早期本体着工と完成を求める意見書..... 271  
○原案可決..... 271  
1. 日程第7. 報告第4号 例月現金出納検査報告について..... 271  
○報告済..... 271  
1. 日程第8. 委員の派遣報告..... 271  
○総務文教常任委員長報告（熊谷吉正委員長）..... 271  
○民生常任委員長報告（宗片浩子委員長）..... 274  
○報告済..... 275  
1. 日程第9. 閉会中継続審査（調査）の申し出について..... 275  
○継続審査（調査）決定..... 275  
1. 閉会宣告..... 275  
1. 質問文書表..... 277  
1. 議決結果表..... 285

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成18年12月1日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第4号 平成17年度風連町各会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算(平成17年4月1日から平成18年3月26日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 平成18年第3臨付託議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算(平成18年3月27日から平成18年3月31日まで)の認定について(決算審査特別委員会報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分について
- 日程第14 議案第10号 財産の取得について
- 日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療

- 広域連合の設置について
- 日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認について  
議案第13号 専決処分した事件の承認について  
議案第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
- 日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
- 日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
- 日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算  
議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
- 日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
- 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告について
- 日程第27 請願（陳情）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26

日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

平成18年第3臨付託議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について

日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について

日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について

日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について

日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合理約の変更について

日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について

日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分について

日程第14 議案第10号 財産の取得について

日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第16 議案第12号 専決処分した事件の承認について  
議案第13号 専決処分した事件の承認について  
議案第14号 専決処分した事件の承認について

日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算

日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算

日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算

日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個

別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告について

日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について

日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告について

日程第27 請願（陳情）

---

#### 1. 出席議員（34名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員

21番	渡 辺	正 尚	議員
23番	東	千 春	議員
24番	宗 片	浩 子	議員
25番	野々村		勝 議員
26番	中 野	秀 敏	議員
28番	村 端	利 克	議員
29番	川 村	正 彦	議員
30番	福 光	哲 夫	議員
31番	齊 藤		晃 議員
32番	武 田	利 昭	議員
34番	三 宅	幹 夫	議員
35番	小野寺	一 知	議員
36番	大久保	光 義	議員

市 務 監	立 務 查	大 局 委	学 長 員	中 森	尾 山	裕 良	二 君 悦 君
-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	---------

---

1. 欠席議員（1名）

22番	栗 栖	賢 一	議員
-----	-----	-----	----

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤	矩 康
書 記	間 所	勝
書 記	久 保	敏
書 記	佐 藤	葉 子
書 記	熊 谷	あ け み

1. 説明員

市 長	島	多 慶 志 君
助 役	今	尚 文 君
助 役	小 室	勝 治 君
総 務 部 長	石 王	和 行 君
生 活 福 祉 部 長	山 内	豊 君
経 済 部 長	手 間 本	剛 君
建 設 水 道 部 長	松 尾	薫 君
福 祉 事 務 所 長	中 西	薫 君
上 下 水 道 室 長	関 下	富 士 夫 君
教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市 立 総 合 病 院 事 務 部 長	佐 藤	健 一 君

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 猿谷 繁明 議員

14番 渡辺 宏治 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間と決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第3 平成18年第3回臨時議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定につ

いて、議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、以上8件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、佐藤靖委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、第3回臨時会におきまして決算審査特別委員会に付託されました議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第3号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第4号 平成17年度風連町各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第5号 平成17年度風連町水道事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について、議案第6号 平成17年度名寄市各会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、議案第7号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について及び議案第8号 平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成18年3月27日から平成18年3月31日まで）の認定について、以上8件について委員会の審査経過及び結果について御報告を申し上げます。

第1回委員会は10月27日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私佐藤が、副委員長には山口祐司委員が選任されました。

続いて、第2回委員会は11月9日に開会し、付託されました議案審査の日程を11月9日、10日及び11月13日から15日までの5日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれの説明、答弁をいただきまして、慎重に審査をしたところです。

その経過につきましては、詳細に御報告を申し上げるところではございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただきまして、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了解を賜りたいと思います。

それでは、審査の結果について御報告をいたします。付託されました議案第1号につきましては、名寄市一般会計は採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決し、残る名寄市国民健康保険特別会計外7特別会計は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

また、議案第2号から議案第8号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

よって、付託されました各会計決算はいずれも正確な収支が行われ、予算の執行が適正であったことが認められたものであります。

以上が審査の結果であります。

終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げます。延べ約30時間にわたった委員会開催中、委員並びに理事者各位におかれましては、終始慎重かつ御熱心な審査を尽くしていただきました。質問項目は276項目、再質問以降を含めると延べ578点にわたる質疑が行われましたが、おかげさまで日程どおり決算審査特別委員会を終えさせていただきました。ふなれな委員会運営であったとは存じますが、各位の御理解と御協力に改めまして心から厚くお礼を申し上げ、委員会報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） ただいま決算審査特別

委員会委員長より報告がありました平成18年第3臨付託議案第1号外7件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成18年第3臨付託議案第1号 平成17年度名寄市各会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成18年第3臨付託議案第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、平成18年第3臨付託議案第2号 平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成17年4月1日から平成18年3月26日まで）の認定について外6件については、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3臨付託議案第2号外6件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第4 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成18年第3回定例会の開会に当たり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、去る10月4日から5日未明に実施しました水道管洗浄作業中に、にごり水が発生し、多くの水道利用者に御迷惑と損害を与えたことに対しまして、心からお詫びを申し上げます。

原因につきましては、洗浄作業時に行った配水本管のバルブ開閉により他の本管に予測を上回る水圧などの影響があり、老朽管に付着していた赤さび等が剥離し、にごり水を発生させたものと思われま

す。その後、被害状況を把握するため該当地域を訪問し、お詫びと聞き取り調査を行い、事故に対する補償などに努めてきましたが、今後は施工方法の改善、老朽施設の更新などに意を配しながら再発防止に万全を期す所存であります。

次に、本年度の文化賞等各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づく文化奨励賞を森越正弘さんに授与いたしました。

芸術部門におきまして、文化奨励賞を受賞されました森越さんは、「朽ちゆくものに新たな命を見いだす」をコンセプトとして、流木や身の回りに落ちている木などを使い、作品を制作しております。森越さんの作品は、国内はもちろん、国際的にも高い評価を受けており、また、御本人は様々な公職にも就かれ、本市の市政運営に御尽力をいただいております。

また、同日、名寄市表彰条例に基づき、自治、社会福祉、経済産業、労働及び住民活動実践の各分野におきまして、市勢の発展に寄与されました44人と2団体の皆さんに功労表彰を、多額の寄付を通してお力添えをいただきました16個人、13団体の皆さんに善行表彰をさせていただきました。

受賞されました皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜り、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、総合計画について申し上げます。

新総合計画の策定につきましては、市民の意見を市政に反映するため、懇談会やアンケートなどを実施し、市民と協働して策定することを基本とし、「名寄市総合計画策定審議会」に諮問して審

議いただいております。

現在、基本構想、基本計画の一定のまとめをいただきましたので、市民の皆さんへの「中間報告会」を開催するとともに、議員の皆さんと協議させていただいた後に審議会の答申を受け、議会に提案させていただく考えであります。

次に、統計について申し上げます。

10月1日現在で行われた事業所企業統計調査は、合併後初の大きな国の指定統計調査です。市内を99の調査区に分け、2名の指導員、28名の調査員により実施いたしました。調査対象となった事業所は民営1,725事業所、地方公共団体114事業所の計1,839事業所です。集計数値などの公表は明年度に予定されています。今後は各種施策における推計数値に活用されることになります。さらに、今月31日現在で工業統計調査も行われますので、調査に対して一層の協力を呼びかけてまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市リンゼイ（現カワーサレイクス）市との交流については、名寄リンゼイ姉妹都市友好委員会のはからいで、道立サンピラーパークオープン記念「第1回北海道知事杯カーリング大会」への参加のため、11月9日からリンゼイカーリングクラブの前会長ジョン・モンク氏をはじめ、総勢7名が名寄市を訪れました。大会への出場のほか、歓迎会や4軒の家庭でのホームビジットなどを通じて、多くの市民の皆さんと交流を深めました。

次に、国内交流について申し上げます。

東京なよろ会の総会は、10月29日に東京都内のホテルで、会員70人と名寄サンシャイン会の皆さんなど関係者が参加して開催されました。今冬の名寄スキーツアーなど事業計画が承認され、その後の交流会では会員の拡大などについて話し合われました。

また、山形県鶴岡市藤島とは名寄藤島交流友の会の事業として、名寄から「じゃがいも」「かぼ



ちゃ」「玉ねぎ」、藤島から「荘内柿」と互いの物産販売を行っています。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

19回目を迎えたなよろ健康まつりは、9月25日に総合福祉センターを会場に、約550人の参加を得て開催されました。「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、血管年齢測定、骨密度測定、体内健康測定を中心に実施し、さらに保健推進委員や名寄市立大学生コーナーでは転倒予防に向けた足指力測定、内臓脂肪をテーマとした人体モデル展示などを取り入れ、市民の健康増進を図ってまいりました。

本年10月からは予防医療の観点から65歳以上の市民を対象に「肺炎球菌ワクチン」の接種に際し、一部助成を行っております。市民の関心は非常に高く、問い合わせや申し込みも多い状況から、順調な滑り出しになるものと思われま

す。今後も、高齢者の健康管理に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度4月から9月までの上半期における運営状況につきましては、取扱い患者数が入院で延べ6万853人、外来では延べ11万9,347人になっています。

前年同期で比較しますと、入院では一般科は3,983人増加しましたが、精神科で6,212人減少し、差引き2,229人の減少となりました。一方、外来は精神科で791人減少しましたが、一般科で3,111人増えましたので、差引き2,320人の増加となりました。

次に収支面ですが、病院事業収益では32億1,098万7千円で、前年同期に比べると1億6,023万9千円増加しており、予算執行率は48.8%になっています。また、病院事業費用は34億423万4千円で前年同期に比べ、診療材料費や経費の増加などで6,091万2千円増加し、51.7%の予算執行率になっています。

この結果、収支の差額では1億9,324万7千円の収入不足になっています。

病院事業では、医業収益は下半期に増加する傾向にあります。厳しい状況は続きますが、入院収入をはじめとする収入の確保に努めるとともに、費用の節減を図り、年度当初計画の達成に向けて努力してまいります。

次に、介護予防事業について申し上げます。

閉じこもり傾向の高齢者や虚弱な高齢者が、地域や家庭で元気に過ごすことができるよう、高齢者体力づくり教室「元気会」を、今年度は南地区を対象に、10月4日から12月13日まで11回開催し、23人の方々が受講しました。

また、この「元気会」をさらに地域に広め継続していくために、この取り組みを支える指導者の養成が必要なことから、「高齢者向け運動指導ボランティア養成講座」を開催したところ、昼夜各コース20名の募集に対し、49人の応募があり、8月23日から9月1日までの4日間にわたり、全員が最後まで熱心に受講いただいたところです。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害程度区分認定審査会については、1市3町1村の共同により、本年7月1日に設置したところです。

当審査会においては、10月からの本格実施に伴い、在宅福祉サービス利用者から順次、認定審査を開始しており、11月末までの開催回数は8回、審査件数は名寄市67件、下川町8件、美深町13件、中川町5件、音威子府村4件の合計97件となりました。12月以降は新規利用者が対象となりますので、月1回の開催を予定しています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険特別会計の収支決算につきましては、旧名寄市・旧風連町ともに財源調整として国民健康保険支払準備金基金を取り崩し、繰り入れたことなどにより黒字決算となりました。

合併年度の平成17年度国民健康保険税は、旧名寄市については現行税率とし、旧風連町については介護分の一部を残して旧名寄市に合わせる均

一課税を実施したことにより、全道34市中32番目という被保険者には低い税負担となっております。

今後も引き続き、国保財政の健全化を図るため、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努め、被保険者の医療サービスを低下させない医療費適正化事業の推進に一層努力し、国保事業の運営に努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

今年度の防災訓練を9月27日に風連地区の市街地町内会を対象に、風連B&G海洋センターを避難場所として実施いたしました。13町内会及び風連幼稚園・さくら保育園等から約180人が参加して、災害弱者を避難させる応急搬送訓練、救急救命法講習、自衛隊装甲車搬送訓練などを行いました。

旧風連町では一般町民対象の防災訓練は行われておらず、今回が初めての防災訓練でありましたが、市民の皆さんに防災意識を高めていただく上で、有意義な訓練を実施することができました。

次に、10月7日・8日の強風と大雨被害について申し上げます。

発達した低気圧により、7日深夜から8日早朝にかけて突風が市内各所で吹き荒れ、街路樹や市有林の倒木、ビニールハウス等営農施設や公共施設等の損壊などの被害が出ました。

また、大雨により中名寄地区で内水を排除するため、緊急に排水ポンプを稼働させたほか、名寄川が増水し一時、危険水位を超えるまでになりましたが、大きな被害には至らず済んでおります。

なお、被害総額につきましては、主として市有林の倒木や営農施設の損壊などで約5,900万円にのびました。その対応のため、災害復旧費に約1,900万円を追加補正して専決処分させていただき、速やかな復旧に努めました。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

内淵一般廃棄物最終処分場は、平成11年4月から埋立てを開始しましたが、搬入部より下の部

分への埋立てが終了したことに伴い、廃棄物の落ちこぼれを防ぐため、土えん堤の構築と搬入路の付け替え工事を実施しました。

また、処分場の延命を図るため、今まで埋立て処分をしていた粗大ごみのうち、自転車などの鉄、アルミ類を別の場所に一時仮置きしています。あわせて、管理棟に布を回収するボックスを設置し、一般搬入者に対し分別をお願いしているところです。今後、資源物として処理できるよう関係事業者と協議を進めてまいります。

次に、公営住宅の建設について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て3棟6戸を7月に着手し、11月に完成いたしました。

徳田団地の解体工事は、6棟24戸を本年12月に着手いたします。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における上水道の配水量は、153万6,500立方メートルで、有収水量が122万3,200立方メートルとなり、80%の有収率となっております。

建設事業につきましては、配水管網の整備、第2期拡張事業では名寄日進地区の配水管布設工事などが完了しています。また、緑丘16線の老朽管更新工事を進めており、今月中の完了を予定しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

雨天時の浸水対策及び水質汚濁防止対策として、合流改善事業の滞水池土木工事を明年3月の完成に向けて施工しています。また、排水ポンプ場の老朽化に伴う電気施設の更新工事も現在施工中であります。

農村部の個別排水処理施設整備事業については、全体で17戸発注し、名寄地区で11戸、風連地区で3戸の計14戸が完成し供用を開始しております。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

11月28日現在、工事・委託を含め156件、

事業費で約24億1,000万円、発注率にして92.4%となっております。

次に、道路事業について申し上げます。

地方道路整備臨時交付金事業は、緑丘第2団地通や東4号南線の改良舗装が完了し、10月に発注した東風連智烈布橋架換工事は旧橋解体が終わり、基礎工事を行っております。

まちづくり交付金事業で実施している南北2条線歩道改修と新生1条線は、約40%の進捗状況となっております。

単独事業は、臨時地方道路整備債などで整備しており、西5条伸通が完成し、徳田2号線は12月に舗装工事を行い完成の予定であります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

北海道事業としてはカーリング場や屋内遊技場を備えた「サンピラー交流館」が、市事業としては冬も利用できるオートキャンプ場の「森の休暇村」がそれぞれ10月に完成いたしました。11月1日には北海道副知事をはじめ多くの関係各位の御臨席を賜り開園記念式典を行い、引き続き第1回北海道知事杯カーリング大会が開催されたところです。

全面開園は平成20年度と聞いておりますが、道立公園の一部開園で交流人口の拡大はもとより、大型レクリエーション施設として、上川北部の地域間交流に大きく寄与するものと考えております。

改めて、これまで御協力をいただいた市議会議員の皆さんと市民の皆さんにお礼を申し上げます。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

一般国道40号名寄バイパスは、自動車専用道路として整備が進められ、去る11月25日に3工区の4.2キロメートルが開通となりました。これにより、整備計画延長19.5キロメートルに対する整備率は84%となりました。

高速道路士別剣淵・名寄間と早期に連結し、一層の効果が発揮されるよう要望活動を続けてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、本年産の主要農作物の作況ですが、水稻につきましては、収穫始めが9月15日、収穫終わりが9月30日と平年どおり終了し、作柄は「良」となりました。11月28日現在の出荷状況ですが、整粒歩合も良く、品質的にも主食用米、加工用米を含め一等米比率は100%となり、うるち米2万3,971俵、もち米22万590俵の計24万4,561俵で、おおむね90%の出荷率となっております。

10月15日現在、農林水産省北海道農政事務所が発表した作況指数は、全国で96、北海道で105、上川管内で108と発表され、全国では作況指数が100を下回ったことから、米の豊作時に過剰米を市場から隔離する集荷円滑化対策は発動されないことになりました。

畑作については、馬鈴しょ・大豆・てんさいは「平年並みからやや良」、秋小麦・小豆は「やや良」となりました。野菜については、アスパラ・かぼちゃ・スイートコーンは「平年並みからやや良」、葉菜類・果菜類は高温障害の影響で「やや不良」となりました。

なお、10月7日から8日の低気圧通過に伴う暴風雨の被害については、ほとんどの農作物が収穫を終了していたため大事には至らず、被害は営農施設の納屋、畜舎の一部破損、ハウスのビニール飛散などで、被害戸数123戸、被害額2,461万1千円となりました。被害に遭われた農家の皆さんにお見舞いを申し上げます。

次に、風連産うるち米の販売について申し上げます。

本市における水稻の作付け3,289ヘクタールのうち、もち米は2,840ヘクタールと全国一のもち米生産団地となっております。

一方、うるち米についても447ヘクタールの作付けがあり、3万5千俵以上が生産されています。地元で生産されるおいしく、安全なお米を市民に消費いただくために、行政・JA・風連良質

米生産組合が実行委員会を組織し、地産地消をキーワードとして消費拡大に取り組んできました。先般、風連産うるち米のネーミングとパッケージデザインを広く市民に募集した結果、ネーミングは「こめごころ」、パッケージデザインは少女がシャボン玉を飛ばす姿を描いた作品が選考されました。また、明日開催される「2006地産地消フェア」では市民に試食をいただき、取り扱いする市内の米穀店で一斉に販売されることになっています。

今年は特に天候に恵まれ、おいしいお米ができましたので、風連産うるち米・ブランド名「こめごころ」を広く市民に御利用いただきたいと考えております。

次に、水田農業構造改革対策について申し上げます。

対策期間3年の最終年度を迎え、合併前の両市町で策定した「地域水田農業ビジョン」に基づき、それぞれ「売れる米づくり」「転作作物の本作化」「振興作物の誘導」「担い手の育成・確保」など、生産者を始め関係機関・団体の御理解と御協力のもと、「米づくりのあるべき姿」を目指し、事業を推進してまいりました。

生産数量の配分につきましては、道のガイドライン配分により、もち米は対前年比2.2%減の1万1,836トン、うるち米は4.4%減の2,136トン、うる・もち合わせた生産数量は2.6%減の1万3,972トンの配分を受け、水稻耕作者494名、加工米を含めた水稻作付面積では、対前年比0.4%増の3,287.7ヘクタールとなっています。

産地づくり交付金は、前年度からの繰越金も含めた支出を予定しており、対象農家878戸、助成対象転作面積2,395ヘクタール、交付金総額は9億8,770万8千円を見込んでおり、交付金のおおむね9割を年内に支払いできるよう事務作業を進めているところです。

なお、明年度から始まる新産地づくり対策につ

きましては、制度に係る情報収集と調査を進めており、制度の有効活用に向け取り組んでまいります。

次に、畜産について申し上げます。

公共牧野の開放については、乳牛飼育農家の生産コストの低減、飼養規模頭数の拡大による省力化など重要な役割を果たしています。

名寄市公共牧場2カ所の市営牧野及び母子里地区共同牧場において、酪農家34戸から授精対象牛を主体に470頭、延べ4万8,390頭を受入れ、名寄地区の市営牧野が5月29日から10月21日までの146日間、風連地区の母子里共同牧場が6月9日から10月31日まで145日間の放牧を行いました。また、母子里地区共同牧場については、馬の親子3組6頭、親2頭で延べ292頭の放牧も行いました。

両牧場では、人工授精業務も順調に消化し、良質な粗飼料の給与による増体率の向上と適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、資質向上を図ってまいりました。名寄地区においては公共牧場の預託希望頭数の増加により、草地面積の関係から育成牛など105頭、延べ1万3,298頭については、下川町のサンル牧場と連携して対応してまいりました。

次に、平成19年度から導入される農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

本対策は、農地・水・農村環境の保全と質的向上のため、地域が行う効果の高い共同活動の支援を行うもので、中山間地域等直接支払制度との調整など、一定の条件整理が必要となりますが、反当り単価で水田が3,400円、畑で1,200円、草地で200円が地域活動組織に交付され、交付金の負担区分は国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1で5年間の対象となっております。

本市では、この対策が農村地域の保全を図る重要な施策と考え、全市的な取り組みとして7地区を設定し、約2億2,000万円を道に要望してきましたが、9月末に道の予算の関係から7地区一

齊の取り組みは困難と判断し、初年度は1地区約4,500万円を要望し、次年度から全体で取り組むこととしました。

10月末に全道の要望額を取りまとめた結果、要望額56億円のうち道負担分が14億円となりました。道としては厳しい財政状況の中、この事業については4億円程度の配分となったため、本市に対しても4分の1程度までの削減調整が求められたところです。

このようなことから、明年度に本市が要望できる額は、全体事業費の5%程度にしかならず、厳しい状況が次年度以降も続けば、ごく一部だけの採択に終わる可能性があり、公平性に欠けることから、平成19年度の要望は見合わせ、今後の推移を見ながら平成20年度の全地区採択に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

道営事業では、継続実施中の「道営畑地帯総合整備事業」智恵文地区で明渠排水路576メートルを施工しています。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区、名寄地区及び「道営経営体育成基盤整備事業」の東豊地区では、暗渠排水、排水路などの整備を実施しております。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、智恵文地区、名寄地区、風連地区の草地整備改良や家畜保護施設の整備を行い、畜産経営の合理化と生産性の向上に努めております。

「道営農道整備特別対策事業」では、平成16年度から路盤改良と舗装工事を実施している大沢線の施工延長3,607メートル、「ふるさと農道緊急整備事業」の風連御料12線北線の舗装延長431メートルの工事が完了しています。

次に、商工関係について申し上げます。

名寄商工会議所と風連商工会が連携した「合併記念全市連合大売出し」が本日から行われていま

す。景品には独自の地域通貨券やうるち米、もち米、地酒が用意され、抽選に外れても再度挑戦ができるダブルチャンスがあるなど、歳末商戦を盛り上げるため企画されたもので、市としても合併記念はもとより、商工業の活性化と地産地消の観点から支援をしております。

物産関係では、「全国合併記念市町村夢フェスタ」が10月13日から15日の日程で、東京日比谷公園において開催されました。会場は大勢の人で賑わい、作付け日本一となったもち米を中心に特産品の販売、もちつき実演など、名寄市のPRに努めてきました。当日は杉並区、東京なよろ会、北海道庁からの応援もいただいたところです。

また11月4日には、新札幌サンピアザで物産フェアが開催されました。出店者や農協青年部の方々に協力をいただき、物産販売や地元PRに努めてきました。

次に、観光について申し上げます。

18年度上半期の市内観光入込客数調査によると、総入り込み数は13万4,200人となり、天候などの影響もあり、前年同期との対比では9.4%の減となったところです。今後、サンピラーパーク交流館などの施設情報の発信を含め、交流人口の拡大に努めてまいります。

道の駅整備につきましては、今年度は調査設計と隣接家屋の解体・撤去を行っています。予定していたトイレ工事については、隣接企業との一体感を持たせた「道の駅」とするため、19年度においてセンターハウス、レストランとあわせて建設してまいります。

また、9月10日には、NPO法人風連まちづくり観光が主催し、札幌圏を対象に行った「日帰り農業収穫体験ツアー」に70人の参加がありました。本事業は、今年で5年目を迎え定着していることから、今後も農業と観光の連携という意味からも支援してまいります。

昨日、ピヤシリスキー場において、シーズン中における安全と無事故を願い、安全祈願祭が行わ

れました。今年度は新たにナイターシーズン券を設けるなど、利用者の一層の拡大に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

昨年に引き続き、北海道から職業能力開発協会への委託による「技能ふるさと塾」が、上川北部人材開発センターで行われました。ものづくりへの関心を高めてもらう趣旨で、市内高等学校と連携して事業を推進しています。さらに、8月から10月の3カ月間、人材開発センターの若年者就職支援OAシステム科の職場実習生を受け入れるなど、若年者の就職支援を実施しています。

また、高校生の勤労観、職業観、知識・技術に対する理解と向上を目指して行っているインターシップ事業にも、支援してきています。

季節労働者対策としては、就職促進のための新たな対策や特例一時金制度の存続について、市長会、上川総合開発期成会、国会議員に対して要望させていただいております。国の動向、制度内容が明らかになっていない状況ですが、関係機関・団体と連携し、情報の収集に努めて今後の方策を検討してまいりますので、一層の御支援をお願いいたします。

次に、学校教育について申し上げます。

各小中学校では、それぞれ特色ある教育活動を推進するとともに9月以降、学芸会や学習発表会・学校祭などを開催し、日頃の学習の成果を発表してきています。

また、名寄市教育研究所では、教育実践校の指定を受けた名寄小学校及び名寄中学校の両校において、10月24日に市内外から460余名の参加者を得て、上川管内教育研究大会を兼ねた教育研究集会在開催されました。その他、市内7小学校においても公開研修会を開催するなど、その成果を発表し研修を深めています。

さらに、11月2日には名寄市小中学校音楽発表会を行い、豊かな情操を育むとともに学校間の交流を図ってきました。

次に、特別支援教育について申し上げます。

9月に名寄市における実態調査を行うとともに、10月30日には第2回特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催し、取り組みのあり方について研修を深めてきました。

また、10月9日には「NPO法人ことばを育てる親の会」北海道協議会主催の特別支援教育講座が開催され、保護者や一般市民120人の参加者を得て、特別支援教育への理解が図られたところです。

次に、いじめ等の問題につきましては、11月6日から8日に名寄市教育委員会として独自に実態調査を行い、現状の把握に努めるとともに保護者・学校及び教育委員会などの連携を強める中、積極的に課題の解決に取り組んできています。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

学校給食センターの平成19年4月統合に向け、名寄・風連両学校給食会では2つの専門部会を設け、課題解決に向けた協議を進めてきました。その間、統合経過について学校・PTAに対する説明、保護者向けアンケート調査も実施してきたところです。

一方、専門部会では、より良い給食の実施を目指し熱心な議論がなされ、去る11月1日の合同学校給食会理事会で協議の結果が承認されました。これを受け、両学校給食会では11月に臨時総会が開催され、給食センターの統合について承認されたところです。

給食センター統合に伴う食器・食缶消毒保管庫などの設置・改修工事につきましては、学校給食の提供に影響の少ない冬休み期間中に行うべく準備を進めております。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

去る11月15日、平成19年度推せん入試・社会人選抜を行い、保健福祉学部の実員55名に対して昨年より8人多い142人が受験し、21日付けで58人の合格者を発表したところです。

初年度の推せん入試では、社会福祉学科で定員

20名に対して受験者は18人と定員を下回りましたが、今回は31人が受験し、新設学科の存在が浸透してきたものと考えています。

短期大学児童学科の推せん入試・社会人選抜では、昨年より1人少ない60人が受験し、27人の合格者を発表したところです。

開学から8カ月が経過し、学生も学内外での生活に慣れ、大学としても一定の落ち着きを見せてきました。

当面は、学年完成の間を一つの目標として、短大在学生の対応を含めた教育・研究の充実に努めてまいります。

次に、風連児童会館の改修について申し上げます。

風連児童会館は昭和49年に建設され、築後32年を経過し、老朽化が進んだため改修を行うものです。

改修の概要は、屋根、外壁、床、暖房機などの大掛かりなものであり、工期は明年2月末日を予定しております。その間、児童クラブと図書館風連分館が使用できませんので、代替の施設を利用し運営を行っております。児童クラブは11月6日から福祉センターに場所を移して運営されており、図書館分館は歴史民俗資料館を使用し、12月1日から2月28日までの開館予定です。

改修工事が終了後、備品・物品の搬入、図書の整理などを終えた後、4月1日からリニューアルオープンの予定であり、市民が利用しやすい快適な施設に生まれ変わるものと考えております。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では読書週間にちなんだ特別展「猫のいる風景」や11月3日の「文化の日特別開館」及び「雑誌リサイクル」を開催し、多くの皆さんの参加や利用をいただき好評を得てきています。

また、28回目となる古典文学講座では、「古事記」をテーマに日本最古の歴史書に親しんでいただき、読書の普及に努めてきました。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

天文台では、去る9月8日の部分月食と11月9日の水星の太陽面通過現象の観測に成功し、高速データ通信回線を利用した高画質配信によるインターネットライブ中継を行うなど、全国に情報発信をしてきました。

また、移動天文台車による観望会も数多く開催し、多くの皆さんに好評を得るなど、天文の普及に努めてきたところです。

次に、北国博物館について申し上げます。

9月から11月にかけては、地域の魅力を引き出す企画展として、「きのこ」「四季の植物」「ハーブリース」の3つの展示会を開催し、観察会と講演会を組み合わせ、延べ1,700人の観覧をいただきました。

また、博物館サポーターの自主企画事業は、今年の「しめ縄づくり」に引き続き、本年は「ぞうり作り」講習会を10月25日に開催し、好評を得たところです。

次に、芸術文化鑑賞バスツアーについて申し上げます。

本年も道内の優れた芸術を鑑賞する芸術文化鑑賞バスツアーを6月1日から10月12日にかけて5回実施いたしました。風連地区からの参加もあり131の方が旭川市や札幌市、富良野地方における美術館や記念館で優れた文化に触れ、好評のうちに終了いたしました。

次に、市民文化祭について申し上げます。

名寄地区は11月3日から5日にかけて市民文化センターと市民会館で、また、風連地区は11月2日から3日の両日、風連福祉センターで開催されました。それぞれの芸能発表や地域性豊かな展示作品、体験コーナーは多くの方の目や耳を楽しませ、名寄地区においては4,100人、風連地区においては1,570人の入場がありました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月9日にスポーツフェスティバルが、体育施設を無料開放して開催されました。体力測定やキンボール、ミニバレーボール、パークゴルフ、

フロアーカーリングなどの大会や協賛団体などの大会に2,097人の参加があり、多くの皆さんにスポーツを楽しんでいただきました。

南水泳プールは、6月1日の着工以来、順調にプールと管理棟の工事が進み、既に外構工事も発注されています。オープンについては、明年5月中旬を予定しています。

以上、主な行政事項につきまして、その概要を申し上げ、御報告といたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市副市長の定数を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、副知事及び副市町村長の定数は条例で定めるという地方自治法第161条第2項の規定が来年4月1日から施行となります。本件は、これに伴い本市においても名寄市副市長の定数を定める条例を制定し、必要な事項を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま市長の方から名寄市の副市長の制定を求める条例の提案がされたわけでありまして、御案内のように、名寄市では行政改革も進めるということもありまして、合併に当たっては収入役を廃止をすると、こういうふうなことを既に進められておりまして、合併に

当たっての首長の姿勢というのが示されておったわけでありまして。ところが、今回提案されました副市長の数が従来名寄市では助役1名と、こういう形だったわけでありましてけれども、副市長という形にして定数を2人とすると、こういうふうな提案であります。そういう点では従来進める定数への姿勢、そういうふうなのから見て増員をするという根拠をどういうふうに置いて考えられたのか、その点についてまずお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように3月27日に旧風連町、旧名寄市が合併をして、市民の皆さんに御利用いただく窓口等については二つの庁舎にそれぞれ組織を分けて配置をいたしました。副市長の呼称につきましては、この自治法が改正前でありましたけれども、3月27日の組織の改編に合わせて助役を副市長という呼び名をもって現在両方の庁舎に配置をしております。私は、市民の皆さんが速やかな課題解決に向けてそれぞれの庁舎に権限を持った副市長を配置することがこれからも望ましいと、このように思っております。分庁舎方式というのは、合併をした全国の事例の中では例としては少ないのですが、私はこの8カ月間執行体制を見ている中でやはりそれぞれの課題解決に二つの庁舎が分担をして、即決即断をしていくと、こういう兼ね合いも含めて2人の定数を維持していきたいと、このように考えております。私も火曜日、木曜日と午前、午後というふうに時間を割っているわけですが、それぞれの庁舎に勤務するという体制をとっておりますが、やはりどうしても公務出張等の日程も含めて実績としては不在の時間が出てしまうと、こういうこともありまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 確かに4月以降2人の助役制という体制で進んできておりまして、その内容でそれぞれの地域住民への対応というのは理解はするものの、改めてこういうふうな形で2



名というふうにしていくのだというふうになったことについて、やはり市民の間からある疑問は3万2,000名という、そういう人口の中で、分庁方式という建前ではあるものの予算あるいは事業規模などなどにおいては余りにも大きな差があるのではなかろうかと。そういうときに分庁方式ということで名寄庁舎、そして風連庁舎に副市長を置かなければならないのかと、こういう素朴なといいますか、率直な市民の声もあるものであります、そういう点で私もお尋ねをしているのですが、ただいまの市長のお話ではそれぞれ市長が火、木と風連庁舎に、一定の時間ではありますけれども、勤務をすると、そういう新たな体制をとっているにもかかわらず、そういう副市長を置いていくというからにはそれなりの機能分担といいますか、役割分担と申しますか、そういうようなことなどがどういうふうな形で行われようとしていくのか。さらに、今の住民との関係では、市職員の定数問題などなども含めていろいろ論議がされているわけでありまして、こういう副市長の定数、未来永劫続くという、そういうふうなまで考えているのか、その点あわせてお答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） お話がありましたように、合併に伴って職員の組織が統合されたわけでありまして、確かに御指摘の一般職員等については向こう10年間の新市建設計画の中でも御議論をいただいておりますけれども、これから退職等が定年も含めて数多く出るわけでございますが、決して退職者数をそのまま補充するというのではなくて、常に組織を点検しながら、スリムな組織にしていきたいと、こういうふうにご考えており、具体的に総合計画の中でも御議論をいただいております。ただ、庁舎を分けて、経済、建設分野を風連庁舎に、そのほか総務あるいは生活福祉、教育等の窓口についても風連庁舎、名寄庁舎に分けるといふ組織体制を構築してござい

ま、これらについては一定の時間がたって、また住民の意識が変わってということはあるかもしれませんが、しかし、現時点ではこの分庁方式、そして組織を分ける中で市民の皆さんに行政サービスというものをしっかりと対応していきたいと。しかも、その組織の取りまとめを副市長の職務でしっかりと担っていただく、このことが住民に直結したスピードのある判断、決定をしていくことにつながると、このように考えておりますので、当分は現在の組織を堅持していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 住民の立場に立って見た面では即決も含めた管理者が身近にいるということは大事だと思いますし、分庁方式という制度をとっていく以上は私も否定をするものではありませんけれども、しかし副市長という2人の人を置く以上は全体の職員のバランスの問題や、あるいは事業の問題などなどに応じて、やはり市民からそういうふうな、名寄庁舎にも副市長がいると、風連庁舎にも副市長がいると、ちょっと卑近な例で申しわけないのですけれども、同じ報酬もらっているぞと。そういう場合は仕事内容どうなっている、こういうようなざっくばらんなお話も伺ったもので、そのままで言うのですけれども、そういうふうな面ではやはり職員の定数の問題、あるいは多様な住民要求などを反映していくと、そういう面で責任のある対応を持ちながら、またそういうふうな市民の批判を受けないような、場合によってはプロジェクトの一定の部門も責任を持ってもらう。すなわち、御案内のように今道の駅、あるいは風連の駅前の市街地再開発問題がありますけれども、どれ一つ見ても総合計画との関連や、あるいは将来を見据えたときには誤りのない選択が求められるだけに、そういう役割なども含めて機能を発揮していくことが当面は必要ではないかと、こういうふうにご考えますけれども、その点についてだけお答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在合併の初年度ということで大きな課題が山積をしております。しかも、住民の皆さんの一体融和を図るということで、いろいろな組織が統合できているもの、あるいはこれからも含めて存続をさせ、それぞれの活動を活発化させるものといろいろとございます。特に風連地区は合併特例区ということで、5年間特例区の区長も風連庁舎担当の副市長には担っていただいているわけございまして、こうした関連も含めてしっかりと地域の課題について全市的な見地から協議を現在も進めておりますし、これ以降もしっかりと進めて取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方の自主性、自律性の拡大を図る措置を定めた地方自治法の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、来年4月1日から施行されるに伴い、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、本市における関係条例の整備を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今提案説明で関係条例の整備ということで説明があったのですが、合併以降長年おりました収入役を後補充をせず、助役が兼務をする形で行政効率を高めているのですが、この提案の中にも病院事業会計の助役を会計管理者に改めると。そして、名寄市収入役を置かない条例の廃止ということでもありますけれども、その後今年度に入ってから会計課の体制整備や会計課長の役割、責任をランクアップをしながら対応していると思うのですが、現実これまで助役と会計課のかかわりについて、最終責任者が助役、この条例が決まれば副市長ということになるわけなのですが、実際の業務上実務的にどうかかわりがあったのかまず1点お願いをしたいということと、もう一点はいわゆる金の入り口も出口も、一人二役ということになりますから、実際に弊害というのがないのかどうか。支出の出口の方についての管理監督についても当然重要な役割として今まで収入役を長年置いていて、一つの役割としてあったわけでありましてけれども、それらについての危惧の声も一部聞こえるものことから、2点についてお尋ね申し上げたいと思いま

す。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方自治法の改正がございまして、従来は町村には収入役を置かないことができる、こういうことでありましたけれども、今回の改正では市においても置かないことができる、こういうことになってまいりました。収入役の職務というのは御案内のとおりでありますけれども、金庫制度、市の金庫制度というのが昭和45年からしかかれまして、実質的に現金等の収入、支出の管理については市金庫の業務を受ける金融機関が実際に取り扱うことになりまして、したがってそれ以前との収入役の責任というものは、いわゆる現金等の保管も含めてなくなったわけがございまして、もう既に自治法の改正前からそのような傾向は強くありました。この上川北部でも名寄市、士別市のみが収入役を置くと、こういうことでありまして、私は自治法の改正というものはそういう時代背景を受けた改正だなど、このように思っております。

問題は、従来収入役が対外的にも務めてきた業務についてどのような対応をするのかということでありまして、事務的には会計管理者ということで、職制を設けてしっかり対応するということでありまして、これらを含めて、私も含めて財政の管理について、会計の管理について収入役の職務だというふうに区分して考えるものではなくて、行政全体でこのことについてはしっかりと受けとめていかねばならぬと、こんなふうに思っているところございまして、御質問の懸念と申しましょうか、このことについては行政組織全体がしっかりと受けとめていくと。副市長は、実務の面で総括的に管理を発揮していくと、こういうことで御理解をいただければ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） この5月から収入役の職務を兼ねてきたわけでありましてけれども、実務的にはほぼ今市長が答弁をしたとおりの出し入

れ、公金の出し入れ等について、あるいは管理について、これについては直接私どもが実施をすることはないと。さらに、資金繰り、市の支払いの場合の資金計画をつくって資金繰りをするということも非常に安定をしてくている現在でありますから、それらについても一定程度これは直接資金繰りの業務に携わることはないというふうに思っております。決裁関係はもちろんでありますけれども、収入役としての決裁はもちろんやっておりますけれども、そのほかに例月の出納検査、これは収入役を兼ねているところが一部事務組合も含めてございまして、それらについても毎月の検査にやはり収入役として私は立ち会いをさせていただいているということでございます。

ただ、10月1日から従来の会計課長を会計室長ということで次長職にいたしました。これは、今回提案している条例の施行、つまり会計管理者体制をにらんでそういうふうさせていただきまして、以降につきましては、この会計管理者という立場がやはり今まで収入役が持っていた意味の仕事を引き継いで持っていくということになりまして、総括的にはやはり理事者全体が公金の管理、その他も含めて責任を持ってやっていくということになってくるというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 事前に十分熟知していない部分もありますけれども、会計管理者というのは、いわゆる新しい副市長が兼務をするということではなくて、ランクアップした会計責任者が担うという受けとめで正しいのか。

もう一点は、実際には決裁行為がかなりあると思うのですが、物量的に副市長を兼ねながらその中身をチェックする余裕というのは十分あるのかどうか。実際に1年間で旧収入役、あるいは現助役がどの程度の決裁的なボリュームを、今まさに電子決裁でやられる、支出行為についても恐らくそういうシステムになっているのかなと思うのですが、物量的に実際にめくら判、言葉はよくない

ですけれども、そういうことの実態があるのかなのか改めて、若干心配もあるものですから。

あるいは、今齊藤議員が前段で質問ありました2人体制の副市長ということですが、片方の副市長がすべての旧収入役の役割をするということに限定をされてとらえていいのか改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 前段の質問でございますけれども、会計管理者という職はやはり従来の収入役の職というふうにお考えいただいた方が一番わかりやすいかなと思います。したがって、会計管理者を置く場合には今までのように特別職が収入役を兼務すると、あるいは会計管理者を兼務するという事はないというふうに判断をいただきたいというふうに思っております。そのために置かなくてもいい条例の廃止をさせていただくということでもあります。

それから、物量的にどのくらいの量があるのだということは口ではちょっと言いあわせないことなのでありますけれども、一般の支出負担行為はこれは助役として、副市長としての専決処分に基づいて行うということになります。収入役の仕事は、やはり毎月どのくらいのお金が動くのか、毎月どのようにして支払いがされているのか、一件審査は全部担当の審査係長あるいは課長が行います。収入役の仕事は、全体の資金の流れを管理するという事ですから、決裁的には毎月の支払いのトータルの数字、これらについてチェックをするということになっておりますので、数字でございますから、積み上げて行って、きちんと帳簿と合っているかどうかのチェックということになりますので、表現にありました忙しさに紛れてめくら判ということではなくて、チェック体制は十分できるというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 長い役所経験の上でそれぞれお二人は今の職にあるわけなのですが、

そういう感覚で見ると金のやりくりも、金の出口もはっきりトータル的に管理をするという意味ではお答えとして効率的で立体的にできるという印象はありますけれども、市民感覚で見ると金の入り口と出口が同じ人でどうなのかという素朴な疑問も聞けるものですから、監査の事務局体制や監査委員さんがおりますけれども、監査事務局も職員削減なんかの影響もあって、120%出口の金を見ることができないという状態ではないのかというふうに考えておまして、まさに出口の段階での厳格な支出行為についての怠りなきを改めて求めておきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど2点目で聞いた副市長2人体制で、いわゆるこの行為に関しては2人が兼務するという事はあり得ないと思っておりますが、現在の今助役がすべての決裁行為の最高責任者ということになるのかなと思っておりますが、お答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 先ほどの齊藤議員の質問とも関連するわけでありまして、助役2人体制で、私が当然収入役も兼務していますから会計も含めて総務の関係、生活福祉の関係、教育は教育長おりますけれども、横の連携をとれるという関係です。小室助役が経済部、建設部、そして風連地区全般の関係という役割分担を持っていますので、決裁ルートもまさしくそのルートで行っているということでもありますから、それぞれが責任を持って決裁をしているということでもあります。もちろん合議という行為もありますけれども、主に責任を持つのは今言った仕事の分担で持っているということでありまして、決してその地区だけというふうに限っておりません。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市では、平成19年4月30日任期満了に伴う名寄市議会議員選挙の執行が予定されておりますが、同選挙では合併協議におきまして最初の1回に限り第1及び第2選挙区を設けることになっております。本市は、候補者間の選挙運動の機会均等及び費用のかからない選挙の実現を図るため選挙運動の公費負担を実施しておりますが、同選挙における選挙運動用ポスターにつきましては、現行条例の基準で第1選挙区119枚、第2選挙区30枚のそれぞれポスター掲示場数分として、第1選挙区20万6,465円、第2選挙区16万2,900円が公費負担されることとなります。しかしながら、第2選挙区では枚数が少ないため1

枚当たりの作成単価が割高となり、候補者の負担も見込まれることから、市内印刷業者に参考見積もりを依頼し、実勢価格を把握しました。その結果、第2選挙区の公費負担の金額が現行条例の基準では実勢価格より低くなるため、本件は来年執行が予定されている同選挙に限り条例第8条中14万8,200円を17万10円に読みかえ、第2選挙区の公費負担の限度額を18万4,710円となるよう改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

斉藤晃議員。

○31番（斉藤 晃議員） ただいま提案されました市議会議員選挙並びに市長選挙における公費負担に関する条例であります。御案内のように市議会議員選挙においても各界各層から多様な人材が出て、住民主体のまちづくりに取り組む、そういう選挙が望まれるわけでありませけれども、しかし選挙にはお金がかかると、こういうところから公費負担制度というのが導入されたことは御案内のとおりでありまして、ポスターのほかにも宣伝カーなどへの公費負担制度があるわけでありませ。今回は、そのうちのポスターに限って提案と、こういうふう理解をするわけでありまして、名寄のポスターが119カ所、風連が30カ所、そういうところからの提案でありますから、そういうふうな業者との接点で均衡ある負担と、こういうふう考え、理解をするわけでありませ。

それで、この機会でありますので、その他の宣伝カーなどなどの公費負担についての変更はないのか、あるいはその経費負担などについてもどういうふうに進められようとしているのか。もう既に4月の末というふうにはほぼ来年の日程も決まりつつあるだけに、新たな立候補予定される方についてはこういう負担はどれぐらいがされるのかと、こういうふうなことも伺うわけでありまして、こ

の機会ですので、お知らせをいただきたいと思  
います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせてい  
たきます。

この公費負担の趣旨につきましては、ただいま  
斉藤議員がおっしゃったとおりでありまして、今  
回市議会議員の選挙に当たって第1選挙区、第2  
選挙区、この1回限りの部分でのポスターの部分  
についての改正ということで提案をさせていただ  
いております。そのほか宣伝カーですとか燃料で  
すとか、それら以外の部分についても公費負担制  
度を持ってございます。それらについても担当の  
方では検討をしてございまして、前回執行されま  
した市長選挙がございまして、それらの内容等も  
精査をいたしまして今回ポスターの部分だけが、  
名寄第1選挙区については119カ所の掲示場が  
ございます。風連町は30カ所の掲示場というこ  
とで、非常に掲示ポスターの開きがございまして、  
単価の見積もりをとったところ非常に差が出てき  
まして、現在名寄市で持っていますプラス14万  
8,200円では負担が出てくるということで、こ  
のような形で今回に限るということでの改正をさ  
せていただいた上程になってございまして、その  
他の部分についても検討した結果で今回ポスター  
掲示場だけの改正ということになってございま  
す。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） ポスターの件につい  
ては、先ほどのちょっと市長の説明で聞きづら  
かったものですから、具体的に名寄市のポスターは  
幾らで、風連の第2選挙区は幾らなのか、ポスタ  
ー額について正確にちょっとお答えいただきたい  
と思います。

それから、一般論で言わないで、ほかの公費負  
担制度はどういうのがあるのだと、それはおおむ  
ねどれぐらい出るのだと、こういうふうなのがわ  
かればひとつお知らせをいただきたいと思いま  
す。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 2点の御質問にお答  
えをさせていただきます。

1点目の1枚当たりの単価、具体的にというこ  
とでございすけれども、名寄市の場合は1枚当  
たり1,735円ということになります。風連町  
の場合30枚でございまして、6,157円という  
ことで大きな開きがございす。

なお、二つ目の質問にありましたその他の具体  
的な内容についてということではありますが、現在  
その部分についての手持ちの資料ありません。条  
例を見ていただければということになりますけれ  
ども、後ほど条例等で確認をいただければと、こ  
のように思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございま  
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いた  
します。

お諮りいたします。本件については、委員会付  
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異  
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま  
した。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第4号  
名寄市都市計画税条例の一部改正についてを議  
題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 提案の前に、一部ミス

プリント等がございました。字句の追加、修正をおわびを申し上げます。

議案第4号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

都市計画税は、都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内の土地及び家屋の所有者に対して課する目的税であり、また都市計画法でいう用途地域は住居地区、商業地区、工業地区等市街地の土地利用を定めるもので、将来の市街化を見据えて適切な都市機能及び良好な生活環境を確保することを目的に定められております。

旧風連町は、旧風連町都市計画審議会を経て、北海道との同意協議後、平成18年3月24日に用途地域の指定を行いました。合併協議会におきましても議論されておりましたが、用途地域指定後は次年度に指定された地域に都市計画税を課税することになります。風連地区の課税区域は、名寄地区の例により、指定された用途地域及び農業振興区域内の農地を除く都市計画事業の整備区域となりますが、本件は課税区域の特定により用途地域以外の風連町の西町、北栄町、緑町及び字豊里の各一部を課税区域にしようとするものであります。また、同都市計画税の税率は、土地及び家屋の課税標準額の100分の0.3であり、従来の固定資産税に加え、所有者に課税されることになります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） お尋ねをしたいのですが、都市計画の条例が提出されたわけですが、まず1点目には合併協定書の中には、2ページの地方税の取り扱いというところの都市計画税については、風連地域については用途指定の問題もありますけれども、平成22年までに調

整を図るということでございます。当然この合併の前については、この言葉よりも平成22年ころまでに一つはこういう条例や何か制定があるかもしれないという、暗に先送りをしたような御説明がかなりあったと思います。これがまず1点で、私たちがこの条例が提出されるという話をお聞きしまして、風連地域において私たちの凜風会はこの状態は住民に十分周知しているかと、住民に理解を求めているのかということに對しましては、4年前ごろにちょっと説明をしたのだと。そしてまた、ことしも説明したらほとんど人数が集まらなかったと。この指定地域の中に私自身土地も持っていますけれども、私にも通知は来ていなかったという御指摘をしましたら、それは忘れていたと、今後において必ず説明をするからと。ですから、当然この条例が出される前にはこれに該当する方々に親切に説明があったという理解をしているのですけれども、住民は説明ないと言っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

合併協議の中での御質問でございますけれども、これにつきましては議員もおわかりのとおりだと思いますけれども、農村モデル事業の補助を受けている関係からということでの一定の規制がございました。それに対しまして道との協議の中で、その規制は適用除外できるということでありまして、旧風連町におきましては都市計画税の審議会を経て、3月24日に道の告示が出されたと。合併前の旧風連町で行ってきた部分だということでございます。それに伴いまして用途地域が指定がされたということになります。指定と同時に都市計画税法の中では都市計画税を課税をすると、このように条例の中でなっておりまして、翌年度からの課税ということで、19年度からの課税と、このような税法上の取り扱いで、指定がされたということに伴っての都市計画税の課税ということ

であります。

それで、旧風連町の住民の皆さんに十分な説明がされていたのかどうかということでございますけれども、それにつきましても旧風連町におきましては都市計画区域の計画の作成の手續に関する条例の制定ということの条例制定をしながら、それにに基づきまして一定の住民周知を図っていくと。もちろんそれについては、説明会も開催をしているということで聞いておりまして、全市民がそのことを知っている、知らないかということについてはそれぞれ受けとめがあると思えますけれども、行政上の手續の上では住民に縦覧なりの期間なりを設けながら、周知を図っていたということで認識はしているところでありますけれども、市街地における高度化の部分ですとか防火対応の住宅の部分ですとか、用途地域の指定に伴っていろいろ規制がかかる部分についての説明については若干不十分だったということでさきの議員協議会の中でもお話をさせていただいておりまして、それらについては年内に対象の住民の皆さんに説明をするということでお話をさせていただいているとか、担当はこれ所管が違いますけれども、あわせて風連地区における広報「風」ですか、それらについても都市計画税の課税についての広報をしっかりしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 事務的にはきちんとやったのだよと、周知がされているはずだと多分理解をされていると思えますけれども、一般の方はそう理解していないのが私たち議員地元を回っていますとその話が聞こえてくるわけです。それで、これは公式ではないのですけれども、凜風会という組織としても小室助役さんと話しして、その後早急にやると、そういう説明をするのだということでも私たちはこれまで待っていたわけですがけれども、それが行われていない。私は、特にこのこと

を言いたいのは、お互いにこれから総合計画を立てるにしても、今後住民の方々と一生懸命協働でやるという姿勢の中で、お互いに情報を共有しなければならぬだろうと。そういう情報が発信されないで、きょうの議会で提案をする。いわゆる追認をしろというような考え方はいかがかと思うのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど総務部長よりあったとおり、地域住民にはきちっとしていこうということは今も変わりございませんし、年内にやる予定を組みながら、今日程の調整をしているところでございます。

先ほど言ったとおり、地域の方が呼びかけても来ない部分があったものですから、その後チラシを配って周知したというのが現在までのところに来ているわけでございますが、その段階で都市計画委員会等の意見を聞きながら設定になったということでございますし、その中で理解がされていないということであれば、先ほど言ったとおり12月をめどにやっっていこうということで、内部で今日程の調整をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうしても理解ができないのは、この施行日は来年の4月1日から施行しますよと。きょう12月1日に議案で提出をしているということで、その後説明して、住民の理解を得られるという小室助役の自信を私は見ましたので、十分見ましたので、トラブルのないようにひとつやっってください。答弁は結構です。

○議長（田中之繁議員） 川村正彦議員。

○29番（川村正彦議員） 関連してまたちょっと質問させていただきたいのですけれども、まず一つ目は第2条です。ここで今提案されています第2条のところ、これ納税義務者等ということで規定をされているのですが、この中に用途地域並びに緑丘とか旧名寄市の地名が出てきて、徳田の



後に風連町西町、北栄町、緑町、豊里の一部というように風連に課税することによって変えていくということの御提案でございますが、例えばこれ風連町でいいますとここに出てこない本町、南町、大町ですか、仲町もそうでしょうか、こういうところは用途区域というくくりがあるからここにあってのせていなくていいのかと、その説明をちょっとまずいただきたいのと、それから2点目でございますが、今宮田議員からも御質問があったようでございますが、旧風連町民にとってはこの都市計画税というのは全く新たなその仕組みや中身もわからない税で、旧名寄市民の皆さんには長年親しんで、御理解も一定程度出ているのだろうというふうには思いますが、旧風連町にとっては合併してマイナス負担といいますか、負担がふえる一つの要素だという受け取り方をどうしてもしてしまうものですから、なおさら住民の皆さんに親切な説明なり、わからなかったらいろんな手段で一定の理解を得て、そしてこれも確かに合併して負担はふえるけれども、必要なことなのだという御理解をいただくのがまず先でないかというふうに考えるので、重ねて、恐縮でございますが、御答弁をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回追加といいたしでしょうか、西町、北栄町、緑町、字豊里、その部分でございますけれども、この部分は、基本的に都市計画税が課税になるというのは用途地域を指定した地域には課税がかかります。ですから、用途地域した地域の皆さんのところはここに追加してございませぬ。当然課税がされるということでございます。それで、今回この加えた部分につきましては、都市計画区域内を指定をしております、その用途地域以外に区域となっている部分です。具体的にお話ししますと、下水道の供用開始をしている一部地域については、用途地域以外ですけれども、都市計画税は課税の対象になりますよと。また、都市計画区域でありますけれども、農業の

農振地区については適用外ですと、このように課税をしていこうと、そういうことでございます。

それと、新たに風連地区につきましては都市計画税が課税になるということで、課税対象区域の住民の皆さんには確かにこれまでなかった税が課税になるということでの税負担の重さというのを感じられるということで私も感じますけれども、これは一つには都市計画税、目的税でありまして、良好な都市環境をつくっていくという、それらの税についてはその整備等に充てていくということをして住民説明会の中でもパンフレットをつくって、一定の住民周知を図ってきているということで確認をしているところでありますけれども、先ほど申しましたように広報なよろ、さらには風連地区の風においてもそのような都市計画税の目的なり、税の負担についても理解を求めるような広報をしっかりとしていきたいと、このように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 直接この税とは関係ないのですが、合併間近に急に風連町で用途指定をしたものですから、多少事務的にも対応が十分でなかったような感じがするものですから、なおこの税の導入も含めて都市計画区域の用途指定、これについても関連して、私のところに昨年の暮れでしょうか、私のところは商業地域なのですが、ここでおたくの倉庫、店舗が不適格建造物という1片の通知をいただきまして、これしか入っていないものですから、ただし下の方に若干の説明がありまして、そのまんまいいのですよと、今度増改築するときには建築基準法で一定の制限がありますよと、こういうようなことがあるのですが、私のところにもこれ紙1枚ぽつと来て、わからないところは聞けばいいのかもしれませんが、やっぱり住民の戸惑いはどうしてもぬぐえないと思っておりますから、今後さらにこの税金だけではなくて、都市計画の用途地域を指定したことの住民の皆さんへの

影響をもう少し親切に理解を求める、理解していただく努力をすべきではないかと思いますので、重ねてお願いしたいと。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 本件につきましては、どうしてもやはり合併前の作業と、それから合併後の作業と、この二つに分けて考える必要があるだろうというふうに思っています。今御質問の中でも触れておりましたけれども、合併前、旧風連町としての用途地域を制定をしたと。それに伴う例えば都市計画税の部分、それから建築基準法の問題、さまざまな問題を住民説明会を昨年7月に行いますと、合併前ですから。したがって、それまでの間に、税に関して特に重要ですから、どういう扱いになるのか結論を出そうということで、合併協議会の中では既に御存じのとおりこれはどうしても19年からかかるのだと、何とかいろいろと協議をして、不均一課税の方法はないかということで北海道なんかとも協議をいたしましたけれども、やはりどうしても現状では無理だということで、法どおりそれでは都市計画税は課税になるということで、住民説明会の前までに何としても結論を出そうということで鋭意努力をいたしました。そのことに基づいて、私どもは旧風連町としての一定の作業はしていただいているというふうに思っております。

そして、合併した後のことにつきましては、その作業過程を経て、それでは次に今条例を提起しておりますとおりにこれに向かっての作業を進めてきたわけでありまして、その合併した後の作業として、その合併前の作業を引き継いできていますから、その不十分なところがあるよという御指摘だというふうに思っております。先ほど小室助役からも話をさせていただきましたけれども、住民の皆さんに合併前の作業、合併後の作業ということも含めて丁寧な説明をせよということでもありますので、時間的には非常に窮屈でありますけれども、ぜひ説明をさせていただきたいというふうに

思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第9 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年完成する南水泳プールは、加温式で、25メートルプールと幼児用プールが併設されており、本市では初めての屋内プールであります。屋根には合わせガラスのトップライトを使用し、室内の熱効果を高めます。また、管理棟には男女採暖室、ミーティングルーム及び多目的トイレを配置しております。

本件は、老朽化及び利用者の減少などのため、昭和42年に開設した西水泳プールの用途を廃止し、新たに建設される南水泳プールの利用期間及び利用時間を定めようとするものであります。ま

た、同プールが加温式の室内プールになることから開設期間が長くなりますが、維持管理の点検が必要となりますので、休館日を他のプールと重ならない金曜日の午前中に設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

工場等設置費補助金及び環境緑化整備事業費補助金について国及び北海道の補助を受ける場合には、企業の自主、自立の原則的事業展開が損なわれないよう、投資額基準率に配慮した名寄市企業立地促進条例取扱要領を定め、対応をいたしました。本件は、同取扱要領で定めている基準について本市における工業の開発促進及び企業の立地を促進するため制定されている名寄市企業立地促進条例におきまして整備を行い、より明確にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） この名寄市企業立地促進条例というのは非常にすばらしい事業でして、住民の方も非常に関心を持っているわけですが、言わせてみればここで条例を一部改正するというのは、今まで条例等を書いていないで、改めてここで直すという今回の条例の提案の理由だと思います。当然のことを条例に書いてある、それをまたパンフレットや何かに書いてあるのは、すべて3割の補助をするという項目の中に今まで国、道の補助金のことが一切触れていなかったわけです。今回は、そのことの今まで30%をある意味では15%、半分にしますよということだと思っておりますけれども、ここで市長にお尋ねしたいのは、この条例が制定されて今日までどのぐらいの補助を受けた方がいて、そしてそれは当然15%で、いわゆる要領か何かでやられたということなわけですが、本来は条例のとおりやるのが地方自治法で決められた中ですので、これが今回15%というのは今までのことが間違っていたと、今回こういうことで改めたいということであるなら、今までの補助を受けた方々にも謝罪する気持ちはあるのかないかお尋ねしたいです。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私の方からちよっとお答えを申し上げたいと思いますが、既に平成15年4月から取扱要領ということで適用させていただいております。既に補助を受けている方がいらっしゃるかもしれませんが、今お尋ねにありましたように国及び道の補助を受けた企業はあるのかというお尋ねでございますけれども、これは今のところございません。補助を受けているのはございません。したがって、市の単独の補助で今まで推移してきているということで御理解をいただきたいと思っております。

後段お話ありましたように、このことにつきましては先ほど説明の中でも申し上げましたように

明確に市民の方々にやっぱり指し示したいということでございまして、その分を国、道の補助を受けた分につきましては、こういうふうな率で支援をさせていただくのですよというようなことをはっきりと明記して、お知らせをしたいということがねらいでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第7号 上川北部消防事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 上川北部消防事務組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行されることに伴い、収入役が会計管理者に改められるため所要の変更をしようとするものであります。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

現在名寄地区衛生施設事務組合議会の議員定数は10名となっておりますが、本件は本市からの選出議員を1名減の5名とし、同議会議員定数を1市2町で合計9名にしようとするものであり、また本年6月7日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が来年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更をしようとするものであります。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第13 議案第9号 財産の取得及び処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第9号 財産の取得及び処分について、提案の理由を申し上げます。

平成15年度から事業推進をしております畜産担い手育成総合整備事業の実施期間中に財団法人北海道農業開発公社が設置する施設の取得及び処分にかかわる予定価格が2,000万円以上となる場合は、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会に提案することとなっており、平成15年第3回名寄市議会臨時会で議決をしていただきました。本件は、同事業量の増に伴う新たな財産の取得及び処分を行うため議会の議決を求めるものであります。

財産の取得及び処分の内容について申し上げます。同公社から本市が取得する財産につきましては、受益農家にかかわる畜舎施設1棟及び家畜排せつ物処理施設2基で、事業費から補助金を差し

引いた1億1,765万8,000円が取得予定価格となっております。

処分する財産につきましては、契約に基づく受益農家にかかわる畜舎施設1棟及び家畜排せつ物処理施設2基で、受益農家に売り払いいたします。処分予定価格は、事業費から補助金を差し引いた1億1,765万8,000円となります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後1時30分

○議長(田中之繁議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第10号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年6月議会の平成18年度名

寄市一般会計予算におきまして議決をいただきました小学校情報機器整備事業にかかわるものであり、平成11年度に市内小学校に導入した情報機器一式が老朽化したため更新する情報機器一式を取得しようとするものであります。

取得しようとする情報機器一式は、児童用デスクトップパソコン、プリンターなどで、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、5,733万円で取得します。名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 小学校情報機器の取得について概要を申し上げたいと思います。

市内の小学校11校に配置されております情報機器のうち、旧名寄市7校、旧風連町1校の情報機器につきましてはともに平成11年度に整備したものでございまして、導入から既に7年が経過し、老朽化が進んでおります。また、配置されている情報機器のハードディスク容量や基本ソフト、ウィンドウズ98が総合的な学習の時間におけるインターネットを活用した調べ学習等の補助教材の閲覧等における最近の高速通信網に対応しておらず、少なからず授業に支障を来す状況が出てまいりました。このため小学校8校の情報機器を更新するため、ことしの5月から小学校の情報担当教員による小学校パソコン整備検討委員会を立ち上げ、小学校における情報教育の現状を分析し、情報機器の整備の方向性や内容について議論を重ね、整備する内容をまとめてまいりました。

今回の整備の概要ですが、児童用デスクトップパソコンを140台更新するとともに、教師用ノートパソコン81台を更新、34台を増設するものでございます。また、周辺機器としてプリンタ

一の整備や最新の授業支援ソフトウェアを導入し、パソコン室で教師側のパソコン画面から児童用パソコンの作業状況を確認できるように配慮し、情報教育における機器類の有効活用を積極的に図ることを基本といたしました。加えまして教育上有害な情報などへの接続防止ソフトも導入し、児童に対する情報教育の健全育成にも配慮してまいります。職員室における教師用情報機器につきましては、ネットワークで登録した教員以外は情報の閲覧ができないようにするなど、情報の共有化や効率化を図りながら、情報漏えい防止やセキュリティ対策も強化しております。これら情報機器の整備を北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、整備しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま提案されました小学校におけるパソコンの問題について素朴な市民の声も含めてちょっとお尋ねしたいのですが、まず教員は今ノートパソコンというふうに言われましたけれども、生徒も同じくノートパソコンなのか、それともデスクパソコンなのか。

それと、このパソコンを使って、教科の中で活用している時間数はどの程度か、ちなみに1週間当たりでいいのではないかと思うのですけれども、あるいは1カ月単位でお知らせをいただきたいと思えます。

さらに、この機器の耐用年数です。7年たったのだけれども、もう相当今の情勢に合わない、こういう説明で今回更新するというのでありますから、もうパソコンの世界は本当に速いスピードで変革されておりますから、耐用年数をどの辺に置いているのか。あるいはまた、今まで使っていた古いパソコンがあるわけですが、その処分をどういうふうにしていくのか。

そして最後に、今回この北海道市町村備荒資金組合からということなのですけれども、ここに決めたメリットはどういうふうなことがあったのかひとつお知らせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まず、第1点目のパソコンの種類でございますけれども、児童用はデスクトップ型でございます。

それから、時間数ちょっと今あいまいにお答えしても申しわけございませんので、調べてお答えしたいと思います。

耐用年数は、たしか6年でなかったかなと思いました。

処分の方法なのですけれども、以前もこれにつきましてとはたしか業者さんに引き取ってもらったのでなかったのかと……ちょっと確認いたします。

それから、備荒資金をなぜ利用したかということなのですけれども、金利の関係で、リース資金を利用いたしますと金利が安く、今で2.5%ぐらいというふうに聞いております。備荒資金を利用することによって0.9%の金利で借りることができるということで備荒資金を利用しております。

以上、時間数と処分方法については、今調べてお答えいたしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 今の時代ですから、小学校の時代からパソコンに親しみ、そしてまた積極的な活用を図るということは理解しております。

それで、例えば11校あるというのに今回は8校だけということは、あと3校についてはもう終わっているのかお尋ねしたいのです。それと比較して、今回ののは金銭的にも相当いいのか。すなわち、もっとざっくばらんに1台当たり幾らのパソコンなのか。すなわち、リースということでありましてけれども、リースでもいいのですが、1台当たりどれぐらいというふうに見ているのか。生徒の140台のデスクパソコン、1台幾らのものか、

あるいは教員のノートパソコン、1台幾らのものか。これはしたでないお金ですから、欲しい一般市民の方もなかなかちょっと買えないのだという声もありますけれども、決して安くないわけで、どれぐらいのものか。だから、一定年数がたったときにその処分をどうするのかというのも一つ大きな課題で、今市場の中には結構中古パソコンや何か安く出回っておりまして、それは修理をしていこうということなのですが、そういう場合に大量に余り使っていないで、そしてこの使用済みの年式の古いものを買い取って行って、補修をして売るというのですか、こういう形も含めたいろんなことありますし、また今リサイクルの時代にありますから、そういうふうな面での活用なども含めた問題もあるものですから、処分は何か業者に引き取ってもらうでしたか、具体的にどれぐらいのお金でどうなるのか、対応の内容もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

これ教育部でわからなければ、総務部長の方でもいいのですけれども、庁内にも非常にパソコンがいっぱい光ファイバーというのを回線の中でずっと配置されておりますけれども、これらの1台当たりと比較してどうなのか。例えば職員の皆さんはノートパソコン持っておりますけれども、そのノートパソコンと今回教員の買う、配置されるといいますか、ノートパソコンの価格はどうか。同時にどこから買うのかと、今度は。取得の相手方を備荒資金組合というふうにすると、備荒資金組合から買うと、こういうことになるのですけれども、しかし今そのメリットは何かといったら金利が安いからと。しかし、大もとのパソコンは一体幾らなのかと。これはもう入札でいろいろ問題があるように、多くの台数を買ってもらうために破格の値段で落とすだとか、いろいろなことを聞くだけに、やっぱりこれだけ大きな台数、5,700万円ということなものですから、そういうふうな面、この機会なものですから、トータルで名寄市役所の職員の間でも配置しているパソコン

などなどについてもお知らせいただきたいと思  
います。

それから、これだけの高価なものですから、や  
はり扱い、管理、それから盗難の心配、故障した  
場合にはどうなのか、こういうふうなことも含め  
ていろいろ危惧があるわけなのですけれども、そ  
こら辺もこの際ちょっとお知らせいただきたいと  
思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 何点かお尋ねがあり  
ましたので、お答えをさせていただきますけれど  
も、まず1点の備荒資金組合の利用でございます  
けれども、斉藤議員も御承知だと思いますけれど  
も、備荒資金組合の譲渡事業というのがありまし  
て、名寄市もその備荒資金組合に加入をしてござ  
います。それで、大きく自治体でこのようなこと  
の機器整備等についてその備荒資金組合の譲渡事  
業を活用するわけでありますが、先ほど今部長が  
言ったように譲渡資金を使うと0.9%ぐらいの年  
利率であります。一般リース会社でいきますと、  
先ほどお話があった2.3ないし2.5ということ  
でありまして、契約につきましては名寄市と備荒資  
金組合との契約、そして備荒資金組合と機器を納  
入する会社との契約、さらには市とリース会社と  
いまいしょうか、機器の会社と3者契約になりま  
して、一括備荒資金組合を通じて名寄市に今言っ  
た百四十数台のものが納品されると。それに基づ  
きまして、うちの方は5年の償還で備荒資金組合  
にお支払いをしていくと。その制度を利用して、  
今回有利な利率の中での機器整備を図っていくと  
いうことでの対応でございます。

それと、一般職員のパソコンの機器がどのぐら  
いで、教育委員会で見童生徒が使うのがどのぐら  
いの差があるかというのは、ちょっと比較する資  
料を今持っておりませんが、今回総務費の  
関係で一般会計の補正予算を計上している中では、  
財務会計システムに伴う会計室に1台パソコンを  
購入しますが、今回補正させていただいて

いる部分につきましてはおおむね23万何がしと  
いうことでございまして、学校で使うパソコンと  
財務会計等とそれぞれシステムの中での構築して  
いる内容等に違いがあると思いますので、一概に  
比較はできないのかなというふうに思っております。

なお、うちの方で対応が一定程度できまして、  
今全庁的に1人1台のパソコンの配置をやっとす  
ることができました。それに伴ってデスクトップ  
のパソコンの処分については、単なる処分という  
ことではなくて、有効に活用できる部分につい  
ては利活用しようということで、それぞれ今会議  
室等にパソコンの配置をしまして、全体的な庁内  
的な各種行事ですとかグループウェア上に入っ  
ている会議室の空き情報ですとか、会議室等にそれ  
らの配置をしながら有効活用をしていこうと、こ  
のように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 処分の方法でござい  
ますけれども、NPO法人の方で処分をやってお  
りまして、名寄市からは送料だけを負担すれば無  
料で処分してくれるという方法で過去のパソコン  
の処分を行っております。

それから、今回整備しなかった3校のパソコン  
の整備状況なのですけれども、2校につきましては  
平成14年度に整備をしております。それから、  
1校につきましては平成17年に整備してござい  
まして、そのような関係でまだ比較的性能がいい  
というようなことで、一応予定では今後平成20年  
と22年にその3校については整備をしていき  
たいという予定でございます。

それから、1台当たりの価格なのですけれども、  
総額で契約をしているものですから、パソコンの  
ほかハードディスクとかソフトとかいろんなもの  
が入っておりまして、厳密な意味ではちょっと1  
台当たりの価格は出かねる状況でございます。た  
だ、この金額でパソコンとしては教師用、それか  
ら児童用合わせまして255台の整備ということ



ですので、逆算して、ハードディスク等があるものですから単純にはいかないですけれども、1台当たり20万円以下ではないかというふうに思っております。

それから、時間数ですけれども、使用時間数、総合学習とか生活とか図工とかいろいろなものに使ってございまして、第1学年では年間26時間、第2学年では28時間、第3学年からはふえまして年間81時間、4年生は116時間、5年生は168時間、6年生は194時間というような計画で使っております。

盗難、故障につきましては、盗難につきましてはこれは学校の警備で、パソコンだけが特に盗難対象ということではなくて、学校の警備の中で全体で盗難に遭わないように考えておりますけれども、故障につきましてはこれを入れた業者さんと即連絡をとって対応できるような形でこれからも対応していきたいと。一たん故障いたしますと、しばらくの間使えなくなるというようなことはないようにいたしております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 入れたころですから11年ごろでしたか、名寄市で小学校にパソコンを導入をして、今の情勢に合った教育を進めていくのだと、こういうふうなことで大きくPRもして導入が始まってきたものですから、これだけ一定の年数たてばパソコン教育におけるいろいろな有利な面や、あるいはまた管理上の課題だとかいろいろあるのではなからうかというふうに思っていたものですから、ちょっとお尋ねしたのですけれども、やはりこれだけ活用しているパソコンに当たって、なかなかわからないというのがちょっと私はわからないのですけれども、例えばノートパソコンなんか20万円もしたら高いと思わないですか。これだけのたくさん、255台なのです、入れるの。はしたでないのです。そうなってきた場合に、名寄市全体で財政問題がどうだとやら、あるいはいろいろな物品を購入する場合には有利

な、あるいはもっとというようないろんなことを課題で論議しているわけです。ですから、これだけのものを購入するに当たっては、確かに5月から検討してきたというのがありますけれども、やはりそういう担当と同時に財政問題や何かも含めた担当と十分協議もされて、あるいはまた14年、17年に購入したときと比較してどうなったのか、そしてまた名寄市全体でも今いろいろな職員も持ったりなんかしているわけですから、そういう面で有利というか、語弊ありますけれども、できるだけやはり使うものを皆さんに安く、そしてあと使い勝手がいいものにしていこうではないかとか、いろいろなのが出てくるのではないかというふうに思うものですから、そういう面ではあえてこの機会にいろんなことも知ろうということでお尋ねをしているのですけれども、そういう点では総務、財政部などとも含めて、こういう備荒資金でこれだけの台数をやる上では管理運営上も非常にいいのだと、こういう結論に教育部としてもなったと思うのですけれども、あわせて全体を見ている市の方としてもそういう面での合意がとれて、どういう面でこれはいいのではないかというふうになったのか、最後にひとつお知らせをいただきたいと思います。

時間数もこれだけということですから、相当使われたと思うのですけれども、この間7年の間で何かパソコンが故障したとか、あるいはこのパソコン室をちゃんと管理をしておくとか、すなわち寒かったりなんかする場合に故障の原因だとかいろいろな課題があったのですけれども、そういうふうなのが今回それぞれ配置される学校では従来と同じような形でパソコンの部屋を設けて、そういう管理をしながらやるのか。しかし、今でしたらいろんな家庭でほとんど持っていますから、また新たな展開になったのか。平成11年のときはまた違った今時代になってきているものですから、どういうふうな形でこれら機器が十分に管理もされ、運用されていくのかお知らせをいただき

たいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほど答弁漏れがございました。納入業者につきましては、これは市内業者で入札を行いまして、10社で入札を行いまして、その結果名文堂さんが落札したということで、名文堂さんと備荒資金とで契約して、名寄市は備荒資金と契約するというような形の3者契約になってございます。

それから、今回の整備によりまして、40人学級を対象にしておりますので、大体子供2人に1台のパソコンが当たるというような感じになっております。ですから、パソコン教室の方では20台と教師用のパソコンを配置するというような形になっておりまして、最低でも2人に1台、1学級の人数が40人というのは余りございませんので、三十何人かというようなことですので、1.何人かで1台を操作するというような形になってございます。

それから、パソコン教室の管理でございますけれども、これはパソコン教室ということで一つの教室を使ってございます。ですから、使われなようなときについては当然施錠等の管理も行いますし、寒さによってパソコンが故障するというような話はちょっと私は聞いてはいないのですけれども。前よりも今回は、高速通信網に対応がなかなかできないというようなことで、補助教材等ネットワークで活用したくても反応が遅いというようなことで、それで今回新しいような仕様で対応して、このように発注しようとするわけなのでございますけれども、これについては先ほども言いましたけれども、情報担当教員がこれからの小学校の情報教育をどういうふうにするかということで5回にわたっていろいろ検討しております、仕様を。そして、それに合うような形で納入していただける業者を、こういうような形で納入していただきということで仕様書を出しまして、それに基づいて10社の方が応募してくれたという形で

ございます。管理については、せっかく入れた高価なものです。十分これは故障のないよう常に気をつけて管理をしていきたいというふうに思っております。

それから、パソコンの値段ですけれども、先ほど私のおおむね20万円以下でないかということでお答えしたのですけれども、1台分に換算すると大体15万円相当だそうでございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） これらについては、入札等については私の方の所管の中で担当しておりまして、競争入札によって一定の予定価格の中で入札をした結果、今言った業者に落札という形でありまして、それらについてはよりいいものを安くということの観点で予定価格を設定した中で競争入札で落札をさせていただいているものでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） わからないから、もう一つ教えてください。今回備荒資金組合から購入したという、相手先になりますけれども、名寄の方でいろいろな入札行為をして、その責任分担というのは、故障があるとかいろんなクレームがあるというのは備荒資金にするのですか、それとも落札された名文堂さんですか、どっちなのですか。この辺はつきり教えてください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） これは、落札した業者ということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） たまたま備荒資金という資金を借りるから、そちらの方で入札して、ここをトンネルにきなさいよと。これは農協ですか、よく十勝の方で独禁法に触れるような、ひとつそこでやるのだから、ここを通しなさいよという、何かそういうことがあってこれやっているのですか。それとも単なるこういう入札行為を全部やって終わったものを備荒資金が購入して、そして名

寄に売りますよということになっているのか、その辺どうなのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 備荒資金組合と業者との契約が一つあります。それで、備荒資金組合に納品がされたということで、それから備荒資金組合から名寄市が受け取ると、譲渡しますと。それによって備荒資金組合に名寄市は5年間支払いをしていくということでありまして、さらに備荒資金組合と落札した業者との契約行為が発生すると、そんな形でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） もしクレームだとか故障だとかというのあったときには、あくまでも名寄市として財産を取得したわけですから、この関係は市と備荒資金との間の中で、名寄をAとします。備荒資金をBとします。落札した業者をCとします。CとBとの関係は、AとBとの間の中に条件に、契約や何かにきちんとうたわれているのですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） A、B、Cそれぞれで契約をしております、トラブル等の発生するときには業者がその対応に当たるということになります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 聞く予定はなかったのですけれども、今のやりとり聞いていて、これの保守委託、いわゆる端末の環境整備だとかLANの構築関係についてもこの中に全部含まれているということで理解しているのかどうか、1点。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 今回の購入の中には、ソフトの導入とLANの構築とすべて入っていると。それで、LANはもう既に構築されておりますので、その修正が若干あるというふうに推測されます。

なお、先ほどお話がありましたのは、3者契約

はきちんと結んでいるということでありますので、漏れのないようにきちっと契約を結んでおりますので。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） そうすると、これから業者さんとの保守委託、管理関係については、全く別契約ということになるのか。別契約であるとするれば、また新たにどの程度毎年維持管理にかかるのか明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。調べて後でお答えしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時08分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大変失礼いたしました。

保守点検ですけれども、5年間の契約ということに業者との間でなっております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、提案の理由を申し上げます。

国の医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の方等を対象として新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなり、同制度では後期高齢者の事務を処理するため、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けることになっております。同制度の運営に当たりましては、財政の安定化及び広域化を図るため、広域連合が医療給付や保険料の決定などの財政運営を行い、市町村は保険料の徴収やいわゆる窓口業務等を行うこととなります。広域連合は、平成18年度末までに設けることとされておりますが、広域連合を設けるためには市議会の議決により北海道後期高齢者医療広域連合規約を定め、知事に同広域連合の設置許可を受けなければならないことから、本定例会におきまして議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま提案されました条例について市長の方から甚だ簡単な提案説明であります。しかし、この内容は、御案内のようにこの6月の国会で制定されまして、75歳以上の後期高齢者と、こういうふうに言うのですけれども、75歳以上の人たちがすべて対象と、こ

ういうふうになるわけでありませう。

問題は、なぜ今ここにきて75歳以上を分けてこういうふうな体制を、あるいはシステムをつくるのか。そしてまた、その内容はいかがかと、こういうことが非常に大きな関心があるわけでありませうけれども、それらについては全然説明がなかったのですけれども、どういうふうにしてその点押さえておられるのか、まずその点からひとつこの目的、そしてその内容、どういうふうになっていくのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 新たな後期高齢者医療制度の創設ということで今回御提案をさせていただきますけれども、平成19年度から団塊の世代が徐々に退職をしていくということで、前期高齢者は当然ふえていきますけれども、10年、20年後を見据えますと、非常に後期高齢者も大きな割合を占めていくということがございます。現在70歳以上老人保健制度ということで続いてまいりましたけれども、平成15年から1歳ずつ年齢を引き上げまして、平成19年10月には老人保健制度につきましても75歳以上が対象になるということがございます。

こうした背景の中で、今齊藤議員おっしゃったようにことしの2月に健康保険法の一部を改正する法律が提出されまして、6月に成立をされたということがございます。こうした国会の流れも受けまして、この5月には全道の市町村の代表といえますか、市長さん、それから町村長さん、そうした方々が事前のそうした準備委員会に至るまでの幹事会、そして担当職員によるワーキングということで、種々この制度の部分につきまして協議をしてきたということがございます。8月に入りまして、25日には準備委員会を立ち上げたということでもあります。そして、この中では、この法の改正の中で都道府県がそれぞれ広域の後期高齢者の連合会をつくるという法律に基づいてその準備をしてきたということでもあります。10月に入

りまして、北海道では第2回の準備委員会を開きまして、その中で規約あるいは負担金等の協議を進め、11月2日に全道の市町村長に対してこうした規約を12月の議会に提案していただきたいということでございます。この12月の議会の提案の後、全道の市町村がこの議会の議決を終えたときに北海道知事にあて許可申請を求めるということで、こうした流れになっております。

議員おっしゃるとおり、どうして今こうした後期高齢者医療制度があるのかというふうにおっしゃられましたけれども、こうした以前の老健制度の流れ、そしてこれから大量に後期高齢者等の人口割合がふえるといったことも含めて、今後安定的な医療制度を進めるということで、こうしたことが出てきたということでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま説明ありましたように都道府県単位にこの組織を、広域連合を設置していくと、こういうふうなことで、何か高齢者の部分自治体から外れるのではないかと、こういうような誤解を与えるような内容でありますけれども、問題は75歳以上の、私どももいずれなるのですけれども、本当にその内容がいいのか悪いのかという尺度でやはり見る必要があるのではなからうかと、こういうふう思うわけで、できればこの制度による内容はということもお尋ねしたところでありますけれども、余り詳しくは説明ありませんでした。

私どもいろいろなお話を聞いたりしてまいりますと、結局部長は安定的な医療制度のためにと、こういう言い方をされたのですけれども、実はもう一つ言葉をかえまして、適正な医療費の支出、医療費の適正化と、こういうことを盛んに政府は言っております。すなわち、高齢者になるほどお医者さんにかかる率がふえ、医療給付費がふえているのだと。これをわかりやすく言うと削減をしたいということが大きな命題というふうに言わざ

るを得ないのです。その一つにして大きな問題になっているのは、診療報酬をこの一般の人と後期の人と別建てにしていくと、こういうふうになっておまして、早い話が75歳以上の人たちは診療報酬は定額制にしていくと、こういう内容が含まれているというのです。御案内のようにいろいろな病気がありますから、あるいは入院も長かったり短かったり、それを定額制にするということは医療費の削減そのものなのです。ですから、やはりそういうふうな問題が明確にあります。

さらにまた、働く人たちにお年寄りや長生きをして医療費がかかるという怒りを、早い話怒りを助長するために分断政策として働く労働者の保険料の支出の中に一般保険料と特定保険料というふうに分けて、私は自分のためには一般保険料として何ぼ払わなければならない、しかし高齢者のために特定保険料として何ぼ払うのだと、こういう仕組みがこの保険料の中に含まれてくると、こういうふう聞くわけであります。

ですから、定額制にして医療費を減らす、それに対して反対の声が起きても、それは我々だって一定こうやって担っているのではないかと、こういうふうな形で加入者の間に、国民の間にそういう分断を持ってくる、そういうおそれがありまして、まさに医療費を削減し、高齢者への医療差別に道を開く、こういうふう言っても言い過ぎではないと、こういうふう思うわけであります。これは市長の責任ではありませんから、言っておきませぬけれども。政府がそういう方針を決めて、自治体に押しつけているということなのです。

問題は、今度は保険料なのです。保険料をこれまた都道府県別に決めますから、おおむね北海道の場合はどれぐらいかという試算が出ているはずですので、それをひとつお知らせをいただきたいと思っております。そしてさらに、それを今度5年ごとに医療費の適正化計画ということを求めるようであります。そして、一生懸命医療費をかけなかったところは優良なところで、医療費のかかった県

は悪い県、だからというようなまたそこで差別が出てくると、こういうような従来の社会保険制度とはちょっと違った考え方の内容が含まれているというふうに私は聞いているわけでありませう。

さらにまた、特に名寄市でも国民健康保険税など議会で論議できる、そういう住民参加のもとでは当然なのですけれども、今度は北海道全体で市町村の代表、議会の代表、これで見ますと32人ですか、ごくごく少数で物事を決めていくという。そうなりますと、住民参加をこれもまた困難にしていくなかではあるのかと、こういうふうに思うわけでありませうけれども、それらの点についてどういうふうに考えておられるのか、この際お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 保険料の試算ということでちょっとお答えさせていただきますけれども、まだ確定ということではありませうけれども、今試算の段階の中では、新聞等の報道等もありますけれども、年間約8万5,000円ぐらいでないかということでございませう。ただ、これについては平成19年11月ごろにその保険料等の確定といひませうか、そうしたことが出てくるのではないかなというふうに思ひておひませう。

また、今準備委員会、あるいはこの広域連合会、少数の人数で決めていくのではないかといったそんな話もありませうけれども、これにつきましては、北海道市長会あるいは北海道町村会、道、そういったことでの相互の連携をとりながら、北海道全体を見ながら協議をしておひませうということでありませう。また、担当職員も含めてそうした協議をしておひませうということでありませう。

また、今後広域連合の議会といひませうか、そうした部分も32名ということでありませうのではないかといったようなお話もありませうけれども、これも各議会の定数といひませうか、そういった部分割り出して、80%、40人の80で32名といったような割り返しをしておひませうということでありませう。

おひませう。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 具体的な内容については、私の方から問題提起しましたけれども、それに関連しての答弁はありませうでしたけれども、これがどんどん知らされてくるにつけて、そういう問題点が明らかになっていくと思ひわけでありませう。特に年間8万5,000円、全国的に見て北海道の場合は1万円ほど高いようでありませう。しかも、これは年金から無条件に天引きすると、従来と同じく、介護保険制度と同じく差し引きが行われるわけでありませう。負担は間違いなく、しかし医療についてはそういう差別の可能性がありませうということでは、本当に高齢者の皆さん大変な苦渋が押しつけられるのではなからうかと、こういうふうに思ひわけでありませうして、提案をされた島市長に問題があるわけではないのですけれども、やはりこういうふうな住民いじめの施策を医療費の適正化の名のもとに医療費給付の差別の道を開くと考えられる広域連合の設置については私は賛成ができませんことを表明して、質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めませう。

これより採決を行います。

起立により採決をいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めませう。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第16 議案第12号から議案第14号までの専決処分した事件の承認について3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号から議案第14号までの専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、災害復旧費にかかわる専決処分であり、平成18年10月8日未明の低気圧による被害の概要は、市有林等の倒木被害で5,087本、2,900万円、営農施設等農業被害で224カ所、2,400万円、その他公共施設被害等を含め総額5,900万円を超えております。

平成18年度名寄市一般会計補正予算では、歳入歳出それぞれに1,940万3,000円を追加し、予算総額を186億9,483万5,000円に、平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算では歳入歳出それぞれに12万6,000円を追加し、予算総額を19億178万6,000円に、平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算では歳入歳出それぞれに60万円を追加し、予算総額を2,925万6,000円にしようとするものであります。

まず、一般会計の歳出につきましては、災害復旧事業費におきまして公共土木施設災害復旧費に398万円、文教施設災害復旧費に170万円、その他公共公用施設災害復旧費に1,332万7,000円、衛生費におきまして二つの特別会計への繰出金として39万6,000円を計上いたしました。主な事業は、風倒木の撤去費で1,193万8,000円、建物と設備の修繕費及び購入費で572万9,000円、ポンプ排水及び排水機場の運転手数料等で58万円となっております。

次に、同会計の歳入につきましては、立木売払収入で370万5,000円、全国市有物件共済会から建物共済給付金81万円を見込み、不足する財源は前年度繰越金を1,488万8,000円追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、下水道事業特別会計では名寄下水道終末処理場の風倒木処理費を計上し、財源は立木売払収入と一般会計繰入金で調整いたしました。

次に、食肉センター事業特別会計では、屋根修繕費を計上し、財源は建物共済給付金と一般会計繰入金で調整いたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第12号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号外2件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号外2件は承認することに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第17 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに6億3,518万1,000円を追加して、予算総額を193億3,001万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして合併特例振興基金積立金5億6,500万円の追加は、合併に伴う財政支援として許可される合併特例振興基金造成債11億7,000万円の2分の1程度を積み立てしようとするものであります。

3款民生費におきまして後期高齢者医療広域連合負担金15万7,000円の追加は、平成18年8月25日に準備委員会が発足し、平成19年3月からスタートする同広域連合の運営経費を負担するものであります。

6款農林業費におきまして農業振興施設等整備事業補助金2,730万円の追加は、五大農園株式会社を導入した製粉機、大豆豆乳化機械等農産物加工施設整備事業に対し、補助率2分の1以内で交付される北海道単独補助金を間接補助するものであります。

7款商工費におきまして道の駅整備事業費4,674万円の減額は、トイレ部分を先行して建設する予定でございましたが、関係機関と協議し、全体計画を見直し、翌年度に一括実施することにしたことによるものであります。

8款土木費におきまして市道除雪排雪対策事業費1,400万円の追加は、燃料単価の見直しと除雪車両の借上料を当初見込みよりも増額したことによるものであります。

10款教育費におきまして給食センター整備事業費1,750万円の追加は、名寄学校給食会及び風連学校給食会で協議いただいた温かい給食を提

供するためシャトルコンテナほか統合に伴い食器等を購入しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、市町村合併補助金を1,500万円見込み、収支の差額を財源留保しておりました前年度繰越金5,572万6,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、畜産担い手育成総合整備事業平成15年を変更し、市役所名寄庁舎清掃等業務委託料ほか17件を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、市有林造林事業ほか5件を変更し、合併特例振興基金造成債を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第15号の15ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費の地域活性化推進事業補助金370万円の追加は、コミュニティー助成事業助成金を財源に、名寄地区の南5区町内会に物置、テントを、また風連地区の北地区地域協議会には音響映像設備の購入費を間接補助するものであります。また、自治基本条例策定事業費28万円の追加は、庁内検討委員会を立ち上げ、アドバイザー招聘に要する費用を計上するものであります。

2項徴税費の市税賦課事業費37万円の追加は、風連地区の都市計画税課税区域図を作成する経費を計上するものであります。

17ページをお開きください。3款民生費、1



項4目市民活動費の生活安全推進事業費14万6,000円の追加は、赤色回転灯5台分、パトロール棒30本を購入する費用であります。

19ページをお開きください。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の小児救急医療支援事業補助金102万1,000円の追加は、補助対象日数が7日から26日にふえたことによるものであります。

21ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費のなよろ産米ブランド化推進事業補助金100万円の追加は、風連産ウルチ米をこめごころとネーミングして販売促進するための公募、パッケージ版代等の費用を支援するものであります。

23ページをお開きください。4目農業振興センター費の実証試験展示事業の542万2,000円の追加は、主としてアスパラ大苗供給にかかわる種子及び消耗品を計上するものであります。

7款商工費、1項1目商工業振興費の合併記念全市連合大売出し補助金300万円の追加は、合併を契機に景品に独自の地域通貨券も取り入れ、地産地消と商店街の活性化を図るべく支援するものであります。さらに、中心市街地近代化事業補助金523万円の追加は、ホテルレストラン改築とクリーニング店の新築の2件の申請がありましたので、支援するものであります。

27ページをお開きください。8款土木費、4項3目公園費の公園維持管理事業費5万9,000円の追加は、後ほど報告第2号で報告させていただくアカシヤ公園遊具事故にかかわる賠償金であります。

31ページをお開きください。10款教育費、5項大学費、1目学校総務費の大学一般行政経費の使用料及び賃借料200万円の追加は、大学入試の2次試験会場札幌会場の会場借上料を計上するものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。9ページをお開きください。13款分担金及び負

担金の小児救急医療支援事業他市町村負担金17万円の追加は、この事業が名寄市と士別市の共同事業のため、士別市立総合病院支援分、20日分の3分の1に相当する額を士別市が負担するものであります。

15款国庫支出金、2項1目総務費補助金の市町村合併補助金1,500万円の追加は、給食センターの食器保温食缶購入等起債の対象にならない事業及び合併に必要な事業に充当すべく要望額を計上いたしました。

13ページをお開きください。21款諸収入、4項5目雑入の森林国営保険給付金446万4,000円の追加は、平成16年度の防風災害における旧風連町有林被害に対するものであります。同じく平成4年度水田農業確立推進事業補助金返還金49万2,000円の追加は、アスパラ自動選別施設の増改築に伴い既存施設の一部が取り壊しになり、補助金返還義務が生じ、JAから返還させるものであります。これは、歳出予算に計上して、国に同額返還するものであります。

22款市債につきましては、事業費の確定した事業について今回の補正で整理をさせていただきました。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。  
**○議長（田中之繁議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

**○3番（竹中憲之議員）** 1点だけお聞きをしたいと思えます。

商工費の商工業振興一般行政経費ということで、合併記念全市大売出し補助金が300万円ということであります。先ほど補足説明もありましたけれども、独自の地域通貨、あるいは市長の行政報告でありますと歳末商戦の盛り上げ、あるいは商工業の活性化と地産地消の観点から支援をするというふうに昼前の行政報告で言われましたが、この300万円の補助の中身として、全市大売り出

しの総体の費用からいくとどのぐらいのパーセンテージになるのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねいただきました全体の計画、売り出しに対する計画はいかほどかというようなことでございますが、645万円でございます。売り上げ目標につきましては、1億5,000万円ほどを見込むということでございます。それに伴いますところのほぼ、300万円ですから、5割というか2分の1といえますか、それ相当の分の支援をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、今回300万円の補助を出すということでありますが、それはいい悪い別にしているいろいろあるのでありますが、中身的に久しぶりの大売り出しという状況であります。それまで市として全市大売り出しに補助を出していたのかどうか。これは300万円という約50%近い補助率でありますけれども、今回だけなのかどうか。ただ冠に合併をつけたから出したのかどうか、その辺ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、300万円につきましてはどうなのかというようなお尋ねですが、名寄の分の中ではちょっと耳にして聞かせていただいているのは4年ほど前といえましょうか、5年になるのでしょうか、その程度は……出してないですか。失礼しました。そうしたら、ごめんなさい、ちょっとそんなことで耳にしたものですからお話したのですが、旧風連の部分につきましては40万円ということで、今の現行の予算の中で応援をさせていただいているのですが、これにつきましては毎年夏の中元と、それから歳末の大売り出しというようなこ

とでやっておりました。近年は、旧風連の部分につきましては歳末だけの大売り出しに御支援をさせていただいているということでございます。

それで、きょうから既にスタートしたというようなことでございます。景品総額が約2,870本が当たりますというようなことで、けさほどちょっと新聞広告の中に黄色いチラシの中で入ってまいりましたけれども、そんなことであくまでもこのことにつきましては地域の活性化、あるいは今回合併もさせていただいたものですから、地産地消の観点でやられるというようなことでお聞きしたものですから、それに対する御支援をしていきたいということで、先ほど行政報告にもありましたようにウルチ、モチ、あるいは「ゆきわらべ」、北の公爵等々の地元産のものを使っていただけるというようなことで御支援をさせていただくというふうにさせていただいております。

それから、これは来年以降どうなのだというふうなお尋ねでございますが、これらにつきましては今これから事業を取り組んでいくわけですから、また成果等を踏まえまして実行委員会等の方々もお話をさせていただきまして、また御相談をさせていただくことになるのかなというふうな考え方でございますので、とりわけことしの分につきましてはこういった事業で取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） おおむねわかったというよりも、理解はしませんが、流れ的にはわかったということですが、この300万円の出し方について、行政側が300万円出してやるよと言ったのか、商工会の方から出してほしいと言ったのか、この額の基準というのが全然わからないのです。約50%近い補助ですから、本来でありますと商工会、商店街が中心に出して、それで景品をつくってやるというのが基本なのでありますけれども、しかし今回は約50%近い補助を出

してやると。そのことがどうも私には腑に落ちないという中身なのです。もう一回、最後になりませんが、300万円の出し方について再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 3月27日に旧風連、旧名寄の合併がございまして、旧名寄市としては歳末大売り出し等はしばらく休んでいた実態がございました。これは、大型店の進出ですとか、あるいは商店街連合組合だとかいろんな取り組みはしながらも一つにまとめ切れないといいますが、実態がございました。ことしの合併を機に何とか風連商工会の皆さん、名寄商工会議所の皆さんが一体的な一つの目的を持って大売り出し等の実施をしたいと、こういうお話を夏から伺っておりました。その手法等については、私ども行政としては趣旨目的を応援するというで具体的な内容にまで関与していないわけですが、特に私の方から申し上げましたのはこの機会に地産地消、特に風連産のウルチ米を重点的に名寄市民に広報していただくこと、あるいはモチ米、非常に評価が高いわけですが、ただ単に農協を通じて実需者の方に届けるだけの目的ではなくて、市民にも具体的に利活用していただくような方策をあわせてこの機会に広めていただきたいと、こういうことを中心にして要請をしておりました。したがって、結果として経済部長からの答弁のように商品総額の幾らという歩どまりになったようですが、隣接をする自治体等との関連も含めて、さらには地元で経済循環をするように地域の限定した福引当選と申しますか、そういう地域限定の商品等を設定していただいて、この機会に合併をあわせて市民と一緒に記念したものに発展させていただきたいと、このような願いでの金額設定でございまして、300万円というのは立場を変えれば多いと、立場を変えればもっとというお話かもしれません。しかし、私の方では近隣のそうした記念事業等も勘案をしながら判断をさせていただいたと、

こういうこととさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 田中好望議員。

○15番（田中好望議員） 1点だけちょっとお伺いをいたしたいと思います。

ページ数でいきますと、23ページの商工費の中で道の駅整備事業、多額の4,674万円ほどの減額補正になっております。先ほど市長からさわりの部分だと思いますけれども、この減額になった理由、それをもう一度説明してください。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 4,674万円という減額の部分の内訳でございますけれども、先ほど市長の方からお話しした分の道の駅の新築工事でございますけれども、これ900平米ぐらいの予定をしておりました。それと、関連する整備事業もあるのですが、これで4,564万円、そのほかに春の段階で道の駅の施設整備の調査設計委託、これの入札も既に終わっておりますから、これにかかわる執行残、これが110万円、両方足しまして4,674万円、トイレです。トイレの分でございます。トイレの分と、それから設計の執行残ということで合わせて4,674万円ということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼しました。それで、このことにつきましては、先ほどもちょっと触れたのですが、設計の段階でもいろいろお話をさせていただきましたし、それから隣接する特産館さんの部分の協議も今させていただいておりますし、あわせて出店を含めて中で営業される項目等々もありますものですから、そういったものも今同時並行しながら話を進めています。そんなことからしますことが1点と、それから一体的に事業をやろうということで、施設も一体的な施設で、外観も含めてそういったものを取り組んだ方がいいという御意見等も多くあるものですから、この際道の駅につきましては、トイレの部分

につきましては後送りさせていただいて、そして一体的に整備を図った方がよろしいというふうな結論に達したものですから、この際トイレの部分につきましては来年度の方に送らせていただいたという理由でございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 春に予算計上して、その分一部執行残もありますけれども、関係機関と協議をした中で将来的に道の駅をどのようにするかという協議の中でいわゆる見送ったということの理解でよろしいですね。

さっき議会当初に市長から行政報告の中で、道の駅整備につきましては今年度は調査設計と隣接家屋の解体撤去を行っていますと。予定していたトイレの工事については、隣接企業との一体感を持たせた道の駅とするため、19年度においてセンターハウス、レストランをあわせて建設してまいりますということは、これ決して私は道の駅を否定するものでも何でもありません。これは、今一番旧風連町民が関心あることです。ということは、いわゆる一部うわさになっております特産館を解体して、そのレストランをというか、別な形でしょうけれども、今部長が言われた一体感を持たせるというような理解で19年度に建設事業を行うということでよろしいのですか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、特産館さんの部分につきましては特産館さんの営業を今されている部分なのですが、その部分で今特産館さんとお話しているのは、メインとなっている特産館施設につきましては製造加工に限った施設に使っていかうと、これから生かしていこうということでございます。そして、今現在特産館の中にはレストランと、それから物販、もちを中心にお店を出していただいているのですが、これらの機能につきましては道の駅のセンターハウスというふうには呼ばせていただいているのですが、そちらの方に移っていただいて、そちら

の方でやっていただくと。つまり既存の施設につきましては、製造加工、もちのラインだけをつくるというふうなことでございます。それで、施設が共有してできるものですから、それがばらばらな施設だったらやっぱりイメージとしてよくないものですから、外観も含めて一体的に使う、いわゆる中の機能性も一体的に使った方がいいのではないかなというふうなことの御意見等をいただいておりますから、そういう方向性でお話をさせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） そういうことなのであれば、例えば解体費、これはどちら側がどうするのか、それ最後に。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 解体は今のところありませんから、解体は考え方にはないのです。壊すという考え方はないのです。ということで御理解していただけますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどの報告の中にありました解体というのは、前に用地を最後に買わせていただいた民地の分と民家の部分の解体を指していることでございますので、そのことを行政報告の中には書いているわけでございます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 補足をさせていただきますけれども、道の駅の議論いろいろございまして、トイレをまず開発としてはつくってほしいと。そして、トイレができれば道の駅として認定できるということで、トイレだけまずつくろうと思ったのですが、それでは余りにも一体感がなくなるということで、せつかく場所も場所ですから、今ある特産館さんと並べてトイレもセンターハウスもつくっていった方が来るお客さんも非常に都合いいだろうと。問題は、中身をどうするかというこ

との議論が非常にまだ希薄だったということなのです。中身というのは、物販は何をするかということで、物販に出店したい業者さんもたくさんいるわけでありますから、その物販を出店するためにはどういう業者をお願いしようと、近場には特産館さんありますから、特産館さんとの協議はそういうふうに進める。特産館さんだけということではなくて、出店をしていただく業者はどのような業者でいく。もちをメインにしていこうという今はテーマなのでありますけれども、もちといってもいろいろありますから、あるいはもちだけではないなくて、ほかのいろんな業種も物販に入っていたと、そういうような協議を今進めているということですから、ただ、今手間本部長の方からできれば建物を統一したいと、イメージを、そういうことありますから、今特産館さんが建っている建物と、それからこれから建てる建物とのイメージを統一するためにはどういう手法があるのか、それは解体をするということでは全くなくてイメージを統一していこうと。その建設費用、その費用などについてはこれからの協議ということに相なります。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 13ページと、15ページにも関係するのですけれども、合併特例振興基金造成債、これが5億6,500万円基金として積み立てということで、総合計画の資料等を見ますとこれは10年間使うことはできず、積んでおいてその利息を運用するような、そういう性格のものとは私は認識しているのですけれども、それで利息だけといいましても今のこの低金利の時代です。一年一年の利息を運用していくのか、それともそっくり10年間この基金として置いておくのか、この基金の性質といいますか、そういうものについてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今回合併特例基金造成債ということで、おおむね11億7,000万円のうちの2分の1を積み立てるといってございまして、御案内のとおりこれにつきましては10年間取り崩すことができない基金ということになってございまして、今回2分の1を積み立てをすることになりますけれども、まだこれからの協議になりますけれども、今回議決をいただいた後に市中の銀行に高利の部分の現在1.4%ぐらいの利率のものがございまして、4年で預けていこうかなということで考えておまして、国債の利率と比べても高い利率の方に預けるようにしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） お話がありました金利運用の関係であります。現在非常に低金利の運用になりますから、果実を使って事業を起こすのは非常に困難というふうに思っております。したがって、合併特例基金の性格といたしまして、これから交付税の算定がえが10年間続くと。それが10年間たったら、次からはがくっと落ちていきますので、そのときにこの合併特例振興基金を使いなさいと、こういう趣旨なのであります。したがって、10年間というのはそこなのでありますけれども、私どもといたしましては実はもっと早く使いたいというのが本音なのです。本音ですけれども、縛りがあるから、どうしても使えないと。しかし、利子だけ積み立ててもこれまた中途半端な利子になってしまうということになりますから、これは10年間積み立てる中、あるいは5年の中で利子だけ運用するののかというのは、合併に要する事業のあんばいを見て使っていきたいというふうに思っております。基金そのものもどういふふうにしたら繰りかえ運用なども可能なかどうかも含めて、財政運用全体の中で検討していきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 10年たてば、あとは

積まなくても活用できるということなのですから、そうすると10年後、これも一つの起債ですから、やはり借りたものは当然後年次で返していく、普通の一般の起債でも何年か据え置きの後元金と金利つけて返していくのですけれども、これについては10年後から返すようなスタイルになっていくのでしょうか。そういう性格ではないのですか。そこのところですか。やはり市債のところを出ていますので、借金ですので、いつかは払う。当然交付税のバックはあると思いますけれども、そこのところについて説明をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 積み立て10年以降の取り崩しということでありまして、10年後の償還ということになってくるということで認識しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、2点ほどお聞きしたいと思いますけれども、観光費の道の駅の関係ですけれども、先ほどの田中議員と助役のやりとりで一定程度理解するものでありますけれども、この種計画の基本的な予算の計上の仕方というか、考え方なのですから、例えば市長が先ほど行政報告の中で述べられたこと、そのとおりだと思うのですけれども、当然こういうことは計上する前に協議をして、だからその一つの方式としてトイレはトイレで先行すると、それで予算を計上すると。だから、ここに書いてある調査設計委託料もそれに基づいて発注するというのが基本的なシステムの流れだと思うのですけれども、それがここの段階になってトイレはやっぱりこっちと一体化ですよ、全体的に計画を見直すのですよといったら、当初予算の計上というのが何だったのか、基本には何があったのかというのを一回教えていただきたいのと、もう一つは教育費の大学関係の学校総務費の先ほど使用料及び賃借料の中で札幌会場の第2次試験分で200万円、当初予算がここで賃借料で計上している278万円と

いうのがあります。さらにそれに200万円プラス、1会場で200万円というのは非常に高額な気がするものですから、ちょっとそのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 予算措置の関係であります。道の駅の関係、当初トイレのものを当初予算に盛りました。これは、開発局でいいますと、どうしてもこの年に地面を整地したらすぐつくる、それが絶対条件であります。当初の旧風連町と開発局の話合いといいますか、それが条件であります。したがいまして、今回このようにするまでの間、開発とは随分やりとりをさせていただきました。開発はもうやってもらわなければ困ると、トイレだけでもつくって、道の駅をオープンしてもらわなければ困りますと。それで、開発自身としてはオープンしたらその後また情報機器なんかを入れて、道の駅のネットワークをつくっていききたいと、こういうようなことなのです。そこで、先ほど来話した理由で、もう少し効率的にやるためには後年度に送りたいという協議をさせていただきました。開発は、当初その原則だったのでありますけれども、内容を十分に理解をしていただいたということでありまして、当初はやはり原則的に整備が終わったらすぐトイレ、そしてすぐトイレだけでもいいからオープンと、こういうようなことでありましたから予算をつけさせていただいたのでありますけれども、今話した経過で開発にも理解をいただいて、一体整備というふうになったということでありまして。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 一般入試の札幌会場の件で御質問いただきました。初年度の入試につきましては、相当数の受験者数になるということも含めまして、新札幌のコンベンションセンターを借りて実施をしたところではありますが、2年次目につきましては入試センターの試験に参加をするということで、これほどの広さのものは

要らないということで実は会場を探しておりまして、当初予算には会場が決まっておらなかったもので、計上ができなかったということで今回実は補正をお願いしております。今回使用する会場につきましては、立命館大学が道庁のすぐ近くにサテライトとして新築をした建物がございまして、これの貸し室をお借りをして入試を行うと。費用につきましては、会場の借上料が184万5,000円、これに不随をします入試にかかわる備品の借上料が15万5,000円と、合わせて200万円ということでありまして、相当札幌の都心部としますと、相場ということもあるのかもしれませんが、私どもの感覚としては相当やっぱり2日間借りる分には高いという認識も実は持っております。入試の会場ですから、安定的に同じ会場で毎年実施するということが望ましいわけですが、立命館大学の方と協議をしまして、2年次目以降はできれば1年間の年間契約をして部屋を使ってほしいと。費用は500万円だと、こういうことでありまして、20年度の入試に向けまして今後一定の時間をかけて札幌の市内にあります私立大学の校舎を借りることも含めてぜひ今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 道の駅の関係は、助役ので理解はするのですけれども、助役、聞いていますか。理解はするのですけれども、風連の道の駅というのは風連の人たちも含めて、新しい同名寄市の市民も含めて、風連の3大事業としてしっかり位置づけされ、認識されている事業の一つ、その中心とは言わないですけれども、両翼を担っている事業ですので、もっと事前にしっかりした議論があって、その中の一つとして開発はどうしてもトイレというのはわかるのです。そこがきちっと議論をしていないで、先に開発がトイレだ、トイレだと言うから、それだけはどうもつくろうというのではなく、あそこはどうしてもトイレをつくると当然ながら隣接する企業との関連が出て

くる、あの同じ敷地内にあるわけですから。その議論がきちっと十分されていて、予算計上するというのが筋ではないのですかというのが一つと、例えば今回当初予算では設計委託料2,000万円出していますよね。不用額110万円出して、今度は1,890万円で、全体計画が例えば見直されてもこの金額というのは動かないという認識で、例えば今まで協議をされてきて、一定程度何か枚が青写真が出たみたいですが、その辺も含めてこれから全体的にもう一回見直してもこの金額は動かないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後半の御質問は、そのとおりだというふうに認識をしていただきたいというふうに思っております。

前半は、確におっしゃるとおりなのでございまして、ことしの3月に合併する前の1月の段階で実は委託したコンサルから青写真が来た、それからの議論ということで、議論が多少おくれたことは事実でございます。しかし、一方では床の方、土地の方が開発の事業として着々と進んでいくということだったものですから、その辺は非常に私どもも合併する前から旧名寄市、旧風連町で道の駅についても少し議論を煮詰められれば、こういうことなかったなという反省はしておりますけれども、どうしてもその辺がうまく議論が進まなかったと。商工会議所、商工会も含めて、例えば出店がだれなのか、あるいは責任持つ事業者はだれなのかということも含めての議論を並行して進めていたものですから、なかなかその辺が話としてすきっと進み切れなかったということでありまして、非常に大きくその辺は議論が立ちおくれたことは反省しておりますけれども、どうしても今ここで多少怒られても、ここでひとつ後顧の憂いを残さないようにトイレは何とか後送りしたいと、こういうことの願いを通じさせていただいて、今回の提案になりましたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今助役おっしゃられたとおり、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

大学の入試の方については、どうしてもこうやってやると金額だけが先に動いてしまって、また入試でこういうの借りたら200万円もかかったという話ばかりが出るとまずいですので、ぜひそういうときはいい学生を集める点に必要な投資もあると思いますので、ただ厳しい財政情勢ですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） それでは、1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

21ページの6款農林業費、先ほどちょっとお話あったのですけれども、なよろ産米のブランド化の推進事業の補助ということで、先ほど市長の方からも行政報告ありましたウルチ米のこめごころですか、風連は447ヘクタールのウルチ面積があるわけですけれども、そうした中で農業者として常々地産地消ということで、合併と同時にそういった方向が出されたわけですけれども、そういった中で支援するという、先ほどパッケージの補助事業というお話だったのですけれども、この100万円の事業の内訳をお知らせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 100万円の支援の内訳をということでございますが、事業全体としましては120万円でございます。そのうちJAに御負担をいただいているのが20万円ということで、合わせて120万円ということでございます。申し上げます。ネーミングパッケージの募集に係る経費として30万円、それからパッケージ版代、版を起こす版代、これで50万円、それから販売促進、きょう、あす等々で試食会等もを行いますものですから、そういった経費について4

0万円ということで、計120万円という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまこの100万円の内訳、事業費120万円ということで、JAが20万円出すということで、ここのネーミングからこの事業にかかわるもので支援事業として出されたわけですけれども、この支援の対象になる農業者の方々、447町ですか、あるわけですけれども、この方々のこれに対する効果とか、その人方の負担というものはどのような方向になっていくのか、その辺わかりますか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） このことにつきましては、行政とJAと、それから良質米生産組合、この3者で実行委員会をつくりまして、今回のなよろ産米のブランド化の推進事業について取り組んでまいりました。したがって、生産者等にかかわる分につきましては、今申し上げました良質米生産組合さんの方の配下の中で進められるものというふうに理解しておりますから、その生産者の方々の費用負担分につきましては私どもの方では承知をいたしておりません。いずれにしても、3者で今まで事業を取り組んできたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） この事業による効果が大だと私は思うのですけれども、その事業効果どのぐらいと試算しておられるか、その辺はないのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まさにきょう、12月1日ですから、きょう試食会やりますし、あすからは産地フェアをやらさせていただきます。もろもろ名寄はもとよりこの道北圏、あるいは場合によったら交流都市等々も視界に入れながら進めてまいることになろうかと思っておりますけれども、い



ずれにしても効果につきましてはどれほどというふうなことは具体的に計画は持っておりませんが、そういったブランドのこめごころという商品ができたものですから、これらにつきましては積極的に働きかけをし、呼びかけをし、使っていただくということで進めてまいりたいというふうに思っています。効果の部分につきましてはもっとお時間をいただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中之繁議員） 野本征清議員。

○16番（野本征清議員） 15ページの関係で1点お尋ねをいたしますけれども、基本条例の策定の関係で28万円、今の説明ではアドバイザーの招聘という話がございますが、市の基本条例の制定については道内でもそれぞれあちこちで下地、前倒しの下地づくりに向けた議論は最近報道で随所に出ているわけですが、今回どういう形でアドバイザーを招聘し、どういう任を担うために予算措置をされたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

自治基本条例の制定につきましては、合併の新しい建設計画の中でも大きな項目のこれからのまちづくりをしていくための自治基本条例という位置づけの中でしっかりと策定をしていきたいと思いますし、また総合計画におきましても協働のまちづくりの視点の中の一つということで大きな部分で条例の制定をしていこうと、このように考えております。

それで、制定に当たりましては、庁内の職員によるまず基本的な学習会から始まりまして、一定の職員がその条例に向けての認識をしっかりと。さらにまた、住民の皆さんにもそのことをしっかりと認識をしていただくということで、なるべく多くの市民が理解をする中で条例を制定し

ていきたいと思いますということで、考え方の中では2年かけてということで基本的に思っている部分でございます。18年度については、庁内議論をしっかりしていきたいと。19年度については、市民組織を構築する中で講演会なり、フォーラム等を開催する中で2年かけて策定をしていきたいと、このように考えている事業でございます。

それで、今回28万円の補正を上げさせていただきましたのは、大学の教授に策定にかかわっている部分でのアドバイザーということで月2回程度、札幌大学の法学部の教授でありますけれども、御依頼をさせていただきました。それに係る経費ということで月2回、交通費等の費用を今回計上させていただいたものでございます。御理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） わかりました。

これは要望なのですが、こういう形でアドバイザーを招聘ということで、それぞれ我が市においても議論のスタートを切ったというふうに理解するわけですが、御案内のとおりお隣のまちにおきましても道内の大学の先生、学生等を招聘したり、また早くもお隣はもう既に提案がされているわけですが、今総務部長からお話のとおり職員内部と並行しながら、これは従来のデスクプランに終わることなく、市長が常におっしゃられているとおり市民主役のまちづくりに向けての大切なスタートですから、今後今お話しのように十分議会内部での議論も当然でありますし、逐次そういうスタンスで作業体制を整備していただきたいということを強く要望して終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第18 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、増加傾向が続く退職者等被保険者の療養給付費負担金及び職員人件費を中心に歳入歳出それぞれに8,105万8,000円を追加して、予算総額を29億6,115万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、人事異動によるもので人件費1,640万6,000円の減額、共同電算事務処理システム改修に係る臨時賦課金として33万6,000円を追加しようとするものであります。

2款保険給付費では、退職等被保険者数が合併時点から既に106名増加しており、退職被保険者等療養給付費に9,650万円を追加しようとするものであります。退職者等にかかわる医療給付の1人当たりの給付額はやや減少傾向を示しておりますが、被保険者数の増加が医療給付総額を押し上げていることによるものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款療養給付費等交付金では、退職者等の4月以降の医療実績の伸びにより交付額の改定が通知されましたの

で、9,500万円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、保険基盤安定繰入金におきまして国民健康保険基盤安定事業負担金の申請による確定分で246万4,000円を追加、その他一般会計繰入金におきまして職員人件費繰り入れ分で1,640万6,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第19 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして事業の組みかえと人的配分の減にかかわる職員給与費等の調整をしようとするものであり、歳入歳出予

算それぞれに1,373万3,000円を減額して予算総額を19億4,667万7,000円に、サービス事業勘定・風連では職員給与等の調整をしようとするものであり、歳入歳出予算それぞれに2,706万3,000円を追加して予算総額を4億5,072万3,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、職員給料等1,314万5,000円を減額、4款地域支援事業費では介護予防事業費におきまして478万6,000円を減額、包括的支援事業費におきまして419万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。事業の組みかえにより、2款使用料及び手数料では地域支援事業利用料70万円を減額、3款国庫支出金では7万5,000円を減額、4款道支出金では33万8,000円を増額、7款繰入金では職員費の調整等により一般会計繰入金1,329万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連について申し上げます。歳出の1款総務費では、職員給与費分1,882万2,000円を追加、2款事業費では介護サービス事業費分824万1,000円を追加しようとするものであります。

歳入の3款繰入金では、2,706万3,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 介護の旧風連におきまずサービス勘定の一般管理費なのですが、17ページの職員給与費、この中で給与、職員手当、共済費で何と1,937万円の増額が今回の補正で上がっております。さらに、居宅介護サービスでも賃金として154万円に共済が20万円、さらに施設介護サービスの事業費でも賃金で62

0万円増額になっていますが、この理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） まず、サービス勘定の部分でございますけれども、当初予算編成時におきまして施設長などの人件費が当初予算の中に盛り込まれていなかった事情がございます。さらに、4月1日付で准看護師の配置がございまして、またさらにここでの臨職、嘱託の部分についても触れられておりますけれども、ここで職員の中に病休、または介護休暇をとっている者がございまして、それらの調整を行った結果でございます。それから、臨時職員の方につきましてもお尋ねがございましたけれども、先ほど申し上げましたように職員費の方で8月から介護休暇並びに病気休暇をとった職員がございまして、それに対する補充がまず1点ございます。それから、しらかばハイツの方にケアマネジャーに対する配置を行いまして、それと介護主任ということでございまして、そういう体制づくりを行った結果臨時職員を2名増員したことになっております。

以上のようなことが主な理由になっておりまして、当初予算の設定から現実的には病気に伴う臨職の補充があったりですとか、それから人事異動があつて人件費が追加されたというものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 今臨時職員の採用だとかお話ありましたが、この金額が1,900万円ですから、当初予算に加えまして。これは、一部話聞いたことがあるのですが、しらかばハイツ関係、私さきの決算委員会でも残業が多いのではないかというようなことも指摘した記憶があつて、この数字を見てちょっとお話をいろんな方に聞いてみますと、給料が上がったという事実はあるのですか。私は、合併協議で給料や何かは合併時の水準でいくというようにとらえていたのですけれども、合併した後に給料が上がったという事実はご

ざいますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併をした後給料の調整というのはどうしても出てまいりまして、それで旧風連町の給与レベルと旧名寄市の給与レベルが違いました。それで、新しい給与レベルをつくりまして、その結果上がった方も下がった方もいらっしゃいます。それで、上がった方は追いつく、下がった方は追いつくまで足踏みしてもらおうという現給保障という制度がございます。合併協議の中では、給与については現給保障をします。これは、地方公務員法で定められている内容なものですから、それは動かしがたいということでありまして、上がった方も下がった方もいらっしゃるということでもあります。

ちなみに、しらかばハイツの場合は上がった方が多いということでもあります。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 給料が上がるというのはちょっと私理解なかなかしづらい部分があるのですけれども、やはりどこの市町村も今財政上非常に厳しくて、職員給与の削減を実施したりしているところもあるわけですよ。それで、合併して、今まででは風連のしらかばハイツの人たちの給料というのはそんなに異常に低かった給料で働かされたということなのではないでしょうか。やっぱり合併して給料が見直されて、低いから上げているということにはちょっと私なかなか理解しづらい部分があるのです。それであれば、話によると、職員間で話ありますけれども、風連の課長は名寄の課長より給料が高い、まずそういったところは是正とかそういうことが先であって、合併したことによって給料が上がるというのはどうも理解できないのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 旧風連町、旧名寄市ともに独自の給与条例を持っておりまして運用しておりましたから、必ずしも何歳時点で幾らというこ

とで一致をしておりませんでした。それで、同じ市になりまして、同じ基準をつくりました。同じ基準のもとで、新名寄市に就職した場合にはどうだという基準を全部つくりました。つまり今までの名寄市の基準と風連町の基準と、それをあわせて調整をさせていただきました。その結果、上がった方もいれば下がった方もいるということなのであります。

下がった方という表現は、足踏みをして待っていていただくということなのです。それは、地公法でどうしても減額をするという理由は処分しかありません。それはできませんので、本来上がるべきところ、例えば1年に1遍定期昇給あるとすれば、上がることを上げないでそのままにする、それで追いつくべきところまできたら、そのまんま上げていくということですから、実質俗に言う昇給延伸措置という措置をとっている。それから、一方低い、ラインに到達しない人については順次上げていくということで、そのラインに到達するまで上げていくという調整の方法、これは合併市町村の場合は大体そういうような方法でやっております。どうしても話つかなかった佐渡島の佐渡を中心としたところは、11市町村が合併したのですけれども、11市町村の給料そのまま使っているということで、調整がつきませんでした。しかし、それは職員に対する士気の問題であるとか、融合の問題だとかについては大きな弊害があるのかなというふうに思っていますけれども、名寄市の場合は風連町と鋭意話しまして、その基準を一つつくれたということでもあります。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、職員の人件費の補正が主なものであり、歳入歳出それぞれに1,023万円を追加して、予算総額を19億1,201万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、一般管理費におきまして職員共済費などの増により62万8,000円を追加、下水道整備事業費におきまして役務費の増により2万5,000円を追加、維持管理費におきまして職員1名増により職員給料等915万2,000円を追加、処理場管理費におきまして修繕工事等の増により123万円を追加、水洗化促進費におきまして貸付預託金等の減により89万3,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、長期債償還利子及び一時借入金の金利が当初を下回ることから、400万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、中間納付消費税額の増により408万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金

では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため1,131万4,000円を追加しようとするものであります。

5款諸収入では、貸付金元利収入の減により100万円を減額しようとするものであります。

6款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の減により10万円を減額しようとするものであります。

7款財産収入では、立木売却収入の増により1万6,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第21 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに124万5,

000円を減額して、予算総額を8,560万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、水洗化貸付預託金などの減により124万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため218万5,000円を減額しようとするものであります。

4款諸収入では、消費税還付金等の増により14万円を増額しようとするものであります。

5款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の増により80万円を増額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（田中之繁議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（田中之繁議員）** 日程第22 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算、議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算、以上2件

を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

**○市長（島 多慶志君）** 議案第20号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算及び議案第21号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、一括して提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、消費税の申告納付義務による費用を追加するものであり、公設地方卸売市場特別会計におきまして歳入歳出それぞれに10万9,000円を追加して予算総額を3,705万6,000円に、食肉センター事業特別会計におきましては歳入歳出それぞれに75万円を追加し、予算総額を3,000万6,000円にしようとするものであります。

平成17年度決算が合併に伴う打ち切り決算になったため、申告確定後に予算措置をすることになりました。なお、歳入につきましては、一般会計から繰入金を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（田中之繁議員）** これより、議案第20号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第20号外1件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第23 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、来年度予定している市立病院の集中治療部門などの増改築に伴う基本設計委託料と休止していた看護師等修学資金貸付金制度の再開に伴う貸付金を調整し、補正しようとするものであります。

3款資本的収入では、償還金におきまして看護師等修学資金の返還により127万9,000円を追加し、合計4億8,067万5,000円にしようとするものであります。

4款資本的支出では、建設改良費におきまして増改築工事基本設計委託料として1,102万5,000円を追加、投資におきまして修学資金貸付金として156万円を追加、合わせて1,258万5,000円を追加し、合計を6億6,135万3,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第24 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本年10月11日午後2時10分ころ、名寄市大通南1丁目の市役所名寄庁舎北側駐車場におきまして、総務部所管の公用車がバックで発進する際、後方確認が不十分であったため後方に停車していた名寄市字大橋75番地1、平川武美氏が所有し、名寄市西2条南2丁目4番地、大野絵美氏が運転する停車中の軽乗用車の側面に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が6万3,462円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、軽乗用車には助手席に1名が乗っておりましたが、負傷者はありませんでした。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、ただいま報

告をいただいた報告第1号についてですけれども、実はこの場所というのは私が議会に議席を与えていただいてから同じ場所で2件目の事故であります。前回もこの場所が歩道、しかも名寄小学校の子供たちの通学路であると。そして、歩道を一定程度走らないとここにとまれないということからいって、ここで駐車をするというのはいかになものかという指摘をさせていただいて、その後例えば庁舎で言えば安全運転管理者及び庁舎管理者としてはどういう指導をされてきたのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま報告をさせていただきました事故につきましては、総務部所管ということで私の所管の職員でありまして、細心の注意を払っていればこのような事故がなかったのではないかと考えておられます。またここに申しわけなく思っていることをございます。

今御質問にありました庁舎管理上と駐車場のあり方ということでの御質問でありますけれども、以前にも佐藤議員の方からそのような御指摘を受けておられます。今回そのことがまた事故につながったということをございます。ちょうど庁舎内に駐車スペースがないということで、大変苦肉的な駐車スペースということで、西側には6台のスペースを今駐車場のスペースとして置いておられます。歩道上を走行、走行といいたいまいしょうか、一部走行しながら駐車に入るといってございますし、また名寄小学校側の大通の中通りからも一般の来庁する市民も歩道を走行して、東側の来庁者の駐車場に移動するといいたいまいしょうか、手狭なために駐車スペースを探すためにそこを走っているというような状況が実はございます。

それで、前回の事故もそうでありまして、安全運転管理者のそれぞれの会議等がありまして、総括安全運転管理者は今助役でありますけれども、それらの中でも協議をしていた経過はございます。今回このようなことで事故があったということで、

大変申しわけないと思っております。それを受けましてあそこは名寄小学校の通学区域と、通学歩道というようなことで、まさしく安全確保していかなければならないということで、これから検討するよう指示をされておりますけれども、例えば歩道上を車が走行できないような、よく公園等で見かけますポールを立てるだとか、今6台ある駐車が南北に向かって駐車をするようになっておりますけれども、東西に向かっての駐車をして歩道を通らないと、駐車台数のスペースは少なくなりますけれども、そのような対策をしようという指示が出ましたし、また担当の方でも今そのことに向けて駐車場のスペース確保と安全確保の部分について検討を十分させておりますし、またしていこうということをございます。安全確保を十分図っていく駐車場のスペースにしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そのように早急に取り組んでいただきたいのもう一つ、やっぱりこの意識を、ここのスペースの意識をもっと職員の皆さん持った方がいいのではないかと。多分これから市長なり、助役なりも、ここにいる理事者の皆さん目にすると思いますが、5時15分過ぎになると、よほど遠くから勤務されているのかもしれませんが、奥さんがお迎えに来る車があります。職員の奥さんが。その車がここに、意外に歩道の上でとまっているというケースが非常に多い。ましてやここはまさに通学路であり、歩道の上に平気でとまって、それに職員が乗ってまた帰る。そういう意識からいうと、ここの意識がやっぱりちょっと低くなり過ぎているのではないかなと思います。そういう意味では早急に対応をとられるべきだと思いますので、そのことを強く求めて、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 嫌なことを何回も言うのはこちらも嫌なのですけれども、前回も100



・ゼロというのが既に2件あった。同僚議員の方からこういうものについての処罰はどうするのだという話も出ております。今回、なかなかパソコンで条例見るのが私下手くそなものですから、よく附せんをして見ているのですけれども、この中できょうは今安全運転管理者の責任ということでお尋ねをしたいのです。ここで、要綱でいわゆる名寄市の職員の懲戒処分だとか訓告というものが載っているわけですが、特にここに重要なことが書いてあるのは、いわゆる怠慢な仕事をしていたと。怠慢な仕事している者はもうこれで、この施行になったのは3月27日からですから、既に二方の方はどういう処分をされたのか。そして、なおかつ新たに1カ所出た。ここの中の第2条に書いてありますけれども、二つ以上の行為の懲戒事項に相当する場合は合併して処分すると、こう書いてあります。これが後ろの方にいきますと、監督責任者のいわゆる職務怠慢、警告ということになりますけれども、これがダブルで、三つになるのですけれども、そういうところへいくといわゆる減給処分になるのかなど。そういう形の中でこういう要綱がつくられているのですけれども、このとおり守られるか守られないか、そこを教えてください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市には安全運転管理者、車の台数によってそれぞれ置かれておりまして、主に部長職が安全運転管理者になっていると。副管理者には課長職がなっているということです。総括する形で私が総括安全運転管理者というふうな形で、庁内の交通安全運動についていろいろ実施をしているわけでありまして、また今回もこのような形で、しかも10対ゼロという形でこの報告をしなければならない無念さというのは、本当にもう言葉にあらわせないぐらいでありまして、心からおわびを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

懲戒処分、それから訓告、嚴重注意、これらに

対する要綱があるわけでありましてけれども、これは単に交通事故だけでなく交通違反も、さらにまた私行、そういったものを含めて全部決めておりまして、これに基づきまして賞罰委員会、褒める方と罰する方なのですから、その委員会を開催をする。私が委員長なのでありますけれども、今回のこの10対ゼロのことにつきましても賞罰委員会を過日開催をいたしまして、訓告処分をさせていただきました。監督の立場にある石王総務部長は、嚴重注意の処分をさせていただいたということでありまして、お手元にあると思っておりますけれども、その訓告、または嚴重注意ということで、もし本人に何らかの情状酌量といえますか、理由があるとなれば、不可抗力の部分も含めていざすれば嚴重注意ということになりますのでありますけれども、今回の場合は全くそういうことはない。後方確認ができなかったと、発進時にしていないということで、運転者の義務違反ということも含めまして、重たい方の訓告というふうにさせていただいたということでありまして。

なお、お話がありました累犯の関係でありますけれども、当然累犯は累犯があった事例があれば累犯ということは考えていくと。考えていくというよりもむしろやらなければならないというふうに思っておりますけれども、今回はその累犯、積み重ねていく方のことには該当しなかったものですから、この単発の方で訓告処分をさせていただいたということでありまして、当然私にも責任はあるわけでありまして、今のところは直接指導する安全運転管理者の責任ということで処分をさせていただいているということでありまして。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 監督者の責任について私は一番聞きたかったのです。その中でこの第2条を見ますと、少なくとも今まで、このものが施行になったのは3月27日ですから、その以降に二つ程度があつて、その後その職員にどんな指導

をして、そしてどういう、極端な話をすればこの人は車に乗る資格ないのでないかと、後ろも見ないでどんとぶつかったとか、またはセンターラインが黄色であって、これは追い越してはいけないよというところを飛び越えてぶつかったとかということになってきますと、今まで人に事故ないからいいです、まだ車で本当に今回よかったなと思うのです。しかし、事これがもし子供が歩いていてこういうことになったと、後ろを見ていなかったということになれば責任は重いと思うのです。そのためにその職員にどうやってきちんと指導をしたのか。そして、なおかつあなた自身、私は監督上の怠慢が見えると思います。全職員集めて、こういう事故起こすなという訓示も何もしていないと私は聞いておりますので、ぜひ今後はこういうものに基づいて、やっぱり一般住民は市の職員に対して冷たく見ると思います。それを踏まえて、ひとつもう一回運転管理者の責務について御説明ください。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 事故が起きて、事故報告が上がってくるたびに本人を呼んで、私の方から注意するのはこれは当たり前でありますけれども、やはり個人に注意というよりも組織的にきちんとしていこうということで、課長会議、部次長会議、この中では事例を挙げて、こういう事例があったと。特にこの100対ゼロの場合もそうでありますけれども、11月の課長会議の中で100対ゼロという事故があったと。これについては、本当にもうだれに聞いても申し立てならない、申し開きならない事故だということも含めて課長会議の中でしっかりと私の方から各課長に各職員に向かって全員に指導するようにと、こういうようなお話をさせていただいたところでありまして、これからもまた全職員を集めて言うというのは非常に困難なところがありますから、組織的にこの課長会議あるいは部次長会議、こういった中を通じて交通安全の徹底を図っていくということになって

います。

私は、常日ごろから職員に対して交通安全、こんな車社会ですから、交通安全、交通事故、交通違反とは背中合わせの生活していることは事実であります。したがって、いかにゼロに近づけるかということの努力はしてほしいということで、各課ごとの交通安全対策を実施するようにと、こういう指示を出しているところでありまして、残念ながらならなくて、なれが優先をしてこのような事故が起こったということでありまして。私自身に怠慢があったと、こういうようなことであれば、私自身の処分も含めてこれから相談ということになると思いますけれども、私自身は私なりに各職員に向かって指示をしているつもりであります。

なお、メールで全部行き渡るものですから、飲酒運転のときにはかなり飲酒運転が絶対起きないようにということも含めてメールで全職員に喚起を促すということなどもやっているところでございますので、なお努力が足りないという御指摘があらうかと思っておりますけれども、今後とも一層努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） これから冬季に入りまして、今もどつと雪が降っているようですから、これからの交通事故というのは、もちろん被害者も大変ですけれども、加害者も大変という時代です。ぜひ事故を起こさないように徹底して御指導いただくことを願ひまして、終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第1号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分

した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年6月6日午後3時ごろ、名寄市西11条南8丁目のアカシヤ公園におきまして、ブランコで遊戯中の名寄市西10条南9丁目、斉藤天飛さんがブランコのフックが外れて投げ出され、転倒し、右鎖骨骨折の受傷をしたものでありますが、これに伴う治療費及び慰謝料5万8,340円を本市が負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第26 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年10月8日午前9時15分ころ、名寄市東2条北5丁目、市道北5丁目通におきまして、低気圧による強風により道路敷地内の樹木が倒れ、名寄市東1条北5丁目、田中義人氏所有の普通乗用車に当たり、破損したものでありますが、これに伴う相手方車両の修理代等として本市が54万2,000円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第27 請願を議題といたします。

今期定例会において本日までで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告をいたします。

---

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より11日までの10日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より11日までの10日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

---

散会 午後 4時00分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 猿 谷 繁 明

署名議員 渡 辺 宏 治

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年12月12日(火曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(34名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員

25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(1名)

22番 栗 栖 賢 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書記 間 所 勝  
書記 久 保 敏  
書記 佐 藤 葉 子  
書記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教育 長 藤 原 忠 君  
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一君
事務部長	
市立大学	中尾裕二君
事務局長	
監査委員	森山良悦君

---

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

13番 黒井 徹 議員

15番 田中 好望 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成19年度予算編成に対する考え方について外2件を、野々村勝議員。

○25番（野々村 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

2006年も残すところ十数日となりました。世界ではいまだやまないテロ、異常気象による多くの犠牲者、国内においても竜巻により佐呂間町の9名のとうとい命が奪われ、またいじめによる子供たちの自殺、このような中であって天皇家の男子誕生は国民の喜びでありました。名寄市においては、風連町との合併、短大の4大化と記念する年でありました。しかし、中央ではいざなぎ景気を超えたと言われておりますが、道北、名寄市は厳しい財政運営を余儀なくされているところがあります。このような状況の中で、残り少ない2006年、来年2007年に期待をして質問に入ります。

まず初めに、平成19年度予算編成に対する考え方についてお尋ねをいたします。御存じのとおり、3月27日、風連町と合併し、新名寄市が誕生してから早くもあと数カ月で1年を迎えようとしているところであります。平成18年度名寄市の本予算は6月定例会に上程され、議会議決を経

て執行されました。市政執行の基本的な考え方は、一体性の速やかな確立と均衡のある発展を図ることが重要とのもとで、早期総合計画の策定に全力で当たるとの答弁をいただいたところであります。多くの統一課題のある多忙の中での計画の策定は、現在順調に進んでいるようでありますし、また旧名寄市、旧風連町との住民の交流や融和に向けた努力も各所に見受けられ、高く評価されるところであります。総合計画が策定され、一体性の確立と均衡ある発展を図ることは、財政基盤が安定していることが欠かせない条件であり、間もなく1年を経過する新名寄市の将来を考えると、19年度予算編成は大変重要な課題として考えるところであります。このようなことから、新年度予算を組むに当たっての考え方についてお伺いするところであります。

また、合併後の初の通常予算となりますが、さきに行われました決算委員会で議論がありましたように厳しい財政状況の中でありましたが、予算規模と主な懸案する事業の考え方についてお知らせください。

次に、平成18年度から自治体の人口と面積に依じて配分される新型地方交付税が段階的に導入される状況や財政調整基金の現状を見ると、取り崩しと今後の基金運営の考え方についてもお尋ねをいたします。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率が前年より5.7ポイントも悪化し、実質公債費比率が19%となり、地方債発行に知事の許可が必要な団体に格付される等、財政運営上重要な課題が提起されているところでありますが、これらの経常収支比率や公債費比率が悪化した原因はどこにあるのか、また今後の対応についても見解をお知らせください。同時に均衡ある発展に対して支障が出るか等の見解もあわせてお聞きいたします。

次に、自衛隊関係についてお伺いいたします。今国民の安全を守る日本の安全保障が危機にさらされています。北朝鮮のミサイル発射、核実験に

よる核武装、いつ国民の頭にミサイルが、核が降ってくるかもしれません。このような国の危機に対して国民の不安が最高度に達しているところでもあります。このような事態を踏まえ、長年の懸案であった防衛庁の省昇格関連法案が野党第1党の民主党も含め、衆議院の9割以上の圧倒的な多数が賛成をし、10月30日、衆議院を通過したところでもあります。今国会で成立して、来年1月には防衛省に移行すると言われております。

名寄市においては、昭和28年から53年間にもわたり、最北の駐屯地としてまちづくりも含め市民との関係は日本一と言われております。その間駐屯地の隊員は、国連平和維持活動の一環として崇高な使命を受け、ルワンダ、カンボジア、東ティモール、ゴラン高原、イラクに派遣され、任務を完遂したところでもあります。特にイラク派遣に際しては、第1の派遣部隊として当時の駐屯地司令の番匠幸一郎一佐を長として、多くの駐屯地の隊員がイラクに出発していきました。無事の帰国を祈り、家族はもとより名寄市民挙げての物心両面の支援は見事なものでありました。その気持ちが通じ、全員無事任務を完遂して帰国したときには敬意を表し、安堵したものでありました。この後2次以降の派遣部隊は、第1次に続け、名寄市民を見習えを合い言葉に、2年半にわたり一発の弾も撃たず、一人の犠牲者も出さず、無事イラクの派遣を終了したことは、第1次派遣隊員の番匠司令を長とした駐屯地の隊員の活躍、また名寄市民の行動は広く国民の皆様はもとより陸幕、防衛庁に高く評価される所でもあります。また、名寄市議会におかれては、平成14年12月13日に議員各位の御理解を得て、全国の自治体に先駆けて防衛庁を省に昇格することを求める意見書を全会一致で議会議決したところでもあります。このような現状を踏まえ、国の防衛庁の省昇格に対して駐屯地を抱える自治体として御見解をお聞きする所でもあります。

2点目の基地周辺整備費についてお尋ねをいた

します。駐屯地が存在することによって多くの事業に恩恵を受けてきたところであります。南プールもその事業の一つであります。ことし完成して、来年度より供用開始と聞かるところであります。財政厳しい折、19年度以降どのように推移されるか、また過去3年間の実績をお答えください。

次に、団塊世代の対応についてお尋ねいたします。戦後1947年から49年に生まれた日本人口の5%を占める団塊世代が2007年より定年期に入り、大量退職が始まることによりさまざまな課題が浮き彫りになっております。経済界では、大量退職で労働力が不足する、若い世代への技能や技術の継承が難しくなる等々、景気回復に水を差すとも言われております。政府は、2007年問題に対して団塊の世代などベテランの人材を初めとする高齢者らの積極的な雇用を促進するとの方針を打ち出し、本腰を入れているところでもあり、地方自治体においてもしっかりと対応していかなければならない問題であります。名寄市の対応についてお尋ねをいたします。1点目は、名寄市の人口に占める割合とその対応について、2点目は団塊世代の市職員の退職予定者と行財政改革との関連についてお答えをください。

これをもってこの場での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま野々村議員の方から大きな項目で3点にわたっての御質問をいただきました。それぞれ私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の平成19年度予算編成に対する考え方についてお答えをさせていただきます。旧名寄市と旧風連町は、収入に大きく減少する財政収支のバランスのとれない厳しい財政状況の中で、組織のスリム化と事務事業の見直しにより行財政運営をより効率的に進めることで生き残りをかけて合併を選択いたしました。上手に効率化を進めることができなければ、財政破綻を招くことも想定され、既得権や既成概念にとらわれず、大胆な



発想の転換が必要と予算編成方針で市長訓令が出されたところでございます。

新名寄市の予算の編成に当たって、基本の一つ目は両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展であります。一部の合併市町村で地域エゴをむき出しにぎくしゃくしたまちづくりの様相が報道されておりますが、さまざまなイベントや機会を通じて融和を促進し、旧市町の地域を過大に意識せず、新名寄市にとりまして緊急性、必要性の高い事業を予算に反映させたいと考えております。二つ目は、多額な合併特例債が使えても借金に変わりはなく、公債費の適正な管理の上に合併特例債、合併支援策を有効活用したいと考えております。合併特例債を使える10年間は、あっという間に過ぎることも想定され、熟慮の上に年度間のバランスのとれた事業の厳選も必要と考えております。三つ目には、地方分権が進み、より地方の自立が求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するためには住民に提供するサービスの範囲と地域住民の役割の調整を図りながら、事務事業の見直しを行うことが重要で、激変緩和策も取り入れ、可能なところから進めてまいりたいと考えております。

次に、予算規模と主な懸案事業についてお答えをいたします。新年度の予算規模につきましては、現在新総合計画の策定中のほか、予算要求額の集計が終了しておりませんが、おおむね190億円程度になるものと想定しております。主な懸案事業につきましては、新総合計画策定の議論経過を踏まえ、普通建設事業では継続事業を中心とし、農業基盤整備事業ではニューパワーアップ事業の継続に伴い農家負担の軽減を図り、地域経済への波及効果も考慮して事業選択を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の基金への考え方についてお答えをいたします。ここ数年財源不足は基金を取り崩して調整を図ってまいりました。財源不足額は、編成方針時の4億円から5億円よりも新総合計画の

議論が進んだことと、さらに改修の必要な施設の現状から判断いたしますと増加するものと考えております。新型交付税の導入で歳入の不透明感が増し、組織のスリム化を含む合併効果は一定時間の経過が必要となりますので、当分の間基金に依存する財政運営となり、合併効果は平成21年度から見込んでおりますが、平成19年から20年度の2カ年度は大きく依存することになると考えております。また、場合によっては財政調整基金が底をつくことも想定され、特定目的基金を活用し、年度を超えた繰りかえ運用も視野に入れた財政運営が必要になると考えております。

次に、経常収支比率の悪化に対する見解についてであります。経常収支比率の悪化は、市税及び地方交付税の減少による影響が大きく、全国市町村の平成16年度平均値も90.5%と過去最も高い数値になっております。実質公債費比率も地方交付税の減少が大きく影響し、現在公債費負担適正化計画を策定し、今後の財政運営に支障が出ないよう種々検討中であります。総合計画における公共施設の整備には市債を充当することになりますが、公債費を償還する一般財源が急激に減少している現状では合併特例債を活用したくても一定の制限を受けることとなります。償還財源も考慮し、年度間のバランスをとりながらの事業実施年度の決定が重要になると考えております。

次に、大きい項目の自衛隊関係についての1点目の防衛問題、省昇格についての見解についてお答えをいたします。今国会におきまして防衛庁の省昇格関連法案が可決され、来年1月には防衛庁が防衛省へと移行すると言われております。このことにより内閣府の一部局だった防衛庁は政策官庁となり、防衛施設庁は省へ統合となります。中央省庁の体制は、1内閣府と11省となり、防衛庁長官は防衛大臣となり、防衛に関する重要案件と法律の制定について閣議を求めること、二つ目に予算要求やその執行を財務大臣に求めることなどができることなどにより他の省と同格となり、

体制の整備が図られるものとされております。

また、自衛隊の付随的任務だった国際緊急援助活動や国連平和維持活動などの海外活動は、国土防衛と国内災害派遣の本来任務と同等の扱いとなります。

防衛政策の基本などについては、内閣と国会の管理のもと運営されることに変わりはないようであり、日本最北の駐屯地を抱える本市として、国の予算編成に当たっては名寄駐屯地の重要性を考慮し、隊員の増強や地域整備による振興に結びつくよう期待するところであります。

次に、基地周辺整備事業の過去3カ年の実績と今後の推移についてお答えをいたします。防衛施設庁補助事業による名寄駐屯地周辺の生活環境の整備について、本市は昭和42年から道路、排水路の整備や埋め立て処分場、スキー場のリフト建設など継続して助成を受けてまいりました。平成16年度から平成18年度の3年間では、道路、農業施設整備、そして本年度完成の排水路整備と南プールの建設で、総事業費で5億3,600万円となっております。平成19年度は、継続事業の道路と農業施設整備を要望しており、あわせて20年度以降の新規事業について札幌防衛施設局と協議を進めてまいります。防衛施設庁による事業は、補助率が66.7%から100%と高いため財政上極めて優位であり、地域経済と雇用を支える上からも積極的に要望してまいります。

次に、大きな項目の3項目の団塊の世代に対する対応、名寄市の人口に占める割合とその対応についてお答えをさせていただきます。団塊世代の退職は、全国で約680万人と言われており、昭和22年から昭和24年生まれのこの世代が定年期に入る2007年には就業者が減少するという量的な問題にとどまらず、専門的技量を有する人材が大量に失われるという側面も有しております。さらに、技術、技能を伝承する上での障害となる可能性があるという意味では、経営上の負担ともなり得ると理解しております。また、昨年度

のものづくり白書では、2007年度問題に対して全企業の22.4%が危機意識を持っているということが明らかになっております。一時的な大量退職の衝撃を緩和する方法としては、雇用延長や再雇用が主要な対策と考えられており、法律上の義務と企業の必要性が相まって、熟練労働者を再雇用する動きが加速することも予想されます。しかし、団塊世代の退職は管理職ポストに多くのあきを生じさせることにもなるため、若手の活躍が広がるという期待も生まれてきており、団塊世代の退職をプラスとして受けとめる見方も少ないところでございます。

名寄市に占める人口割合につきましては、団塊世代の人口が1,680人であり、割合では5.3%と推計されます。対応策としては、団塊世代には労働市場において現在担っている役割を次世代に円滑にバトンタッチし、自身はその知識や経験を生かして、コミュニティービジネスやNPOなど新たな労働市場開拓の原動力になっていただくことが重要であると考えております。また、これらのことから団塊世代の社会貢献意欲と収入確保がある程度両立できるような環境を整えていく必要があると考えているところであります。

次に、団塊世代の市職員の退職予定と行革の関連についてお答えをいたします。平成19年度から平成21年度に定年退職する職員は、一般行政職の職員で62名で、行政職職員に占める割合は13.3%と高いものとなっております。今後団塊の世代の退職に伴う組織の再編、事業の見直し等により職員の適正配置と計画的な定員管理を行ってまいりたいと考えております。定年退職については、再任用制度の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） それでは、順次再質問をさせていただきます。

19年度予算編成についての考え方であり、

が、予算規模は190億円程度と財政調整基金が底をつくことも予想される等々の答弁内容は厳しく受けとめさせていただきますが、2点について質問いたします。1点目は、予算編成に当たり、まちの経済と雇用への配慮はどのように考えているか。まず、この1点をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますけれども、現在国内的にはいざなぎ景気というその景気を超えて戦後最長というふうなことを言われておりますけれども、全国レベルと比較いたしまして当道北、名寄地方については、その実感がないような景気でないのかなというふうに思っております。予算編成に当たりましても、これまでもそのような対応をしておりますけれども、地域経済や雇用に配慮した予算編成ということで、今回の市長訓令、さらには事務の部長指示の中でもそのことに配慮する予算編成の指示を出したところでありまして、事業の厳選とあわせて地域経済の活性化と雇用に配慮した予算編成に現在それぞれの部局で取り組んでいるという状況にありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） わかりました。

では、2点目は、依然と厳しい地方財政の中であって、630億円の負債を抱えた夕張市の財政破綻、やみ起債問題の歌志内市と上砂川町の負債残高の返済財源となる一時借入金が増えれば、また夕張市と同じになると言われております。また、富良野市では60億から75億円をかけた駅前周辺開発が財政の負担になり、それがため大変なことになっているようなことでもあります。このような道内の現状を踏まえて、名寄市は大丈夫かと思うところであります。そこで、建設事業の3点セット、道の駅、駅前開発、中学校建設、この事業の進捗状況、また見直しがあるのかないか、その辺をお答え願いたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 19年度の予算編成に当たりましては、それぞれ普通建設事業等々の精査を新総合計画の中でも議論しておりますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、現在前期事業なり、後期事業ということで精査中であります。主に継続事業を中心として現在の予算編成作業になるのかなというふうに思っておりますが、御質問にありました風連地区における大型事業といいましょうか、普通建設事業の中での道の駅、市街地再開発事業につきましては、継続事業という中で19年度の予算編成の中で普通建設事業ということで今取り組んでいくということになるということで考えているところでございます。

また、それにかかわる財源の部分についての御心配の御質問かなというふうに思っておりますけれども、合併による合併特例債、さらには過疎債等々有利な財源をどう有効に活用するか。10年間の財源の確保でありますけれども、年度間によってその有効な財源をどのように使うかは、これからの総合計画の中での前期事業と後期事業の中で振り分ける中で、その起債を活用していきたいというふうに思いますけれども、それをとっても借金でありますから、先ほど言ったように一般財源の見合いの中で、借りるお金も償還が出てくるわけありますから、後年度の償還圧にならないような財政計画をしっかりと立てる中で普通建設事業等々の事業を選択をしていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） これは、市民の関心事でもありますので、もう一度確認しますけれども、市長はぶれない市長ですけれども、もう一度確認しますけれども、見直しはしないのですね。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この事業につきましては、継続事業ということでもありますから、基本的に見直しはないと思っております。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） わかりました。

次に、自衛隊関係についてであります。国の防衛に対して駐屯地を抱える自治体として市民とともにしっかりと対応しなければならないと私は思うところであります。基地周辺整備費について1点のみ再質問いたします。3年間で事業費が5億3,600万円、補助率が66.7%から100%という財政上極めて有利との答弁であります。合併したら風連地区も入ると思いますので、風連地区に対してどのように考えているか、これ1点のみお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 周辺整備事業の関係でありますけれども、これは野々村議員が一番詳しく承知している部分だというふうに思いますけれども、この補助事業につきましては民生安定事業と障害防止対策事業ということで大きく二つに分かれておまして、先ほど答弁させていただきましたように多くの事業を名寄市で活用させていただいている状況でございます。

風連地区との関係で、合併をしたことによって一つの新名寄市でありますから、かつては風連地区にはそのことの恩恵はなかったわけでありまして、新市になった中ではその対応ができるのかなということで、担当の方でもそれらについて今検討しながら、19年度、20年度の事業の折衝の中でできる事業については取り組んでいけるようなことで検討してまいりたいというふうに思っておりますし、特に演習に行く自衛隊の車両等が風連地区の道路を走行するわけでありまして、それらについての対応ができてくる部分になるのかなということで私も考えておりますけれども、それらについても今後協議をして、対象になるようなことでの協議をしていきたいと、このように思っております。特にすべてが対象ということではないということでありまして、基地周辺から距離だとかいろいろな条件があるという

こともございますので、できる条件の中の整備、特に道路関係については風連地区も含めた整備対象になるというふうに認識をしておりますので、今後協議の中でお話をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） この整備事業に関しては、市長を初め関係団体と防衛庁に陳情したときも名寄市に対しては非常に好感があるのです。さきに述べたとおり。だから、これは今言われた答弁のとおりしっかりと対応してもらいたいと思います。

次に、団塊世代の対応についてであります。名寄市の人口に占める割合は5.3%と答弁されておりますが、平成19年度、21年度までの定年退職する職員は62名と伺っておりますが、まず62名の19年から21年までの年ごとの数、それをひとつお知らせを願いたいと思います。

それから、定年退職については、再任用制度の中で検討するとの答弁であります。名寄市は再任用制度は取り入れていないと思いますけれども、臨時職員採用で今は対処しているのですけれども、これは再任用制度と併合して取り入れるのですか。

また、年金との関係であります。在職年数ごと年金受給が違うと思いますが、例えば24年生まれば65でもらうようになると思います。そして、60で定年を迎えて、5年間採用を引っ張るのかどうか、そのようなところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 名寄市職員の一般行政職の退職者ということでお答えをさせていただきますけれども、19年度から21年度、先ほど62名ということでお答えをさせていただきました内訳でありますけれども、19年度の退職者、昭和22年生まれでございますけれども、12名おります。20年度、23年生まれの者は24名、

21年度で昭和24年生まれの者は26名、合わせまして62名ということで、団塊の世代の大量退職も名寄市としても全国的に同じような推移でございます。

また、年金受給開始年齢、これにつきましては19年度、20年度退職者については64歳からの年金受給開始年齢ということでありまして、2年で1歳上がるというようなことの制度でありまして、21年度の24年生まれ以降につきましては65歳が年金受給開始年齢ということになってございます。さらにまた、再任用制度、これは地方公務員法の改正に伴いまして定年退職した公務員を最長65歳まで再雇用する制度ということでありまして、今申しましたように64歳まで、65歳まで、4年ないし5年ということでありまして、条件としてこれは5年間、4年間保障されているということではありませんでして、知識と経験と技能、それぞれの知力、体力も含めて、毎年一年一年面接採用による選考による再任用制度というふうなことでありまして、これは年金の受給年齢の開始年齢と合わせて、制度としてこれは地方公務員法の改正に伴って名寄市としても条例を制定をいたしまして、整備はしているところでございます。

また、民間部門におきましても高齢者の雇用安定法に基づいた制度がありまして、65歳まで継続勤務が可能という制度がございます。官民あわせて、年金受給とあわせて再任用というふうなことが制度化されているということでございます。

名寄市も今申しましたように条例の制定をしておりますけれども、これは平成14年度からの退職者からの適用で実施をしておりますけれども、制度はありますけれども、一般行政職で再任用として再雇用といたしましょうか、実施をした実績はございません。それにつきましては、一定程度雇用を希望する職員に対しては、面接等によりまして現在嘱託という形で豊かな経験と知識を生かしたことで数名採用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） この問題に我々自衛隊のOBも7年前、自衛隊は定年が54歳です。7年前は170名程度名寄市に受け入れてもらいましたのですけれども、今はどういう状態であるかといいますと、7年、54歳から60ぐらいまで働いてきますと企業が今度離さないのです。だから、非常に今自衛隊のOBでも待機している人間が多いのです。企業が本当は60歳でやめてもらいたいのだけれども、今54歳のOBを任用したがるらないのです、せっかくベテランになったからということ。そうすると、市の職員もこの62名が退職して、65歳まで引っ張るということになると、次から次が今度は就職ができないということになりますので、その辺もしっかりと対応してもらいたいと思います。

それから、これはあれなのですけれども、3年間で62名という大量退職でありますので、これは定年の退職金がどのぐらい予想されているか。それと、それが財政にどう影響を及ぼすか、ちょっとこれもお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに団塊の世代の大量の退職者によるそのときによる退職金ということでは非常に大きな額になるということでありまして、それぞれ新聞報道等でも各市の状況について報道がされているところもお聞きになっているかと思っておりますけれども、それについては名寄市としては一定の期間の中で退職手当組合に加入をしております、毎年度計画的な積み立てをしながら、さらにはその制度を生かしながら、財政との関係もありますけれども、これは制度としてある部分についてはしっかりと対応していかねばならない部分ということで認識をしております、それらについても退職手当組合、さらには今3年間で精算といたしましょうか、毎年毎年の精算ではなくて退職者によっては大きな財政の負担が

出てきますけれども、財政運営上計画的な対応をして現在に至っておりますので、大きな額にはなりませんけれども、しっかりとした対応を現在もしておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 野々村議員。

○25番（野々村 勝議員） 私の質問はこれで終わりたいと思えますけれども、名寄市の財政は依然厳しく、みずからの判断と責任により効率的な行政運営を実現し、自衛隊関係、来年から始まる団塊の世代に対するしっかりした対応を強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で野々村勝議員の質問を終わります。

風連地区市街地再開発事業について外3件を、野本征清議員。

○16番（野本征清議員） 議長よりお許しをいただきましたので、私は4件にわたりまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、風連本町地区の市街地再開発についてでございます。合併しても寂れない風連地区の願いを込めて、本事業は実現に向けて一歩前進しておりますけれども、消費者の町外流出に歯どめをかけ、商業地区や公共施設など複合的に整備をし、にぎわいのあるコンパクトな市街地形成をしていくとの基本構想が示されたところでございます。来年3月までに準備組織を設立し、事業計画を作成、北海道への申請手続の段階を迎えているこの事業であります。そこで、24億円という巨額の投資をするこの大型事業全体にかかわる費用対効果を現時点でどのように推計をされているかまずお伺いいたします。

2点目でございますけれども、この事業の実施における権利変換も含めた不動産などの財産権の取り扱いにかかわる考え方をお示しをいただきたいと思えます。

3点目につきましては、コンパクトシティが

地域にもたらすものとテナント誘致の見通しについて現時点の考え方をお示しをいただきたいと思えます。

4点目でございますけれども、基本構想の中でも共同住宅の建設が構想図の中にも示されておりますが、この共同住宅建設のねらいと既存の風連瑞生団地の住みかえに対する考え方につきましてお伺いをいたします。

2点目でございますけれども、環境に優しいごみ対策についてお尋ねをいたします。名寄地区衛生施設事務組合が事業主体の炭化センターも開設いたしましてから4年目を迎え、施設の運転も軌道に乗っていると聞いているところでございます。全道各地域にあっても、ごみ問題の解決に向けて行政、各種団体、市民の方々が協力して、このごみの減量化による環境保全に取り組み、資源循環型社会の構築を目指し、未来の子供たちへ手渡す努力を各自自治体がそれぞれの形で行っているところであります。そこで、お伺いをいたします。分別収集体制の現況と今後どのような対応が望ましいと考えておられるのかお伺いをいたします。

2点目につきましては、日々搬出されます事業用、家庭用も含めた生ごみにつきまして既存の施設の有効利用と延命策を踏まえ、生ごみのリサイクル、堆肥化に対し、新たな取り組みをする必要があると考えますが、その辺の考え方をお伺いをしたいと思います。

3点目では、これからの市民の皆さんに対するこのごみ減量化、分別収集も含めた啓蒙普及活動のあり方についての考え方をお尋ねをいたします。

4点目、これからの望ましい環境教育に向けて、どのような方策を講じていこうとされるのか考え方をお示しをいただきたいと思えます。

次、3点目、風連地区天塩川パークゴルフ場の運営管理についてであります。1983年、十勝の幕別町で誕生いたしましたパークゴルフにつきましては、この20年、驚きを隠せないぐらい大きな広がりを見せておりまして、愛好者のすそ

野は今もどんどん広がっている現況でございます。風連地区の天塩川緑地公園パークゴルフ場広場につきましても、既存の27ホールに加えまして来年度は18ホールの開設が予定され、さらに2008年には2コース18ホール、天塩川上流、下流を合わせますと7コース63ホールのコースが誕生するわけでございますが、こういった従来の3倍にも上るコース誕生目前の状況であります。そこで3点ほどお尋ねをいたしますが、来年度19年度における維持管理にかかわる管理人の配置は必要と私は考えるところでございますが、この管理人配置に対する考え方をまずお尋ねをいたします。

2点目でございますが、野外施設にあっても、これは利用する側、利用される側、双方の努力によって善良な管理運営が望まれますが、今後市、運営委員会、それぞれの業務分担、役割を従来の確認事項も含めて再点検すべきと私は考えるところでございますが、考え方につきましてお伺いをいたします。

3点目につきましては、当初開設の先ほど申し上げましたように3倍近いエリアを適正に管理運営するためには、今後指定管理者制度の導入も視野に入れて対応すべきと考えますが、この辺の考え方について市の考え方をお伺いをいたします。

4点目につきましては、市民ニーズと職員の士気についてであります。新しい行政改革案の中で既に方針が示されておりますが、財政調整基金に依存しない財政構造への転換、市民との協働のまちづくりを目指し、この改革案の推進項目の中でも人材育成の推進、組織と職員制度の見直し、事務改善などを図って、市民との信頼関係を保つとしておりますが、今後どのような形で市政の推進を図ろうとするのか、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、職員の行政改革方針に対する心構え、意識づけを庁内的にどう醸成されていくのか、考え方についてお伺いをいたします。

次に、市民の職員に対する期待は非常に大きいものがあると思いますが、そうした市民ニーズを踏まえて、職員の皆さん方の士気をどのように高め、合併後の一体感、一体化を図ろうとされるのかお伺いをいたします。

これをもってこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま大きく4点の御質問をいただきました。1点目と3点目についてお答えを申し上げます。なお、2点目は生活福祉部長、4点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

初めに、1点目でございます。風連地区市街地再開発事業についての御質問でございます。初めに、事業全体の費用対効果をどのように推計しているのかについてお答えをさせていただきます。事業の実施地区は、風連市街地のほぼ中央に位置し、中心商店街の中央でもあり、利便性が高く、最も集客性が図られ、商店街の利用を高める条件を満たす場所としての位置づけでおります。この事業により、既存商店街の店舗と個人住宅との混在及び空き地等を整理し、商業店舗と専用住宅とを分離、それぞれの区域に集積をして、土地を高度利用することにより公共施設や駐車場等を整備いたしまして、専用住宅区域は閑静な住宅地として住環境の向上を図ろうとするものであります。商業の集積区域には診療所、健康福祉施設、交流センター等の公共施設をあわせて導入し、商業施設と公共施設の機能を持つ二つの施設を併設することにより利便性や集客性の向上が図られ、商店街への利用が商店の販売を活発化し、消費購買の向上へとつながり、大きな相乗効果をもたらすものと期待しております。

また、高齢者等が安心して暮らせる交通機関や商業、公共施設の整った市街地中心部に住んでもらう共同住宅を導入し、定住人口の増加により市街地の活性化を図ってまいります。さらには、整

備された交流センターや広場等が各種イベント開催、地域住民の文化、スポーツ、ボランティア等の活動拠点として利用されることにより、地域と商店街の触れ合いや商業が活発化され、総体的に事業による大きな成果が期待されるところであります。また、周辺商店及び商工業者にも大きな経済波及効果が期待されると考えております。

次に、2点目の事業実施における不動産等財産権の取り扱いについてでございます。市街地再開発事業は、施行地区内の細分化されている宅地、建物を共同化された建物とその敷地に整備をいたしまして、地区内に有する土地所有権、建物所有権等を従前資産といたしまして、新たに建設される建物とその敷地のうち従前資産に対応する新しい資産のことを権利者の従後資産とっております。この従前資産を従後資産に変換することを権利変換とっております。従前の権利を価格に評価し、それを新しい建物床と敷地に関する権利に等価交換をしていきます。土地につきましては、新たな建築物を細分化されている多数の所有者がいる敷地の上に建設をいたしますと、従後の工事後の敷地の権利関係が複雑となり、建物の維持管理にも問題が生じやすいので、敷地を合筆をいたしまして、1筆の土地として従前の土地所有者の共有として、共有持ち分はそれぞれの従前の土地評価額の割合によって定めてまいります。建物につきましては、区分所有となりまして、従前の建物評価額は鑑定評価によって定めますが、従後の評価額につきましては建物等の基本設計で試算をいたしました概算評価額で地権者と協議を行っておきます。このとき地権者が床の増床を求める場合には保留床の購入扱いとなります。事業が完了いたしますと、事業費の額が確定し、新しい建物の評価額が決定され、その結果従前の評価額との間に差額が生じることもあり得ますが、差額分につきましては超過した場合は徴収を、不足の場合は交付によりそれぞれ清算を行い、事業を完了するというものでございます。

3点目のコンパクトシティが地域にもたらすものとテナントの誘致の見通しについてお答えいたします。さきの答弁と重複いたしますけれども、市街地の商店と個人住宅の混在及び空き地等で利便性、住環境が悪化している商店街の商店と個人住宅を分離し、商業店舗を集積して、公共施設と併設することによりコンパクトシティをつくってまいります。このコンパクトシティにより、中心市街地に交通手段を持たない高齢者や身体に支障のある方等の方でも安心して健康管理から日常生活必需品の購入までが容易にでき、利便性と集客性が高まり、魅力ある商店街とまち並み環境づくりが創出され、中心市街地の活性化に期待できるものと考えております。

テナントの誘致の状況につきましては、事業主体の期成会では商工業者に事業への参画の呼びかけをしておりまして、診療所の移設に伴い調剤薬局が高齢者の大変利用が多いことから、診療所の隣接に移転をしたいとの申し出があり、さらに町内のコンビニエンスストア2店からもテナントとして参入したいとの申し出が来ている状況でございます。受け入れ態勢を検討しているところでございます。

次に、4点目の共同住宅建設のねらいと瑞生団地住みかえに対する考え方についてお答えを申し上げます。市街地再開発区域内の共同住宅につきましては、現在は高齢住宅としての位置づけとはなっておりません。平成15年から21年で建てかえを実施中でございます西町団地の終了後、瑞生団地の建てかえ事業に着手する予定であります。建てかえに当たりましては空き住宅の確保が必要であります。しかし、現時点では空き住宅の確保が進んでおりませんので、今後円滑に建てかえを進めるために住みかえ公営住宅の確保が課題となっております。そこで、平成23年度以降の建てかえ計画となります瑞生団地につきまして、来年度、平成19年度に策定をいたします住宅マスタープランにおきまして入居者の意向調査を行



うなどいたしまして、市街地再開発事業の年度内容等との整合について今後十分検討して、共同住宅の建設を実現していきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、大きな項目でございます3点目でありませう。天塩川パークゴルフ場の運営管理についてお答えを申し上げます。3点にわたっての御質問をいただいておりますが、それぞれ関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。まず、1点目の維持管理に伴う管理人の配置についてでございますが、現在パークゴルフ場の維持管理の大きなウエートを占める芝刈りにつきましては維持管理センターの職員が行っておりますが、19年度以降の職員配置がどのようになるかを見きわめまして、今までのような配置ができなければ別に管理人を配置しての対応になるものと考えております。

次に、2点目の最良管理に向けての市、運営委員会の役割についてでございますが、今のコースにつきましては平成14年度から使用開始になり、平成15年度から本格的に運営委員会の協力をいただきながら、維持管理に努めていたところでございます。当初は、コース状態も芳しくなく、利用者からの苦情も多くありましたが、最近では運営委員会の方々が一生懸命手を加えていただいているおかげで年々コース状態もよくなり、利用者から大変喜ばれているものと話を伺っております。このように今までも運営委員会に大きくかかわっていただいた経緯もありますので、こうしたものを今後も大切にいたしまして、運営委員会と十分協議をさせていただきますながら、運営委員会が行うもの、お願いするもの、市が行うもの、それぞれ業務を分担しながら、維持管理をしていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目の指定管理者制度に向けての考え方でございますが、市が管理する施設の一つとして将来は指定管理者制度の導入につきましても考えていかなければならないと、そのように思っ

ておりますが、当面は運営委員会の過度な負担とならないよう配慮させていただきながら、運営委員会と市がタイアップをいたしまして、維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上、大きな項目1点目と3点目の御答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、環境に優しいごみ対策についてお答えをいたします。

4点にわたり御質問をいただきました。1点目の分別収集体制の現況と今後の対応についてお答えをいたします。旧名寄市での分別収集で申しますと、資源ごみの分別は平成5年にモデル地区を対象として空き缶、空き瓶の分別収集に始まり、平成7年、国の容器包装リサイクル法の制定を受けて、できるものから順次分別収集を実施してきました。本年4月からの紙製容器包装の分別収集で一応の法に基づいた分別収集が出そろった形となりました。特に平成14年12月からそれまでの焼却処理から炭化処理へと変わったことも分別が進んだ一因と考えております。

また、法が制定される以前から町内会や子ども会が会の資金造成を目的に市内古物商と連携をとり、有価物、いわゆる新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、鉄類の集団回収を実施しており、現在の集団回収奨励事業へと発展してきたところでございます。さらに、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法が制定され、それまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルの見直しとともに、天然資源の消費の抑制、環境への負荷を低減する循環型社会を形成することが求められています。このことから、市としてもその都度こうした経過を踏まえ、市民の皆さんの協力を得ながら、ごみの減量化、資源ごみの分別など、廃棄物の適正な処理に努めてまいっております。

ちなみに、平成17年度のリサイクル率は、風連地区で28.6%、名寄地区で18.2%となっており、今後も分別を徹底することでリサイクル率の向上を図ってまいります。

次に、2点目の生ごみの堆肥化に対する新たな取り組みの考えについてお答えをいたします。構成市町から炭化センターへ搬入される炭化ごみの量は、平成15年度、4,961トン、平成16年度、4,547トン、平成17年度、4,242トンとなっており、約14.5%の減となっております。これは、自然減もありますが、各事業所回りや広報で水切りの徹底、異物の混入がないよう分別の徹底等をお願いした成果も一部出てきていると考えます。

また、炭化ごみの成分は、生ごみ、紙おむつ等は当然ですが、近ごろは個人情報保護の観点からかシュレッダーされた紙も相当ふえている現状があります。このことが今後炭化センターの負担になるかどうかの検証はできていませんが、生ごみを減らすことは炭化センターにとって維持費用の減、家庭や事業者にとっては処理費用の減、生ごみを堆肥化することで化学肥料の減となり、循環型社会をつくる上では重要なことと思います。しかしながら、一定規模での堆肥化は施設の建設、製品の品質管理、堆肥利用者の確保等課題も多いと考えます。市としても今までに生ごみ堆肥化容器購入助成、電動生ごみ処理機購入助成、段ボールコンポストの普及活動と、生ごみを家庭から出さない取り組みを進めてきましたが、さらに普及するよう運動を強化していきたいと考えております。

また、今後の取り組みとして、家庭菜園のない方の堆肥の利用方法、例えば公共施設や町内会館の花壇での利用、道路わきのプランター花壇での利用等、美化運動と連携した取り組みも考えられると思います。

3点目、これからの啓蒙普及活動のあり方についてお答えをいたします。ごみの減量化による環

境保全は、市民、事業者、団体、行政が一体となり、共通の認識を持ち、連携して取り組むことが不可欠と考えております。そのためには情報の共有化が大切であり、行政がいかにか情報提供できるかだというふうに思います。市としても広報紙の活用やチラシの配布、さらには施設見学会等を通じて周知を図ってきたところでございます。過去にペットボトルの排出方法を季節に合わせポイントを絞ってチラシを配布し、成果を上げたこともありますので、情報の提供にも工夫が大事と考えております。

さて、ごみの減量化による環境保全は、循環型社会に適応した施設が必要でありまして、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、再利用の3R運動の推進、とりわけリデュース、発生抑制は家庭にごみとなるものを持ち込まない運動であり、市民が簡単に取り組める事業でもあります。現在市でも名寄消費者協会や環境衛生推進協議会と連携し、ノーレジ袋マイバッグ持参運動に取り組んでおります。今後は、事業者に対しても過剰包装を控えるなどを要望していくとともに、市民の皆さんに対してもごみを持ち込まないなどの啓蒙普及を図ってまいります。

4点目、望ましい環境教育についてお答えをいたします。学校では、小学4年生が社会科の授業の中で健康な暮らしを守る工夫として環境問題に取り組み、ごみ施設や水道施設の見学など、環境を通して健康を守る勉強をしております。また、総合学習や学校行事で小中学生が学校周りや通学路のごみ拾いを実施し、町中の美化運動に取り組み、環境問題を考えています。高校においても環境に関心のある人たちが施設の見学や市役所を訪れ取材し、壁新聞等学校祭で発表していました。市内の小学校の1教室ですが、給食残渣を段ボールコンポストで処理し、できた堆肥でハウレンソウを栽培し、児童みんなで食事をしたこともありました。このような環境問題に取り組む姿勢を大事にし、教育委員会等とも連携をとりながら、環

境に優しいまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きな項目の4点目、市民ニーズと職員の士気について、1点目の職員の行財政改革に対する意識をどう醸成していくかについてまずお答えをさせていただきます。

新行財政改革推進計画は、平成18年度を含め新名寄市総合計画の前期計画の平成23年度までを計画年度とし、地方分権下における自主性と自立性を高めるとともに財政の健全化を目指し、改革の基本方針の一つに簡素で効率的な行政運営、二つ目に健全な財政運営、三つ目に市民との協働の行政運営とし、これまで旧名寄市と旧風連町にありました計画の未実施分、また全職員アンケートによる意見、提言、さらには国が示している集中改革プランの各項目などを基礎として策定に当たっております。職員アンケートの回収率も67%と職員の行財政改革に対する意識は高いものがございました。それら結果をもとに現在庁内で組織をする策定委員会で体系的にまとめ、12月中に各職場においてその素案に対する推進項目について議論をしている最中であります。その職場会議での議論結果をさらに策定委員会で精査をし、明年1月には計画を策定することとしております。いずれいたしましても、計画づくりの段階から職場論議を深めることが職員の行財政改革の意識が醸成されるものと考えておりますし、計画策定後には実施委員会を組織し、推進事項の実行に当たっても職場議論を大切に、随時必要な改善や課題の提起を行ってまいります。

また、個々の職員の気づきにより改革を進めていくとともに、全職員が主体的に改革に取り組めるような活気ある職場づくりを推進していくことが重要と認識しております。そのためには、一つには市民の目線からの改革、二つ目にコスト意識

の徹底、三つ目にスピード重視、四つ目に成果重視、五つ目に透明性の確保と説明責任の徹底などを視点に研修、さらには職場議論の実施をし、改革の理解とその徹底を図り、意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の士気をどう高め、合併後の一体化を図っていくかについてでございます。合併の協議におきましては、行政サービスや負担水準については市民生活に支障のないように一体性の確保に重点を置いた調整をしてまいりました。また、両庁舎には双方の庁舎を有効に利用し、市民に不便を招かないよう必要な窓口部門はそれぞれの庁舎に設けるなど対応を図ってまいりました。しかし、合併後8カ月を経過いたしまして、事務処理にかかわる弊害や組織機構の問題点など改善が必要な課題も発生してきております。これらの改善については、分庁方式を堅持しつつ、明年4月には組織機構の見直しや適正な人員配置を行ってまいりたいと考えております。職員の一体化につきましても日常業務、イベントなどの共同による開催、研修会等への参加を通じ、少しずつではありますが、職員同士の融和も図られてきております。今後においても職員同士が業務を通じ、市民の目線に立って、心の合併を基本に職員の融和を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

まず、最初の市街地区の再開発事業でございますけれども、費用対効果の関係につきましても総花的に大きな相乗効果をもたらす、また総体的にこの事業については大きな成果が期待されるという答弁でございますけれども、これらにつきましてももう少し、長年にわたってこれだけの遠大事業ですから、専門のコンサルを経て、いろんな角度から細やかな検証がなされたというふうには

考えますので、ここでそういった検証の意味も含めて細かく何点かについて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、これ合併後の風連地区の目玉事業でもございますし、それぞれ市民の皆さん方からもいろんな期待、不安も含めた御意見がある非常に大きな事業でございます。そこで、1点目、風連地区の特性を引き出すために、風連らしさ、名寄らしさという、それぞれ地域特性があると思うのですが、こういった大きな事業をするためのその地区らしさの検証をどういうふうに検討されていたか、今までの経過についてお知らせをいただきたい。

それから、二つ目は、こういった事業を確実に実現するためには、どうしてもサポート活動として住民参加システムがなければなかなか成就しにくいというふうに、これは既に終わられた砂川市、羽幌町につきましてもそれぞれこういったシステムが大切に醸成された上でこの事業は円滑に進んだという実証もあるわけですから、当名寄市の風連地区のこの事業につきましてもどういったサポート体制をとろうとするのか、またとっていくのか、その辺、この先につきましても、当然関連しますが、道北なよろ農協との協議経過、加えて名寄市内の商工会、商工会議所等々経済団体の合意形成システムも含めて御答弁をいただきたいと思えます。

それから、3点目につきましても、テナント誘致の中で、今答弁にありましたように既存業種と不足業種との配置改善の考え方につきましてももう少し詳しく御答弁をいただきたいと思えます。

ほか何点かありますけれども、長くなりますので、とりあえずこの4点に区切って、まず1回目の質問をいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） ただいま3点にわたっての御質問をいただきました。大変難しい質問もいただいておりますけれども、風連地区の特性、風連らしさを生かしての地域づくりの検証

についてということでございますけれども、風連地区はまちの全体の状況が閑静な住宅街というような構造になっているというふうに考えております。その中でも将来に向けて地域で生き生きと暮らせる基盤づくり、核づくりを行政主導ではなくて民間の方の主導で、動きで進められていくことが非常に重要だというふうに考えておまして、現時点では市街地再開発事業の事業費はおおむね24億円でございますけれども、そのほとんど、3分の2が民間による事業でございます。3分の1は老朽化した国保診療所の改築、あるいは交流施設等の整備でございます。たとえこの事業がなくても将来的には市行政が風連地区にとっての必要な振興策として行わなければいけない事業、そのようにも思っております。行政が主導ではない民間の方の中心の動きによる事業の推進ということでございまして、これに少し触れました行政の施策が結びついていると、そのように考えております。この結果住民の福祉の向上や商業の集積が進みまして、特に事業効果におきましては民間が主導であるだけに大きな事業効果が得られると、そのように期待をしているものでございます。

そして、2点目でございますけれども、確実に実現するために住民の皆さんの参加が必要であるという御指摘でございますけれども、本当にそのように思っております。風連地区に限った事業という認識では本事業は進まないというふうに思っております。全市の事業であると、新名寄市の全市のプロジェクトであるという、そういう認識が必要だというふうに考えておりますので、市民全体の合意形成を得ながらの事業の推進に努めていきたいと、そのように考えております。

それと、農協との協議の経過でございますけれども、促進期成会、昨年17年11月につくられているわけでございますけれども、その役員に、副会長にJA道北なよろの組合長が就任するなど、この事業の推進の中核的な位置づけとして参加協力、理解をいただいているのが現状でございます。

ただ、農協といたしましては、多くの組合員の方の理解も必要であるという、そういう背景を抱えながらの参加ということでございますので、語弊がございますけれども、極めて慎重に話等を進めながらの事業への参加協力というのが現状でございます。

それから、テナントの誘致についてでございますけれども、この事業によりまして生活密着型の効率的なまちづくりを進めたいと、そのように考えております。そのために既存の商業ではなお不足の部分があるというふうに考えております。その不足の商店や商業を誘致をいたしまして、暮らしに便利よいまちづくりを進めていきたい。先ほど申し上げましたようなコンビニエンスストア、あるいは個別の事業者等のテナントへの誘致を行え得るように促進期成会とも共同でその話を進めたり、あるいは受け入れの話が一部ありますので、その対応を協議したり等の作業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） それでは、いずれにいたしましてもこれはもう事業計画、基本設計の時期も着々と目前に迫ってまいりますので、今部長の方から答弁がありましたように、一つ一つ細やかに検証しながら、ぜひこの事業が円滑に前へ進むように御努力願いたいところなのですが、ここでさらにもう二、三点ちょっと質問させていただきますが、非常にこの事業は御案内のとおり国の補助もさることながら財政厳しい中、たとえ合併特例債、過疎債等といえども市の財政投資も約60%を見込まれるわけですから、これは相当慎重に検証しながら、これからの事業実施に当たるのは当然であります。そこで、これは先ほど権利変換の中でも基本的には等価交換なのですけれども、保留床の購入の関係で超過、不足の分も出るのは当然であります。一部権利変換の関係で、一例でございますけれども、個人住宅の事業参加

者の方から変換後の費用負担増というのはちょっと心配だと。基本的には等価交換が望ましいのだけれども、これは今後建設される住宅等の関連でどのような評価が、評価の関係がありますから、そういったせっかくこの事業に賛意を示しながら従来よりも生活上負担増になることによって、この事業効果のねらいはそうではないので、その辺も今後事業主体の組合、また市等々の中で円滑に話し合いをぜひしていただきたいと思えます。

そこで、先ほど共同住宅の関係で、瑞生団地につきましては今後来年度の住宅マスタープランの中で意識調査をしてから、この事業の整合性をとりながら取り組みをしたいという答弁がありましたけれども、共同住宅に関しましてはこの策定との関連が非常に多いわけですが、近年農村地区から市街地区の公住に移り住む方の希望が非常にふえているのは御案内のとおりだと思います。今後こういった点在農家の市街地集約の考え方、それとまちなか居住の整備とのこの関連についてまず御答弁をいただきたいのと、それからエリア全体の環境美化の取り組みについても、この2点ちょっと答弁をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 共同住宅の考え方でございますけれども、来年度19年度に住宅マスタープランを策定いたします。その中で、本事業のブロックでいいますと農協が現在あるところのブロックに共同住宅を建設をしたいという構想でございますけれども、その共同住宅についての位置づけを来年度の住宅マスタープランの中でしたいというふうに考えております。なお、この事業を行うためには、入居の予定がなければ建設するには非常に難しいというふうに思っております。来年度の住宅マスタープランで位置づけをするにいたしましても、入居の予定者が一定程度確保されるという状況がなければ建設するのは難しいということでございまして、野本議員御指摘のとおり、その建設に当たりましては事前の意向調

査をしたいというふうに思っています。それは、将来の瑞生団地の建てかえの一部の戸数という位置づけもさせていただこうと思っておりますので、瑞生団地の入居者の希望です。それと、所得の高い方が瑞生団地と風舞団地に何人かおられるようでございますので、その方の意向も聞いてまいりたいと思いますし、3点目には議員おっしゃいましたような農業地域で市街地住宅へ移転入居を希望する方の希望も伺っていきたく。大きくはこの3点の意向調査等をしなが、その事業規模等を決めていきたくというふうに思っております。

それから、環境の問題でございますけれども、本事業は四つのブロックに分かれております。それぞれブロックに機能を持たせておりまして、特に現在の派出所でしょうか、派出所のあるところは個人住宅を集中化して建設をしようというブロックでございます。特にこの部分、そして現在農協があるところのブロック、共同住宅を建てるというブロック、ここにつきましては特に環境について十分住環境にとってふさわしいという環境づくりをしていきたくと、そんなふうに考えております。あとは、景観上の問題もござい、本地区の全体の景観の向上を全体的に検証しながの事業の推進というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） この1番目の案件につきましては、今部長の方からそれぞれ御答弁をいただきましたので、時間もありませんので、今後より市民の皆さんに情報開示をしながら、円滑な事業推進を期待して1番目の問題につきましては終わります。

次、2番目の環境に優しいごみ対策でございますけれども、過般炭化センターの上期のデータが新聞発表されましたとおり、前年と比較して2.6%の減ということでございますが、いろいろこの燃料費の高騰に伴う数百万円のアップの問題です

とか、基本的にはやっぱり生ごみの関係で施設が非常に御苦労されているなということがわかるのですが、水分を含んだ生ごみ類の割合が非常に増加の傾向があつて、ごみ量よりもその水分量の増加に基づいて乾燥時間に従来以上にかかるために作業のおくれもありますし、燃料費も高騰という悪循環がこの炭化センターの中でも出ているようであります。これは、家庭用ごみ、事業用ごみも含めた課題だと思つてのですが、そこで一、二点、ちょっと時間ありませんので、お尋ねをいたしますけれども、こういった事業系のリサイクル、事業系の生ごみのリサイクルについて、やはり今後市がある程度イニシアチブをとりながら、この堆肥化に向けての指導、助言といひますか、いろいろ各機関の補助等もありながら、この事業系の皆さん方が民サイドで自助努力する事例もたくさんあるようでございますが、その辺のとらえ方と、それから非常に名寄市におきましては段ボールコンポストが担当者の皆さんの懸命な努力でそれぞれ普及の輪が広がっているようですが、この段ボールコンポストのモデル地区の指定なども今後町内会、自治会等の御協力をいただきながら、よりすそ野を広げるために考えられたらどうか。

それから、堆肥化につきましては、これは農畜産との連携が必要になると思ひますし、また多角的な角度ではいろいろなノウハウを持った先生、学生も含めた名寄市立大学との、またその他民間機関との連携を含めながら、このリサイクルをさらに前進をすべきと考えますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ただいま3点にわたつて御質問いただいたというふうに思っております。

まず、事業系ごみの減量化という部分での指導、助言体制ということであり、食品リサイクル法では、食品の売れ残り、あるいは食べ残り、それらについて製造過程に大量に発生する食品廃棄

物につきましては量を減少させる、あるいは飼料や肥料の原材料として再生利用するというふうになってございます。名寄市内では、正確な部分ではちょっと把握できておりませんが、企業として100トン以上持ち込んでいるという企業が一、二社あるかというふうに思います。そういった部分では炭化センターに搬入されるごみが大量だということで、非常に負荷がかかっている部分もありますけれども、これらについては、対象事業者については年間100トン以上ある場合については再生利用目標20%ということで、そうした法の指導がございまして、そういった意味では、こうしたことも事業者に対して指導あるいは助言をし、先ほど出ました水切りの徹底等、そういったものも助言、指導していきたいというふうに思っていますし、また各種関係団体につきましてもそういったような指導といいますか、協力をしていただきたいというふうに思っております。

次に、段ボールコンポストの関係でございまして、段ボールコンポストにつきましても、従来どおり講習会等を通してこの普及を図っているところであります。大体1回の講習で1時間半程度の説明、それから実験といいますか、体験といいますか、そういったものでかかっております。大体参加者が20名から30名ぐらいといったことが説明できる範囲なのかなというふうに思っております。年間でも大体七、八回の説明会ということで、それぞれ地道な普及を図ってきておまして、この何年間では市内でもそうした段ボールコンポストが活用されているというふうに思っております。

御提言をいただきましたモデル地区の部分でございまして、今申しましたように大体1回二、三十名程度が限度だということでありますし、またたくさんの町内会、自治会で一度の対応は難しいといったことがありまして、非常に難しい部分でございまして、地区指定とは別にしましても、そうした希望があれば調整をして、講習

会を実施させていただきたいというふうに思っておりますし、それを通して普及活動も進めたいというふうに思っております。

それから次に、農畜産物との関連、あるいは大学、民間との関連ということでございまして、現在農畜産業の方々につきましては、自分のところから出る農産物残渣あるいは家畜ふん尿、そういったものにつきましては自己責任、それから自己管理、自己処分で行っているという状況にあるというふうに聞いてございます。現状におきましては、他のごみ、または家庭からの堆肥を受けるのはちょっと難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

10月に民生常任委員会の方々と当麻町にあるそういった堆肥化の工場を視察させていただきました。そこでは明治乳業からの牛乳だとか、あるいは日本ハムからの生肉、それから野菜工場からの野菜くず、そうしたきれいな生ごみを処理して、液化して堆肥にするといったようなことをやっておりましたが、そうしたことが今後当市でもできるのかどうか、そういったことも含めて大学あるいは民間とそういった研究を続けて、そうしたことも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 野本議員。

○16番（野本征清議員） 最後になりますけれども、パークゴルフにつきましては今後エリアの広がりとともに指定管理者制度についても検討いただけるということですので、よろしく御配慮をいただきたいと思っております。

そこで、4点目の職員の行革に対する意識の関係につきまして、非常に理解のできる御答弁をいただきました。庁内における行革に対する真剣さがうかがえますし、過日職員給与の関係も労使双方の苦渋の選択の中で妥結を見たようでありますけれども、今後におきましても職員間のコミュニケーションを密にされまして、市民のために御努力を強く期待をするところでございまして、

そこで、最後に市長にお伺いをいたしますけれども、この総務省の自治体再建に対する研究会報告が過日新聞報道でもありましたように自治体における意識改革が急務とされておりますし、今、日本じゅうの自治体が夕張市の悲惨な状況、これにつきましては行政の崩壊とも言われ、危機感が募っている中、今後市民要望を踏まえてどのように市政運営のかじ取りをされるのか、最後に市長の考え方をお伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま総合計画の策定作業の最中であります。平成19年度から向こう10年間ということでありまして、国の中央集権下でありまして地方財政計画というものが非常に地方自治体の財政運営に大きなウエートを持っておりまして、特に交付税制度等が今後どのように展開していくのかというのがなかなか推測ができません。しかし、新たな中央財政の展開がありまして、これからは地方に対する財源の移譲、確保ということを地方六団体挙げて頑張っていかなければならないと、そういう中にある住民要望の具現化ということでありまして、懇談会等で非常に多くの住民の期待をする事業等について出ておりますけれども、前期5年間という極めて推計の可能な年次を一つの区切りとして、総合計画、しっかり財政計画をあわせた計画として1月、2月の議員協議会、臨時議会等に提案をして、議会の皆さんにも審議をいただいて、しっかりとしたまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で野本征清議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民基本台帳カードの利活用の提案について外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず、住民基本台帳カードの利活用の提案について御質問をしてみたいと思います。情報技術が急速に進展する中で、住民サービスの向上、国、地方を通じた行政の効率化を図るため、これまで市町村でコンピューター管理してきた住民基本台帳の情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報と住民コード、それらの変更情報の六つの情報を都道府県や市町村が専用回線で共有する全国共通の本人を確認するシステムであります。このICカードは、高度なセキュリティー機能を有するカードであり、そのセキュリティーの高さゆえ民間においても銀行のキャッシュカード、クレジットカード、ポイントカード、JRカード、ノンストップ自動料金収受システム、ETCなどで活用が広がっています。また、これからパスポートや運転免許証などもICカード化されつつあります。総務省では、このICカードである住民基本カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムを利用する領域から独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとしております。全国の自治体で利用可能な標準システムとして財団法人地方自治情報センターにおいてICカード標準システムとして開発し、希望する区市町村に対して原則として無償で提供されておりますが、その7個が証明書等自動交付サービス、申請書等自動作成サービス、健康管理情報照会サービス、救急活動支援サービス、避難者情報サービス、公共施設予約サービスの標準システムの提供であります。このサービスを平成17年8月で101の自治体が条例で定められ、さまざまな事務に利用されておりますが、本市として住民基本台帳カードの交付状況について理事者の御



見解をお願いいたします。

先ほど言いましたが、総務省でＩＣカードである住民基本台帳カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域 8,000 字を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとしておりますが、本市としてのカードの空き領域内のサービスについての理事者の御見解をお願いいたします。

全国の自治体で利用可能な標準システムとして、地方自治情報センターにおいてＩＣカード標準システムとして開発し、希望する区市町村に対して原則無償提供されているこのＩＣカードの標準システムの活用についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目その 2、安心、安全で災害に強いまちづくりを。平成 17 年の第 1 回定例会の折、地震や台風の災害が大変多く、この名寄市に起きるかもしれない災害について質問をさせていただきました。近年も地球温暖化等の影響で佐呂間町と奥尻で突風、竜巻が起き、多数の方が亡くなりました。このように予期せぬときに起き得るのが災害であり、災害をいつ来るかと待っている方はおられません。行政報告でもありました本年 10 月 7、8 に発生した低気圧により、市内の各所では街路樹や市有林の倒木、公共施設の崩壊、民家の壁の崩壊や屋根の破損等、また名寄川が警戒水位を超え、中名寄地区では内水を排除するという災害となりました。私も災害のおさまるころ市内を回らせていただき、低気圧のすごさをまざまざと見せつけられた思いがいたします。災害時名寄市の庁議検討会、また災害本部の立ち上げの規定を含め、今回の初動態勢について理事者の御見解をお願いいたします。

平成 17 年 3 月の定例会で、高齢者や障害者など災害弱者への誘導計画などで、災害発生時には高齢者や障害者など災害弱者の犠牲が多く、市の対策として名簿の作成、町内会の協力、緊急通報

システムの活用による連絡体制の整備とあります。緊急通報システムの活用による連絡体制の整備についての理事者の御見解をお願いいたします。

次に、いつどこでどのように起こるかわからないのが災害であります。地方の方や地元の方は、ハザードマップをしっかりと見ていけばよいのですが、災害時誘導看板や避難所看板が大変見にくいと私は感じるのですが、この誘導看板、避難所看板の設置についての理事者の御見解をお願いします。

また、3 番目のボランティアコーディネーターの件は、質問より外させていただきます。

次に、大きい項目、上下水道の料金についてお尋ねいたします。風連と名寄が 3 月 27 日に合併し、公共料金の違いが生じております。基本料金は風連 8 立米、名寄市が 5 立米の基準になっておりますが、これから統一した料金となると思われます。また、地方から来られた方の名寄市は上水道、下水道が高いという声をよく耳にいたします。私も毎月住民の説明会等を行っておりますが、住民より上水道、下水道が高いという声が多々聞かれます。また、私の妻の母親は障害者であるためひとり暮らししております。月々の水道利用は約 1 立米ちょっとぐらいしか使わず、大変少なく、そのため基本料金の 5 立米、8 立米の基本水量が大変多く感じるこのごろであります。基本料 5 立米、8 立米の各市町村の状況と基準の設定方法について、また名寄市の単身世帯の年代別 1 カ月の使用状況の理事者の御見解をお願いいたします。

下水道、上水道料金は、審議会で決められた金額というふうに思うのですが、また大都市と違い名寄市は人口も少なく、広範囲ということもあり、人口比にしては工事費が高くなることも承知しております。しかし、高齢者、障害者、または単身世帯、基本水量を超えないような気もいたしますし、北海道各市町村では福祉的な上水道料金軽減措置を行っているところも大変多くお聞きしております。各市町村の福祉的な上下水道料金の軽減

の設定状況と生活保護世帯、また障害者世帯、70歳以上の老人世帯、母子世帯への福祉軽減の考えについての理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1項目めにつきましては私から、2項につきましては総務部長から、3項目については上下水道室長からお答えをいたします。

大きな項目の1、住民基本台帳カードの利活用の提案についてお答えをいたします。1点目、住民基本台帳カード、ICカードの交付状況について。住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、氏名、生年月日、性別、住所の4情報と住民票コードにより全国共通の本人確認を可能とするシステムでございます。市民が各種行政サービスの請求、インターネット利用による電子申請、届け出などを利用する際に、公的個人認証、身分証明など本人確認を確実にを行う手段として住民基本台帳カードが利用されているところでございます。

本年11月末までに申請交付された住民基本台帳ネットワークカードの枚数は、旧風連町発行分と合わせまして95枚、名寄が83枚、風連12枚となっております。カード発行につきましては、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であります財団法人地方自治情報センターへカード作成を委託し、発行しているところであります。

2点目のカード内の空き領域のサービスについてお答えをいたします。住民基本台帳カードには、基本領域である住民基本台帳ネットワーク上の利用領域、公的個人認証サービスのための利用領域、これら以外の領域がございます。この基本領域以外の利用については、市町村が条例の定めるところにより、空き領域を独自利用領域としてさまざま

なサービスの提供に活用することができることとなっております。この独自利用領域を活用した市町村が独自に提供できるサービスとしては、証明書自動交付機を利用した住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書の交付サービス、健康管理、健診申し込みや照会など保健事業に関する各種サービス、福祉、介護に関するサービス、災害時等における避難者情報を提供するサービス、地域通貨等に関するサービスなどが想定できるところでございます。

本市では、住民基本台帳カードの空き領域を活用した住民への独自サービス提供を行っておりませんが、全国的にサービス領域が広がりつつあるものと認識しております。今後の住民基本台帳カードの普及状況など、各自自治体の独自サービスの実施状況を見据えながら、住民基本台帳カードの有効利活用及び市民の利便性の向上を図るためにどのようなサービス提供が有効であるか検討してまいります。

3点目、ICカード標準システムの活用についてお答えいたします。ICカード標準システムは、住民基本台帳カードを利用した住民サービスを提供することを可能にするシステムとして財団法人地方自治情報センターが開発し、希望する市町村に無償で提供しているものでございます。住民基本台帳カードを利用した独自サービス提供のためのシステム構築には、一つとして対象サービスの提供システム導入、二つ目として現在委託している住民基本台帳カードの発行の管理システム導入による自前の発行、三つ目として住民基本台帳システムとの連携、四つ目として各業務システムとの連携などが必要となっております。この中の1点目、対象サービスの提供システム部分がICカード標準システムに当たるものであります。その利用については、実施しようとする市の独自サービスに合わせた修正変更作業、セキュリティー、保守管理を含め総合的にシステム設計、開発などを行う必要があるところであります。システ

ム構築に当たっては、ICカード標準システムを利用した独自サービス開発の委託、メーカー提供システムによる導入構築、道内自治体共同による開発構築などを視野に入れながら判断してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、大きい項目の2項目、安心、安全で災害に強いまちづくりを、まず10月7日、8日の災害発生時における市の初動態勢についてお答えをさせていただきます。

発達した低気圧により7日夜になって風雨が強まり、深夜11時23分に上川北部に対する大雨洪水警報が発表になったことから、防災担当及び道路担当職員が出動して、街路樹等の倒木処理等の対応に当たってまいりました。8日午前9時ころに災害対策本部、組織系統で言えば統括部総務班付の総務部職員と建設部職員が出動し、関係各課の課長等に事務連絡を行い、公共施設等の強風被害状況を把握するよう伝達するとともに、倒木の処理、智恵文の排水機場稼働、白樺団地の排水ポンプ設置などを行ったところでございます。正午前の段階で暴風警報発表には至らない見通しとなりましたが、降雨が続き、午後1時前に名寄川洪水警報が発表され、3時45分に真勲別観測点で危険水位を超える事態となり、5時30分に市長を初め理事者、部長職等による臨時庁議を開催し、名寄川の増水に伴う対策等について協議、職員は自宅待機とし、災害対策本部の設置を視野に入れつつ当面は事態の推移を見守る方針を決定いたしました。その後、名寄川の増水がとまり、洪水の危険は去ったことから、統括部総務班及び建設部各班と水道部給水班等による対応を午後11時まで続けたところでございます。

なお、今回の初動態勢の反省点として、夜間及び休日における課レベルの職員連絡体制及び名寄庁舎と風連庁舎との連携体制の不備が明らかにな

ったところでありまして、その後7日、8日の災害の対応が一段落してから両庁舎の担当課長レベルでの災害対策についての体制について協議を行い、体制の確立について確認をしたところでもございます。

以上、10月7日、8日の初動態勢について申し上げます。

次に、災害時一般における災害対策本部の設置等を含めた市の対応に関するルールについてお答えをさせていただきます。市長が本部長となり、全職員が構成員となって組織する名寄市災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づき災害応急対策を実施する機関で、同本部を設置する基準として、一つ、気象業務法に基づく警報が発表され災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、二つ目といたしまして市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、もしくは地震による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、三つ目には大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき、四つ目として災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な判断を要するときとしており、一定の規模の災害が発生するたびに災害対策本部を設置するというものではございません。この考えに立ちまして、災害対策本部設置の前段階において的確な状況判断のもとに対応方針を取りまとめ、職員組織に指示を出す役割を担う臨時庁議を開催するルールを設けております。臨時庁議開催後に災害対策本部設置に至るか、臨時庁議段階でおさまるかはそのときの状況によるところでございまして、10月7日、8日のケースは後者の部分でござい

ます。次に、2点目の緊急通報システムの連絡体制の整備についてお答えをいたします。いわゆる災害弱者にかかわる緊急通報システムの活用による連絡体制の整備についての御質問でありますが、このシステムは独居老人等の自宅に名寄消防署につながる緊急通報用の専用電話を設置し、急にぐ

あいが悪くなったりして助けを求めるなどの事態が生じたときに使用していただくものでありまして、消防署からも当事者に通報できるといった双方向の通報システムとはなっておりません。したがって、防災用のシステムというよりは福祉用のシステムということでの制約があります。災害時においてもお年寄り等から通報があれば、すぐ消防署員が出動して救助に向かうことが可能でありますので、そうした形での連絡体制をとっておくことは有効な手だてと考えております。

次に、4点目の避難場所の誘導看板の設置についてお答えをさせていただきます。洪水を除く地震等の災害時における一時避難所は、名寄地区は各小中学校や高校の校庭、公園、旧小学校跡地など全部で28カ所、旧名寄市から引き継いで指定しており、同じく風連地区は学校やコミュニティセンター等の17カ所を避難所として引き続いて指定しておりますが、このすべてに避難所の所在を示す看板を設置をしております。その看板が小さくて見にくいということでございますが、名寄地区の看板は縦60センチ、横40センチ程度の鉄板を使用しております。国道等で見かける道路標識の大きな看板と比べますと確かに見劣りはいたしますが、避難場所の所在を知らせる看板としては何とかその機能は果たしているのではないかと考えているところであります。風連地区は、名寄地区の3分の2ほどの大きさですが、これも小さ過ぎて看板の役目を果たしていないということではないのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） 私の方からは、大きな項目の3点目、水道、下水道料金についての2点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、水道使用量についてお答えを申し上げます。現在の水道料金は、名寄地区が

用途別、風連地区が口径別料金体系を採用し、毎月の基本水量及び基本料金は名寄地区が5立方メートルまで670円、風連地区が8立方メートルまで1,827円となっているところでございます。

基本水量の設定方法ですが、多くの市町村では平均使用水量の2分の1を基準に設定しており、平均使用水量につきましては名寄地区では約16トンから17トンということでありまして、おおむね8立方メートルになるわけでございますが、旧名寄市の場合若年層及び老人世帯等に配慮し、昭和58年度料金改定から当時8トンでありましたものを5トンに引き下げているところでございます。

道内における水道基本水量の状況でございますけれども、名寄市を含めて2市が5立方メートルで、7立方メートルが2市、8立方メートルが2市、10立方メートルが5市、基本料なしが2市、それから下水道の基本水量につきましては5立方メートルが名寄市を含め3市、7立方メートルが1市、8立方メートルが2市、10立方メートルが6市となっているところでございます。

次に、単身世帯におきます年代別使用状況につきましては、名寄地区のみで調査が行われているということで、その状況につきまして申し上げます。名寄地区の1万814世帯のうち、20歳代においては5立方メートル以下世帯が369件、30歳代では5立方メートル以下の世帯が197件、40歳代では5立方メートル以下世帯が164件、50歳代では5立方メートル以下世帯が171件、60歳代で5立方メートル以下世帯が168件、70歳代でございますけれども、5立方メートル以下世帯が219件、それから80歳代以上でございますけれども、5立方メートル以下の世帯が139件となっているところでございます。全体の集計で申しますと、単身世帯で基本水量以下の件数は1,427件で、全体に対する割合は13.2%となり、そのうち2立方メートル以下の件数につきましては413件で、全体の3.

8%になっているところでございます。

次に、水道、下水道料金の福祉的軽減についてお答えを申し上げたいと思います。これまで道内の都市部では、4割程度の自治体で福祉政策を目的として水道及び下水道料金に福祉料金制度を導入してきております。上水道料金につきましては、道内34市のうち15市、それから下水道料金につきましては道内34市のうち19市という状況でございます。旧名寄市におきましては、これまで導入の実績はありませんけれども、旧風連町では平成10年の料金改定まで福祉料金制度を実施してきた経過がございます。現在旧両市町の水道及び下水道料金の統一を行うべく新たな料金体系をつくる作業が進行中であり、今後こうした作業の中で福祉的な軽減の導入について福祉担当と連携を図りながら、協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げました。よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） それぞれ答弁いただきましてありがとうございます。再質問と要望を何点かやらせていただきます。

まず、ICカードの住基ネットの件についてちょっとお伺いいたします。今名寄市では、名寄庁舎83名、また風連庁舎12名ということで、95名の方がICカードをつくっていただいています。これは、きっと地方自治情報センターに千何百円かかるうち市民に何百円か払っていただいて、そして販売するというふうに私は思うのですけれども、何か先ほどちと違う議員に聞いたから、貸与だよというお話を聞いたのですけれども、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 名寄市の住基カードの取り扱いにつきましては、500円ということで交付させていただいております。カードを地方自治情報センターに作成を委託しております

けれども、これについては1枚1,050円、それから情報センターから送料として支払うものが大体500円程度ということで、1,500円程度かかっているという状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） この住基カードの性質というのは、先ほど言ったように証明書交付だとか申請書交付というのがあるのですけれども、ここの名寄から他の地域に引っ越すよというときに、この住基カードを使っただけで出るときは申請要らないだとか、そういう用途も含まれているはずなのです、ちょっと勉強させていただいたのですけれども。その住基カードを持っていけば、向こうで市民手続がとれるという方法でその住基カードなものですから、貸与というのはちょっといかなものかなというふうに思うのですけれども、その点を1点と、先ほど対象サービスをそういうふうにするということで、住民票だとか印鑑証明だとか交付するというときに、名寄市がそれをした場合利用システムをつくらなければならない、機械を入れなければならない、また先ほど言ったように地方自治情報センターで交付しているICカードを今度は名寄市で製作するというふうになると概算どれぐらいの費用がかかるのか。でも、これはきっと各市町村補助事業が出ているはずなので、その部分も含めてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 住基カードにつきましては、先ほど言ったように名寄市としては500円ということでいただいております。

それと、他のシステム導入という部分の中で、正確に試算をしているということではございません。ただ、お隣のまちで住基ネットワークシステムを構築したときに自動証明の交付機を設置したときに約2,000万円ほどかかっているということで、多額のやっぱり費用がかかる、またシステム導入の関係でも多額の費用がかかるというふう

に思っているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 費用的な部分は2,000万円、きっとICカードをつくる機械も何千万円もかかるというふうに聞いておりますので、それぐらいかかるのですけれども、名寄市はここ何年かで光ファイバーを入れて、ある程度のシステム構想の中にこの住基ネットが入ってくるというふうに私は考えますし、これからの行財政改革を進める上でもやっぱりこの機械を導入していく中で人員を削減していくという部分も出てくるというふうな考えを私は持っております。そのような部分で名寄としてはいつぐらいから、今95名しかないから、機械入れる必要ないよという考えなのか、それとも行政として住民が8割ぐらい持ったら機械を入れようという気なのか、それとも機械をこういうふうを導入する考えがあるので、皆さん、こういうふうにつくってくださいという考えなのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 現状11月末で95枚ということでありまして、この1年間で大体30件ほど伸びているということなのです。その30件伸びているのはなぜかということ、高齢者がいろんなところに行ったときに身分証明ということでこれが使われると。例えば車の免許証等で証明ができるわけですが、そうした車の免許証を持っていない方、そういう人たちがこういった住基カードを取得されるということで、若干枚数が伸びているのかなというふうに思っております。

また、この人数と、それからシステム導入についての考え方ということでありまして、これからさまざまなやっぱりシステム開発によってそうしたコストも多分下がってくるのではないかなというふうに思いますし、また普及に関してそう

いったものが一元化されて、全国でネットワーク化されるということになれば、そういった利便性も高まっていくというふうに思います。そういった意味では名寄市の交付状況を見ながら、そういったものも研究させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） この住基カード、後でまた災害の方でもちょっと踏み込ませていただきますけれども、これは先ほど言ったように身分証明書もそうなのですけれども、災害時にも活用したり、いろんな部分で今活用事例がありますので、できれば行政としてしっかりと進めていっていただきたいというふうに私は思いますので、よろしく申し上げます。

次に、災害についてちょっとお尋ねいたします。今回私もこの災害になったときにまちの中を見させていただいて、地震だとか佐呂間町のような突風というのは、名寄は本当に17年3月のときに私災害について聞いたときに総務部長から少ない地域なのだというふうに言われまして、少ないことは少ないというふうに思っておりますけれども、先日気象庁のテレビがあったときに、警戒警報と注意報というのがあるのです。警戒警報が出たというときは、その地域には必ず何か起きるということを住民の方は予想してくださいと、警戒警報が出たときは、だから、気象庁が警戒警報出すというのはだてではないのです。起きてからではどうしようもないという。警戒警報出たら、まずはその地域の方々は本当に注意しなければならないということを考えてくださいということを気象庁の方が言っておりました。

今回10月の7、8のときなのですが、先ほど総務部長が言われたように8時にそういう部分があって、午後11時に初動夜間休日、総務関係と建設関係の職員が出たという、担当レベルが出たというお話をされていましたが、土

曜日、日曜日にかかったの災害だったものですから、市としての初動態勢がおくれたのか、それともそういう初動態勢なのかというのを私はちょっと痛感したのですけれども、本当にこれがもし関西並みの地震だとか、佐呂間町並みの突風が来たときにどういう体制を組むのかなというふうにごく心配して今回質問をさせていただいているのですけれども、まず前回のとき石王総務部長は防災関係の機関と連携をして、防災訓練を実施、実施はしています。職員の災害初動マニュアルを作成して、全職員に配付して、災害発生時の初動態勢の周知を図っていく。レベルによって違いますけれども、庁内協議を行ってから全職員が出るということを言われましたけれども、私は先ほど気象庁が言ったように警戒警報が出たというときは、やはり庁議をまず最初に開くというのが本当ではないかなというふうに思いますし、警戒警報出たときには職員含めてその関係部署の人は直ちに配置できる体制がやっぱりこの安心、安全なまちづくりの基本かなというふうに思っております。その中には私たち議員も含めてもいいですし、やはり市民の安全のために行政があるのですし、議会があるのですし、そういう関係部署があるというふうには私は思っております。この警戒警報が出たときの対応についても一度お聞かせいただきたいというのと先ほどの緊急システムなのですけれども、緊急システム、福祉関係が重視なのだよと言われましたけれども、この災害のときには、災害弱者というのは耳も聞こえない方もいます。目も見えない方も、うちの妻の母は耳が聞こえませんので、サイレンも聞こえませんし、何も聞こえないという状況ですから、その人、その人によってやっぱり緊急通報システムというのは違うと思うのです。今回風だったからよかったのですけれども、よかったのか悪かったのか、もし地震だったらその家が倒壊しているかもしれない、風だったら屋根が飛ばされているかもしれない、そういう状況のときにやはり行政から教えるだとか、そう

いうシステムも必要かなというふうに思っております。今の消防の緊急通報システムを若干改良を加えてもこの可能性はないのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） まず、1点目の初動態勢の庁内体制等々についてお答えをさせていただきましても、あいにく災害のあった7日、8日は土曜日、日曜日ということで閉庁日でありました。それと、合併に伴って分庁方式ということで各寄庁舎、風連庁舎にそれぞれ職員が配置をされている状況がありました。しかし、それぞれ名寄から風連庁舎に通っている職員もいますし、風連から名寄庁舎に通っている職員もいます。先ほども申し上げましたように、今回の低気圧による災害の影響について私どももそれらについて大きな反省とあわせて分庁方式による庁内組織体制をどう構築していかねばならないかということをしっかりと受けとめをさせていただきました。

旧名寄市におきましては、平成13年に、きょう持ってきておりますけれども、職員の災害初動マニュアルというのをコンパクトに、これはすぐ手元に置けるということであえて小さくしてつくらせていただきました。合併に伴ってこのことをしっかりつくっておければ今回の災害に対して対応ができたということでありまして、いましてこれらの整備体制については反省をしているところであります。

いずれにいたしましても、災害時の対応でとりわけ初動段階での対応が一番重要でありますということの基本にこのマニュアルをつくらせていただいております。3時間、6時間、12時間、24時間、48時間の時間経過の中でどのような対応策を講じるかというふうなことでマニュアルをつくらせていただきました。今考えているのは、このマニュアルをしっかりつくっていきいたいということで、7日、8日の災害が一段落したときに

両庁舎のそれぞれの担当職員に集まりをいただきまして、反省に立った体制づくりをさせていただきまして、協議した部分でのメモがここにありませんけれども、両庁舎に分かれることによってどういう体制がということで危惧される部分では、休日の体制をどうするかということが一番大きな部分で協議をしております。その部分を一定の方向を出して、それぞれの体制についても今確認をしている状況にありますし、最終的には今総合防災計画ができ上がりますけれども、それで確固たる部分に庁内の体制もつくっていくことになります。現在それらについての部分のまとめをしまして、体制をしっかりとつくっている状況にありますし、ほぼそのことができ上がっておりますので、夜間態勢ですとか、または職員がそれぞれ勤務地が違うということの体制のそれぞれ名寄庁舎、風連庁舎ということでしっかりと体制づくりをしている最中といえますでしょうか、ほぼでき上がっていると言っても過言でございませぬ。それと、災害対策本部を立ち上げるかという前に、やはり初動態勢では情報の収集というのが一番大事だろうというふうに思っておりますし、それに基づいて人の配置と、それと物資の手配ということをどのようにその段階で対応していくかということだと思いません。

それで、先ほど気象庁の方の関係での警戒警報の部分で、災害の中ではそのようなことで私も認識をしておりますけれども、名寄市として地域の狭い地域の部分でどう判断をするかということは災害対策本部長、市長でありますけれども、市長の最終判断でなってくるということでございまして、今回7日、8日の雨についても名寄川が警戒水位を超したということでテレビ等でテロップが流れました。それに対して市民からは、大変不安の思いもありまして、数名の方からこういうふうに出たけれども、避難はどうなのだというふうな問い合わせ等も実はありました。それで、庁議等を開催する中で、また名寄の名寄川と天塩川の河

川の状況を地域情報の雨量、洪水、水位の部分でデータを分析をいたしました。確かに名寄川は警戒水位に達しました。特に上流部の下川、幌内、峠のところの集中的な豪雨によって名寄川が増水をしたと。中名寄地区にも内水排除、内水面のポンプを入れたというふうな、今まで名寄川が警戒水位に達して警報が出されたことはありませんでした。それで、その対応については、そちらの局地的な部分での集中的な豪雨があったということもありまして、本流の天塩川については水位は警戒水位には達しないで、まだまだ支川の河川が流れ込んでも十分受け入れられるというか、天塩川は下流域の音威子府なり中川が5月のようなパークゴルフ場が冠水するような状況にはならなかったわけでありませぬ。そんな判断の中から、一定の本部の臨時庁議の中で判断をさせていただいて、住民の皆さんにもその旨安心してくださいますというふうなことでの電話等でのやりとりをさせていただきました。ですから、気象庁が発表するそれについては、確かにしっかりと対策本部で受けとめをしながら、また名寄市の狭いエリアの中でどうなのかということもしっかり判断をして、名寄市の対策本部、本部長の方から指示を職員に出していく、住民の皆さんにも周知を図っていくということが判断としては適切なのかなと、このように思っておりますし、いずれにいたしましても住民の皆さんの生命と財産をしっかりと守るという立場で対策本部の中で情報収集を的確にしながら、判断をしていきたいなと、このように思っております。

それと、緊急通報システムの関係につきましては、先ほど申しましたように福祉用のシステムとして導入をしているというのは高橋議員も御承知のとおりでありまして、先ほど話したように一方通行でのシステムなのです。ですから、双方向によるシステムであれば、そのような弱者に対して緊急災害があったときに連絡をする、または対応できるということもありますけれども、双方向シ



システムでないですから、弱者が通報のベルを押すと、ペンダントのあれを押すということに対しては消防署員が駆けつけて、対応できると。それは、通常のシステムの中でなくても防災、災害の部分でもそういうことはできると思いますが、双方向でないということが一つあるということをお理解をいただければと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） 今初動マニュアルをつくられているということで、安心というか、少しは気が楽になりましたけれども、初動マニュアルではきっと風連に通っている方も名寄庁舎に集合されるのですよね。逆に風連に通うのであれば、災害対策の意味がなくなるというふうに思いますので、その辺はちょっと考えていただいて、進めていただきたいと思います。

それと、先ほどの四つの点がありまして、気象情報で発生するおそれがあるだとか、震度5以上で発生するだとか、そのおそれがあるだとか、大きな災害が起こる可能性がある、災害が発生するときという、この臨時庁議の初動なのですけれども、私的にはもう少し緩目にして、いつでも市民の財産だとか生命を守るのが我々の責務であると思いますので、この辺はやっぱり少し緩目にしていただいて、いつでも私たち職員、また議員というのは市民の公僕だという部分を忘れずにつくっていただきたいというふうに思います。

時間がないので、もう一つ、先ほどの災害等含めて一つ、ICカードの件で新潟の柏崎市というところがこういうことをしているのです。原子力の防災訓練の実施の中で、住民基本台帳カードを使って避難所にいる家族等にメールの通知ができるだとか、避難所ごとに避難者情報を災害本部が把握できる、その空きスペースを利用して独自のサービスを開発して、今回11月に実験をしました。これは、2003年に経済産業省からの補助金を利用して、住民基本台帳の空き領域の利用で、健康略歴だとか相談サービスを実施して、

その次にこの今回の防災の避難システムをつくったのです。システムは、簡単なノートパソコンで、カードリーダーを各避難所に置いてネットワークでつなぐだけと。同市は、地域イントラネット、光ファイバーを接続しているという地域なのです。そして、避難者がその住基ネットのカードをそのカードリーダーにかざすだけで全避難所と災害本部に行き、内容は高橋伸典さんが〇〇避難所に12月12日13時40分に入所しましたというメールがそのところに入ります。そして、今回これをやるということで、住基カードを持っていない人は避難所に来た人に職員が名前を聞いて、全部入っていますから、この人が来たというのを入力するだけ。でも、今回の訓練のときにはもう8割の方が住基カードを今回のためにつくっていただいたという。そして、災害というのは、小さければいいのですけれども、大きければ水道使えない、電気使えない、そして電話も使えない、携帯もかからなくなる。一番心配なのが自分の家族の安否だとか、地方の方はその地域に住んでいる方の安否が一番心配なわけです。そして、電話もつながらないわけですから、どうなのかわからないという。でも、このICカードでメールでやった場合、本部に電話したり、各避難所に行けばもうこの人は避難したということがわかるというシステムにしているというのです。だから、このようにできるということをお覚えておいていただきたい。また、これを進める中でこういうことも必要だなということを知っていただきたいというふうに思います。

次に、もう時間がないので、水道料金の方に移らせていただきます。私もインターネットで4カ所の水道の料金をとりまして、札幌市は10立米で約1,300円、そして旭川市は16立米で基本料金約1,071円、函館市は10立米で口径13ミリで745円50銭、奈井江町は8立米で13ミリで約1,250円という数字で、約10立米にして1,490円なわけです。でも、名寄市の場合

合は、風連地区はまた別格としまして、名寄市の場合10立米にした場合1,720円とちょっと追加料金の立米当たりが高いものですから高くなってしまいますのだけれども、先ほどひとり暮らしの方の使用量、使用人数が言われておりました。しかし、見る限り20代で約2トンしか使わない方が100名、30代で76名、40代で54名、50代で49、60代で約44、70代で約40、80代では50名ぐらい、2トンしか使っていないという方がおられるわけなのです。やはり各市町村10立米だとかいう方は大変多いのです。先ほど言ったように10立米が6カ所、8立米が24カ所、そして7立米が2カ所、5立米が3カ所という報告をいただきまして、この立米数はあれにしても、このようにひとり暮らしで高齢者、または障害者とは限りませんが、使用量が少ないというのが実態ではないかなというふうに私は思っております。先ほど言ったように34市中水道では23市、下水道では19市の福祉設定、または生活保護減免、福祉予算に補っている市町村があるということをお聞きしまして、やはり名寄市としてもこのように今生活保護世帯にしても高齢者の場合は高齢者負担が減額された部分もありますし、またこれから生活保護の部分はまた厳しく減らされてくるというふうにお聞きします。また、福祉の部分でも高齢者の方は年金6万9,000円という中で生活されている方が多いというふうに私は思っております。十何万円もいただいて年金生活されている方というのは、大変少ないように感じております。ある市町村では、このように軽減を受けられる方を設けているのです。まず、生活保護を受けている世帯、2番目が重度心身障害者、身体障害者1級、2級の手帳を持っている方、養育手帳A、精神保育福祉手帳所持者のいる世帯、市民税が非課税か均等のみの課税されている世帯、3番目が20歳未満の子供、学生を保有している母子家庭、市民税が非課税か均等のみの課税、もう一つが満70歳以上の方がいる

老人世帯で市民税が非課税世帯、6番目が低所得者世帯で最低生活費、生活保護の1.2倍を超えない世帯、市民税が非課税世帯ということで、本当にやっぱりこういう厳しい方に目を当てるとというのが行政の仕事ではないかなというふうに思っております。

先ほど名寄市として、風連地区と名寄地区の下水道と水道の料金を一緒にするというふうに言われておりました。何年ごろに行き、何年をめどに実行されるのかということとそのときに必ずこの減免措置を何とか入れられる可能性はあるのかについてもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） 合併に伴いまして、水道料あるいは下水道料金の統一につきましては、今事務的に進めているというような状況でございます。事務の今進めている中ではできれば平成19年9月の定例会ぐらいにはお示しをしたいというふうに思っておりますし、改定につきましては平成20年4月ごろをめどに改定をしたいということで今作業を進めているというような状況でございます。先ほどの答弁の中にも申し上げましたように、今まで数回会議を開催しているわけですが、福祉料金制度につきましてはまだ話はしていなかったわけなのですが、今後、今料金の統一に向けて協議をしているところでございますので、その協議の中にこの項目、福祉料金制度の項目を加えまして、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように旧風連町におきましては平成10年3月で廃止をしているということでございます。その理由なんかも明確にする必要がございますし、また旧名寄市におきましては昭和58年5月までが8トンということでございましたけれども、6月から5トンに引き下げたという経過があるわけでございます。このことにつきましては多分に福祉的な軽減の役目を果た

している部分があるのではないかということで理解をしているわけですけれども、しかし合併によって基本水量の設定についても統一をしなければならないということでございますので、そのことも念頭に置きながら、十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

保健、医療、福祉の連携と充実について外2件を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をしてみたいと思います。

名寄市は、東洋経済新報社による住みよさランキングで、道内では千歳市に続く2位という評価を受けました。転勤で名寄に来られた方の意見を聞いても、医療、福祉、あるいは上下水道などの社会インフラは進んでいて、住みよさについては理解できるという声を聞くことができます。今後さらに地域の特性を生かしながら、より住みよさを実感できるまちづくりを目指すことが求められているのではないかと思います。その中で、将来展望を見据えた公民協働による地域福祉のまちづくりが必要ではないかと考え、以下の点について質問を申し上げます。

1点目です。全国的な人口動態としまして、出生率低下による少子化と医療の進歩などから長寿社会による高齢化が進んでおりますが、名寄市も同様の傾向を示しております。総合計画策定審議会において、名寄市の人口推計で平成28年度の人口を2万8,000人と試算をしておりますが、これは合併協議会の際の財政シミュレーションに係る推計ともほぼ一致をしております。そこで、直近の名寄市の人口における高齢者人口、後期高齢者人口とそれらに占める割合、同様に10年後、15年後、20年後の予想についてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、平成18年4月の介護保険法改正に伴

い、自治体に義務づけられました地域包括支援センターが来年度設置に向けて準備が進められております。センター設置の目的は、高齢者に対し、より総合的なサービス提供を行おうとするもので、望ましい方向の改正ではないのかなと思っております。名寄市では法改正後1年を経過しての設置であります。設置に向けての準備状況、また名寄市としての特徴的な取り組みや目指すセンターのあり方についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、ことし4月、厚生労働省では診療報酬の改定を行い、今まで無制限だった医療保険によるリハビリの日数に脳血管疾患が180日、急性心筋梗塞及び運動器が150日、呼吸器が90日の上限が設けられました。しかし、この日数だけで機能が全快する、あるいは固定化するとは限られないのではないのでしょうか。名寄市では、市立病院において不採算でありながらも一定程度の継続や保健センターでの対応もされているというふうにお伺いしますが、現状と制度改正による影響についてお知らせをいただきたいと思っております。

4点目、将来における高齢化の高まりを考えるときに、自助、共助、公助のバランスがとれた市民参加による保健、福祉、医療と生涯学習の連携によるまちづくりを進めてはいかかと思っております。名寄市では、医療、保健、福祉それぞれの分野では高い理念で運営を行われていると思っておりますが、1人の対象者に対する総合的なケア、総合的なソーシャルワークが必要になってくるのではないのでしょうか。地域包括支援センターの設置は、大きな一歩だと思いますが、例えば病院を退院後の自宅での療養等について、家族環境等を含めた相談やその後の健康維持、また多問題を抱えた家庭における相談などは既存制度の枠を超えなければ解決しない場合が存在をいたします。また、社会福祉協議会ではネットワーク事業など住民との協働による取り組みを行っておりますが、これらの市民活動をさらに広げ、有機的にリンクさせ

ることによって市民意識も向上し、より地域住民の生活に密着した取り組みが可能になるのではないかと思います。さらに、家庭と地域が支える児童福祉、障害者福祉など、今までの地域福祉計画を包含しつつ、さらに一步進んだシステムを構築するために、まず市民ニーズについて市民を巻き込んだ議論と調査を行い、実行に向けた取り組みを行っていただきたいと思いますが、考え方をお知らせください。

さらに、ことし4月に開学した名寄市立大学は、児童を含めて各学科が連携をした教育を進めようとしておりますが、このことは他の自治体にはない知的財産を持つことができたということであり、これらの大学からのノウハウも生かしながら進めていただきたいと思いますが、あわせて考え方をお知らせいただきたいと思います。

5点目、旧名寄市第7次名寄市社会教育5カ年計画では、21世紀にふさわしい各年代層に合わせた生涯学習を目的とした方向が示されており、この中で市民も市政への参加と協働が求められております。具体的な取り組みとして、文化、スポーツや社会教育など多岐にわたっており、学習社会の実現を目指した取り組みがなされております。こうした中で保健、福祉、医療の連携と公民協働による地域福祉のまちづくりを目指すため、社会福祉に係るメニューをふやしながら、高齢化社会に備え、相互扶助の気持ちを形にできる用意を進めるべきではないかと思いますが、考え方をお知らせください。

6点目、近年の医療制度、また介護保険制度の改正により、その都度市民、自治体ともに影響を受けております。民間病院では医療型への移行が進み、さらに介護医療型ベッドが平成23年度をもって廃止されることとなりました。現在入院されている方はそのまま医療病床扱いとして入院されておられるということですが、今後の推移と影響についてどのようにとらえておられるのかお知らせをいただきたいと思います。あわせて入院、

入所の希望者と施設のバランス、あるいは将来のあり方について考え方をお知らせいただきたいと思います。

大きな項目の2点目でございます。この地域では合併特例法の期限をにらみながら、さまざまな枠組みでの市町村合併の議論を展開し、現在に至りましたが、このことは国、地方財政ともに厳しい中で本市にとって最大の行政改革であったと思います。今後とも地域の個性、特性を生かし、互いに理解を深めながら、一体感が持てるまちづくりを目指す一方、効率的で効果的な組織のあり方や人事、あるいは職員の育成が求められており、以下の点についてお伺いをいたしたいと思います。

公務員の業務は、評価を数値であらわすことが難しいと言われておりますが、その中でも公平、公正な評価をする必要があります、またそれぞれの部署における何らかの到達目標を持つことも必要ではないかと思っております。また、適正な評価によって職員の意識向上も望むことができ、人事考課も含めてこれらについての考え方をお知らせいただきたいと思います。

2点目、北海道などとの人事交流では今年度3名実施されております。分権型社会の中で、自治体運営では適切な情報の収集は不可欠であり、今まで以上にさまざまなノウハウが運営上必要になるのではないかと思っております。合併して比較的人員に余裕がある今、人材育成、先行投資として積極的に人事交流を行ってはいかがかと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思います。

3点目、合併協議の中で、職員数について10年間で79人削減とのシミュレーションが出されておりました。現在のシステムの中で、行政サービスを低下させないでこの数値目標の達成は可能であるとお考えか。また、さきの指定管理者制度により一定のアウトソーシングを図りましたが、さらに今後民営化などスリム化できると考えられる業務についてお知らせいただきたいと思います。

4点目、合併に伴い、部の変更や担当業務の変

更が行われました。各組織の中で職員の業務量はおおむね均等であることが望ましいと思いますが、一部に業務量の偏りなどはないのか。また、季節等によって1日の業務量が大きく変わる箇所など、職員間でのフレキシブルな対応が必要だと思いますが、考え方をお知らせいただきたいと思えます。

5点目、名寄市給与条例の中で住居手当が規定されております。この中で、持ち家に対しては月額8,000円となっております。この金額は、北海道内の人口に近い自治体と比較して、おおむね平均的な金額となっております。景気の回復が地方では実感できない現状の中で、建設や土木の仕事も右肩下がりの状況にあります。市内で建設される住宅の工事費の合計は、名寄市が発注する建設事業費に匹敵するものがあり、一軒でも多くの市内業者での民間住宅の建設を願うものであります。そこで、この手当の本来の目的とは一致しないことは十分承知しておりますが、地元で建設した住宅と市外の業者で建設された住宅に支給額の差をつけて、地元での消費、それに伴う雇用の創出に御協力いただくということはできないものかお伺いをいたしたいと思えます。

大きな項目の3点目になります。市街地において潤いのある都市景観づくりの中で、街路樹が計画的に植栽されて、春から秋にかけて緑ある美しいまち並みが形成されております。これら植樹された木々は、一定程度の年月が経過をしており、これらの景観形成と市民生活について将来展望を含めて以下の点についてお伺いをいたしたいというふうに思えます。

秋になりまして落ち葉の季節になると、落ち葉の清掃について多くの市民から意見を伺うことがございます。生い茂った木からは、大量の葉が落ちて街路を覆います。これらの対応について市民にどのように説明をして、美化に対する協力を求めておられるのかお伺いをしたいと思えます。

2点目、樹木が大きく成長し、電線と交錯をする、あるいは標識を遮ることもありますが、剪定

管理について、また植樹樹が根の成長によって浮き上がった部分が随所に見られますが、今後の管理について考え方をお知らせいただきたいと思えます。

3点目、植樹樹から木が伐採されている状況を若干調べてみました。南1丁目から9丁目までの豊栄通では78カ所、8号通の北4丁目から南9丁目までの間では42カ所、植樹樹の木がなくなっております。これらの後には花が植えられているなど、それなりの対応がされておりますけれども、統一感はなくなりつつあります。これらの経緯について、また市民にどのような対応をされてきたのか、また将来へ向けての考え方を伺いし、この場の質問を終わりたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく3点にわたり御質問をいただきました。大きな項目の1点目、保健、医療、福祉の連携と充実は私の方から、2点目の充実した市役所機構と人事管理については総務部長から、3点目の街路樹に関する街路計画については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、高齢者人口について申し上げます。当市の11月末の人口は3万1,515人で、うち65歳以上の高齢者人口は8,016人と、人口に占める高齢化率は25.4%となっております。また、75歳以上の後期高齢者人口は3,868人で、人口に占める割合は12.27%となっております。当市の高齢化率を全国的に比較してみますと、高齢者白書から平成18年9月現在での全国の高齢化率は20.7%であり、当市の直近の高齢化率は25.4%と大きく進行している状況が見てとれます。今後の高齢者人口の推移につきましては、団塊の世代が65歳以上となる平成27年には全国の高齢化率が26%に達し、国民の約4人に1人以上が高齢者になると予想され、社会保障制度の再構築等が急務となっております。当市におきましては、現在策定中である総合計画において10

年後の平成28年の人口を2万8,000人と想定をいたしました。このうち65歳以上の高齢者人口は8,400人と想定しており、高齢化率は30%、また後期高齢者の人口については4,400人で、15.7%と極めて高くなると予想されております。なお、15年後、20年後の高齢者人口につきましては把握しておりませんので、御了解をお願いいたします。

次に、地域包括支援センターの準備状況について申し上げます。本年4月より介護保険制度が改正され、生活圈域ごとに地域包括支援センターを設置することになりました。当センターは、介護状態になるおそれのある高齢者の方々を早期に把握し、その方々に応じた介護予防計画を作成して、介護予防事業を一体的に実施する役割を担う中核的機関となっております。体制といたしましては、包括支援センターは1カ所とし、本所を名寄庁舎に置き、風連庁舎にはサブセンターを設置する予定です。具体的には保健師、介護福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、要支援1、2の方や特定高齢者の方々に対して個々に応じた介護予防計画の作成、成年後見制度や高齢者虐待といった権利擁護に関する相談事業、さらには通所型介護予防事業、元気会や保健師の訪問指導業務等を平成19年4月から開始するため、現在その準備に鋭意取り組んでおります。

当センターは、全国的な法に基づいた介護予防事業として取り組むことになることから、地域間に大きな格差は生じないと考えておりますが、特徴的なことといたしまして、当市の元気会事業につきましては平成15年度から北海道のモデル事業として先行して取り組んできた経緯から、他市よりも早く市民に浸透されてきている状況があります。この元気会事業を貴重な資産ととらえ、介護予防事業の目玉として継続実施していきたいと考えております。なお、当センターの運営方法につきましては、市の直営で実施する考えでおります。

高齢者が多少病気がちで虚弱的であっても、住みなれたこの地で暮らしていけるよう、また生活に張りや元気が出るよう、総合的に支えてまいります。

次に、リハビリ医療についてであります。名寄市立総合病院におきましては、急性期、回復期疾患の患者さんを対象としており、入院患者さんについてはそれほど長期間の入院とはなっておりませんので、日数制限の影響は受けておりません。また、外来患者さんに対しても診療報酬を請求せず、外来診療費のみで、いわばリハビリの部分はサービスの形にして、これまでどおりリハビリ治療を続けさせていただいております。

なお、今回の診療報酬改定による収益の影響についてであります。平成17年度のリハビリ医療による収益は4,290万円でありましたが、今回の改定では整形外科の方は整形1という高い点数が適用されることになりましたが、脳疾患2の区分についてはこれまでの250点が理学療法士などリハビリ医療にかかわる職員数が10名以下であることから100点となりました。このため18年度の理学療法士1人当たりの収益は630万円と見込まれ、年間では630万円の4人分、2,520万円となった結果、17年度と比較して1,770万円の減収が見込まれるところであります。

また、地域のリハビリ事業の現状といたしましては、退院後のリハビリを継続して行えるよう名寄市立総合病院から理学療法士の派遣を受け、名寄地区は保健センターで、風連地区においては農村環境改善センターにおいてそれぞれ脳卒中後遺症者を対象としたリハビリ事業の推進を図っております。平成18年12月現在、名寄地区で48人、風連地区では12人の方々が週1回から3回程度通われ、身体機能の回復維持に向けての訓練や参加者同士の交流の場として御利用をいただいております。今年度新たに通われ始めた方は2人と例年より少なく、従来どおり機能訓練室の受け

入れが可能な状況となっていることから、今のところ制度改正による影響はないものと思われま  
す。今後も在宅サービスの一環として、医療機関  
との連携を図り、身体機能の回復及び介護予防の  
面からも地域でのリハビリ事業の推進を図ってま  
いりたいと考えております。

次に、保健、医療、福祉の連携と公民協働によ  
る地域福祉のまちづくりについて御質問がござい  
ました。少子高齢化が着実に進む中、国の福祉制  
度は措置から契約などへ大きな転換期を迎えまし  
た。この状況下でも核家族化や高齢者世帯の増加  
がとまらないことから、保健、医療、福祉に対す  
る市民からの要望はますます増大し、多様化して  
います。だれもが健康で安心して暮らせる地域づ  
くり、まちづくりを進める上で、これからは行政  
の取り組みに加えて地域社会が主体となった相互  
扶助を踏まえ、ともに生きるというノーマライゼ  
ーションの理念のもと、市民との協働による地域  
福祉体制の整備が必要と考えております。見守り  
や声かけなど日常にお互いが支え合う場、健康  
づくりや生きがいづくりなどの場を地域づくりの  
実践の場として、福祉の心の醸成や地域福祉教育  
などの啓蒙普及がますます重要となります。その  
中の一つとして、学んだことを実践へ、実践を踏  
まえて学習をが住民参加のキーワードでもあり、  
福祉について学習する場、福祉について体験しな  
がら学ぶ場の提供など、生涯学習との連携は欠か  
せないものと考えており、今後担当部局とともに  
先進事例などを研究し、市民の協力を得て、進め  
てまいりたいと思っております。

また、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福  
祉協議会が現在取り組んでおります町内会ネット  
ワーク事業やボランティアセンター事業、住民参  
加型在宅福祉サービス事業のほのぼの倶楽部など  
をより充実し、広がりができるよう支援をしてま  
いります。

新市としても、総合計画では地域福祉計画の策  
定を目指すこととなります。この取り組みの中で、

多くの市民が福祉に関心を持ち、みずからの生活  
基盤である地域社会での課題やサービスの現状、  
果たすべき役割などをみずからの問題として認識  
し、地域福祉の担い手として主体的にかかわるよ  
う取り組んでまいります。

地域の知的財産であります名寄市立大学は、シ  
ンクタンクとしての機能のほかに社会福祉教育の  
実践の場、学生の立場での地域ボランティア活動  
など数多く期待できるものがあり、またそれらが  
着実に動きとして見えてつあると思っております。今後  
も積極的に連携し、地域福祉向上のため一つ一つ  
できるものから取り組んでまいります。

生涯学習によるボランティアの育成をについて  
申し上げます。今日の社会は、学校で学んだこと  
が一生通用する時代から急激な変化に対応できる  
よう学び続けることが必要な時代となってきてお  
ります。相手を思いやる地域福祉のまちづくりは、  
生涯学習社会の目指すまちづくりの大きな目標の  
一つでもあります。生涯学習とは、人々が生涯に  
わたって知識、技術等を開発する全過程を意味し、  
その目指すものはまちづくりであり、人づくりで  
あります。このようなまちづくりは、福祉行政の  
みが進めるのではなく、市民の参加と協働が求め  
られている今日、お互いに助け合う社会の実現と  
ボランティアの心を養うための学習機会の場がよ  
り多く設定できるよう関係する分野とともに連携  
して進めていきたいと考えております。

次に、療養病床の推移と入院患者の状況につ  
いてでありますが、全国の療養病床は38万床あり、  
このうち医療保険適用病床は25万床、介護保険  
適用病床は13万床、うち道内に1万床が設置さ  
れております。国は、高騰する医療費の抑制を図  
るため療養病床を再編することとし、医療必要度  
の低い介護病床については6年後の平成23年度  
で廃止し、医療病床も15万床に縮減されること  
になっております。さらに、この10月からは診  
療報酬の改定により入院治療の必要性が比較的  
低い方、いわゆる医療区分1に該当する入院患者の

診療報酬が低く抑え込まれ、該当者を3から4割程度抱えている病院側としては経営上大変厳しい状況になっていると思われます。市内の病院からは、経営上に支障があっても、これらの方々に強制退院というような措置はしていないと聞いておりますが、入院患者の方の中には利用負担の増によって退院したくても家庭等の事情で退院できない場合や入院したくても入院基準の関係でできない状況もあり、これにかわる施設入所への希望は以前にも増して多いと考えております。国は、このような廃止、縮減に伴う退院者の受け皿として、介護老人保健施設を中心として在宅介護施設を拡充していくことにしております。このため療養病床からの転換先を踏まえた必要施設や利用定員総数を地域的に設定していく内容とした都道府県レベルの地域ケア整備構想を作成し、これを3年後の北海道の第4期介護保険事業支援計画に反映していくこととなっております。当市といたしましても高齢者人口の推移を想定しながら、同整備構想に基づき名寄市第4期介護事業計画に反映させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、大きい項目の2項目の充実した市役所機構と人事管理について、1点目の業務の目標と適正な人事評価についてお答えをいたします。

平成17年度の人事院勧告の報告の中で人事評価制度を導入し、勤務実績とあわせ給与等への反映、活用が示されたところであります。国におきましては、平成18年4月から一部管理職において人事評価制度が試行されているところでございます。この評価制度につきましては、現段階では評価の範囲、手続、基準などが整備確立されておりません。今後この制度について国等から実施の詳細が示され、民間を含め具体的な内容で講習、研修が行われることと思っておりますので、研修を受ける中から制度の整備を行い、導入を考えてまいり

たいと思っております。

また、旧名寄市で行っていた係長以下の職員を対象とした人事異動希望調書の活用も新市においても実施し、職員の意欲向上を図ってまいりたいと思っております。

次に、道庁との人事交流についてでございます。平成18年度においては、技師1名を北海道に派遣、市立総合病院の医師1名を北海道と交流、消防職員1名を道消防学校にそれぞれ派遣をしております。また、平成10年から平成17年の間、旧名寄市、旧風連町合わせて7名の職員を1年ないし2年間、北海道、北海道開発局に派遣をしております。派遣交流等によって得る経験、知識は、その後の名寄市の業務の中で生かしていくことができるものと考えているところであります。この人事交流につきましては、今後の名寄市の政策展開、組織機構の見直し等を考慮しながら、北海道、さらには他の関係機関との人事交流を検討してまいります。

次に、職員数の適正化計画とアウトソーシングについてお答えをいたします。今年度を含め、今後10年間の定年退職者は一般行政職で167名です。合併協議の議論に基づく新規採用との関係で計画的な職員の減員を図ってまいりたいと考えております。しかし、過大な退職者不補充は、住民ニーズにこたえることが難しくなりますので、業務に見合った適正な人員配置による行政サービスの低下を招かない定員管理に努めてまいらなければならないと考えているところであります。

また、指定管理者、民間委託等の部分でございますけれども、これらについては福祉、医療部門での民営化、さらには指定管理者の制度を生かした施設等の委託について現在検討中でありまして、有償ボランティアの活用等市民との協働も視野に入れて、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員の業務量の関係についてお答えをさせていただきます。職場間に大きく業務量に偏り



があるのは、大変好ましくないというふうに思います。業務量の臨時的な増大に対応するため、名寄市職員の応援体制に関する規程の中で、業務に応じて部局間における応援体制を定めております。この部分につきましては、主に選挙時における事務局体制づくりに運用をしているところでもございます。職員の健康、時間外勤務の縮減等も考慮に入れなければならないと考えているところでもございます。今後も一層各職場で計画的な業務の推進、また部長発令による部課内の業務に応じた柔軟な応援体制に努めてまいります。

次に、住居手当についてお答えをいたします。住居手当の持ち家の支給者は、特別会計、企業会計の職員を含め、名寄市職員全体で309名おります。地元業者で建設したか、市外業者で建設したかは調査をしておりません。住居手当につきましては、地元業者で建設したかどうかで支給額に差をつける性格ではないものと考えているところでもあります。

近年市外の大手ハウスメーカーが進出してきておりまして、地元業者も受注に苦慮している状況と聞いているところでもございます。市内には地元の業者による住宅建設の促進を図っている団体もありますので、職員が住宅建設の際には考慮に入れ、利用されるように思っているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 3番目の街路樹に関する街路計画につきましては、初めに落ち葉対策と市民の美化協力につきましてお答えをさせていただきます。

街路樹からの落ち葉につきましては、地先から多くの苦情、要望などが寄せられておりますが、この対策といたしましては樹高の制限や樹形を整えるなどの剪定等を行うことにより、少しでも葉の量を減らす方法をとっているところでもございます。しかし、道路や敷地内に相当量の枯れ葉が落

ちる状況となっておりますので、地先の町内会にボランティア袋を配布をさせていただきまして、清掃の御協力をいただいております。また、そのほか市のスィーパー車によります路面の清掃も行っているところでございます。今後におきましても市の広報や地域の町内会等を通じて、市民の皆さんに御協力をお願いしていきたいと考えております。

2番目の剪定管理と植樹柵の破損についてお答えいたします。街路樹が大きく成長することによる生活環境への影響が随所で見受けられておりますが、これらの剪定につきましては3年から4年の周期で行っており、特に信号や標識を覆い隠す状況になっている場合には随時処置を行いまして、安全な街路の確保に努めているところであります。また、街路樹の根の成長によりまして破損をしている植樹柵につきましては、根を切り取る処置を行いながら、部分補修を実施しておりますが、今後におきましても美しい街路樹を保持するために適切な処置を心がけていきたいと、そのように考えております。

3点目の街路樹の伐採への対応と将来への考え方についてお答えをいたします。御質問にありますように、豊栄通の街路樹につきましては樹液や害虫などが落下をして、路上が汚れるといった苦情が地先から数多く寄せられたことによりまして、市が強剪定を実施をいたしましたところ少しずつ枯れてしまったと、そういう状況でございます。これらの植樹柵につきましては、既に地先の皆さん方によって花を植えるなどの美化についての協力をいただいているところでありますが、今後の対応といたしましてはラベンダーを植える計画で地先の町内会と協議が進んでいるところでもございます。また、8号通における街路樹の減少につきましては、風災害による倒木や雪害による立ち枯れ等によるものでありまして、新たな植樹につきましては車の出入りに支障があったり、あるいは除雪の支障になる等の理由で地先の方からの同意

が得られない、そんな状況になっております。今後地先の町内会の皆さんと将来のあり方等につきまして協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれわかりやすく御答弁をいただきましたので、おおむねは理解しつつも、さらに理解を進めるために若干お伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

順番逆になりますけれども、街路樹について先にお伺いをいたしたいと思えます。豊栄通の方を剪定をして、地先の皆さんの意見を聞いたところ切って、そして今後はラベンダーを植えていきたいというふうな計画だというふうに伺いました。まち全体の中で、例えば木の種類なんか今後考えていったらいいのではないのかなというふうに考えています。例えば今部長から御答弁がありましたように、樹液が垂れてくるであるとか、虫が発生するという樹木は一体どういう樹木なのか。シラカバは名寄市の木に指定をされましたけれども、かなり大きくなったりとか、花粉の苦情なんかもあって、なかなかまちの中で植えるということには難しい木なのかなというふうにも考えておりました。そういった今後は植栽をする際に木の種類の選定、余り大きくならない木がいいのか、あるいは先ほど答弁にありましたように剪定をしたら枯れてしまったということの少ないような木を選ぶであるとか、そういった計画を今後立てられてはいかがかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

さらに、木が倒れて、その後植えようと思ったけれども、地先の皆様方から同意をいただけないのだというふうな御答弁もいただきました。私は、この街路樹だけに限らないで、街路も含めて都市景観について何度か発言をさせていただきましたけれども、まちの中に緑や花が例えばなくて、統

一感のないまち並みというのは非常に殺伐としたまちになってしまうのではないのかなというふうにも思っておりますので、こういったところからも市民の皆さんに対して都市景観の必要性を再度私は訴えていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、これについての考え方についてもお伺いをしたいと思います。2点、よろしくお願いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 街路の景観を高めるためには、お話のとおりまち並みの統一感というのは非常に大事でございまして、その要素には御指摘の街路の選定を行うことによるそこから生まれる統一感というのは非常に大事だというふうに考えております。ただ、その街路の選定にかかわりまして樹種につきましては、私の考えですけれども、時代の経過によりまして少しずつ変わってくるのかなという感じをいたしております。つまり非常に経済成長の盛んであった時代と今のよう安定した経済の状況のときでは、例えばモータリゼーションの発達だとか、反面、反面といましようか、福祉の向上が社会の大きな課題になっているとか、そういうようなときはそうでなかった当時との比較でいくと街路樹に関する考え方、景観形成非常に大事であるということは変わらないのですけれども、街路樹のあり方、樹種も含めてそういうのは変わってくるのかなと、そんなふうに思っております。そういうことも含めて、街路樹は何十年に1回かの更新ということもありますので、東議員御指摘のとおり、市民の皆さんのとりわけ地域の沿道の皆さん方の御意見も十分伺いながら、選定をしていかなければいけないというふうに考えております。

北7丁目カラマツ並木が平成16年の台風18号で非常に何本も倒れまして、調査の結果危険木ということで市の方では判断をさせていただきました。市の危険範囲を超えているということで伐採をさせていただきます。これも並木の更新とい

うことをごさいますて、樹種の選定につきましては今東議員御指摘のことも含めて十分検討して、樹種を決めていきたいというふうに考えております。

それから、都市景観につきましても市民の皆さんへの御説明ということですが、これは今総合計画策定中ですが、中でも特に都市基盤整備部会では景観、非常にソフトの部分で重要な市街地形成の一つの要素であるということで、十分といいましょうか、何度か議論させていただきました。そのような視点で、総合計画本編にも現況課題、それからこれからの方針にも若干触れさせていただいております。そういう意味で、市民の皆さんにはそういう総合計画の策定と、これから進行関係もあるわけがございますので、それらを通じて説明をさせていただきたい、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） こういったものは、何十年に1回かの更新をしなくていけないのだというふうな御答弁をいただきました。近い将来に訪れるのではないかなというふうに思います。植樹機が根が張って、浮き上がってきたところに関しては根を切って対応されているという話もお伺いをしました。こういった箇所がこれからますます私はふえてくるのではないかなというふうに思っております。そういった中で、危険性というものも伴ってくるのではないかなというふうに思いますので、なるべく早くに全体的な計画を立てられて、進めていただきたいというふうに思います。この点については求めておきたいというふうに思います。

次に、職員の体制について若干お伺いをしたいと思います。住宅に関しましては、私も十分趣旨とは違うなというふうに思いつつ質問をさせていただいておりますけれども、市民の皆さんからは極端な話しするとまちの中で家建てられる人は

自衛隊の方か、市役所の人ぐらいしかいないものねみたいな話を実はされました。これは、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、なかなか住宅をお金を借りて建てられないというふうな人も多くなってきているというふうに伺っております。こういった中で強制的に物事をするというのはやはり無理なのかなというふうに思っておりますけれども、なるべく市役所の内部におきましてもそういった啓蒙についてお願いを申し上げたいなというふうに思っております。

それから、人事交流につきまして今年度の計画があるのかどうなのかについてお伺いをいたしたいと思うのと、他の自治体において例えば観光行政との交流というも行われているようです。これは、地方公共団体ではなくて、民間の旅行会社に例えば出向する、あるいはそちらの方から来ていただくというふうな交流を行っているというふうにも聞いております。名寄市は、観光については余り今まで得意ではありませんでしたが、カーリングもできましたし、スキー場のこれからの利活用、ニセコなんかではかなりお客さんが来ているようです。あるいは、天文台の夢も将来的には実現していただきたいと思っておりますし、可能性としては旭山動物園にあれだけの人が来ているわけですし、その中の1%でも2%でもこっち側に来ていただけるのであれば、これは大きな数字になるわけです。旭山動物園に何度も来た方は、何度も同じルートを行きたいとは思わないと思うのです。そうした場合に、何回かに1回はこのちょっと違う名寄の方にも足を伸ばしてみようかというふうに思われる方もおられるかもしれません。こういった人事交流というの情報収集には必要ではないかというふうに思っておりますけれども、こころ辺に対する考え方お願いいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 人事交流の関係についてお答えをさせていただきますけれども、19

年度、派遣交流する予定は今のところございません。

それで、北海道との人事交流のあり方につきましては、道の方から各道内自治体に照会がされてきて、その中で道との交流のできる部局等との関係がありまして、こちらの希望するとおりになかなかいかない年度があるわけでありまして、たまたま18年度の土木技師が道の方にということで受けていただいた状況がありますけれども、一定の道との考え方に基づいてやりますから、例えば観光に派遣したいのだといっても、向こうとしての受けがありませんということもあったり、年度の道の派遣交流事業についてのスケジュールといたしまして、それぞれの受け入れ態勢の部分については連絡をいただいて、それぞれの自治体、私どももそれに基づいて対応しておりまして、それらの中で非常に優位な人事交流でありますから、有効に交流をしたいと、このように思っております。

また、民間の部分については、道内自治体の中でも観光部門で民間で非常にノウハウを持った方を受け入れるというふうな自治体がありますけれども、検討していくということは大変必要だというふうには思いますけれども、今のところそのような考えはございません。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 道との都合で19年度はないということだったので、合併をしまして、職員の皆さんの中には若干のまだ余裕があるこの時期、いいチャンスだなと思っておりますけれども、何かそういう機会があればしっかりととらえて、実行に移していただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

それから、人事評価についてですけれども、最終日にも提案されるかもしれませんが、職員の給与と厳しい提案がされるかもしれません。あるいは、交通事故なんかで職員に対する厳しい意見が議会からも出ることがあります。しかし、職員の皆さ

んが少しいいことをした場合には、いいとはっきり言ってあげるというシステムも必要ではないのかなというふうに思っております。また、例えば待遇なんかをさせたら、この人はすごくきちっとやるよであるとか、資料をまとめる場合には正確で早いよというような場合には何らかの人事考課も含めて対応をして、そういう大きな話でなくてもいいのかもしれない、明るい話題が何かないかなというふうに思っております。そういったことも含めて、職員の皆さんがやる気を出してくれたらいいなというふうに思っておりますので、そこら辺について考え方をお知らせいただきたいと思うのと、もう一点は業務量についてなのですが、選挙のときにはやっているよと。ふだんは余りやっていないよというふうな答えなのかなというふうに思っております。部長としての権限がなくなりになるということですので、仕事ぶりを見ていて、采配を振るうというのもやっぱり管理職の大きな役割の一つだと思いますので、そこら辺を今後しっかりと執行していただきたいなというふうに思っています。ここら辺に対する考え方、2点お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 人事評価の制度の導入についてはお答えをさせていただきました。これにつきましては、17年度の人事院勧告で、勧告ということではありません。報告があったということでもあります。それを受けて、中央官庁の管理職では一部試行が始まったということでもあります。いずれその評価のあり方、どういう項目でどう評価をするかという点検する表が、その仕組みがしっかりとできていないということで全国の自治体では導入に向けての検討はしているということでもありますけれども、評価をどのようにするかということが一つの課題でありますから、一定の期間が必要になってくるかなと思っております。

それで、今回の人事院勧告に基づく給与構造の改革は、50年ぶりの給与表の改正ということで、

非常に大きな改正であります。それを受けて、その中で勤務実績に応じた評価を実施をするということが出ておりました、これからは今議員がおっしゃったように段階的にA、B、C、D、Eと5段階評価で評価をしていくような昇給システムといたしまししょうか、年に1遍必ず昇給1号俸という形ではなくて、ちょっと複雑な部分になりますけれども、5段階の評価の中で同じ役所に入った人間でも同じ給料ではない時代になってくるということでもありますから、それらの評価に基づく給与体系ができてくるということでありまして、近々といいまししょうか、給与構造の部分が一定程度5年、6年かかる中で、それらがしっかりとしたもの確立されるということで私ども受けとめておりました、それらの時期にそういう評価ができてくる、賞罰も含めてそれぞれの個々人の年に1号上がるのか、4分の1号になるのか、そういうシステムができてくるということでもありますから、評価をしっかりとできる時代になってくるということだと思いますし、それを取り入れていくということでございます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） わかりました。

ちょっと時間がなくなりましたけれども、最後の保健、医療、福祉についてお伺いをしたいというふうに思います。まず、医療制度の改正によりまして、市内の病院に入院されている方が強制的な退去を求められるということがないというふうに伺って安心しておりますけれども、今後例えば新しく入院される方の希望には沿っていただけるのかどうかというのをまず1点お伺いをしたいと思います。それに伴って、一番最初に人口の推移をお伺いをしたのですけれども、10年後、後期高齢者の人口は1割以上多くなるのです。そのときに、先ほどの答弁の中では高齢者の人口が10年後にはかなり多くなると。それは、団塊の世代の方が多くなるからだ。ということは、その10年後はさらに多くなるのではな

いかなというふうに予想ができるわけです。そういったところを視野に入れながら、例えば入所施設をこれから人口推計を予測しながら考えていくということは私は必要だと思うのです。例えば10年後には多くなるけれども、20年後には極端に少なくなるよと、仮にです、そんなのだったら、その間は何か違う方法で考えようとか、そういう戦略練られると思うのですけれども、10年後も20年後もふえていくとなると、やっぱり少し考えをしっかりとまとめていかななくてはいけないのではないというふうに思います。そういった意味で、人口推計というのをされていないということだったのですけれども、高齢者人口と後期高齢者人口の推計というのは私一回してもらいたいというふうに思っております。それを施設などの施策に反映していただきたいというふうに思っておりますけれども、そこら辺の考え方、3点かな、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今定例会で議決をいただきました後期高齢者医療制度の取り組みについてもありますように、今後の高齢者数の動向につきましては新名寄市の施策に欠かせないものというふうに思っております。重複することを避けまして、関連する部署とも連携いたしまして、早い時期に策定してまいりたいというふうに考えております。なお、今回の人口推計シミュレーションでは高齢者の方々の人数につきましては、10年後より1年前だったと思ひますけれども、人数については増加については歯どめがかかるのかなと。ただ、高齢者の占める割合についてはふえ続けるというふうに予想しているところでございます。

それから、高齢者の数に対応した施設等の整備計画を持つべきではないかという御意見でございますけれども、私もそのとおりだというふうに考えております。今後北海道とともに第4期の介護事業計画に反映させていく必要もございまして、

例えばケアハウスの施設の数やどうするかだとか、そういった面についても介護保険等のバランスをとりながら、調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） リハビリの患者様への対応についてちょっとお答えをさせていただきますと思います。

議員おっしゃいますとおり、ことし4月の診療報酬改定によって今まで無制限だったというリハビリの部分につきましては、疾患別に4区分ありまして、それぞれ算定日数に上限が設けられたということでございます。それで、入院患者さんにつきましては、当院は急性期の病院であるということもありまして、こんなに長期間になるケースはありませんので、影響はないと。当然入院患者さんもお引き受けをして、リハビリに対応したいというふうに考えております。

それから、外来患者さんにつきましては、オーバーしている方現在31名ほどいらっしゃるということでもありますけれども、そういう実態でありますけれども、地方センター病院、地域センター病院という病院の使命がありますので、安易に切り捨てるという考え方はありません。今後も対応していくということで考えております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 病院の対応について答弁を漏らしておりました。病院についてちょっと状況等を照会いたしましたところ、一つの病院ではドクターの判断によりまして症状によって施設、または自宅への対応を勧めていると。それから、もう一つの病院につきましては、現状では今のところ経営も順調であることから、特に退所を強制的にするようなことはしていないというような状況でございました。これらを受けまして、今後国といたしましても施設から在宅へという方向を持っておりますので、それらの方々を家庭の中ですべて療養するということに対しては極めて

困難であるというふうに思っております。それから、現状の特別養護老人ホームですとか、風連にございますケアハウス等々の状況を見てもわかるとおり、入所者に対する対応については必要不可欠というふうに思っております。まず、今後総合計画の中でケアホームですとかケアハウスを民間が建てていくということを支援していくということとを予定しているところでございますけれども、まず建築の規模等の御要望をお伺いしながら、必要な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

---

再開 午後 3時13分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

しらかばハイツ民営化の時期について外1件を、村端利克議員。

○28番（村端利克議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私は、このたびの議会において市長に対し大きく2点につき質問させていただきます。まず、1点目として、風連しらかばハイツの民営化の時期についてをお伺いいたします。前回の議会と同僚議員が質問しておりますので、できるだけ重複を避け、5項目に分け、質問をさせていただきます。

合併協議会のうちから審議され、民営化に向けて社会福祉事業団に委託する考えだと聞いておりますが、その後協議がどこまで進み、時期と経過なども含めてお伺いいたします。

今後の民営化に向けての話し合いの中で、入所者や家族会との話し合いはどうなっているのか。話し合いの内容をわかる範囲で結構ですから、具体的にお伺いいたします。

次に、民営化になった後、職員の処遇などどのようなお考えをされているのかお伺いいたします。職員の方、またパートなど、直接関係している方々が不安を感じていることは事実です。私は、協議を先延ばしをし、不安を長引かすよりも一定の方向性を早く示し、具体的な話し合いをするべきだと思います。お考えをお伺いいたします。

次に、民営化になった後、入所者の負担はどのように変わるのか。家族の負担が高くなるのかどうか、どのくらいの負担増になるのかお伺いいたします。新規の入所者などの予定者にしても同じことが言えるかと思えます。私は、早目に結論を出し、話し合いを進めるべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

また、施設内に社会福祉協議会風連支所の事務所があり、ヘルパーさん方の派遣もされております。この施設内の事務所などはいつまでも現状のままに置くのか、考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

以上、5項目につき、しらかばハイツ民営化についての市長のお考えをお伺いいたします。

次に、2番目として、風連市街地再開発事業の促進について6項目に分けてお伺いいたします。先ほど同僚議員も質問いたしておりますので、この件についてもできるだけ重複を避け、お伺いしたいと思えます。合併前からの懸案事項でありましたが、市街地再開発事業の大筋が10月27日の議員協議会で示されました。長年の懸案であった市街地再開発事業が一步前進したかのように見えます。まちづくり交付金事業の期間が決まっております。どうしても今年度じゅうに予算計上していただいて、企画、設計を済まし、国土交通省に申請しなければ、もう時間がないと思えます。期間が決まっております。一日も早く着工できるように設計を早く示して、行動しなければならないと思ひ、再度質問をさせていただきます。

まず最初に、駐在所のところはこの事業の中に入らないと決まったと聞いております。そうしま

すと、この駐在所のところから駅までの間、100メートルくらいの間は別の設計予算を計上しなければならぬと思ひます。私は、農協の倉庫のところから南に向け道路整備を済ませる必要があり、段差のある狭い曲がっている道路の整備をどのようにされるお考えなのか、南北線も活用できるような道路、駅の場所を整備して、バスの停留所に定めるべきと思ひます。どうしてもこの道路工事は、再開発事業と並行して進めるべきと考えます。この点につき、考え方を具体的にお示し願いたいと思ひます。

次に、農協跡地に予定されている公営住宅建設、また共同住宅建設の予定についてお伺いいたします。何戸ぐらいの建設を予定されておられるのか。私は、最低でも30戸以上の建設が望ましいと考えております。そこで、公営住宅のマスタープランを名寄市全体の中で考えると、私が6月の議会で質問させていただいたときに返事をいただいておりますが、その後の経過についてお伺いいたします。福祉住宅などの建設予定などもあるのかどうかあわせてお伺いいたします。

次に、農協事務所の移転、規模、店舗の構想、2階の事務所の全体像、または多目的ホールなども含めた計画があればお伺いしたいと思ひます。その多目的ホールの今後の利用、活用がどのようになるのか、考え方があればお聞かせ願いたいと思ひます。また、商工会の事務所などはどのような場所に定めるお考えがあるのか、共同店舗のあり方など、関連する事務所なども含めた考え方があればお伺いいたします。

次に、診療所も移転新築規模が決まっております。概要についてお伺いいたします。隣接場所に風連調剤薬局が建設すると聞いております。そこで、行政としての取り組みをどこまで示されるのか。早く示し、どこまでの範囲をし、民間企業の取り組む方に協力していただくお考えがあるのかお伺いいたします。

また、せつかくの機会ですから、この場所に多

くの方の利用を高めるためにも、民間企業に参加をしていただくような施設とするべきと思います。保健福祉の関係からも考え、どうしても保健センターの建設はもちろんのこと、公衆浴場、岩盤浴なども取り入れたミニ健康ランド的な施設づくりをして、多くの老人たちが楽しめる場所にするべきと考えます。名寄の吉田病院の前のヨシミ調剤薬局の店舗の屋上にマンション的な建設の考え方を取り入れた福祉施設の充実に向けた新たな発想の施設づくりをすることと思います。そして、近隣に24時間営業のコンビニエンスストアなども隣接し、共同店舗のあり方など総合的な構想を、また町内外より関心を持って集まっていたけような施設づくりを一日も早く示し、広く視野を広げた参加希望のPRも必要ではないかと思いません。道北のまち風連、名寄市の南玄関の風連のまちづくりに協力していただけるような、合併してよかったと喜んでいただけるような施設づくりを立ち上げるべきと思います。大事ではないかと思いません。また、そのことを町内外の関係者の方々も待ち望んでいることは事実です。早くその全体像を示し、生まれ変わったまちの再開発事業に取り組むべきと考えます。

以上、私のこの場からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きく2点にわたり御質問をいただきました。1点目のしらかばハイツの関係につきましては私の方から、2点目の市街地再開発事業の促進については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、民営化に向けた対応と経過及び入所者や家族会との話し合いなどの状況についてお答えをさせていただきます。既に御承知のとおり、しらかばハイツは合併協議の中での社会福祉事業団等へ移行するという確認事項に基づきまして、現在課題の洗い出しや移行のために必要な資料の収

集を行っているところでございます。近隣市町村の取り組みも参考にしながら作業を進めており、関係する資料が整い次第、移行時期も含めて速やかに職員や家族会など関係団体と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

民営化後の職員の処遇についてでございますが、職員の処遇につきましては社会福祉事業団への経営移行に伴いまして、身分の変更や給与体系の変更を伴うこととなります。来年度から完全移行される予定の美深町特別養護老人ホームの状況が今後大きく影響することも予想されますが、経営移行する先は明らかとなっておりますので、状況等については適宜職員に説明をしてまいります。

入所者の負担でございますが、しらかばハイツが移行先として予定しております名寄市社会福祉事業団は、介護保険法などによる指定事業所であるため、市直営から事業団へ経営移行しても入所者に負担の変化はございません。家族会につきましても施設ごとが基本と考えておりますので、この部分でも特に変化はないものと思っております。

次に、施設内の社会福祉協議会風連支所の対応についてでございますが、社会福祉協議会風連支所は在宅介護支援センターの開設とともに平成2年度からしらかばハイツ内に事務所を移設し、現在に至っております。現在の事務所の場所が適切ではなく、旧風連町時代にも移転先を模索したことは御承知のことと思います。この風連支所の機能を明確にして、移転先の適地を検討しなければならないものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 2番目の市街地再開発事業の促進についての初めの1点目でございます。駐在所を含めた駅前開発の今後についてお答えをいたします。

当初の事業計画地区は、道路に囲まれた4カ所の街区を計画し、地権者と合意形成に向けて話し合いを進めてまいりました。計画区域に地権者と



して駐在所の建物が存在することから、道警と事業への参画に向けて協議を重ねてまいりましたが、駐在所の施設はけん銃や無線等を取り扱う特殊職務であることから、独立した建物であることと地区計画の規制との制約がありまして、事業への参加ができないとの回答をいただきまして、駐在所を含め、道路までの隣接地を計画地から除外をさせていただいております。

御質問の道路は、除外した区域に面している道路でありまして、南からの直線道路で、この区域で家屋がありまして、直角クランクとなり、走行の不便な道路になっております。この事業で土地及び建物等が整備、除却されるのに伴いまして、道路敷地を確保して、直線道路に改修を計画をしておりましたが、計画区域から除外したことにより建物はそのまま残りますので、この事業での道路改修は不可能になりました。将来的にもこのままでは好ましくない状況でございますので、直線道路への改修は必要と考えております。できるだけ早い時期に道路整備を検討していきたいと考えております。

次の2点目の農協跡地の住宅建設規模についてと3点目の高齢者向け住宅建設につきまして一括してお答えをさせていただきます。共同住宅の建設は考えておりますけれども、公営住宅としての建設につきましては手法を含め検討中でございます。建設中でありまして西町団地の建設が平成21年度に終了いたしまして、その後瑞生団地の建てかえ事業に着手をしていく予定となっておりますが、建てかえに当たりましては住みかえに必要な空き住宅等の確保が困難なことから、今後円滑な建てかえを推進していくためにも公営住宅の確保が必要であります。そのためにも平成19年度に策定をいたします住宅マスタープラン作業におきまして、瑞生団地入居者ばかりでなく風舞団地や農村地域を含め、幅広く意向調査を実施をした上で、最終的な戸数の決定をしてみたいと考えております。なお、瑞生団地の建設計画につつま

しては、平成23年度以降になりますので、市街地再開発事業との整合性につきましても検討してみたいと思います。また、高齢者住宅の建設につきましても、あわせて住宅マスタープランの中で実施する意向調査をもとに検討をしてみたいと考えております。

次に、4点目の農協店舗及び事務所等の規模についてお答えをいたします。農協の店舗及び事務所等の規模につきましては、所有者でありますJA道北なよろが概算評価額を考慮しながら、既存の施設規模及び将来の経営方針を見据えて、ある程度の規模を基本構想図に示しております。今後は、事務所内のカウンター、机、いす等をレイアウトいたしまして、細部にわたって検討され、決定していくものと考えております。

次に、地域交流センターのホールについてであります。さきの議員協議会で構想図をお示しし、御報告をさせていただきましたが、その後多くの地域住民の皆さんが利用するホールが2階の配置では高齢者等の利用を考慮すると利便性に欠けるために、農協と協議をいたしまして趣旨に理解をいただき、ホールの配置を1階に変更しております。今後のホールの利活用につきまして、交流センターには2階に大会議室、また各会議室等を配置をいたしまして、市街地内にある老朽化して建てかえの時期が来ておりますコミュニティセンターの機能も兼ね備えた施設として考えておりますので、商工業者等の各種イベントの開催、商品展示会、あるいは地域住民の文化やボランティア等の活動の場として利用され、中心街の活性化につながるものと期待をしているものでございます。

商工会の事務所につきましては、正式なお話は来ておりませんが、現在の会館が老朽化で建てかえの時期が来ているので、賃貸で入居できるようにならないでしょうかと、そういう相談を受けております。正式にお話が来たときには協議をさせていただきたいと考えております。

5点目の行政が直接関係する建設規模と全体像

につきまして、診療所の規模と概要についてお答えを申し上げます。診療所の移転につきましては、老朽化に加え、通院する高齢者、車いす患者さん等が利用する施設としては段差があり、またトイレ等の出入り口は狭く、車いすでは通れないなど不便な構造となっておりますので、市街地中心部の計画地区内に移転整備をいたしまして、利便性を高め、地域医療の充実を図りたいと考えております。規模につきましては、現在行っております医療業務を存続する考えから、現在の機能と床面積を確保することで計画をいたしているものでございます。

保健福祉施設につきましては、主に要介護を事前に予防するなど健康増進をさせるための施設として、診療所に併設することで地域医療、健康福祉にこたえるために協議を重ねているところでございます。

6番目の今後の民間企業の協力体制規模についての行政としての事業参画企業への取り組み、協力についてお答えいたします。風連調剤薬局につきましては、現在診療所の隣で営業しております。来店者は診療所に通院する高齢者の利用が多く、また店舗が手狭となりまして、駐車場も少ないとのことでありまして、診療所の移転に伴いまして隣接に移転をしたいとの申し出が期成会に寄せられているところでございます。また、コンビニエンスストアにつきましても期成会にテナントとして参入の申し出が来ているということでございまして、期成会では受け入れの態勢を検討しているところで、態勢が整ったときには地元商業者のもとより民間企業への参加募集などの活動を要請していきたいと考えております。市としての取り組みにつきましては、公共駐車場の整備等では、客、利用者の利便、住環境づくりの協力をさせていただきたいと、そのように考えているものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ありがとうございます。

最初に、しらかばハイツの民営化についても二、三お伺いしたいと思います。しらかばハイツの施設の一件については、前回の同僚議員の答弁にも申しておりましたので、その点については私は考えておりますが、どうしても厳しい財政だから、直営でなく民営化に移管するという建前には変わりはないと思うのです。そこで、名寄の施設は100床、風連は80床です。20床しか違っていません。ところが、採用人員が50名違うのです。50名名寄の方が多いいです。20床しか違わないのに50名職員多いということは、ここで値上げもしない、経費も削減しないで民間に委託できる可能性があるのかないか、この辺についてお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 風連のしらかばハイツと名寄にございます清峰園につきましては、建設年度が違っているというふうに認識しております。したがって、旧風連町で設置しておりましたしらかばハイツにつきましては、非常に細長い施設になっておりますが、昔の特別養護老人ホームとしての体制で運営をしておりますので、介護員が多くの方を見られるようになっている施設になっております。一方、清峰園につきましては、まだユニット型に移行するすぐ手前の施設でございますけれども、今の小グループ化というのですか、そういうことにもまだ対応しておりませんけれども、一定程度少人数に対して介護員を多く必要とするような現在のシステムに近い形として運営をされておりますが、そのことが職員の数の違いになっているというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） どういうあれで先にできている風連の特養が老人が大勢入っても管理ができる、介護もできる、後からできた名寄の新しい施設がそういうことにできないのだという

ころが我々としてはちょっと理解できないのです。やはり風連も名寄も今後同じ取り扱いで、同じ入所をしていただく、お年寄りたち、介護していただくその人たちに同じように対応するのであれば、施設のもし悪いところ、いいところあれば見習って、経費のかからないように、やはり私は人件費の50名からの差がある、この辺については民営化にする習いがどうしてここにあるのかなということがまず心配なのです。どうしてこのようなことを私がここで言うかということ、春先から給食センター問題、それから指定区域問題についても私は説明が十分にされていないのではないかと。やはり説明を十分に、こういうことだから負担もかけませんよ、こういうことだから一緒になってもいいのですよという関係者に対する理解度というのが私は一番先だと思うのです。そのことをしないで、今までどおりで民営化にするのだ、何するのだといったって、経費を余計かけて同じにすると発車してみたら、人件費が余計かかったから高くしなければならぬという結果が出るのではないかと思うのですが、この点についてもう一回お伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点目の施設の形態による介護員の数の違いというのは、介護制度の変更に伴いまして、今の新しい施設はそういう介護員の数を入所者に対して必要としているというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

それから、しらかばハイツの民営化についてでございますけれども、こちらの部分につきましては合併協議会の協議以前から旧風連町におきまして行財政改革の検討委員会の答申、それから行財政改革推進計画などで取り上げられておりまして、合併前に一定の風連町としての判断が示されているという、考え方も示されているというふうに認識をしているところでございます。私どもは、今準備をしているわけでございますけれども、目標

年次を定めまして、計画的に作業を進めることとしておりますけれども、協議については意を払ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 何度も繰り返してもあれですから、とにかく入所者、関係者の負担にならない話し合い、仕組み、これをぜひともしていただきたい。そして、安心して預け入れられる、今までも風連の特養には安心して預けられると、何とかあきがあつたら入りたいねという希望者もいたわけですから、今度同じ名寄市の民営化にされてもやっぱりそういう希望は絶えないような、同じような仕組みで今後も考えてやっていただきたい。それとあわせて逐次話し合いを、ここまでいったらこうなりますよ、今後どうしたらいいですか、やはり相談を持ちかけながら、家族会なり、関係者、入所者全員がわけのわからぬ人ばかりでもなさそうですので、その人たちにも相談をしながら、忌憚のない御意見伺いながら、後から悔いの残らぬ民営化に向けて行っていただきたい。この点を最後にもう一度お伺いしておきます。

次に、市街地再開発事業の駅前道路について、今警察署が、駐在所が入らなくなったことから、この道路はしばらくできませんという答えがどうしてそこへ出てくるのか。市街地開発は、駅前から開発ということは最初から話しされていることであるし、名寄の駅前開発も駅前の開発が先になっているのです。中心市街地後回しで、まだありません。風連は、駐在所からまちの方ができて、駅前に向かっては道路1本が民家もあるから、民家もあるから言っているのです。民家もなかったら私もここで大きい声で言う必要ないのです。民家もあるから、この人が道路を整備してくれないといきようがないのです、今の道路の中に建っているわけですから。そういう意味も含めて、やはり農協の倉庫から段差のある狭い道路を完全にやってほしいという希望もあるから、ここであえて話をしているわけですから、駐在所も一つの

ガンになったわけですから、駐在所が入る入らないによって。まちの開発がぐるっと変わったわけですから。この辺で当然これを中に入れた計画、企画というのは考えていかなければならぬと思うのですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

今議員御指摘の作業の手順といたしましてですけれども、中心市街地の再開発のこの事業での補償業務として御指摘の道路、クランクを解消するための家屋等の移転を考えておりました。それは、前提は地区内であることです。これは、そういうことに必然的になります。地区外のことについては取り組めないわけでございまして、当初は駐在所も含めた現在の南側のブロックということを一つにまとめて考えておりましたけれども、駐在所は先ほどの御説明のような内容で本事業に参加できないということでございしますので、必然的に地権者として外れていただくと。したがって、土地も外れるということでもありますので、本事業での補償業務による道路用地の確保、これは11メートル、約6間を予定しておりましたけれども、その用地をあけておく業務ができなくなったということです。ただし、北側の農協がありますブロックにつきましては地区内になっておりますので、そこは用地としてあけておきます。当分の間道路としての整合がとれませんので、そこは駐車場等に利用されていくというふうに、農協のブロックの部分につきましてはそのように考えております。したがって、議員御指摘のことではよく理解はいたしますけれども、このような事情でございます。そして、用地をあけておいて、ほかのまちづくり交付金事業で道路事業として次の段階で整備をさせていただこうと、そういう手順でおったわけですがけれども、南のブロックについては初めの段階から予定が狂うといひましょうか、予定が立てられなくなったと、そんな状況でございます。

ただ、農協の部分だけ道路整備を行うかどうかは今後の検討課題と。その農協の部分だけ道路整備を行っても、御指摘のクランクの解消にはならないということでございます。逐次行っていくということの意見もあると思いますので、その辺は検討させていただきたいと、そのように考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほど言った答弁はしていただけないのですか。

○議長（田中之繁議員） もう一度やって。もう一度。

○28番（村端利克議員） 先ほどからくどく言っている民営化問題について、やはりハイツの住民、入所者、関係者、家族会、そういった方々と忌憚のない話し合いを進めてくれと、そしてそういった話し合いをしないから、いろんな問題ができるのではないですかと言っているのです。ですから、先ほど言った給食センター問題についても都市計画の問題についても、やはり話し合いをしていないから、後から町民から何か言われて、また改めて答弁しなければならぬようなことが出てくるので、そういったことのないようにきちっと話し、入所者に負担のかからない、こういうところはここまでしたよ、どうしたよということをきちっと説明をしていただきたいということ、この辺についてお伺いしたつもりなのですが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） しらかばハイツの合併協議におきますこれからの運営について方向が出ているわけでございます。ただ、移行の時期等については、今関係者でプロジェクトチームをつかって協議をしているところでございます。私も夏に施設等を一巡して見せていただきました。やはり施設そのものも水回り等も含めて一定の改修が必要と、こういう環境にあることも見てまいりましたし、また当時の建設、設計というのは長い廊

下でつなぐという当時のベストの状況の建物だというふうに認識をいたしましたけれども、名寄が建てかえをしたときに、御案内のようにやはりこれからの特別養護老人ホームというのは個室タイプといたしますか、ある程度独立した生活空間的なものをそれぞれの建物の中に持つと、こういうような差があるわけでございます。したがって、介護の手間等も当然かかわるわけでございますが、現状のしらかばハイツの施設の中で運営の主体を直営から事業団に移行させると、こういうことでありますから、入所している皆様には大きな条件の変化はないと。ただ、お世話をする職員の方の身分が現在の市の職員から事業団職員に移行させると、このことに職員の皆さんが不安に思っている部分もあるのではないかと。このことについては一定の方向が出次第、早急にスピードを持って協議をさせていただいて、一応20年度にめどを置いてやるということであります。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひとも後から入所者、また家族会の方々からもいろんなことが出ないような話を進めていただきたいと思います。

それから、話があちこちいってしまって申しわけないのですが、駅前の道路についても一度部長にお伺いします。当初はあそこまで入るという計画であったことは事実だし、それから駐在所がその中に含まないということになった以上は、別事業になるということは百も承知です。別事業になるから、これは後回しにしてしばらく置いてもいいよということではなくして、やっぱり私は並行してやってほしいというのは、農協のところから警察署のところまでは立派な建築物ができ、駐車場もでき、新しい整備ができたよと。駅に向かって100メートルほどの間が一つも改良されていない、そんな歯抜けな事業がどこにあるのかということをお私に言っているのです。やはりやるのであれば駅前から同じように、1年か2年おくれてでも結構です。ここまでおくれてもこういうふう

にやりますという計画は私は立てるべきだと思いますので、あえて質問させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど建設部長よりお話があったとおり、駐在所が抜けたと。それに伴って、その隣も抜けたということでございます。あそこは、御承知のとおり決して道路敷地に建物が建っているわけではございません。道路敷地がカーブ違いになっているというような状況です。本来であれば、あそこがずっと真っすぐ抜けられれば一番いい方法だろうと思います。ただ、今のところその場所には全部建物が建っている状況にあると。その部分が今回この地域から抜けたということで整備がなされなくなったと、この事業ではできないということでございますので、これについては先ほどありましたほかの事業でも取り組んでいくより仕方がないということで今判断をしながら、計画を練っているところでございます。そういったことで、除いたところをそれをどうしてもやれということは今ちょっと難しい問題があるかと、このように思うので、十分その計画についてはこれからも生かした計画をつくっていきたいということには変わりございませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ぜひともそういうことで並行して、少しおくれても工事はやっていただいて、別の工事でやることは、今仲町の歩道、それから街路灯、新生町の道路などもそういうまちづくり交付金の中で工事は始まっているわけですから、もうスタートしているわけですから、やはりでき上がって悔いのない、最後までそういったこと並行して継続してやっていただきたいという気持ちで、まずこの点をお願いしておきます。

あと次、共同住宅その他については先ほど同僚議員が申しましたので、多目的ホール、農協と隣接して大きく500人程度の多目的ホールをつくるという予定があると聞いておりますけれども、

この多目的ホールの使用、使い方、それらについてはどのような、農協の店舗、それから農協の建物と切り離してやるのか、それともつないで継続してやるのか、この辺についてもお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 建築の仕方につきましては、合築で建設するというところでございます。

使用の目的ですけれども、風連地区にはいろいろなコミュニティー施設がたくさんあるわけでございます。それは名寄地区も同様ですけれども、年数経過によりまして老朽化の進んでいる施設もございます。そういう各種の公共施設、コミュニティーにかかわる公共施設を集約をさせていただき、そういう時期が早晩来るというふうに考えておりました、今建設をさせていただこうという交流施設にその機能を集約できればさせていただきたいと、そういうことですので、いろんな使い方がされると思います。語弊ありますけれども、冠婚葬祭から地域の方の少しの集まり等いろいろあると思います。また、農協の集会でありますとか、そういうことにも使われると思います。いずれにしても、賃貸で使っていただくというような形式になるというふうに思っております。

収容の規模につきましては360人から400人ぐらいと、そういうふうに考えておりますので、現在の風連福祉センターの多目的ホールでございますけれども、ほぼ同じ規模というふうに考えております。当分の間は風連の福祉センターとの併存というようなこととなりますけれども、それは少し長い時間の中で施設上機能の統一というのは図られていくのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 当然そういう農協の建物のその中に建てただけだと、そういう事業にしても、また母と子の家、それから商工会館、古くなってきて、もう何年か後には建てかえしな

ければならない施設もあります。そういうものを見越して、この施設を有効活用できるような施設にするというふうに聞いておりますし、いずれにしてもそういう活用できるように働きかけて持っていきたいと思っております。

それから次に、診療所の関係でございます。私は、やっぱり保健センター的な機能をこの箇所にもどうしても集中していただきたい。聞いてみますと、今B&Gの方で機能訓練をやっている人、それから保健センターの施設も名寄にあるから、風連には置かなくてもいいのだよというふうなことを名寄の関係者の方から聞いたということも耳にしております。今までも何回も言ってきておりますが、旧風連町も5,000人の人口のまちなので、そのまちが寂れないためにこの事業に取り組むという姿勢をやはり忘れてはならない。この5,000人の風連の人口が少しでもプラスになるような、憩いの場として町民の方が喜んでいただけるような施設づくり、やはり有効活用できるような施設をつくるのが大切でないかと思っております。

先ほど言いましたが、公衆浴場でなければ、病院で診療していただく、そして皆さんと機能訓練をやって、汗を流して、お風呂でも入って帰ろうかと。望湖台の施設だとか日向温泉にバスをかけてかなり入浴に行っているのです、まちの中から。これが病院のそばで、診療所のそばで機能訓練しながら、汗を流して、1日団らんをして帰る施設ができれば、私は今の倍以上の人が利用するのではないかと。農家の方々もうちにふろあるけれども、まちの中にそういうところできたらいいよねと待ち望んでいる方も結構いらっしゃるわけです。5,000人の人口の中に35%のお年寄りたちが住んでいるまち。やっぱり福祉に、それから本当に優しいまちづくりのためには、どうしてもこういう施設は欠かせない施設でないかというふうに思っております。例えば名寄、美深、風連にも岩盤浴の施設があります。それほどお客さん来たというの聞いておりませんが、そこにもやはり

パートの方を1人常駐させて、1人置いているわけです。岩盤浴の1人置くのだったら、おふろの管理もしてもらって、1人で経営してできるのではないかと、そういうふうにと考えたら、おふろつくったら赤字になるからやめるのだというような、そんなちんけなことではなくして、私はやっぱりここにそういう大衆の方が喜んでいただけるような施設を立ち上げるべきだと、こういうふう思うのですが、その点についてもう一度伺います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 質問ございました。この地域の再開発問題については、村端議員十分に論議の中に加わっておったからわかっているかと思えます。その中で、初めの方ではこういう村端議員が言ったとおりのふろもあって、健康管理をし、1日そこでのんびり休めると、こういった年寄りに優しい施設があればいいなど、こういう夢を語りながら、始まりの方はそういう状況であったわけでございます。しかしながら、実際にやるといったときに、どこをどういうふうにしてやっていくのかと。それと、常に財政的な問題も含めて出てくるし、個人の財産の変換でございまして、それを主としてやっていくという部分もございまして、そこに公共施設だけつくればいいということでもございませぬ。しかしながら、風連の市街地の風連の今の顔であるその地域をやはり何とかして寂れないように残していきたいという地権者の思いの中から、これまで難関をいろいろ乗り越えながら、話し合いを進めながら、そして今現在に至っているところでございまして、今から設計変更して、岩盤浴をつくったり、ふろをつくったりと、これはだれがやるのですかという話になってくるわけでございまして、今そういったもの皆さんの気持ちの中にはやはりあると思えます。しかしながら、今の進めている方向でいかなければ、この事業はやり遂げられないという思いの中で決断しながら、もっともっと夢を膨らませばたくさんあると思えます。しかし、これからの

公共施設の問題、これは母と子と老人の家の問題も、これも年数が相当来ておりますし、福祉センターの方についても、直してはおりますが、大分年数が来ていると、そういったものを含めながら、総合的にあの地域をやっていこうということで地権者の皆さんの御理解をいただいたというふうに思っておりますし、これから実際的に、お金の問題が今度絡んできますから、個人的なお金の問題絡んできます。今の評価が何ぼになっているのかと、その評価をもとにして家建てたらどのぐらいの家が建てられるのかといった問題が絡んできております。そういった難しい問題を克服しながら、今前に進んでいるわけですから、ぜひその辺も御理解していただきながら、それとあそこの地域の都市機能を損なわぬようにこれからも道路問題や何かについても整備しながら、別建てで考えていきたいなど、このような考え方をしておりますので、御理解していただきたいと同時に、また地域の皆さんにも財政的にも厳しいから、市の財政も厳しいから、何とかこの程度でおさめてくれということで、議員もぜひ地域の皆さんを説得していただきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 何か言おうとしたことを先に触れられてしまって言いようがなくなったのですが、やはり今助役が前向きにこういうことをやらなければならぬという気迫だけは私はあると思えます。そして、今後も先ほど同僚議員が言いました地域包括支援センターのサブセンターも風連に置きたい、それから最初に言った社会福祉協議会の風連の支所の事務所を私はこの保健センターに全部包括して、福祉のことはこの窓口に行けば全部賄いできるよというような窓口をどうしても立ち上げていただきたいと。先ほどから助役にいろいろと話をしましたけれども、やはり今後この開発、20億円以上の予算をかけてきたとなれば、道内の議員はもとより道外の議員も調査に来たり、見に来る人が多くなると思いま

す。こんなことしかできぬのかと言われるような施設でなく、来て、見て、なるほど、よくやったなというような施設づくりに知恵を出して、お金をかけるというのではなく、知恵を出し合っている施設をつくるのが好ましいのではないかとこのことを申し述べさせていただきます。

最後に、島市長さんにお答えいただきたいのですが、先般の名寄の自民党のパーティーに東京から国土交通省の自民党の会長が来て、あいさつの中でさえ風連のこの開発事業は実行しなければならぬという、東京の人でさえこういう言葉を伝えているわけです。やはり橋本聖子さんから皆さん来て、名寄のこの開発はやるのだということでございますので、最後に島市長さんの決意のほどをひとつ聞かせていただいて、終わりにしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市街地再開発にける議員の情熱というのをひしひしと受けとめました。私は、この合併協議の中で特に風連地区で重要な位置を占めております診療所の関係については、もう入院を休院といいたまいますか、休止にしてから時間がたっているわけですが、ことし視察をさせていただいて、やはり外来で来ている市民の皆さん方、必ずしも使い勝手がいい施設にはなっていないなど。やはり入院を受けるとことでの施設というふうを受けとめておきまして、これが中心市街地の中に位置して、風連地区の皆さん方の健康管理も含めて、診療所長を中心にして回ることが非常に住みやすい地域の再構築になるなど、このように考えているところでございます。もちろん保健センター的なものも地域の皆さん期待があるかもしれません。これは、しかし診療所があるということで大分解決をする部分があるのではないかと、こんなふうに思っております。公共が床面積幾ら占有をして、この事業に参加するかというのはまだ最終の結論には至っておりません。しかし、交流センター的なスペースの使い方も含

めて、診療所の使い方も含めて、しっかりと風連地区にほかからもぜひあそこへ寄ってみたい、そして診療も受けてみたいと、そういうような皆さんの期待される市街地再開発に結びつくことを私も期待をして、鋭意協議にも積極的に参加していきたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 最後になりました。やはり先ほど同僚議員がカーリング場やいろいろそういった施設もできたのだと。旭川の動物園の日本一の入り込みもあると。そういう観光地の回り道をやはりこの名寄のカーリング場とあわせて、南玄関口の開発事業を成功させて、そういった方々に寄っていただき、買い物の一つもしていただけるような、人が集まってこられるような施設づくりに期待をして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

大変御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時09分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁



署名議員 黒 井 徹

署名議員 田 中 好 望

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年12月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(34名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員

25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(1名)

22番 栗 栖 賢 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教育 長 藤 原 忠 君  
教 育 部 長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

16番 野本 征清 議員

17番 佐藤 勝 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安全、安心な市民生活組織の構築について外1件を、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） お許しを議長からいただきましたので、これより先大きな項目2点、御質問をさせていただきます。

1点目は、安全、安心な市民の生活の組織の構築ということで御質問をさせていただくわけですが、私は風連町内を見ておりましたら、防災だとか生活の安全だとか交通安全だとか等々につきましても、非常に地域の住民の方が一生懸命やっています。行政よりも先に先にと企業の方、また個人の方が地域の安全を願っているような協力をしているわけでございます。特に風連の企業でヘリポートを持っている方がいます。私もたまたま前にヘリポートのプランニングをしたこともございまして、それは公共ヘリポートだったわけですが、この方は臨時のヘリポートを持って、この地域でいろんな問題があったときにその臨時のヘリポートを開放しております。ある意味では私もこのヘリポートの計画をしたときに非常に苦労したことがありますけれども、ヘリコプターというのは太陽さんが出て、日没までの運行になるわけです。その間は飛来できます。しかし、夜間になりましても緊急な方が出れば夜

間も飛ばざるを得ない。そのために企業の方は夜間照明まで準備され、この地域でいろんな事故があったときには必ずその対応をしているのが現状でございます。きょうは雨が降っております。ヘリコプターがその臨時のところにおりることがこういう場合はできるわけですが、といても雪というものがあります。それには常に地域の方が何かで緊急に、既にもう何回かそこに離発着されたとも聞いておりますけれども、そのためには除雪を常にしているということで、これは企業自身が非常に地域の安全のために、災害だとか急病が出たときにその対応に当たるために一生懸命な姿勢があります。

また、子供のいろんな今事故等がある、そのためには風連の各学校では学校を中心として、老人の方まで出ていただいて、寒いこの冬に手をもみながら、子供の登下校の見守り隊ということで頑張っています。また、風連高等学校では不審者が出たということで少し騒ぎがありました。そんなときには地元のライオンズクラブはすぐその対応を急いで、ブザーというのですか、防犯ブザーを用意するようなことで迅速にそういうことは地域でやっているわけでございます。当然風連には110番の家がたくさんありまして、その家の方々は子供が通るたびに、元気か、何かあったら寄れよというような形でこういう活動というのは地道に地域の方が一生懸命やられているわけです。

私も少し企業の方に入ったこともございしますが、企業では常に安全大会ということは労働衛生法に基づいてきちんとやっているわけです。毎週、毎月、いろんな訓辞をしたり、またはそういう安全大会を年に1度、警察の方の交通安全の講話だとか、いろんな形でその大会を開催し、その社長が話することには交通事故を企業が起こさないということは社会に対する貢献だとも言っております。地域で何か事故があっても、それも未然に防ぐということが企業の社会貢献である

という社長のお話を聞いて、私は感動を得たわけでございます。

ところで一方、総合計画が今中間報告ということで行われております。その頭には市民と行政の協働のまちづくりをするのだと。2本目に、安心して健やかに暮らせるまちづくりをするのだと。これが5本柱のうちの1本、2本目でございます。そういうことの中から私が質問させていただきますのは、地域防災計画でございます。これは、災害基本法に基づいて上位計画としてつくらなければ、計画を樹立しなければならぬ条件下にあるわけです。しかし、いまだかつてそのものが、風連と名寄がそういう面においては心の合併、こういう計画の合併がなされていない。それが合併してもう8カ月過ぎても、その影すら見えません。前回の決算審査特別委員会で同僚議員が質問したときは年度内という御答弁がありましたけれども、本当にそういうぐあいにすき間をあけておいていいのかと。災害というものは、想定外のものが必ず来て災害ですから、その間のすき間というのはあってはならないわけです。そのためにもこの計画について今までどうしておかれているのか、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

次に、一般廃棄物の処理計画です。これも廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、これも上位計画であります。私はここで何でこの質問をしたか申し上げますと、一般廃棄物処理計画がまだ風連、名寄が統合された一本の形になっていないということに疑問を感じたと同時に、私は風連のある主婦のつぶやきを聞いて、どうしてもこの質問をしたかったわけです。合併しても余りいいことはないような気がする、しかしごみだけはねと言いました。風連のごみ処理場行きますと、テレビから電子レンジから、いわゆる家電法に基づくものがごろごろ出てくる。ある意味ではカラスのえきになるものもぼんぼん入ってくる。そういう中で、この一般廃棄物のごみを処理したということは、今からさかのぼること5年前ぐらいから風連町の

職員は一生懸命になって住民のところ歩きました。私も一度間違ったものを入れて、それを役場の職員に注意されました。ここまでやるのかと思うぐらい徹底してやったものです。ですから、そのごみ処理については非常に風連はすばらしくやっているとと思います。しかし、一たんこういう計画もない、実際処理場や何か見ますと放置されたままであると。ですから、その奥さんはこれから分別が楽になりましたという嫌みと議員しっかりしろという激励を受けたような気がいたしました。ぜひ今なおこの計画がされていないということについても御説明をいただきたいと思います。

次に、生活安全及び交通安全でございますけれども、先ほど話ししましたように多くの方々は交通安全のことについて非常に認識を持っております。そういう形の中で、いまだこれについても本当に真に風連と名寄がひとつ一体になって、対策を組むよという計画が、また組織づくりがなっていないということについて私もうなずけないわけでございます。

大きな2点目です。名寄市職員の安全衛生管理規則についてお伺いをしたいと思います。第1回定例会で職員の方が事故に遭う、私たち生きているものはそれを教訓にしなければならない。そのためにはいろんな検証をしていただく、どういう状況でどうだったのか。そして、それを一つの教科書にし、今後職員の方に二度とああいうことのないようにするために十分調査もされていると思いますので、そういう中身について御説明をいただきたいと思います。

以上でここでの御質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま宮田議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。1点目の安全、安心な市民生活の構築についての1点目の地域防災計画につきましては私の方から、2点目の一般

廃棄物処理計画、3点目の生活安全及び交通安全については生活福祉部長から答弁をさせていただきます。また、大きな項目の2点目の名寄市職員安全衛生管理規則については私の方からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の防災計画についてお答えをさせていただきます。名寄市地域防災計画は、旧名寄市と旧風連町のそれぞれの地域防災計画を統合する形で新たにつくり直すこととし、現在担当で原案づくりを進めておりまして、予定どおり今年度中に策定をいたしたいと考えております。それまでの間、計画が存在しないからといって防災対応ができなかったわけではございません。何度か起きた自然災害の際には職員が出動して、応急対策の実施や被害状況の把握など、しかるべく対応してまいりましたし、市民参加による水防訓練や防災訓練の実施、関係機関との連携や協議など、防災上必要な各種対応を行ってきております。

合併協定書が成立した時点から新市の計画づくりに着手していたら、新市誕生後速やかに計画を作成して、スタートできたのではないかとの御意見につきましては、確かにそうした考えも成り立つかと思われませんが、実際問題としては地域防災計画の作成主体となる名寄市防災会議の設置条例制定や同会議委員の委嘱、同会議の開催等は当然のことながら新市になってからでなければならぬわけございまして、そうした中で合併後1年かけて計画づくりを行うこととしたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の名寄市職員安全衛生管理規則についてお答えをさせていただきます。規則等の健康保持や交通安全の部分についてまずお答えをさせていただきますけれども、安全衛生管理規則に基づきまして職員の健康管理につきましては自身の意識高揚と疾病の早期発見、治療が何よりも必要と考えておりまして、現在共済組合の事業を利用して40歳以上の職員は毎年、30歳から40歳の職員については隔年の総合健診、人間ドック

を義務づけております。その受診率が旧風連町では90%超でございます。旧名寄市では80%超と100%までに至っておりませんが、受診日をスケジュール化する、また例月の課長会議や掲示板などを利用いたしまして受診促進を図るなどし、100%受診を目指し、指導しているところでもあります。また、総合健診受診の対象者以外の職員には毎年健康診断を実施しておりまして、30歳以下の職員、30歳から40歳までの総合健診の対象以外の職員並びに臨時嘱託職員については必要な者については事後の個別健康指導を実施してきているところであります。さらに、職員健康相談、健康チェックを今月の20日と22日に実施をして、生活習慣病の予防と早期発見に取り組んでいるところでもございます。

また、交通安全につきましては、何よりも運転者となる職員の意識啓発によるところが大きいと考え、安全衛生管理規則並びに名寄市公用自動車運行管理規程に基づき、機会あるごとに職員に対して安全運転の徹底を呼びかけているところでもございます。

次に、第1回定例会において御質問いただきました公務災害等に関する部分での職員の対応の部分でございます。この件につきましては、第1回定例会の中で小室助役の方からも答弁させていただき、その後公務災害認定申請の際に必要な旧風連町、現名寄市側として準備する書類として、一般的事項に関するもの及び災害発生状況に関するもの、災害発生前の勤務状況等の一部を準備し、御遺族からの申請があったときにはいつでも対応できる書類の整備をしている状況となっておりますのでございます。

いずれにいたしましても、公務災害認定の申請は5年の期間内ということですので、その期間内で遺族からのお申し出があれば、誠心誠意対応させてもらうよう取り組んで、書類の整備等に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、安全、安心な市民生活の構築についての2点目と3点目についてお答えをいたします。

初めに、2点目の一般廃棄物処理計画についてお答えをいたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、市町村は収集、運搬及び処分に関する基準等を定めた一般廃棄物処理計画をつくらなければならないとされており、旧名寄市では、平成13年12月に名寄市ごみ処理基本計画を策定し、目標年度を平成22年度と定め、一つとしてごみ排出量の削減目標、二つとしてリサイクル率の目標、三つとして減量処理率の削減目標をそれぞれ設定しております。旧風連町でも平成9年に風連一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成16年に見直し作業を進めていたところでございます。旧名寄市、旧風連町ともにそれぞれの計画に基づき目標達成に向けてさまざまな施策を行ってまいりましたが、今回の合併により両基本計画の一体化を図り、新名寄市としての一般廃棄物処理計画を策定しなければなりません。そのためには将来人口の推定、ごみ量の予測、ごみの組成など精査すべき事項が数多くありますが、ごみの排出、収集、運搬、処理、処分等の基本的な部分は統一されてございますので、早急に計画を策定したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の生活安全及び交通安全についてお答えをいたします。名寄市生活安全条例では、市は市民の安全意識を高めるため、安全に関する情報を提供するとともに環境の整備等の対策に努めることが責務とされ、市民はみずからの生活の安全確保に努め、互いに協力し、地域の安全を確保する活動を推進することが責務とされております。生活安全については、市と市民が協力して、安全で住みよい地域社会を実現することが重要であります。新名寄市では、生活安全推進協議会を設置し、市民生活の安全に関する状況の把握、生

活安全対策等を協議していくこととしておりますが、旧風連町、旧名寄市における構成団体等が異なり、組織体制の決定に難しさもあり、現在協議会委員の構成について検討している状況でございます。新体制でのスタートができず、活動が停滞しておりますが、早急に組織を確立し、地域の生活安全推進に努めてまいります。

次に、交通安全ですが、平成18年5月に新名寄市として新たに交通安全運動推進委員会が組織されました。推進委員会の実行組織である交通安全指導員会も形を変えてスタートしており、関係機関、団体、町内会と連携を密にし、交通安全意識の高揚に努め、交通死亡事故抑止を目指して活動しているところでございます。また、各交通安全協会も一元化に向けた協議がなされておりますが、それぞれ活動等に歴史があることから、当分の間は単独での地域密着型の活動になると思われ、名寄市においては、交通事故のない安全、安心な社会を目指し、きめ細かい運動を展開していく考えでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） まず最初に、防災計画についての御答弁があったわけですが、この御答弁の中では計画書は要らないのだと、防災対策の対応はできないわけではない、そういう御答弁で、何かあったときには職員が出動して、今までは応急処置を十分やったのだと。だから、計画は要らないのだということには私はなり得ないと思う。

まず、これは名寄市と風連の洪水のハザードマップがあります。これは、既に名寄市の方が、これは平成15年ですからまだ合併していないうちにここに、ちゃんと図面にも書いてありますようにちょうど風連と名寄の境界の共和の地区の人が風連の中学校に避難してくださいよというものが書いてある。既にこういうものができていないとおかしいのです。市の職員だけが防災をやるとい

う話にはならない。あなたの言葉は過ぎていると思います、住民に対して。住民もこぞって、みんなでこのことをいろいろマップや何かつくったり、計画つくってやるということです。あなたの今の答弁でいくと、どちらかという計画書なくてもちゃんとやるよというがごとくここで御答弁いただいたのですけれども、本当にそういうことでのいいのですか。少なくともいろんな計画書をつくった中で、住民がこぞってやる、市の方々はサポート役をやる、主役は住民であるという、市民であるというコンセプトからいったら、どうしても今の発言については納得いかないのですけれども、何か説明ございますか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいまお答えをさせていただいた内容でございますけれども、私も計画書は必要でないとは言っておりません。一日も早く新市としてのそれらの計画があることは望ましいということで考えているところでございます。いずれにいたしましても、今年度中に策定をするということで鋭意協議会を立ち上げながら、その計画づくりに取り組んでいるところでございます。

今御質問にありました洪水ハザードマップの件でございますけれども、これも災害の対策基本法に基づいてでき上がっているものでございまして、現在それぞれそれらについても検討しているところでございまして、おおむねといましようか、現在ある基本法が変わらない限り、現在両市町で持っている洪水ハザードマップは生かしていこうと、このように考えておりまして、洪水ハザードマップの新たな作成ということは現在考えておりませんで、現在あるものを生かしていけるということで考えております。

また、計画書がないから災害の対応が迅速にできないというふうに私は認識しておりませんでして、春のタケノコの遭難騒ぎ等の中でもそれぞれの関係機関、消防署、警察署、または自衛隊等々

との連携の中で搜索活動をして、生命と財産を守るという観点でしっかり対応してきたというふうに認識をしておりますし、計画がなくてもこれまでの防災訓練なり、水防訓練を通じて、町内会の皆さんとも防災の意識を向上しながら取り組んでおりまして、計画がないからといって体制ができていないということではないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 言葉の端を私は拾うのではなくて、基本的な概念なのです。この防災計画とかなんとかというものは、既にこういうものができていて、そして住民にも十分周知されて、そして住民と市とはともにやっていくというのが基本的なコンセプトだと。それはまずいいことにします。わかりました。もうつらいでしょう。

次に、この計画というのは、私の認識でいけば平成17年2月28日、これは旧風連町と旧名寄市がいわゆる新市をつくろうということで調印をしたわけです。そのときには既にもう今からいくと1年と8カ月以上も前の話です。このときに、合併協議をやるときに一番住民の安全、安心をねらうのであれば、もう既にこの時点でできて、例えば先ほどの車の安全の関係では、交通安全の推進の場合についてはもう既に18年5月に名寄市としてつくったりしています。ところが、この防災については、少なくとも1年8カ月、言わせてみればその前から合併と同時にこの論議はあったわけです。あったものが1年8カ月間今までできなくて、こういう計画書や何かというのができて、まだ市民の目にも何も触れていない。そういうことが本当にいいのかと。少なくとも1年8カ月という、言わせてみれば今回の時点からいくと8カ月経過しているわけですからけれども、それで本当にいいのかということをもう一回お尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 決していいとは私も



考えておりませんけれども、現在の状況の中では年度内に策定をするということで御理解をいただきまして、できるまでの間についてはきちっとしたこれまでの体制づくりに対してしっかりと対応してまいりたいということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ぜひ住民に思いを寄せるのであれば、いわゆる災害対策基本法という法律下で上位計画であるということも再認識いただいて、早い時点で住民の方に安心していただくように計画を立て、そして説明会を行っていただきたいと思ひます。

次に、一般廃棄物の処理計画ですけれども、これも当然のごとく今部長の方から説明あったとおりだと私も思ひます。ですので、ぜひこれも早い時点で、できれば年度内という、まさかこれは年はまたがないと思ひますから、年度内にできるということで私は理解したいと思ひますけれども、よろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） ただいまの処理計画、年度内の策定ということで確認をされましたけれども、現状今一般廃棄物の減量等の推進審議会というものが条例の中で設置されるようになってございます。これも旧風連町、旧名寄市の組織の形態が若干違っているということで、委員の選出の選考作業をしているということであります。現状12月中に委員をまとめまして、そして1月下旬には審議会を開催したいということであります。この計画につきましては、総合計画の個別計画ということになるかと思ひますけれども、総合計画の中での人口推計も2万8,000ということですのでほとんど推計をされてきているということでございますので、そうした基本目標といひますか、基本数値に基づいて、そうした計画を早急につくっていききたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 次に、生活安全と交通安全ですけれども、確かに交通安全の協会がずっと統一されて、統合されるのには難しいかなと私自身も思ひています。これはなぜかという、風連というのは非常に交通安全熱心でして、今から十数年前だと思ひますけれども、これは多分全道でも全国でもないと思ひますけれども、交通安全では風連は車のない方からもいわゆる負担金をちょうだいしてやっているという異例なところですから、これから即名寄と一緒にされるかなというのは非常に難しいものだなと思ひましたけれども、非常にそれも交通意識を持つ面では素晴らしいものが私はあると思ひますので、ぜひそういうものをこういう関係機関と相談しながら、それがすべていいわけではないですけれども、何かいい方向でひとつ交通事故のない、いわゆる安全で安心な社会を目指していただきたいと思ひます。御答弁は結構です。

次に、名寄市の職員安全衛生管理規則についてでございますけれども、前回私が質問させていただいた中心的なものは何かという、そういう事故があったと。私も少しは経験ありますけれども、どこの職場でもそうなのです。一生懸命仕事やる人に一生懸命仕事が行くという、そういう悪い条件が、分散して仕事というのはやるべきだと思ひますけれども、やれる人をお願いをすると。それが一つは過重になったのではないのかというのが私の見方ですけれども、そういう形の中で少なくとも前の風連の町議会の中ではほとんど休暇もとっていない、休みもとっていない、それこそ自分の初孫生まれてもそばに行けなかったというような条件、そういうものもきちんと条件を整備されまして、それが一つは今度は名寄市の職員としてそういうことが二度とないようにするためにも調査をしてくれと。そういうことはどうなっているのかという質問をしたわけですがけれども、前回どおり奥さんの方から特別要望がないからという

ような御答弁のようにまず思います。

それと、もう一点目、先ほども話しましたがけれども、職員の健康管理についてはこれはもう法律で定められているわけですから、労働安全衛生法に基づいてそういうことをしなさいと、そして規則もつくりなさいよと。規則をつくったら、そのとおり職員の健康管理や何かをきちんとしなさい、今は特に精神的に疲れている方もいますので、そういうケアをしなさいよということだと私は思っています。そういう中で、そういうことが実際ここで言うと人間ドック行ったとか、そういう程度なのですけれども、実際企業側がやっていることというのはまだまだ深いところまでやっていません。これは、法のもとでは企業も行政の職員のものと同じだということですから、これは要望ですけれども、ぜひ職員に事故を起こさないためにもぜひともお願いしたい。

それで、ここでもう一つ、私が最後に聞きたいのは、今回も議会で問題になりましたように100・ゼロ、市が100悪い交通事故が3件もあって、そしてかなり小さい事故でもあるわけですが、そういうことでいわゆる安全運転管理者がいて、中心になってやるわけですが、そういう形の中で交通安全という認識、いろんな規定や何か設けて、罰則規定も設けているようですが、そういうものはただそれがあればいいということではなくて、常時そういうものを指導しなければならぬ。企業は徹底してやっています。ですから、今回たくさんの事故があったわけですから、少なくとも春以来そういうものは何回ぐらいやられたのか教えてください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

まず、最初にお話のありました職場環境の保持等々につきまして、先ほど答弁の中でも詳しくは述べておりませんが、新市におきましても安全衛生委員会の規則に基づきまして実施をして

おります。これまでの取り組みの内容について若干お知らせをして、御理解をいただければなというふうに思います。現在の状況の中で、非常に複雑多様化する業務、社会環境の中で、メンタルヘルス的な部分での職員の状況がありまして、健康を害しているというふうな状況もありまして、これにつきましてはメンタルヘルスの講習会を実施をしております。全職員に対しまして実施をいたしました。それとあわせて、上川北部広域連合自治体においてもそれらを受けまして広域的にもそれらの研修会等に参加をして、認識を深めてきている状況にもございます。さらに、これは旧名寄市でございますけれども、それぞれ労安の中での全職場の、各職場の危険箇所等も含めて安全の総点検を実施をして、改善すべきものは改善しようということで、職場環境の美化から始まって危険箇所の総点検を実施をして対応している部分がございます。さらにまた、健康診断の受診率向上につきましては、先ほど申し上げましたけれども、受診率の100%向上を目指して各課でチェックカードをつくらうと。課長が持って、あなたは何日の日に人間ドックの日になっっていますよ、行きましたか、どうですかというチェックカードをつくらせてもらいまして、100%受診に向けての取り組みもしているところでございます。さらにまた、健康診断の検査項目につきましても職員の方から項目の追加が必要というようなことも労安の中で議論がされまして、それらを受けて対応している状況にもございます。さらにまた、喫煙、禁煙の部分でも職場環境、受動喫煙による健康ということで分煙室の設置と、十分とは言えないまでもそれらの環境保持に努めているところでございまして、今後も定期的に労安の中でそれらについての開催をしていこうということで確認をしているところでもございます。

それと、交通安全の運動につきましては、専決処分ということで事故の報告が一方的に100対ゼロと、まさしく申し開きのできないような報告

を何件かさせていただいております、それにつきましても賞罰委員会の中で厳しく処分をするということで対応して、報告をさせていただいているところでもございます。これにつきましては、終わりのない交通安全運動という意識の中で、それぞれ市長、助役を初め、部次長会議、課長会議通じまして、事あるごとにこのことについては安全運転に心がけようと、事故は社会悪だということの意識の中でしっかり意識を持ってくださいよということで対応しているところでございますし、課長会議の後の課内会議におきましても必ず交通安全についてはみんなで安全運転に心がけましょうと。特に外勤をする職場については、だれということではなくて、かぎを持ったら、おい、気をつけろよと、この一声が事故防止につながるのだということで、かつて旧名寄市では課単位に交通安全運転サポーターシステムというのを作りまして、毎月担当者がかわって、その担当者の視点の中でチラシというのでしょうか、そういうものを出すだとか、いろいろな取り組みをしております、今後一層具体的に事故防止になるような取り組みをしていかなければならないということで考えているところでございます。

いずれにいたしましても、健康の部分と事故の部分については徹底した研修なり、指導というのが求められているなということで、管理職の責任の重さも感じているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 交通安全については、十分承知おきましたけれども、やるのだ、やるのだということではなくて、これは実績を伴っていただきたいのです。今後は100・ゼロのような事故がないように願うと同時に、ぜひ部長さんですから目標を定めて、報告してくれませんか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 目標を定めてということでありますけれども、それもまた一つの手段

かというふうに思いますし、徹底して日ごろ日常そのことを続けて言うということが大事なかなというふうに思っております、一過性の部分での内容にならないように継続をして取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 交通事故、これは市の職員は公僕であり、同時に社会に奉仕をする、その観点からいけば、絶対交通事故を起こしてはいけないわけです。そのことをお考えいただければ、私の質問は終わります。答弁は要りません。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質問を終わります。

名寄市におけるいじめ問題について外3件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1点目、名寄市におけるいじめ問題についてお尋ね申し上げます。滝川市の小学6年生の女子児童の自殺や福岡県の男子中学2年生の自殺など、全国各地でいじめを苦にした自殺が相次いで、大きな社会問題となっております。私は、「品格」で今年の流行語大賞を受賞した藤原氏の「国家の品格」に感銘を受けた一人であります。いじめをなくしたければひきょうを教えよ、武士道精神の中にある弱者への思いやりを取り戻すことだと訴えております。江戸時代、会津藩の日新館が入学前の子供たちに唱えさせたおきてで、ひきょうな振る舞いをしてはなりません、弱い者をいじめてはなりませんなど7項目とならぬこととはならぬものですという結びの一文で構成されるおきてが今全国的に話題になり、教育関係者の視察が多く訪れているそうです。道徳教育は、きょう、あしたに結果が出ない百年の計ですが、取り組む必要性を再確認させられました。しかし、現実的にいじめを解決するには発見が第一であると考えま

す。江別市教育委員会が学校を通さずいじめ調査を行ったのを受け、北海道教育委員会もいじめ調査アンケートを無記名で自宅で記入し、郵送してもらうことを実施する方針であります。実態を把握することで解決への道を探ることだと考えます。名寄市として、いじめに対しどう対応し、対策を行っているのかお知らせ願います。

次に、今回のいじめ問題に関して名寄の教育委員各位は、教育委員会においてどのような問題解決に話し合いが持たれ、どう対処してきたのかお尋ね申し上げます。安倍総理は、今回のいじめ問題を踏まえ、各地教育委員会においてチェック機能を果たしていなかったという指摘を踏まえ、教育委員会の改革も教育再生会議で協議したいと述べましたが、名寄市においてはチェック機能は果たしていたのかお尋ね申し上げます。

次に、2点目、名寄の防災計画についてです。もしもの水害に備えて、平成15年に洪水ハザードマップを作成しました。100年に1回程度起こる大雨を想定してのものであります。前日の高橋議員の質問にもありましたが、本年5月10日から11日の低気圧及び融雪による水害、10月7日、8日の低気圧による名寄川の出水状況は、災害の少ないこの地でも現実であり得ると実感させられた人も多いと思います。集中豪雨は、1キロから2キロの範囲で起きて、気象データにもその雨雲がひっかかってこないそうです。名寄のような盆地の中心地には余り来なくて、その周りの山側が多いそうです。今回の名寄川の出水の状況を見ても本当にそうだと思っております。水害からの安心、安全の確保のため、一刻も早いサンルダムの本体着工を望む者の一人です。日本の人口の60%、資産の75%が洪水の起こるところに集中しているそうです。日本は、過去の歴史を見ますと、治水事業の成功により確実に災害の死者は減ってきております。近年の温暖化により、例年ですと台風は五、六個が日本に上陸するというのがここ数年は10個近くが日本に上陸し、それ

がだんだんと北上している現状もあります。治水はもういいだろうではいけません。昔につくられた堤防など、耐用年数を迎えるものがこれからどんどん出てきます。延命策は、各地の熱意で差が出ます。住民の安全を守るため、行政には足元での防災対策の再点検を改めて求めておきたいと思っております。

そこで、現在作成中の防災計画ですが、計画書は災害に対する対処を施したものでしょうが、職員に災害初動マニュアルがあるように、市民にもわかりやすい対処マニュアルの作成を求めたいと考えます。小学生やお年寄りにも理解できてこそ安全を守れると思っておりますが、その見解をお尋ねいたします。

次に、災害対策にぜひピクトグラム、図記号を利用して周知を図ることを提案したいと思います。ピクトグラムといいますのは、世界共通で有名なのは皆さんも御存じの非常口の図があります。だれが見てもここは非常口だよとわかる目に訴えるものでございます。特に洪水の避難場所は、災害の避難場所の学校等の45カ所とは違うわけですので、標識にピクトグラムを利用し、絶えず目に訴え、理解してもらうことがいざというときのために必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

3点目、全国的に新たな財源確保を目的に広報紙に有料広告を掲載したり、ホームページでのバナー広告を初め、市の資産を活用しての有料広告事業を実施する自治体がふえてきております。私が2年前にした一般質問の答弁で、自主財源の確保は考えていかななくてはならない時代であることは認識をしており、名寄市としても他市の反響などを参考に研究をしていくとのことでした。有料広告に対する名寄市としての考え方と、どのような取り組みを行ってきたのかをお知らせください。

最後、4点目、冬の公園利用についてお尋ねします。1区町内会の花園公園を駐車場としての利用をするとのことですが、これはどういう経緯のもとで行われることとなったのかお知らせください。

い。私は、青年会議所の活動の中で冬の公園を利用し、子供たちに雪と親しんでもらおうとミニ雪像やスノーランタンなどの行事を通し、公園利用を考えてきました。さらに、私の住む17区町内会の公園においては、雪中運動会を初め冬の公園の活動でホワイトマスターもいただきました。その後は冬になると雪山をつくり、西保育所の子供たちの雪遊び、近所の小学生がそりやチューブで楽しそうに冬と親しみ、遊んでおります。利雪・親雪の面からも、冬の公園の利用により子供たちにいかに開放するかを考えるのが大切であると思っております。冬は、雪との闘いであるのも理解できますが、町内で公園を雪捨て場にどうしてもこれが町内町民の意向であると、利用させてほしいという要望があれば許可するのでしょうか。公園管理条例に照らし合わせて、駐車場としての活用は可能なのかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 大きな項目で4点にわたり御質問がありました。1点目は私から、2点目、3点目は総務部長が、4点目は建設水道部長からお答えいたします。

名寄市におけるいじめ問題についての小項目（1）の対応と対策についてでございます。御質問にありましており、最近いじめにかかわる児童生徒の自殺の問題が相次いで報告され、大きな社会問題となっております。報道等でも御承知のとおり、この間いじめにかかわる自殺予告文が多数郵送され、伊吹文部科学大臣や高橋北海道知事から子供たちに向けてお願いなどの緊急メッセージも出されております。名寄市教育委員会といたしましては、いじめ等の問題はどこにでも起こり得るものであることから、このことを重く受けとめ、名寄市内の全小中学校に職員を派遣し、危機感を持って実態の把握に努めてまいりました。いじめは、集団生活における人間関係の亀裂から発生してまいります。本来学校は人間関係における

さまざまな問題の克服を通して集団生活の基礎を培うとともに、子供一人一人の人格の形成を図り、円滑で安定した人間関係を構築する場でございます。このような観点から、今後も各学校においては日常のきめ細かな観察などを通して、いじめの問題が深刻化する前に早期発見と解決に努めるとともに、子供が安心して学習に打ち込める居場所づくりに取り組むよう、改めて指導を強化いたしました。

教育委員会としては、3年前より名寄市単費で中学校に心の教室相談員を配置し、思春期に差し加かった子供たちの悩み相談に対応してまいりました。あわせて新市移行に伴い教育相談センターを新たに開設して、子供や保護者のさまざまな相談に対応するとともに、特認校制度の活用などシステムの構築を図り、大きな成果を上げてまいりました。また、各学校には命を大切にする指導の徹底や日常における行動の観察記録から子供が発するサインをいち早く見つけるよう指導してきているところであり、またいじめなどが発生した場合には学校よりてんまつ書の提出とともに学校管理職による来庁相談を行い、学校組織として協力体制の中で保護者等との連携を図りながら、解決に努めるよう指導しており、多くの児童生徒の問題行動において保護者の理解を得ながら、解決に至ってきております。しかしながら、このいじめ問題は、子供たちの心に起因することありますから、再燃の危険性など事後のケア等が欠かせないところであります。教職員による日ごろからの子供への目配りが大切であり、カウンセリングの知識や技能が求められるところであります。

今後は大学との連携を進め、専門家の指導、助言を通して教職員のスキルアップを図るなど、これらの問題が未然に防げるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の教育委員及び教育委員会のあり方についてお答えいたします。名寄市におきましては、教育委員会会議規則により月1回のいわ

ゆる定例会と必要に応じて招集できる臨時会が定められております。新市発足以降は、教育は比較的安定していることから、11月までに臨時会はロタウイルス発生時の1回だけの開催となっております。ただいまお話のありました全国的ないじめ問題等にかかわりましては、当市では実態調査の結果報道などに見られるような深刻な事態に陥っていないことから、11月開催の定例教育委員会会議におきましてこれまでの取り組みと今後の対応策などについて報告、協議をし、教員の資質の向上と加害者となるような行為の理解の深化となる意見をいただいております。

今後とも知、徳、体のバランスのとれた教育を推進するためにも個々の教育委員がみずからの資質を高め、事務局とともに教育委員会会議の活性化を図ることが大切であると考えております。あわせて教育委員は、これまでも入学式、卒業式はもとより運動会、学芸会などの学校行事や校内研修会、その他各種研修会への出席を通じて学校現場の実態把握に努めてまいりましたが、ただいまの御提言を踏まえ、今後とも引き続き学校教育、社会教育の分野にあらゆる機会に積極的にかかわりを深めることを通し、時代の潮流や保護者、地域の多様化するニーズに対応する主体的かつ積極的な教育行政が展開されるよう一層の努力をしてみたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きい項目の2点目の名寄市の防災計画、理解しやすい防災計画とピクトグラム導入についてお答えをさせていただきます。

現在担当の方では市民に理解しやすい地域防災計画になるよう努力しているところでもございます。計画作成後は、来年度におきまして市民の皆さんにより身近でポイントとなる防災情報を提供して、周知徹底を図るべく防災計画に基づいて市民向けの小冊子を作成して、全戸配布したいと考

えております。

また、岩木議員の方から御提言のありましたピクトグラムの導入についてでございますけれども、これにつきましては国際的に統一されたものも含めまして導入を図っていきたいと考えておりまして、よりわかりやすい防災計画になるように今検討してまいるところでございます。

次に、広報やホームページに広告を掲載する有料広告に対する考え方についてお答えいたします。まず、広報紙に民間企業などの有料広告を掲載している市町村の現状ですが、平成17年度の全国調査では232団体、率にして12.1%、さらに18年度では275団体、15.1%に上っております。道内におきましては、札幌市を初め近隣では旭川市、深川市など10市9町が有料広告を掲載しております。また、ホームページに広告の画像を張って、広告主である企業のウェブサイトへリンクするバナー広告については、平成17年度の全国調査で104団体が広告を掲載しております。公共性の高い広報媒体に企業広告を掲載することで行政の中立性や公平性が確保できるのかといった意見が一部にあって、自治体としても積極的に取り組めなかった経緯がありましたが、行財政改革を急がなければならない今日的な状況から、歳入強化の一環として広告事業を取り入れる自治体がふえてきている現状を踏まえて、ここ数年の特徴であるチラシですとか封筒、納付書、領収書、パンフレットなどの各種印刷物や庁舎、または公共施設の壁、フェンス、玄関マット、公用車、掲示板、案内板など、公共施設などで広報媒体以外にも広告導入が進んでいる状況にあります。

名寄市におきましては、現在新行財政改革推進計画を策定中でございます。その中で多くの職員のアンケート調査を実施し、その意見、提言の中にも歳入確保の一つとして有料広告に対して導入をして、歳入確保を図ったらどうかという職員からの意見、提言もございました。今後につきましては、掲載基準、または広告料金等を検討し、有

料広告を導入する考えでおりまして、より一層歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 4番目の冬の公園の利用についての御質問でございます。初めに、公園の駐車場利用の考え方についてお答えをさせていただきます。

冬の公園利用につきましては、名寄市のような多雪地域では大変大きな課題の一つであり、部内におきましても議論をしてまいりました。花園公園の近くには市立総合病院がありまして、冬期間は駐車場が狭くなることから路上駐車がふえまして、通院者を初め地域住民や病院周辺の交通に支障を来すなど、市民に迷惑をかけている状況でございます。この駐車場不足を少しでも緩和するために、花園公園、面積5,000平方メートルございますけれども、この大きさにかんがみまして、公園機能を失うことのない一部1,350平方メートルを冬期間に限り試行的に駐車場として利用したいと、そのように考えているものでございます。基本的には一般の公園利用者や市立総合病院の外来者が利用できる駐車場として考えておりまして、地域町内会の理解、安全利用のための日常管理、融雪後の管理など課題はありますけれども、広報等によりまして管理体制などを周知したいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2点目の条例との兼ね合いについての御質問でございます。今回の試行につきましては、利用を病院外来者への駐車場として占用することでは条例に反することになりますけれども、一般の利用者も考慮し、公園管理者が便益施設として設置することにおきましては問題がないものと考えております。今後公園利用者を含めた恒常的な駐車場を検討する上で、駐車可能な圧雪、融雪時期、融雪後の対応など、利用期間、利用後の状況を調べる必要があると、このように考えておりま

す。花園公園のような面積的に大規模な街区公園はもとよりでございますが、そのほか市街地内の公園におきましても再整備の際や冬期間などは駐車場の設置など少しでも市民の皆さんが有効利用できる場となりますように検討をしていきたいと、このように考えているものでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、いじめの関係なのですが、総務文教常任委員会として適応指導教室、ハートダイヤルの現状を見せていただきました。もう既に昨年の件数を超えて、さらにそのことがマスコミに載って、ますます子供たちからの電話がふえているという現状がございます。そのとき私も言いましたが、それだけ子供が電話をしてくるということは救いを求めている、非常にありがたいことで、こういったハートダイヤルというものがどんどんと浸透して、その件において子供を救えることになれば非常にありがたいことだと思っております。しかし、ハートダイヤルにこれだけの件数が来ているという実情を踏まえますと、やっぱり人員を含め強化充実というものが必要となってくると思っております。その点に関するのと、そこに同時に教育相談センターというのがさらにあります。これの機能の中身はどうとらえているのか、まずお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ハートダイヤルの相談件数なのですが、確かにことし上半期でいきますと、昨年度の総数に匹敵するような相談件数が届いております。中身については軽重いろいろございますけれども、相談件数が大幅にふえているということは間違いのないことでございます。これにつきましては、今後来年度に向けて相談員をふやす、できればふやしたいと。今の体制では

やっぱり相談員さんにかなり無理がかかっているというふうに私ども考えておりますので、今後予算査定に向けて相談員体制、単純に人をふやすだけでなく、どういように1日の体制を組んでいくかというようなことも含めて今検討しているところでございます。

それから、教育相談センターですけれども、教育相談センターはさきに問題行動連携等に関する文科省のモデル事業がありました。その事業を引き継ぎまして、そのときに教育相談センター機能を充実しなければならないということで、以前は学校教育課でも教育についての電話相談等がございましたけれども、青少年センターの方に教育相談センターということで設けまして、相談機能をあちらの方で一括して担うという体制をことしの4月からとったところでございます。教育相談センターの機能といたしましては、今までもございましたハートダイヤル、それから適応指導教室とか問題行動を抱えている父母等の集まりであります父母懇談会、これについて教育相談センターの方で対応するというような中身になっております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 相談員の増強を含め、今後来年度に向けて予算まで検討していただけるということですので、楽しみにしております。今後さらに機能を充実させ形あるものに、安心して子供たちが相談できる体制をさらにつくっていただければなと思っております。

それと、いじめなのですけれども、やはり幼稚園、保育所というのは余りいじめととられないですよね。何か暴力的、言葉的なことでやりますと、先生がすぐその場で大声を出してでもその生徒をしかる。ところが、それが小学校になると、なかなかそうはできない。来年度から特別支援教育が始まります。私が前にも質問しましたようにLDですとかADHD、そういったことがきっかけで、また新たないじめということが発生しては絶対ならないと思っておりますので、幼稚園、小

さい子たちのいじめをどうとらえているのかと、これはやはりその後いかに小学校と幼稚園、保育所が連携を強化するというのが重大なことになりますので、その件に関して考え方を伺っておきたいと思えます。

それと、もう一点、中学生になりますと携帯を持っている率が大幅に上がります。約三、四十%と言われておりますが、やはりその中で問題になっているのはメールによるいじめ。これは、姿が親も学校も見えませんが、私の知っている人の中でもきもいという、うざいという言葉が5回も6回も打たれたと。これは、非常に目に見えない形、そういったITを使った悪質なこともこれから考えられますので、そういったことに対する対応をどうとらえているのか。先ごろ行われました名寄市PTA連合研究大会で川村先生の御講演がありました。やはり携帯とかパーソナルコンピューター、買い与えたということはすべての情報や何かの開示を許可したというとらえ方を親はしていかなかったら、子供を守ることはできないというようなお話もありました。私もそうだと思います。やはり時間を制限するであるとか、新たな今の時代に合わせた考え方もあると思えますので、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ただいま幼稚園、保育所との連携、これについての御質問だったと思えますけれども、幼稚園、保育所でももちろんいじめとは言わないかもわからないですけれども、そういうような問題はあるのではないかというふうには思っております。具体的にはどういようなものがあるかということにはちょっとわからないですけれども、当然子供の世界ですから、そういうようなことはあるのではないかとは思っております。ただ、そういうような幼稚園、保育所と小学校との連携等については、私どもも非常に大事だというふうに考えておまして、実際そういうような連携もやっております。幼稚園、保育所か



ら小学校に入学する子供たちは当然環境が変わってきます。生活のリズムも変わりますし、新しい人間関係もできるというふうなことで、このような状況の中で幼稚園、保育所にいた子供たちの状況がどういう状況だったのかというようなことは、幼稚園の先生方と小学校の担当者との間で資料等に基づいてある程度の引き継ぎなども的確に行われております。

今後もこういうような引き継ぎ、特に特別支援教育が始まるのですけれども、先ほども言いましたようにLDとかADHD、そういうおそれのあるような子供につきましては、小学校に入学してもいろいろやっぱり事前に情報がなかったら小学校の方でも対応が大変だというようなこともございまして、幼稚園、保育所とはそういうような面については緊密な連絡をとってございまして、これからのそういうようなことについては、幼稚園、保育所との連携を進めていきたい。また、小学校、それから中学校に入学するときにも小中学校の連携についてもより強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま中学生の携帯とか、あるいはパソコン等によるお話もございました。御案内のとおり、平成16年でしたか、佐世保市でインターネットのホームページへの書き込みからああいう殺人事件が起きたと、こういう痛ましい事故もございまして、その後私たちも大変危機感を覚えながら、情報機器、まさに光と影であります。そういう情報機器の利用についても指導を強めているところであります。例えばその一つの例としましては、これは道教委で作成したものでございますが、こういうパンフレットが各子供たちにも配布されてございます。こういう中で、インターネット等を利用する際のモラルの向上などにも努めているわけでございます。

先ほど幼稚園とか保育所等でもいじめがあるのではないかというお話もございました。こういう

子供たちが心身に受ける痛手というのは、発達段階に応じて随分変わってございます。したがって、これが小学校の高学年とか中学校になればなるほど心は過敏と申しますか、豊かになってくる反面受けとめ方も複雑になってくる。そういう点で、今言われているようないじめも非常に発生しやすい、そういう状況にございます。そういう中から、例えば学校でも今パソコンを導入しておりますが、名寄市教育委員会としては現在もフィルタリングをさせていただいております。それから、新たに小学校に導入するこのパソコンにおきましても基本的なフィルタリングは、例えば暴力とか性とか、あるいは出会い系とか、こういうものについてはしっかり教育委員会として基本的なことを定めてフィルタリングをしたいと思っておりますし、そのほかにやはり小学校ではふさわしくないけれども、中学校あたりではどうかなというものもあるわけで、こういう発達段階に応じたものは各学校も裁量の中でフィルタリングもしていく必要があるかなと、こう思ったりしているところであります。

それから、もう一つ、家庭でのあり方についても大変難しい部分を持っているのでございます。先日市P連の皆様がアンケート調査をいたしました。その結果によりますと、小学校で携帯電話を持っているのはおよそ9%、それから中学校では53%と、あらあらであります。こういう数字が出てございました。札幌でも同じような調査をいたしました。札幌では小学生が14%、中学生は55%、言ってみれば小学生は名寄がぐっと少ないのであります。中学生はほとんど同じような率で携帯電話を所有していると、こういうことでございまして、名寄ではもちろん学校では使用禁止ですので、子供たちは持ってきておりません。しかし、家庭における利用のあり方についてこのような事件が多発している中、改めてやはり学校を通し、あるいはPTAの研究会等を通して、しっかりと指導していかなければならないと。た

だいまの議員のお話のとおりでございます。しっかりと取り組んでまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） このいじめ問題が起きたときに教育長は名寄市にもいじめはあるとおっしゃられて、その対策にいろいろと対応していただいていることは本当ありがたいと思います。しかし、今後のことを考えまして、やはり幼保、小さい子からの把握ということも十分行っていたら、これからに生かしていただければなと思っております。

それと、続きまして教育委員、教育委員会についてでございますが、名寄はチェック機能は果たしているというところの方でよろしいわけですね。その答弁がちょっとなかったようなので。大きな問題はないということをとらえていいのかなと思います。

先ほど今部長の方からいろんなところに参加し、やっているよというお話はありましたけれども、やはり教育委員というこの大切なあれを本当に5名がいいのか、これでは足りないのかわかりませんが、今回の市P連の大会にも参加者名簿に教育長、教育委員長を初め教育委員も一応参加だよと載っているのです。しかし、教育長と教育委員長のお話はありましたが、あの方はお見えになっていないと。こういうPTA、お父さん、お母さんと触れ合える場というのは1年に1回、こういうところしかないわけです。だから、学校現場の理解を研究大会を見ていなくて、授業を見てわかるだけでは私はどうも不足だと思います。やはり子育てしているそのお父さん、お母さんの気持ちも十分理解した上で教育委員会の中でそれを活用していかなかったら、どうもうまく機能しているとは私には思えないのです。教育委員会の会議録を見せていただきました。残念なことにまだ11月分のメインのいじめのものができていませんでしたけれども、余り活発な発言があるようには

思えません。教育長からの報告を受ける会のようにとらえられても仕方ないのではないかなと思っております。

教育長は、教育委員会の役割ということとその研究大会でしっかりとしたかじ取り、アンテナを高くする、子供の居場所を持つ、学校が萎縮しないようにする、学校の中で切磋琢磨を行うこと、そして人は平等でないことを理解させる、これは教育長が9月に行われました日本教育新聞の北海道におけるセミナーで大変すばらしいことをおっしゃっています。本当私もそのとおりだと思います。現実の社会は非常に難しいのだよと、みんなと仲よくすることは当然だけれども、そこを教えるのも教育であると、私もそのとおりに思いますが、言葉はこれでしっかりとしたかじ取り、では何を行うのかというのが私どもには見えてこないのです。もっとやはり具体的な行動と教育委員、教育委員会の行いがあって、初めて一緒にこういった問題も考えているのだなというのがあると思うのです。すばらしい言葉よりもっと具体的な対応をやはり教育委員会として皆に知らしめる、先生方にも教えていくということが非常に大切だと考えておりますので、今の現状の教育委員会のあり方、教育委員のあり方で本当にいいのかどうか、教育長はどう思われているのか答弁お願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、私が市P連お話し申し上げたこと、これは保護者の皆様を対象でございましたので、具体的なお話までは、時間も少なかったということもございますが、避けさせていただいたところでございます。この学校としての取り組みとか教育委員会としての取り組み、あるいはその他今後心がけなければならないことについては、例えば校長会とか教頭会などを通して、きめ細かに指導という言葉が正しいかどうか、しっかりとお話を申し上げているところでございます。特に学校としての取り組み

で大切なことは、やはり一つは組織でございます。組織として機能化すること、このことについては学校で徹底してこれからも努めていかなければならない。ひとり担任だけが抱え込むことが絶対あってはならない、こういうことをしっかりと指示しているところでございますし、それから今大変いじめ問題が大きな社会的問題になってきている。こういう中で、ちょっとしたことですべていじめとして束ねてしまうことに私たちは大変教育委員会として危険を覚えているところでございます。これは、11月の教育委員会の中でも委員さんからも声がありました。何でもいじめとして束ねて、それがだめだめだめと言ってしまうと、学校では何もできなくなるのではないかと。したがって、日常の教育活動の中で起こり得ることは当然起きてもいい。問題は、それが深刻化しないことだとか、あるいは本当に人格を傷つけていないかどうかとか、こういうことをしっかりと検証すべきだということで、教員の資質の向上なども先ほど部長答弁しましたが、委員の中から御意見いただいたところでございます。

教育委員会が本当にチェック機能を果たしているかということでございますが、私たちは一応教育委員会の中では1カ月、定例会ですと1カ月ごとに開催されますので、1カ月の中の出来事をすべて報告させていただきます。それは、中身を詳しく言うかどうかは別にしまして、報告させていただいております。そして、その中で委員さんからこれについてはどういうことが具体的にあったのと聞かれたら、もちろんそこで詳しい説明はさせていただくという状況になっております。それから、私の行政報告では1カ月間の当面する、教育長として専決権をいただいておりますので、その専決にかかわって業務をなしたことについて逐次報告させていただいている。そして、もう一つは、そういう審議、協議、それから報告事項が終わった後、教育委員会の担当課長が全員出席しておりますので、担当課長と教育委員の皆さんと情報交

換をしております。こういう行事がこれから行われるとか、あるいは行われた、そういう中でこういうことがあったというような情報交換をさせていただいております。そういうこと自体は、やはりチェック機能として私は十分果たすだけの内容でないのかと、こう思っているところでございます。

委員の資質とかそういうことにつきましては、ちょっと私もなかなかここではお話しできない部分がございますので、そのほかにも旧名寄市ではそれぞれ分担して教育委員それぞれが研修テーマをつくって、教育委員会の審議事項など終わった後発表し合うシステムをつくっておりました。ちょっと合併後は、いろいろなほかの教育委員の案件事項も多いこともあって今のところ実施してませんが、こういうことも取り入れながら、やはり教育委員としてのさらに研修を深める、そんな場を教育委員会会議の中にも設けていきたいなと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） よりよい教育委員会で、それがプラスになるような方向にぜひ導いていただきたいなと思います。

最後に教育関係で、各先生方本当に一生懸命頑張っています。やはり具体的に何をやるかということ、いじめの高橋知事だとかいろんな案内が来たときに、これはやはり親子で読み合いなさいであるとか、毎日来る学級通信を読書をやっているわけですから、子供に読んで聞かせてあげましょうと。しつこいようですが、心のノートの活用というのは私は非常に大切だと思っているのです。1年、3年、5年に渡るもの。これこそが道徳教育のスタートであって、残念ながら学校からの案内は年当初に心のノートを使ってくださいという、活用してくださいという1回だけありますので、ここにおもしろいアンケートがあります。ある学級の先生が子供たちを理解しようと思ってやったアンケートなのですけれども、好きな教科は。体育、図工、これは子供たち大好きです。嫌いな教

科は、算数、国語、これは当然です。好きな教科の3番目は道徳となっているのです。子供たちは、ビデオにおける社会のマナーを守るそのビデオとか先生のお話を聞いて、ああ、ためになった、楽しかったと感じているのです。こういう結果がございまして、学校としてはなかなか時間はとれなくても、それこそ私は学校だけがはじめの問題でなくて、やはり家庭の問題が大きいと思いますので、家庭も一緒にこういった問題に取り組みましょうという投げかけ、キャッチボールというのもぜひ今後はやっていただきたいなと思います。これは、要望して終わります。

続いて、災害なのですけれども、宮田議員からも言われました。これどこに目線を置くかといったら、当然市民の安全を守るための計画でございまして。ハザードマップ見て、結構すばらしいものではありますが、うちの町内だとか私の知人にいろいろ聞いてみました。どこに逃げる。それは学校だよと言います。どうやって逃げる。それは当然車で逃げる。やはりいいものができても、住民に周知徹底されていなければ、本当にあした起こったときに今名寄の住民は非常に逃げ場所失います。みんな車でいきます。こういった現実をもう少し周知ということを実際にとらえていただいてやっていただきたい。そして、言葉をなぜわかりやすくと言うか、避難勧告と避難指示、どっちが重いですかと言ったら、みんな避難勧告が重いと言うのです。これは避難指示ですよ。私どもが見てわかるのであって、避難指示が出ました、逃げないのです、みんな。今回11月15日ですか、択捉沖の地震ありました。そうしたら、オホーツク海側全域に避難勧告、避難指示が出ました。稚内は避難指示です。ですけれども、実際それに従ったというのは根室市は1%、多いところは30%、あれで本当の高波来ていたら全滅です。それほどこの災害というのは住民にいかにも理解してもらおうか。だから、私が言うピクトグラムもいつか名寄高校の前にこんな看板があったよという、

いつ起こるか分からない災害で目にしておくということがいかに大切かなのです。起きたときにどう対処するのかが名寄市が安心、安全で取り組んできたかという評価になりますので、私も本当に今度の択捉の地震での避難指示、避難勧告には非常に驚いております。やはり目に訴える、これは非常に大切なことになりますので、よろしく願いします。

これ西小学校の通学路安全マップです。不審者、ハチ、車、雪のある危ない場所、全部絵記号、絵の記号でできています。こういうマップとか、部長が言いました小冊子をつくる、これは大人を基準にしてはだめなのです。やっぱり子供とお年寄りが見てもわかる冊子で、それが活用できるものでなくてはならないので、それをすばらしいものをつくっていただくように要望をしておきたいと思っております。

それと、防災計画なのですけれども、私の17年3月の議会において特にこの冬の災害、これはここで起きたら大変なことになるよということで訴えて、ストーブであるとか、そういったことも非常に確保の現状が今難しいと言われました。調査して、防災計画に反映していくという御答弁をいただきましたので、今回の防災計画には特に大変な冬の対策、どのように盛り込まれていく予定なのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますけれども、大変厳しい御質問でありまして、本当にその備蓄というのは非常に大事なことというのは十分認識をしております。17年の議会のときにも備蓄に向けてはしっかりとというか、考え方を示させていただいておりますけれども、今回防災計画の中でもその対応方法についてもしっかりとというふうなことになってまいりますけれども、現在備蓄している部分については毛布を日赤の方からの対応の中でやっておりますけれども、これにつきましてはなかなかすぐにどれだけ

のものをどれだけ備蓄するかということいろいろあると思いますけれども、これにつきましてはその方策等についても計画の中でしっかり盛り込みまして、検討させてください。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 最後にもう一度、ハザードマップ、これからできます小冊子、やっぱり実情に応じて見直しをしていくことも大切でありますし、住民に避難経路など日ごろから周知徹底していくことをさらに強く求めておきたいと思えます。

それでは次、自主財源の考え方なのですが、これだけ少しずつやるのはやはりどこの地方自治体も財政が大変だということで、自主財源として有料広告を導入するということがふえて、名寄市も今後さらに検討していくということでございますが、市長としてこの自主財源の広告に対する考え方がございましたら、一言お願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民の皆さんに月1回の広報でいろいろな行政の取り組み等について周知を図っているわけでございます。また、さらには予算、決算で予算の使い方、あるいは決算ではこのような年間事業をやりましたということを周知を図っております。私ども庁議等で市民の皆さんにより理解を深める方法として、最近はホームページ等における情報開示というものもありますけれども、やはり最大各世帯に行き渡るのは市の広報というふうに認識をしております。そこで、市の広報の中で、場合によってはもっと市民に理解を深めるためにはページ数をふやしていくという、こういう発想が予算の規制がありますので、なかなか増ページできないというきらいがありまして、こうした特集号的なものについては一定の基準、規制をかける中で、広告等も取り入れていってはいいいのではないかと、こういう議論を今させていただいておりまして、ぜひ19年度にそうしたもの

を試行的に取り上げていきたいと。財源の確保という一面もありますけれども、やはりそのことが市民の皆さんの広報に少しでもわかりやすく、しかも全戸に行き渡るといふことの利点を追求していきたいと、こんなふう考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ積極的に取り組みを継続していただければと思います。

4点目の駐車場の関係ですけれども、市立病院の駐車場として、外来の方々の駐車場が本当になり、でもそれは前々から言われていたことですから。その確保をただ短絡的にその近くに公園があるから、では駐車場にしようという発想がおかしいと思うのです。これは、だから部長にお聞きしたいのは、公園という立場のもの、市のものですよね。私どもはずっと利雪・親雪やってきましたから、その利雪・親雪、逆に言えば私危惧しているのはやはりそれが雪捨て場になることなのです。どこの町内も、うちの町内でも重機で持ってきてやる人がいる。それをだから町内会のそれが本当の要望であったら、それも仕方ないというような考え方なのですか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

端的な御質問でございますけれども、そういうような利用につきましては地域の皆さんの合意もいただかなければいけないと思っております。いわゆるママさんダンプで雪をはねて寄せてくるというような利用の仕方は、公園の冬利用の一つのあり方として今後はあってもよろしいのではないかと。ただ、大きな重機でどンドン持ってくると、そういうことについては少し慎重に、地域の皆さんの合意も必要だし、市の条例もありますので、研究をさせていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） もう一度再確認します

けれども、まず第1点目、これは今シーズンだけなのか。そしてまた、ほかの町内会でも駐車場利用が要望されれば、その物によっては許可が出るのか。やはりこの公園というのは、だから重機が入って除排雪をするということは、土はかたくなるし、雪解けは遅くなる。公園というのは、いち早く子供たちを雪から解放して、遊ばせてやる場所だと私は思っているのです。あそこはまして南保育所というのがあります。保育所の子供たちの遊び場なのです。そここのところをどうとらえているのかちょっともう一度お考えを伺うのと、これは私は何となく職員の駐車場かなと思っていたら、今の部長の答弁では外来の患者さんもというようなことで、そうなりますとやはり周知というか、この駐車場利用としての決まり事であるとかきちりしていかないと、夜中置きっ放しにされたら大変ですし、また公費をかけて除排雪するわけですから、一部の人たちの駐車場になったら困るというような考えもありますので、そうなるとう十分な検討が要ると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 公園の利用につきましては、市の条例で言えば名寄市都市公園条例で使用の範囲が定められているのですが、花園公園、今お話し冬の駐車場利用につきましては、名寄の冬を楽しく暮らす条例の市の責務として記載をさせていただいておりますのは、冬の快適な生活空間の確保という冬条例にも記載があるわけでございまして、その趣旨も検討の範囲に含めまして、発想の視点を変えまして、試行的にモデル的にぜひ使用をして、そしてその後の状況等を検証させていただきたいと、そんなふうに思っているのです。そこで、基本はあくまでも公園機能いろいろあります。議員おっしゃるように子供たちが雪山をつくって遊ぶ、あるいは地域交流の場であると。そして、お話にありますように災害時の避難場所等の公園の各種の機能がありますので、基本的にはあくまでもその公園機能を残し

ながら、市民の皆さんの利用勝手がよい有効利用をしていきたいと、そういうようなことが大前提でございまして、それを踏まえての今回の試行的、モデル的の検討ということでございまして、少し条例上は使用に現在の方向では無理があるということは承知をしておりますけれども、視点はそのような視点ということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 私も趣旨は十分理解できます、駐車場。しかし、その条例に反するというのは……だからやはりこういうのは前々から市立病院の周りは駐車場がないということが検討課題に上がっていたわけですから、短絡的に市民にとられることなく、やはり今後はこのようなことがないように、そしてこれをきっかけとして公園利用がその地域の住民が望めばこうできてしまうよというようなことにならないような歯どめも必要だと思っておりますので、ことし初めてのことなので、そして特に利用者への周知をさらに徹底して、トラブルがないよう要望して終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時41分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度予算編成について外1件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順によって一般質問をしたいと思っております。

私は、今定例会で島市長に2件質問いたしたいと思っております。まず最初に、平成19年度予算編成について。新名寄市がスタートして早いもので7カ月が過ぎ、互いの歴史、文化、風土を受け継ぎ、

新しい発展を求めての合併でありました。しかし、現状は少子高齢化の進行や国、地方における危機的財政状況などさまざまな問題を抱え、基礎的自治体を取り巻く状況は大変厳しく、合併による合併効果は即効果として見えない状況にあります。合併初年度の平成18年度会計決算状況は、約8億円弱の基金繰り入れによる予算編成でしたが、今後とも厳しい状況に変わりはないと思うものです。一部特別会計にも不安要素もありますが、年度末の決算見通しはどのように推計されるのかをお伺いいたします。

次に、今年度決算をベースに、平成19年度予算編成が今月から各課から積み上げられて行われると思うが、短大の4大化による大学支援、市立病院の繰出金、財政支援など、名寄市の財政に大きく負担となるものと思うものです。知恵と英知を持って予算編成に取り組んでいただきたいと考えるものであります。このことから、平成19年度の予算方針についての考え、予算規模はどれぐらいと考えておられるのか、考え方を伺います。

次に、9月より新名寄市の総合計画の策定審議会が発足し、100名に及ぶ委員により各部会で審議され、名寄市第1次総合計画の基本構想が提示されました。主要施策45項目、主要事業133項目が掲げられましたが、平成19年度予算との整合性について、事業費の調整は、財政との整合性は、基金の活用は、以上4点について考え方を伺います。

次に、2点目、名寄市の街路灯、防犯灯の今後について。名寄市の街路灯、防犯灯のことについて伺います。合併協議の中でも電気料、修繕費の名寄地区、風連地区の歴史の違いを調整できず、事務協議の中で名寄地区は現行で、風連地区は特例事業でそれぞれ現行での対応となりました。平成17年度各地区の電気料、修繕費の事業費、各住民1人当たりの負担、風連地区の住民負担の現状をお伺いいたします。

次に、1年が経過して、合併協定書では相違があるため合併後に調整し、再編するとありますが、この問題は大変難しいと考えるが、統一に向けての考え方を伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま木戸口議員の方から大きな項目で2点の御質問をいただきました。1点目の平成19年度予算編成については私の方から、2点目の街路灯、防犯灯の今後については建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、18年度の会計決算の推計状況についてお答えをさせていただきます。平成18年度新名寄市の一般会計当初予算は、市税、地方交付税が大きく減少しても、多様な行政需要にこたえるため歳入に見合って歳出を抑制することができず、基金8億3,400万円依存することになりました。一般会計の執行状況は、11月末現在歳入で58.5%、歳出は47.6%となっております。市立病院会計では、10月末現在病院事業収益で56.7%、同事業費用は55.5%となっており、年度末の収支差額はおおむね2億円の収入不足と考えております。一般会計の決算見込みにつきましては、旧名寄市では予算規模の2%、3億円程度の不用額が出るものと推計し、3月補正で1億5,000万円の減額を行い、決算剰余金は1億5,000万円ほど出ておりました。しかし、本年度の決算見込みについては、合併の影響で歳出執行の傾向分析が十分できていないこと、また特別交付税も12月分は合併支援分で前年度より9,300万円伸びましたが、3月交付分も含めた全体では減額が見込まれること、財源対策債調整分が余り見込めないことから、3月補正で財政調整基金の積み戻しは難しく、基金に7億6,000万円依存した上で、決算剰余金は1億円程度と考えております。基金繰入金を歳入に見込まなければ、単純差し引きで6億6,000万円の赤字決算になる

ことになります。

次に、19年度予算編成について5点ほどにわたっての御質問でありますけれども、一括して答弁をさせていただきます。昨日の野々村議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に、既得権や既成概念にとらわれず、合併特例債を有効活用して新しい名寄市の基礎を築く予算編成を考えております。現在新総合計画の策定作業と平成19年度予算要求が同時進行しており、要求額の点検、集計中であります。予算規模につきましては、過去の決算統計及び総合計画の議論経過を踏まえて、おおむね190億円と考えております。総合計画と予算の整合性について、従来から総合計画に記載された事業のうち、普通建設事業は予算計上を前提に事業規模等の調整を行い、ソフト事業は制度の仕組みや他市町村の実施状況も検証して、最終的には市長査定で決定しております。

事業費の調整及び財政との整合性につきましては、地方財政対策が12月中旬に公表されることから、12月中に経常的経費を中心に財政課長査定を行い、多額な経費を要する臨時的経費及び政策的経費につきましては1月に助役査定、市長査定を行って調整する予定になっております。

基金については、慢性的な歳入不足の中で財源調整的に使うことのできる基金は限られております。また、老朽化した公共施設の維持補修等の事業も山積しており、19年度予算編成で使い果たす事態になることも想定しております。予算の具体的な内容については、予算原案で明らかにさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 2項目の名寄市の街路灯、防犯灯の今後について、2点について御質問いただいておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の平成17年度における事業費についてであります。名寄地区の場合全額市の負担でございます。電気料が2,378万4,000円、修繕料が142万円となっております。一方、風連地区では電気料が521万7,000円、修繕料が32万8,000円となっております。風連地区の住民負担の関係でございますが、市街地区の街路灯につきましては町内会にあります街路灯数によって違いがありますが、平均1戸当たり2,000円程度で、防犯灯は平均で1戸当たり200円の負担とそれぞれなっております。

次に、2点目の統一に向けての考え方でございますが、御承知のように街路灯につきましては、風連地区では昭和39年に市街地区の街路灯の維持管理を通じて明るい地域づくりに寄与することを目的に、市街地街路灯管理組合が設立をされております。これを機に街路灯の電気料の一部を地域住民から負担をいただきながら、組合の協力をいただいて街路灯の維持管理に努めているところでございます。また、防犯灯も同様でございます。防犯灯を維持管理する行政区に対し補助金の交付をさせていただきながら、防犯灯の維持管理をしていただいております。合併に際しましては、旧名寄市では地域住民の負担がなく、旧風連町との間に相違があることから、特例区事業として取り扱うことといたしまして、合併協定書の中では街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料の取り扱いについて合併後に調整をして再編をすると、そのようにさせていただいているものでございます。

御質問の統一に向けての考え方でございますが、長年旧風連町で培ってきたものを大切にしたい、その気持ちもありますし、今後どういう形で一本化するのが望ましいのか等を十分検討をいたしながら、関係者と協議をしてみたいと、このように考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上、御答弁とさせていただきます。



○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいまそれぞれ答弁をいただきました。順序逆になるのですけれども、名寄市の街路灯、防犯灯の今後についてから質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま建設水道部長の方から御答弁あったわけですが、街路灯、また防犯灯については大変難しい問題かと思えますし、私今定例会で名寄地区と風連地区の違いをまずは明らかにして、論議の対象にさせていただければと思ひ、発言をしたわけでございます。

それで、名寄地区の電気料、修繕料は合わせますと大体2,500万円、全額市の負担と。それで、風連地区においても合わせると大体550万円ぐらい。大体事業費見ますと、人口率ですか、人口率の5倍に匹敵する額かなと考えております。そこでまず、もうちょっと詳しく聞きたいのですけれども、それぞれ、それぞれと言っても補助しているかしていないか違うのですけれども、まず名寄地区、風連地区の街路灯と防犯灯の設置状況、それと設置に対する状況も違うと思うのですけれども、その辺もお知らせ願いたいことと、風連地区の補助率と、先ほど事業費出ましたので、補助率と助成額、市がどのぐらい助成しているかの額をお示ししていただきたいのと、名寄地区も10年ほど前までは住民負担があったと聞くところですが、その住民負担がなくなった経過お知らせ願いたいと思います。

それと、今風連地区の経過もお知らせ願ったわけですが、39年に市街地区の街路灯に対して明るい地域づくりに寄与するという目的で市街地の街路灯管理組合ができたということだったので、このできた経過もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 補助をそれぞれさせていただいておりますけれども、名寄市の場

合は街路灯等の設置、修繕料、それから電気料、すべて公費の負担ということでございますので、御理解いただきたいと思いますが、風連の地区でございますけれども、電気料、17年度の場合は先ほど述べさせていただきましたけれども、521万7,000円ということで、その内訳でございます。街路灯が449万4,000円、防犯灯が72万3,000円ということでございます。これは電気料の内訳ということでございまして、風連地区の修繕料の内訳、これは先ほど述べさせていただきました32万8,000円でございます、そのうちの内訳が街路灯分が28万8,000円、防犯灯が4万円ということになっております。

それぞれの補助率の状況でございますけれども、街路灯につきましては前年度の電気料決算額の4分の3、これを基本として予算の範囲内で補助をさせていただいているということでございまして、平成18年度の補助率につきましては52.5%になっているものでございます。また、防犯灯につきましては、設置費につきましては10分の9以内で補助をさせていただいておりますし、移転費、修繕費につきましては10分の8以内、さらに電気料につきましても10分の8以内とそれぞれ補助をさせていただいております、その電気料、修繕料等の金額が先ほど述べさせていただきました内容ということになります。

それから、もう一点でございますけれども、以前に名寄市でも住民負担があったわけですが、その経過についての御質問でございます。平成9年度以前につきましては、名寄市におきましても組合が組織をされておりまして、市民の皆さんからも負担をいただいておりますけれども、街路灯組合が設置をした街路灯も公共的な役割を果たしていること、これが一つでございます。また、組合区域内で道路事業により設置をされた街路灯については、電気料を含む維持管理費が市の負担になっている、これは2点目でございます、これらの均衡を図るという、そういう必要性があっ

たという認識で、市民負担をなくした方がいいという議論がございまして、公費の負担というふうになったわけでございます。これが経過でございます。

なお、風連地区におきます街路灯組合の経過につきましては、助役の方から御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど39年に組合が設立したということでお話あったわけでございますが、当時風連は非常に暗い状態というか、街路灯が少なく暗い町並みだったと思います。そこで、ズラン灯というか、そういうものを敷設しようではないかというようなことからこの組合ができて、そして住民の方からも応分の負担をもらいながら、管理組合ができてきたというふうに関及しているところでございます。その後ずっと含めて全般の街路灯の管理をしてきたということでございまして、合併当時の話をしますと相当の剰余金があったというようなことも含めて、今すぐにその解決策がないというようなことから、合併協議の中で風連は風連でしばらくの間いきましようというようなことで一つになれなかったというふうを考えております。今も街路灯組合等においても私は何度もお話をしながら、これからの方向性を出すために、そして名寄と一本化するためにその剰余金の処分の方法、それから今後のあり方等も含めて協議はしておりますが、まだ結論に達しておらないというのが今までの交渉してきた経過でございます。これも特例区がなくなるまでの間にその辺をきちっと煮詰めて、方向性を出していきたいという考え方に立っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま答弁いただいたわけですが、名寄は平成9年以降市の負担になったと。それも公共的な役割だとか、そういったものを加味した中で市が負担ということ

になったそうですけれども、逆に風連町ではそういった今まで負担していたものを組合を通じてそういう負担をしていこうという形になったかと思うのですけれども、いろんな人にこの名寄の街路灯、防犯灯が市の負担になった経過聞きますと、かなり大きく論議をされた。その結果やはり市の負担でという話になっていったという話を聞いたことがございます。それで、合併協議の中で風連は従来負担をしていたよと、名寄は10年前からやめたよということで、なかなか事務事業の調整の中で統一できなかった。その大きな一つが今小室助役がおっしゃいましたように街路灯組合で積み上げていた基金があったという話も聞いております。しかし、市街地以外の地域では防犯灯ですよ。そういったところは別に基金があるわけでもないし、そういった中で蚊帳の外に入っているような気もするのです。やはりその街路灯組合で基金を持っている、それでなかなか調整できないという話もそれは私も一つわかりますけれども、やはりそのほかに農村部に行くとなら防犯灯で2割負担しているというのも現状ですので、その中でやはり統一に向けて調整していただきたいと思います。

それで、特例区で事業として持っているのは十分承知してはいますが、これは特例区事業ということでは5年なのですから、そういった認識ではないのですよ。私は、確かに5年の特例区の事業として考えておりますけれども、しかし合併協定書の中で合併後速やかに統一することを基本としておりますので、私はそういう考えを持っていますけれども、この辺についての見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 特例区の事業になって、5年ずっと引張るということではございません。ただ、いずれにしても組合がありますし、現在組合を通じていろいろ仕事をやっているということから、組合のやはり考え方が主な考え方に

なってくるのではないかというようなことから、話し合いは進めておりますということでございますし、そして実はことしについても組合の方とお話ししまして、今街路灯の整備を風連のまちの中でやっております。これは、まちづくり交付金の中で事業が進められております。これも今新たに街路灯がつくというようなことも含めて、組合と協議しながら220万円程度の拠出金をいただいたというふうな形で、御協力をいただいて進んでいる。今後においても街路灯の整備等については、市がやっていく部分であるのかなというふうに考えられるわけございまして、これらの組合の考え方がどのような方向でいくのかということを含めて話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、来年については、少し窮屈だから上げてくれというような話もございまして。今まで財政上の問題からも4分の3を基本にしながら、そして70%を掛けて役場の方から補助という形で出していたというふうに、だんだん年々減ってきているのが現実でございますし、役場の方から行くお金がないものですから、剰余金も少なくなってきたというような現実ではございます。

いずれにしても、早い間に結論を出すように努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 今助役のお話聞くと、間違っていたらあれですけども、いずれ市が肩がわりというか、市が中心になって負担をしていくというような解釈かなと思っていたんですけども、助役の意見聞きますと必ず街路灯組合ですか、実際にありますし、そこが中心になっているのはわかるんですけども、それで私が言いたいのは統一に向けて街路灯組合も中に入って調整するのは当然だと思いますけれども、まずは風連方式でいくのか、名寄方式で負担はないようにしていくのか、そして名寄地区の住民にまた再び住民

負担を求めていけるのかということかと思うのですけれども、やはり調整する、調整すると言っても、どこか目標を決めて、どうなのだということを進めていかないと、私はいつまでたっても論議は進まないかと思うのですけれども、これらについての考え方どうでしょうか。風連地区方向でいくのか、名寄地区に住民負担を求めて、解決を求めていくのか、この辺の見解というのは今難しい問題ですけども、この辺は今の助役の話聞くといずれは市の負担でというような、ふやしていくというような発言もされているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 統一するわけですから、旧名寄市が風連の方と合わせてくるということも統一の一つの方法でございますし、また風連の方が名寄に合わせていくという方法も一つの方法でございます。今考えているのは、今現在名寄市が行っているような直営管理の形の方向性で進んでいきたいという考え方をしております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） わかりました。ぜひともそういった方向に進むということで、合併の事務事業の関係でも、例えばさっきの水道事業も19年9月には、そして20年の春にはという、一応3年だったのですけれども、2年でそういう形が統一するというところで見えていますので、この街路灯については合併協議の中でも早期に統一するということですので、そういった今助役が言われましたように市が負担をしていくという方向に進むということであれば、早期にそういった方向に進んでいただきたいと考えております。それでは、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、19年度の予算編成についてお聞きしたいと思います。ただいま総務部長の方から御回答をいただいたわけですけども、19年度につきましては基金の取り崩し、当初8億4,000万円

か6,000万円かで、たまたま交付税が1億6,000万円でしたか、予定より、予定よりというか、多く入ったので、また基金に戻しているという状況かと思えますけれども、今聞きますとこういった基金を崩した中で最終的な年度末では1億円程度の剰余金が出るのでないかと。しかしながら、これは別に基金を取り崩しているの、実際的には赤字だということで、大変厳しいと。そして、今現在7カ月たって、執行率ほとんど病院関係も50を超えているという状況かなと思います。それで、厳しい中でぜひともこれから後半、少ない財源ですので、やはりそういったもので慎重に対応していただきたいと考えるものであります。

それと、もう一点、風連の小規模の企業、この方々が合併することによっていろんな制度が変わるということで、大変危惧していた部分も多かったかと思えます。そんな中で、私も合併前に一般質問の中でもそういった中小企業、また小規模事業所、そういったものの対応をぜひとも、合併して即制度が変わったからといってもなかなかそういった小さな業者はやはり対応できない部分があるということで、大変危惧して、また柿川前町長にもそういった面をぜひとも合併後に均衡ある発展をまずは求めていきたいというお話も私もしたわけですが、そうした中で小規模企業ですか、物品調達制度を、需用費関係、消耗品だとか燃料だとか修繕費、そういったものが制度上大分変わったかと思えます。風連では今まで大きな枠でとらえていたのですけれども、調整の中で大変厳しい制度になったかと私は考えております。それで、風連地区ではそのころで、昨年度で需用費の関係で大体2億5,000万円程度かなと思えますけれども、今ここで私風連で今どのぐらい企業に云々というわけではないのですけれども、そういった小規模企業に対する対応策というの、もう進められてきていたと思うのですけれども、そういった現状というのをお知らせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の18年度の決算について、大変厳しい状況だということをお答えさせていただきましたけれども、これまで旧名寄市におきましては当初予算を組むときにも財政調整基金というのを取り崩して調整財源にしておりまして、15年度、16年度の決算ではその基金の繰り入れしたものを積み戻しができました。しかし、17年度の決算でも、決算委員会でも御報告をさせていただいたように今回は基金を積み戻しができなくて、3億4,000万円程度の財政調整基金を調整せざるを得ないと。それで、実質単年度収支が2億5,700万円の赤字決算になりましたと。これは、17年度は旧風連町と旧名寄市のを合わせた部分での決算ということでもありますけれども、旧風連の決算の状況を見ましても15、16年度とそれぞれ大変厳しい基金の取り崩しをしている状況にあります。18年度決算においては、特別交付税が12月には若干ふえました。しかし、3月には思ったより、当初予定していたよりは厳しい特別交付税の状況になるのではないかと。それと、もう一つは、財源対策債調整分ということで、これまで普通建設事業等に使っていた補助残に対する財源対策債ということで、交付税算入は50%ということで大変有利な起債をこれまで可能な限り対応してきたのですけれども、これが少し厳しくなってきたということで、18年度決算は今話したとおり赤字の状況での決算になるだろうと、このように思っているところでございますので、なお一層厳しい中でも、まだ後半ありますので、より歳出の執行に当たってはしっかりと対応していきたいと、このように考えております。

それと、物品の調達等、工事等の関係で、合併に伴って事務事業の見直し等でどう変わったのかということとなるべく地元、風連地区は風連地区の業者さんというふうな御質問かなと、このよ

うに思って聞かせていただきましたけれども、これはこれまでもそうでありまして、地元で調達可能なものは地元で発注しようというふうなことは基本的にこれは考えていることございまして、今回合併に伴って事務事業の中でも燃料ですとか暖房燃料等につきましては、旧名寄市では石油業協同組合と契約をして、安定供給の部分から一定の価格単価でそれぞれの施設供給をしておりました。今回合併に伴って、名寄市と旧風連、旧風連の石油の関係の業者の方にも入っていただいて、それぞれ加入している業者の方からどこからでも購入をしていただけるというふうなことで取り組んでいるところでありまして、商社なり、業者さんの営業の努力の部分でもそれぞれあるのかなど、このように思っております。

さらに、物品の関係では指定物品を定めております。これまでは指定物品ですとか貯蔵物品ということでなっておりますけれども、貯蔵物品は廃止をして指定物品1カ所でございます、指定物品はそう多く今品目がないわけございまして、それらの区割りはしないで、これもどこからでも自由に購入できるということで、消耗品については自由にそれぞれ原課の方で対応して購入をするということでありまして、偏った形での発注ということはないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 18年度厳しいということで、厳しい状況の中でもぜひとも有効に予算を使っていただきたいと考えております。

それでは、地元の、地元というわけでないですけれども、今制度が変わった中でやはりそういった小規模の企業が対応するには私は時間もかかると思っておりますので、ぜひともそういった業者に指導していきなりして、今後とも続けていただきたいと考えるものであります。

それで、19年度の予算編成についてということで、19年度も大変厳しい状況には変わりはない

いと。それで、要素としても基金に頼る、基金取り崩しをしての対応での予算編成を強いられているということなのですけれども、それでも、きのうもそうなのですけれども、地域経済の拡大だという中でもやはりそういった投資的な事業もしていかなければならないという御発言もあったわけですが、そういった中でまず先ほど予算規模については一般会計190億円と出たわけですが、そういった厳しい中でそういった地域経済の確保をしなければならないというお話も出て、しかしながら既得権にとらわれず改革するものはしていくということだと思っておりますけれども、そういった意味で先ほど言われました地元雇用拡大、また地域経済の活性化ということも踏まえた中で、どのぐらいの範囲で基金を使って、また特例債や過疎債の流用もするかと思うのですが、新市計画では特例債や何か入れないで、たしか特例債を入れなくて普通建設事業ですか、普通建設事業費は22億円ぐらい見ていたかと思うのですが、それらについてどのようにして進めるのかちょっとお話ししていただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 普通建設事業の関係ということだと思いますけれども、現在基金の関係で申しますと現在残高が財政調整基金は5億1,362万6,000円ということになってございまして、この財政調整基金の部分の5億1,300万円につきましては、既に旧名寄市で中期財政計画の中で大学の全学年がそろうまでということで、18、19、20と一定額の財政調整基金を繰り入れをして調整をするということでの一定財源の部分が19年度は3億5,000万円ございまして、それを差し引きますと約2億円ぐらいの財政調整基金しかないという状況であります。ですから、その財政調整基金を初め、野々村議員の方にもお答えをさせていただきましたけれども、さらに厳しい中で特定目的基金の部分でも年度を超えた部分での視野に入れなければならないような厳しい

財政の編成になるのかなということをお話をさせていただいたところでございます。

さらに、普通建設事業は、新市建設計画のときの財政シミュレーションでは確かに22億円ということで一定のシミュレーションしておりますけれども、これとてもそのときの財政の制度の中のシミュレーションということでもありますから、今日的な状況の中では先ほど申したように12月中旬なり、1月、または2月の上旬ということで、最終的には財政課長内簡という形で示される詳細が出なければ、歳入がどれだけ確保して、財源がどれだけ、特に大きなものは地方交付税が減るかという部分があります。それで、今総合計画との事業費の整合性の部分とあわせて財政計画を立てております。現在での財政シミュレーションをして、18日の議員協議会の中では総合計画の基本構想、基本計画の中での財政見通しといいたいでしょうか、中期財政計画を示させていただいて、議員協議会で議論をいただければと、このように思っております。

いずれにいたしましても、使える有利な起債は合併特例債の76億4,000万円と一定程度これまで使っております過疎債、これは年間5億円ということで道との協議の中での上限設定がありますから、これは5億円ということでもあります。しかし、過疎債は借りたお金が3年据え置きで12年償還ということでもあります。合併特例債は3年据え置きで20年償還でありますから、過疎債を借りるより合併特例債を借りていく方が償還圧が少なくなるのかなと、このように考えておりますから、それら事業費の事業と財源対策をどうするかということで22億円が25億円になったりすると思います。それと、国なり、道なりの補助事業がどれだけ取り組めるかによっても普通建設事業の総額が変わってくるのかなと思っておりますので、これとて最終の市長査定段階まででそれぞれ原課で対応している部分で補助事業がどのぐらい見込めるのか、それらによって25億円になる

か、30億円になるか、また前期計画の5年間の中で財源をどの事業にどうやるかということはいくら調整をしながらいかなければならないのかなと思っております、具体的にその基金をどこにどう使うかということについては、今後の事業と財源の対策の部分で予算編成の中でしっかり議論をしていくと、このようになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 本格的には今の段階では数字や何かはなかなか出ないというお話かなと思います。

それで、例えば来年の事業で重要施策として再開発事業、道の駅、またパワーアップ事業も中名寄地区ですか、どこかまた新しく追加になったというお話先ほどいただきまして、そういった中でやはりかなりの財源が必要になってくるのかなと思いますけれども、それでこれから有利債を使ってというお話でした。それで、ちょっと資料を見ますと地方債の18年度残高ですか、これ一般会計では220億円、特別会計全部入れると414億円という。地方債のその数字見ると、平成22年になるとかなりぐっと地方債の償還額が減るのかなというのが見えてくるわけです。それで、先ほど言っていましたように今後総合計画の中で有利債、合併特例債をできれば満度に使っていきたいということかなとは思っておりますけれども、ただ私どもがちょっと心配するのは、確かに有利債であっても、最終的には3割程度の手出しで終わるという部分もあるのかもしれませんが、確かに3年据え置きで、ちょうどこれでいうと22年になると地方債の残高が大分減りますので、そんな中で3年後にこういった特例債が入るとスムーズな支払いになって、それで地域の活性化にもというお話かと思うのですが、やはり住民は財政的なことを大変、私ももちろんそうですが、住民生活に必要な以上のものがあることに

よってサービス面や何か落ちてくるのが一番懸念されると思うのです。確かに地域の経済活性化は、私はこれは必要だと考えますけれども、でもやはり最終的に住民サービスに影響するようなことがないようにこれから総合計画の中でも取り組んでいただきたいと考えているのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに地域活性化の観点と雇用の観点から予算編成の指示をいたしておりますから、これからは助役査定、市長査定の中でしっかりとそのことを受けて予算編成に当たりたいと、このように思っております。

それと、先ほどお話のありました有利な起債であっても借金ですということ、まさしくそのとおりでありまして、特例債等々を借りても33%強については負担になってくる、償還財源が必要になってくるわけでありますから、一般財源の歳入がどのくらい確保できるかと、一般財源の見合いの中で借金をどのくらいにしていくかという一つのしっかりとした方針のもとでお金を借りなければ、これはその年度だけいいというものではありませんでして、後世代に負の遺産を残さないような、しっかりとした財政計画に基づいた事業の選択等していかなければならないでしょうし、もちろん緊急性なり、必要性を十分勘案する中で19年度予算の執行に当たらなければならないと思います。

先ほど話のあった道の駅と市街地再開発事業については、これは継続事業という位置づけの中で19年度予算の中では普通建設事業の中で入ってくるということで御理解をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） 最後になりましたけれども、全体に今厳しい中でも有利債を使ってというお話もありました。それで、きのうも継続事業の道の駅、再開発事業については継続であるの

で、見直し云々ではなくて継続事業として進めていくというお話も聞きました。それで、担当の課長さんともちょっといろいろとお話ししたのですが、担当の課長さんともちょっとお話ししたときに、うちの市長は今この継続事業をまず進めようという方針を持っていると。そして、課長って、ある課長さんでもいいのですけれども、それで名寄地区の住民からもどうなのだと、やっぱり名寄の重点となる事業がなかなか見えてこないというお話も聞こえる。でも、市長さんはそういった今の継続事業をまず取り進めて、そして名寄地区においてはインフラ整備ですか、そういったものを前期の中で、風連地区と名寄地区のかなり違いがありますので、そういったものを進めていきたいというお話しされていたのですけれども、私もその話聞いたとき、市長さんやはり今風連に対しての思いもあって、また名寄地区のインフラ整備もしていくという方向を出して、これを進めていくのかなと私は考えていたのですけれども、最後に市長さんのその思い、来年度に向けての思いをお聞かせ願って、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 毎年2月、予算の査定という作業があるのですが、旧名寄市の時代はいつも財源がないままに予算が10億円くらいオーバーしていると。これを切るのが市長の仕事だと、こういう作業を続けております。来年はそういうことがないのかなというふうに期待をしながら、今数字を見ておりますけれども、依然として新市になっても状況は大きな変化はないと、こんなふうに思っております。

必ずしも継続事業と決めているものをそのまま予算化をするというスタンスは持っておりません。やはり1年時代が変化をすれば、その時代の変化に応じた内容を検証をしっかりとしたいというふうに思っております。しかし、一般住民の皆さんは、継続事業というのはもう既に走り出していて、そのことに対する期待というものも非常にあるわけ

でございますから、軌道修正をかけながらでもしっかりとやり抜いていくと、こういう考え方をしているところでございます。

当然平成19年度は総合計画の初年度ということで整合性を持たせなければならないと、こんなふうに思っておりますが、新型交付税、あるいは税収が住民税の方に所得税から移譲されて回ってくる部分がありますけれども、これらについては住民の皆さんはまた負担感を感じずと、こういう状況がございます。その分譲与税等で国からの交付の分が落ちるわけでございますから、私どもとしては市民の皆さん、納税者の皆さんとしっかりこれら増税感をどのように説明をしながら納税の意欲も含めて維持していくかと、19年はこういう重要な年だと、こんなふうに認識をしているところでございます。

総合計画の方につきましては、今鋭意作業中ということで、本議会が終了後、日程をつくっていただいておりますので、その中でまた協議をいただいております。しっかりとした事業の前期計画等についても御議論をいただければと、このように思っているところであります。

**○議長（田中之繁議員）** 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

市民憲章策定の状況について外3件を、竹中憲之議員。

**○3番（竹中憲之議員）** 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして4点について質問をいたしてまいります。

1点目は、市民憲章の制定についてでございますが、6月の定例議会で市民憲章の制定について質問をさせていただきました。この中で総務部長は、早期に市民委員会を設置をして、市民の総意で早急に制定をしたいと答弁がされました。既に6カ月が経過をいたしております。この12月の広報に意見の募集と題した折り込みが入ってございましたが、この期限が12月20日というふうに記されておりました。住民が主体となった個性的なま

ちづくりへと転換するためには、市民の総意で、平和で健康で公平で心豊かで明るい未来を語る市民憲章を制定する必要があると私は考えています。現在有識者の方々に組織されようとしております市民憲章検討委員会の議論がされようとしておりますが、行政としてどのような憲章を考えているのか、また市民の意見をどのように憲章に反映させようとしているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、市の条例、規則についてでございますが、風連と合併となり、全条例が改正となりました。この中で、この規則に定めるもののほか必要な事項は、それぞれの長であります。長が定めるという条項が多くあるところであります。市長や主管の長が定めることができるものとして内規等があるというふうに思いますが、この内規で扱われているものはどのくらいあるのかについてまずお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、給食センターにかかわる問題についてでございます。既に承知のように給食センターは来春統合がされるわけですが、結果として名寄への集約ということになるわけでございます。今日までそれぞれ給食会の中で問題点を整理しながら進められ、学校給食部会あるいは献立部会で議論をし、整理された内容について明らかにされております。給食費の単価やアレルギー対策は、名寄における給食費問題も含めて答申がマスコミを通して出されていますけれども、保温対策等については今回の補正で理解をしましたが、搬送のあり方についてどのような方法をとるのか。また、学校給食センター統合にかかわり、保護者アンケートが実施をされましたけれども、教育委員会としてどのようにかかわったのか、またアンケートの課題と活用はどのようになったのかお知らせを願いたいというふうに思います。

4点目は、子供たちを健やかに育てる環境改善についてでございます。連日のように不登校、子供同士のいじめ、体罰や虐待などが報道されている



と同時に、これらが原因での死亡も報道されています。政府は、教育の荒廃、学校で抱えているさまざまな問題について政府、文部科学省の管理統制的な教育政策や市場経済、資本の論理の徹底といった側面とはとらえずに、教師や子供たち自身や教育基本法自体に責任を転嫁をしようという流れになっています。現在家庭や地域における子育て力の低下、学校現場での余裕がないなども一つの要因として考えられます。教育基本法が悪いのかのように改悪へと進んでいますが、タウンミーティングでのやらせや税金のむだ遣いなど、子供たちにどのように説明をすればよいのでしょうか。元文化庁長官の三浦氏は、できないものはできないままでいい、エリート以外は実直な精神だけ持っていればいい、魚屋の息子が官僚になるようなことがあったら不幸になる、必要最低限の共通学力の上に個性的な学力をつくる時代で、標準化という悪平等をやめて、格差の大きな学習が可能な学校教育を考えるときであるというふうに言っています。この場で教育基本法について論じる気はありませんが、教育基本法を改正しても何一つ変わらないと私は考えています。子供たちへの強制、強要が増すばかりだと思います。私は、この地で心を病んでいる子供たちが多くいることに子供たちが健やかに育つための環境整備、環境改善が必要と考えているところであります。そこで、行政として単独でもできることが多くあるのではないかと思います。教育相談センターにおける適応指導教室とハートダイヤルの改善強化、また19年度より始まる特別支援教育についての現状と課題についてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 竹中議員から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目と4点目につきましては教育部長からの答弁と

なりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の市民憲章の策定についてお答えをさせていただきます。6月の議会でもお答えをしたとおり、合併に際してこれまで両市町が有していた町民憲章、市民憲章については一たん廃止とし、新市で新たに策定することとしております。御質問にありましたように、策定に当たりましては市民の皆さんの意見をできるだけ聞き、新しい名寄市の市民の皆さんの目標となる市民憲章の策定が必要と考えております。現在広報なよろ、インターネット等を通じて市民の皆さんから新市への願いや思い、これからのまちづくりの目標、新市のイメージなどを言葉や文章など自由な形で寄せさせていただくよう募集中であります。締め切りは12月20日ということをごさいますて、寄せられた御意見についてまとめまして、12月22日に第1回市民憲章検討委員会を開催をさせていただきます。年度内に市民に親しみの持てる市民憲章を策定をしまいたいと、このように考えております。

次に、2点目の条例にかかわる内規についてお答えさせていただきます。条例や規則の中で、委任の形で市長等が別に定めるものの中には、その内容に応じて規則、訓令、告示の形で明示的に定められるものとそれらとは別に内部決裁処理として設ける内規的なものがございませぬ。ただ、別に定める形式としては、規則や訓令、告示の形をとることが基本であることに変わりはありません。その意味からは、全庁的に見ても内規の存在はごくごく少数であると認識しておりまして、正確に確認はしておりませぬ。内規とは、行政機関内部の内部的な規程のことでありまして、主として事務処理の基準や手続等について定めるものをいいませぬ。したがって、条例や規則の内容そのものにかかわる細目等や市民の権利、義務や利害関係等にかかわる事柄については内規扱いとすることは適当でございませぬ。その意味から、あくまでも行政内部の事務処理基準の範囲内にあるもの

についてのみ内規扱いとする考えをとっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、合併にかかわって給食センターの課題についてと子供たちを健やかに育てるための環境整備についてお答えいたします。

給食センターの配送についてのお尋ねですが、名寄学校給食センターでは直営で2台の配送車を使い、また風連学校給食センターは委託方式で1台の配送車を使い、それぞれ配送員も含め2人から3人乗車し、給食を配送しております。現在配送員は、給食の配送のほかに食器の保管庫への出し入れ、調理器具の移動、食材の荷受けと運搬、残滓処理など、主に力を必要とする業務を行っており、風連学校給食センターではこれに加えてボイラー管理業務も行っております。学校給食は、大量調理ということで、調理後2時間以内に喫食することが文部科学省の通達で義務づけられておりますので、迅速に対応することが求められております。そのため給食センターを統合するに当たりまして、風連各小中学校への配送について試行運転を行ったところ、総キロ数が45キロメートルで、配送に要する時間は積みおろしの時間も入れ1時間10分程度が必要と見込まれますので、冬期間の安全運行を考慮し、学校の給食開始時間に十分間に合うよう、ゆとりを持って対処してまいりたいと考えております。

なお、当面配送業務は現在行っている直営と委託の2本立てで行う予定でございますが、配送方法についての検討を進めまして、コストいかによっては近い将来委託方式を積極的に考慮していきたいと、そのように考えております。

次に、保護者アンケートからの課題と活用についての御質問についてでございます。保護者アンケートにつきましては、統合に向け名寄、風連学校給食会合同理事会が協議を進める中で、学校関

係者や保護者等に統合の経緯や協議内容を知らせるだけではなく、統合後もよりよい学校給食を行うために保護者、教員からいろいろな意見、提言をいただくべきとの考えから行われたものでございます。アンケート調査は、教員、保護者2,482名を対象に行われましたが、回収は277名、回収率は11.2%でございました。限られた期間内での調査でございまして、回収率は低くなりましたが、風連地区では33.9%と関心の高さがうかがわれました。アンケートの回答では給食費の単価や未納問題、食育の推進等の意見もございましたが、一番多く寄せられたのは献立内容などおいしい給食に関する意見、提言でございました。課題解決のために設けられた二つの専門部会では、これらアンケートの意見等も十分参考にして、給食費については値上げをしない、未納防止に向けて学校、PTA、学校給食センターが一体となった対策委員会を設置し、未納防止の徹底を図る、また献立内容を工夫し、地場産品を積極的に取り入れた安全、安心でおいしい給食の提供や食に関する指導内容などを盛り込んだ献立表の作成等について具体的な答申を行い、それぞれの学校給食会では臨時総会を開催し、答申内容を承認したところでございます。統合後適切な時期に学校給食会と連携し、再度児童生徒、保護者等に対し給食に関するアンケートを行うなどして、栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目4の(1)の適応指導教室の現状についてお答えいたします。名寄市教育委員会は、保護者、学校及び関係機関などと連携のもと、不登校、引きこもり、あるいは虐待などの問題を抱える児童生徒が生活習慣を改善し、豊かな情操や社会性を涵養する中で学校へ復帰することを目的に、平成17年4月から適応指導教室を開設いたしております。これまでは、電話相談、ハートダイヤルとタイアップしながら、教育専門相談員が中心となり、軽スポーツ、学習指導や野外

活動などを行ってまいりましたが、旧学務課と青少年センターの相談窓口一元化を機に規程等の整備を行い、今年度からは教育相談センターの業務として行っているところでございます。

適応指導教室は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業日を除き月曜日から金曜日までの9時30分から15時まで開室しております。本年度上期の利用状況であります、小学生男子3名、中学生女子2名が在籍しております、102日間開室し、延べ通室人数385人で、1日平均3.8人の利用となっております。開室に当たりましては、女性児童センター内で専用の部屋を確保し、教室としております。しかし、小学生と中学生の利用者がいること、また個別の対応を必要とする利用者がいることなどから、専用教室のみでの対応は難しいときもあり、そのようなときは館内の利用予約のない部屋を使いながら、教育活動を行っております。こうした場合には専任指導員に加え、教育専門相談員や女性児童センターの指導員も動員しての対応となっております。専任指導員は、週4日の勤務となっておりますが、学校の長期休業日等の閉室日との振りかえや利用者のない午後等の時間帯の振りかえでのやりくりで平日は毎日の勤務体制をとっております。本年度は、在籍者数、通室率とも予想以上でございまして、対応する指導員の人的配置、利用者の活動する教室の確保等、また指導方法、内容につきまして今後子供の在籍する学校を交えてさらに検討を加え、より効果のある教室運営をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、ハートダイヤルの現状についてでございます。名寄市教育委員会では、子供の悩みをいち早く見つけ、いち早く対応できるよう学校の内外を問わずきめ細やかな対応を行ってまいりました。学校外での対応は、主に今年度開設いたしました教育相談センターの業務として位置づけられているハートダイヤルと適応指導教室でございまして、お尋ねのありましたハートダイヤルにつきまして

は、平成8年度に開設され、いじめ、不登校、引きこもり、その他さまざまな人間関係で悩む子供たちの問題解決に役立ってまいりました。ハートダイヤルの対応は、平日9時から17時までとなっており、土日、祝祭日は留守番電話にしております。また、ハートダイヤルの業務の一環としては面接相談等についても受け付けております。本年度4月から10月までの相談件数は、接触別では電話によるもの292件、来所面談225件、学校訪問28件、家庭訪問17件、移動相談7件、合計569件となっております。相談内容別では、素行、暴力についてが131件、不登校問題についてが122件、人間関係が74件、学力、進路についてが35件、発達障害についてが29件、いじめについては20件、家庭内の問題についてが18件、幼児子育てについてが8件となっております。その他市民相談、よろず相談的な対応も132件でございます。来信面談者別では、父母からの相談が193件、高校生からが98件、一般市民からは84件、ほかの機関からが58件、教師からが58件、中学生からが53件、知人からが13件、小学生からの相談は12件となっております。このような相談対応は、通常教育専門相談員が当たっておりますが、相談員は週4日勤務体制でございまして、休みとなる日やその他所用で不在となるときなどは青少年センターの職員などが相談を受け、専門相談員に引き継ぐ等の対応を行っております。

本年度上半期の相談総数は、既に昨年度の年間総数に匹敵するなど増加に転じていることから、今後は相談員の増員、あるいは民間ボランティアの協力を得るなど受け入れ態勢を整えるとともに、昨年度も124件、今年度もこれまで113件ございました市外からの相談の扱い方や本年度132件に上る市民相談、よろず相談的なケースの取り扱い、さらにはメールによる相談の受け付けなどについても検討を加えてまいりたいと考えております。また、相談員と学校との相互の訪問活動

を通しながら、学校と連絡をとり合うなど、今後  
もさらに連携を密にし、子供たちの悩みを解決し  
てまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育実施に向けた課題について  
お答えいたします。特別支援教育の推進につきま  
しては、平成17年度に旧名寄市が地域指定を受  
け実施しましたモデル事業の成果を踏まえつつ、  
平成18年度におきましては旧風連町の5校を加  
えて市内の全小中学校において校内委員会とコー  
ディネーターを設置し、推進体制の整備を進めて  
まいりました。具体的にはこれまでも行政報告な  
どでお知らせしてまいりましたが、2回のコー  
ディネーター連絡会議を開催し、制度のあり方など  
について共通理解を深めてまいりました。また、  
9月には各学校における実態調査を行うとともに、  
10月9日には保護者や一般市民120名の参加  
を得まして、NPO法人ことばを育てる親の会北  
海道協議会主催の特別支援教育講座を後援するな  
ど、校内外の研修会等の参加を促進して、特別支  
援教育への理解の進化に努めてまいりました。こ  
のように推進体制の一定の整備が図られたことと  
校種間の接続や関係機関相互の連携強化など、地  
域の支援ネットワーク構築に向けた足がかりが  
つけられたことなどが成果として挙げられます。

また、課題といたしましては、一つには専門家  
チームや巡回相談員の選任に当たって専門的知識  
を有する人材に限られていること、二つには学校  
現場では当該児童生徒の実態を的確に把握するた  
めの検査を実施できる人材の育成が急務であるこ  
と、三つには特別支援教育に対する保護者や地域  
の方々の理解を深めていただくことなどが挙げ  
られます。

専門家チームや巡回相談員につきましては、幸  
いにも市立大学や市立総合病院の全面的なバック  
アップのもと一定の人材の確保は図られていま  
すが、限られた人材のため会議等の日程調整が非常  
に困難な側面がございます。学校現場におきま  
しては、今後とも校内外での研修会等への参加を通

じて全教職員の共通理解を深め、個々の特別支援  
教育に対する資質の向上、スキルアップを図って  
いくことが大切であり、人事異動に際しましても  
特殊教育諸学校での専門的知識、経験を有する人  
材の確保に引き続き努力してまいりたいと考えて  
おります。さらに、保護者や市民の方々へは学校  
だよりや市広報などを通じて特別支援教育に対す  
る一層の啓蒙、啓発を図ってまいりたいと考えて  
おります。また、平成19年度におきましては、  
市立大学との連携のもとに（仮称）特別支援教育  
研究推進実践学校を指定し、研究、実践に当たっ  
ては学生をティーチングアシスタントとして取り  
組みを進めることなども検討しております。いず  
れにいたしましても、平成19年度におきまして  
はこれらの成果と課題を踏まえ、特別支援教育の  
一層の充実とスムーズな移行に努めてまいりたい  
と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今それぞれ答弁をいた  
だきましたけれども、最初に市民憲章の扱いにつ  
いて、6月の定例会でも総務部長の方から同じよ  
うに話が実はされたわけでありますけれども、一  
つは現在市で行っている総計、中間の総計の説明  
会を進めていますけれども、これとの関連や整合  
性についてどのように考えているのかまずお聞か  
せを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 総合計画の中間報告  
の地域説明会については、市民憲章についてのこ  
とについては説明はさせていただいておりません。  
しかし、総合計画で最も将来の10年間のまちづ  
くりの基本になる基本構想の部分、5本の柱を立  
てさせていただいております。その中で、名寄市  
の将来のあるべき姿、基本の構想の中で5点ほど  
ありますから、それらについてお話をさせていただ  
いているところであります。特に市民憲章につ  
いてのお話はさせていただいておりません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 別に市民憲章の中身について今回の説明会の中で、住民説明会の中でしてほしいということではなくて、総計と市民憲章のかかわりがどうなのか。今5本の柱を中心にしてというふうに言われましたが、裏を返せばその5本の柱を中心にして市民憲章をつくるのかというふうに聞こえるわけです。そうすると、市民の声がどこに市民憲章の中に入っていくのかということが私は気になるわけで、そのことについてどのように進められるのか、あるいは進めようとしているのかお聞かせをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 本来であれば、もっと早くこの市民憲章を制定をしておく必要があったということで私は考えております。まさしく名寄市の市民として、これまでもあった5本の市民憲章、それに基づいて行政の執行についても市民の生活についてもそれが基本になるということで認識しておりますから、総合計画を策定と同時、またはその前に策定すべきだったという認識はしておりますけれども、今日になっておりますけれども、総合計画の基本構想をそれを受け継いで市民憲章にするのかということであります。決してそうではありません。広く市民の意見を今公募をしておりますから、それに基づいて新市の市民憲章をつくっていくということでありますので、構想と市民憲章とは決してかけ離れたといいましょるか、遊離しているということの感じは私自身もしておりませんけれども、市民憲章は市民憲章、本来市民憲章があって、総合計画をつくっていくのが基本的な考えだったのだろうと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 市民憲章の話しても、卵にもなっていないものを余りここで議論をする気ありませんが、年度内ということですから、精いっぱい検討委員会の中で議論をしていた

だいて、よりよい市民憲章をつくっていただければというふうに思います。

二つ目に、条例にかかわる内規の問題であります。率直に言って、企業立地補助金のあり方について一部見直しがされたわけでありましてけれども、先ほど総務部長の答弁の中で内規の扱いはそれぞれ事務方や事務処理の扱いが中心であって、庁内問題ですというふうに答弁をされましたけれども、承知のように11月に広報に掲載をされた中小企業振興条例にかかわっての名寄で働こう奨励補助というのが載っておりました。これは、名寄市内の企業で、新卒者で1年以上働いたものについてということであるわけでありまして、中身的にいうと広報のあの1行だけ、最後の1行だけ読んでも、補助対象企業だとか業種が明確になっていないわけでありまして。私がいろいろあっちこっち行ってようやくわかったのが商工なのですが、そこへ行くと内規がありました。それが事務方の内規ではなくて、中身的にもう少し突っ込んだ内規になっていて、それが内規として扱われてよいのかどうかというふうに私はちょっと思ったわけでありまして。そこにはそれぞれ出されない企業や何かも載っておりましたけれども、どういうふうにしてその根拠が出たのかも率直に言ってわからないという状況にあって、私もある方に求められたのですが、非常に苦慮いたしました。状況的にはこういうふうになっているのだから、仕方がないからもらえないということで率直に言いましたけれども、しかしその中身も実は合併後何か見直されていないというふうにも聞いているところでありまして、あの内規は先ほど総務部長が言われた中身とは大幅に変わっていて、私は条例や規則の中に組み込むような内容ではないのかというふうに思うものですから、この質問をさせていただきましたけれども、再度答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 中小企業振興条例にかかわるものですから、私の方からお話をさせ

ていただきたいと思いますが、議員御案内のとおり、この条例につきましては中小企業振興条例というものがございまして、それに基づきまして施行規則というものを定めているわけでございます。その中に、15万円というふうな金額の表示がされているわけでございます。規則につきましては、その15万円に限って表示されているだけでございました。御案内のとおり、先ほど総務部長の方から御答弁させてもらいましたように私どもの方での手続もあったのですが、経過につきましては省略させていただきますが、いずれにしましても条例、規則、それに続きまして告示あるいは訓令というような、こういった手続があるのですが、それよりかさらに具体的に事務手続要綱を定める部分につきましては規程というふうにさせていただいております。したがって、規程部分につきましては、これは私どもの理解としては内規というふうな考え方なのですが、それ以上の部分につきましては市民の方々の目に触れるそういった例規集の中に告示も訓令も組み込まれると、表示されるということになるわけでございます。

今までのこの分につきましては、私どもの方で名寄で働こう奨励補助基準というふうな内規の部分で取り扱いをさせていただきました。この中で、抵触する部分につきましては年齢制限、これにつきましては明確にやっぱり皆さんの目に触れるような事柄について書くべきだと、活字として起こすべきだということが一つと、それから他市町から入ってきた場合についての制約、これにつきましても利害関係が絡むというようなことでございまして、これにつきましては今後条文の整理、内規ではなくしてしかるべき要綱、要領、そういったたぐいの部分に表現をずらしまして、皆さん方の目に触れるような扱い方につきましても具体的な事柄につきまして細部について文章で表現して、手続改正をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今直すということなのですけれども、これは旧名寄市だけではなくて旧風連にもかかわる問題でありますから、早急に見直しをかけていただいて、明記をしていただきたいというふうに思います。

次に、給食センターの扱いであります。簡単に答弁できるかと思いますが、先ほど部長の方から配送について、搬送について45キロと、総数で45キロと。1時間10分、これは夏場の時間帯であろうというふうに思いますが、実は旧風連はこれまではピストン輸送という扱いでありまして、今度名寄で集約されることによって旧、旧というか、今使っている風連のセンターから見ると8キロから10キロ遠くなるということになります。そこで、聞くところによりますとこの搬送車が若干小さいということなのですが、それは旧風連はピストン輸送をやっていたから小さいの間にも合ったというふうに思うのですが、それではこのままでいくとピストン輸送ができない状況になるのですけれども、その配送車の扱い方についてどういうふうに進めたいのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 配送車の扱いなのですけれども、最初は私どももそういうふうな風連で持っている委託のものが少し短いというふうなことで、一度に搬送できないのではないかとというふうに聞いておりました。それで、名寄市内の搬送というか、風連地区でなくて名寄地区の方を受け持ってもらって、名寄学校給食センターで持っている搬送車を使って風連地区を搬送するというようなことも考えておりました。ところが、その後正確なことがわかりまして、長さについては現在名寄給食センターで持っている搬送車と全く同じというようなことを伺いました。ですから、現在どおり、ただピストン輸送はできなく、今回想定しているのはピストン輸送ではなく順に回るとい

うようなことを考えておりますけれども、現在各校におろす荷物を実際積めるのかどうかと、そういうような試行も今行っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 搬送のあり方については、まだ若干時間がありますから、それぞれ勉強していただいて、実際に回っていただいて、できなければ方法を変えていただくということでお願いを申し上げたいというふうに思います。

同じく学校給食にかかわって、先ほど部長の方から給食会で保護者アンケートを実施したということですが、本当に回収率が悪いというか、11.1%、風連が33.9%で、名寄が7.2%という状況で、非常に悪過ぎるなというふうに思いますが、このアンケートの実集約を見たときに、非常に中身がこの意見として出されているのが2名以上の意見を中心にしてというふうに出されていました。これが1名しかなかった意見がどのようになっているのか、どのくらいあるのか、あるいは答申にもそういったところが盛り込まれなくてもいいものだったのかどうなのか、そんなところをちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の手元に集計結果がございます。残念ながら1名の方の意見については、ここには載せていないものですから、1名の方がどのような意見が出されているのか、この場ではちょっとお答えできないのですが、先ほども言いましたけれども、一番アンケートで回答が多かったのはバランスある給食を実施してほしいというのと人気メニューがなくならないようにしていただきたいという、給食の直接にかかわるような回答が多い状態でした。2番目には、地場産品を積極的に取り入れた新鮮な給食をやってほしいというようなこと、それから3番目には献立表に主な材料とか、それからこの材料が

体の働きにどう影響を与えるのかというような、そういうようなことを、食育だと思いますけれども、そういうようなことを書いていただきたい。それから、5番目では保温対策を実施して、十分気をつけていただきたい、こういうようなことが主な意見でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間もありませんから、給食センターにかかわって最後の質問をさせていただきますが、実は答申出されたときの新聞報道によりますと、給食費の未納の扱いについて、先ほど答弁でいただきました。しかし、今言いましたアンケート調査の中で、これは給食会の方でやったのだらうと思いますが、同じように対策委員会設置をするというふうになってはいますが、その中で断固たる措置をとりたいというふうには印字がされているわけです。新聞報道はそういうふうになっていなくて、その断固たる措置というのはどういう措置を考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私もその断固たる措置について具体的にどういうふうにとるかという話は聞いておりません。その決意のあらわれ、話の中では簡易裁判所に申し立てをするというような話もあったことから、そういうような断固たる措置というような言葉が入ったのではないかと思いますけれども、直接的にはその断固たる措置は、どういうことを意味するのかということとはちょっと聞いておりません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かにアンケートは給食会でやったものですから、それは教育委員会に関係ないと言えば関係ないのかもしれませんが、しかし主管が教育委員会でありまして、このような文章が出ると、それは出る前に精査をするか、あるいは断固たる措置をとるといふのであれば、どういうことをやるのか、それはきちっとやってお

かないとだめではないのかと私は思っていますので、その辺の扱い方きちっとお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、教育相談センターの扱いについて、午前中に岩木議員の方からいじめの問題含めて質問がございました。ダブらないように質問していきたいというふうに思いますが、教育相談センターにおける相談件数先ほど出ましたけれども、実は現在の相談員、ハートダイヤルについては増員したいということも午前中そういう答弁がありました。総体的に教育相談センターの扱いとして、適応指導教室もあるわけでありますから、その辺の指導員の配置のあり方について今後どのように考えているのか若干お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 適応指導教室と、それからハートダイヤル、この二つ合わせて教育相談センターの機能を今果たしているわけでございます。ハートダイヤルの相談件数も先ほど部長の答弁のようにもう既に昨年並みの数に10月末現在でなっているということから、実際教育相談センターのうちのハートダイヤル主担当は1名と、それから適応指導教室も主担当は1名ということで振り分けておりますが、一つはハートダイヤルが非常に相談件数が多くなってきている。もう一つは、適応指導教室も予想以上に利用の子供たちが多いということから、なかなか1名体制では難しい部分があるということ、実はそのほかに児童に関する指導等にかかわる職員が3名、それから青少年センターでかかわっている職員が1名ございまして、この残りの4名につきましてはその都度仕事のやりくりをしながら対応していると。したがって、合計では約6名の職員が輪番制といいたいでしょうか、そういう中で対応しているというのが実際でございます。

しかし、特にハートダイヤルも適応指導教室も大変難しい部分がございます。一つは、適応指導

教室も担当者がかわると心の動きが少し変わるとか、こういう部分もございまして、ハートダイヤルも引き続き相談をしている方もいるわけでございまして、こういう人たちが電話に出る方がかわると、また継続した相談がしにくいとか、こういう部分も出ているということから、午前中の岩木議員とか、ただいまお答えしたようにやはりスタッフの強化も必要でないかと、こういうふうに考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今教育長の方からスタッフの強化というふうに言われましたけれども、中身的にこの数字を見ますと多種多様で、実は高校生も面談されている状況にもありますし、数字的に電話あるいは面談の相談で市外からの扱いが電話が75件、面談が38件あるわけでありまして、この数というのはパーセンテージでいうと非常に大きいです。電話が75件ということは25%、そして面談が38件ということは17%でありますから、そういった意味でいくと広域的な連携というのがとれないのかどうか。たしか昼前に旭川からもという話もちよっと聞いたような気がしますが、広域的な連携も含めて、きちっと教育委員会同士の連携を密にしていく、あるいはこういう相談センターの強化という意味で横へ広げていくということが私は必要だというふうに思いますが、そのことについてと、資料によると、今言いましたが、高校生の相談も上期で98件あるわけでありまして、どこの高校かは電話だけではわからないのもあるかもしれませんが、学校との連携、高校との連携がどのようにとれているのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今お話しのとおり、ハートダイヤルの中には非常に多様な相談内容が含まれてございます。そういう中で、一般市民の例えばさまざまな相談、年金の相談だとか、あるいは家庭内暴力の相談だとか、そういうことまで含



まれていることと今お話しのように名寄市以外からもたくさん、教員なんかも結構な相談件数あるのですが、かなりの多くは市外でございます。名寄市内の教員ではなくて、市外の教員から相談があると、こういうことでございまして、これは私たちもどんどん、どんどんふえていく中で、一つは、課題として考えている問題なのでございますが、やはり実際に担当する方としては地域を聞いて、どこそこです、それでは名寄市では関係ございませんということにはやはりなりにくいと、そういうことから今お話ありましたように広域の相談体制というのをどう組んでいくか。これは、近隣市町村も含めて今後の大きな課題になってくるのではないかと、こう考えておりますので、このことはしっかり受けとめて、今後検討課題にしていかなければならないと、こう思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今検討課題と言いましたけれども、実は町村では専門員がつくりづらいとか、あるいは少ない、あるいはコーディネーターが少ないということが実はそういう名寄に集中をするということに私はなっているような気がするのです。ですから、複数の指導員や専門員をつくるということがとりもなおさず子供たちのよい環境、心をつくっていく一つの中身に私はなっていくと思いますから、そういった意味で一つは指導者の複数の扱い、先ほど教育長が言いましたように相談者については何回も来る、同じ人にやっぱり相談したいというのがあったら、それは1人ではなくて2人、3人、4人とやっぱりつくらないと対応がし切れないというふうに思っていますし、先ほどの答弁でいきますと去年の倍ということにもなっていくようでありますから、そういった意味ではしっかりとこの扱いについて、次年度で増員を求めておきたいというふうに思いますし、もう一つは適応指導教室、先ほど若干手狭になって、手狭とか、複数でやる場合は教

室がなくなって、ほかのところという話もありましたけれども、実は女性児童センターいろいろ見ていくとサークルや同好会の活動が非常に多くて、44ぐらいいたしかあったというふうに私は記憶をしておりますが、そのほかに講座や教室もあるということでもありますから、あそこに大きくもう一つつくれということになりませんから、移設の問題も含めて、単独でできるそういうところを今後考えているのかどうか、それについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話ございましたそのとおりでございまして、適応指導教室もなかなか場所が苦慮しているのも実態でございます。といいますのは、場所としてはきちっと確保はされているのですが、子供によっては一人ではなければ学習活動ができないという、こういう子供もございまして、そういう子についてはやはり場所をほかに確保しなければなりません。そういうことから、手狭になることもあるということでございます。ただ、これはなかなか難しい問題でございまして、例えばでは適応指導教室のための場所をどこかにはっきりと確保するということが本当にその子たちのためにいいかどうかという議論もあるのでございます。例えば町中に適応指導教室、名前を何かつけて、レインボー教室とか看板をつけて、そこに来てくださいというとなんか子供たちが来るのかなという、こんなこともございまして、その辺が一つのジレンマでございまして、そして、もう一つは、あの中何とか狭いけれども、みんなで分かち合っているというのでしょうか、活用していく中で今後これから何かそういう場所をしっかりと教育委員会としても確保する方向でやはり検討していかなければならないと、こんなことを考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かにそれだけで一つの屋根をつくることによって問題も生じるのかも

しませんが、しかし現状それぞれ中学生、小学生と同じ部屋で、学習ができない、あるいは一人の方がいいということであれば、よりそういうところをやっぱり模索をしてつくっていくということも教育委員会の一つの仕事ではないかと私は思っていますので、このことについて早期に解決を求めておきたいというふうに思います。

次に、これも教育相談センターの扱いの問題では、父母懇談会が開催をされているというふうになっていますけれども、実は教育相談センター設置の際に運営委員会の設置もという話があったような気がするのですが、その設置の考え方についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ハートダイヤルのスタートと合わせまして、父母懇談会についても不登校などで悩む子供たち、それからその保護者の率直な交流を通しながら、自分たちの子供、児童生徒もいるわけでありまして、それを克服して学校へ復帰すると、こういうねらいで父母懇談会をずっと続けてきているところでございます。これは、毎月2回開催してございまして、少ないときは本当の二、三人の場合もございまして、多いときには親子合わせて十数名の人が来て、いろいろな交流を深めると、こういうことで、その中からこういう父母懇談会の中にも保護者会というのでしょうか、父母会という、こういうのをつくったらどうかという声があるということはお聞きしてございます。このことにつきまして教育委員会がつくるということで設置を決めるということではなくて、保護者の皆様方の意見も聞きながら、柔軟に対応していくのがいいのかなということで、現在のところはまだできておりません。しかし、それぞれ意向をしっかりと聞いて、つくりたいという皆さんの気持ちが強ければそういうのもつくりながら、またさらに父母懇談会の活動の内容を活発にしていければと、こう思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 適応指導教室の関係で、実はこういうことをやってはどうなのかというふうにちょっと思ったものですから発言をさせていただきますが、たしか15年にサポートチームというのが編成をされていると思います。新聞で見たとところによると、20名ほど委嘱をされているようではありますが、この適応指導教室の中で、勉強も含めて教えるわけでありまして、そこでこのサポートチームの方にもお手伝いを願うということについて、そんなところも含めて考えられないのかどうか若干お聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） サポートチームが本来立ち上がった趣旨は、名寄も一時大変な時期がございまして、こういういわゆる反社会的な非行問題とか、それからもう一つはハートダイヤルなどを中心にしてきた非社会的、不登校とか引きこもりとか、こういうことについて専門的にいろんな見解から指導を受ける、そういう目的でつくられたものでございます。そういう中で、今年度は合併後まだ正式に委嘱はしてございませんが、このことについても今のお話のとおりぜひ今後活用していけるような方策を考えてまいりたいと、こう思います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、そういうことで両面で、専門職と、そしてサポートチームの両面でそれは次年度から考えていただければというふうに思います。

特別支援教育について、もう時間がありませんから最後にしますが、来年度から本格的になるわけでありまして、実はいろいろ学校の現場から若干の声を聞いているわけですが、コーディネーターのあり方、いわば単独ではありませんから、そういった意味でいくと学校における先生の業務というのもふえるという状況になっているわけですが、そこで先ほど言われ

た講演会に参加をして、全体で勉強していると言っていますが、全体で支えるという状況にはなっていないのではないのかと。今日までいろいろな施策をやってきていますが、そのことが万全な体制になっていないのではないのかと。あと何カ月もありませんが、その体制をきちっととるということを最後に求めて、答弁お願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

10分ほど休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

基幹産業の農業を育てるには外2件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） さきに通告したとおり順次質問をしてみたいです。

初めに、基幹産業の農業を育てるには。先般の決算委員会で名寄の農業振興対策協議会の設立に関する課題、そして農業者の意向アンケート調査等で質問しました。この問題は、名寄市の基幹産業として将来の発展に重要な影響があると考えます。また、農業問題は世界的な食料問題として押さえていますので、その点も含んで質問しますので、どうかよろしく願いいたします。

初めに、後継者対策は抜本的な改革で。日本経済新聞の2030年の全道人口減少統計には104万人が減少する、名寄は2万1,040人、34%が減り、下川町は2,206人で51%、美深町では2,933人の51%が減ると市町村別の統計表に書いてありました。かかる視点で道北の農業経営を見ますと、後継者のいない農家はほぼ半数あり、実に厳しい状態であります。また、北海道農家戸数は2020年までに3万台が減少され、112万ヘクタールの耕地のうち約3割近くが放棄地となり、ペンペン草が生えると、そういう想

定している学者もいるわけです。それに伴って、新規就農者など農家後継者数の絶対数は足りないし、現状の後継者対策では農家戸数は到底維持できなくなり、農村は崩壊すると思いますが、このことについてどういう御見解があるかお伺いいたします。

2点目、地域農業の10年後の農家戸数と耕地面積のデータ整備を。少子高齢化が農家の後継者不在に拍車をかけ、農業を主力とする従事者は大幅に減少し、耕地を維持する農家の1戸当たりの面積も大きく変わっていくと思いますが、こうした点も想定して、農家戸数と耕地面積の比率など少なくとも10年ぐらいのデータは行政としてしっかり押さえていく必要があるのではないかと思います。この点についてお伺いいたします。

2点目、大規模機械化農業生産体制を。北海道は、全国を上回るスピードで進む少子高齢化時代であって、そうした意味ではこれまでの農業施策の概念を超えた大規模な農業生産基盤が取り入れられると思う。そのためには農業生産法人、株式会社、NPOなど、大規模機械化農業の参入を図るべきと考えます。このことがつまり21世紀型の地域農業の重要な振興策になると私は考えますが、こうした振興策を積極的に進めるつもりはあるかどうかお伺いしたいと思うのであります。

道の10年後の農産物の生産目標。この件については、道新に記載されておりました。道は、10年後の生産目標を策定し、米や畑作など農畜産物の2015年の生産努力目標をまとめ、安心、安全で生産履歴の透明性を売り物に現在17年度の牛肉を大幅にふやすほか、小麦、大豆も生産の拡大を図るとされております。国の食料自給率向上方針に伴い、道の自給率も熱量ベースでは50ポイント増しの242%の生産を図ることを目的に、肉用牛の飼育頭数は9万7,000頭ふやし21万5,000頭にする、乳用種は15万5,000頭をふやし47万3,000頭にふやす、2003年の7万1,000トンの牛肉生産量約2.5倍の17万

6,300トンにふやす目標を示しております。道内産の子牛の6割が道外に出荷されていますが、道内の肥育率は8割に上がっております。乳用牛は7万100頭ふやしまして93万7,000頭にして、生産乳量を95万2,000トンにふやして411万6,000トンにして、輸入のチーズを道産へ切りかえると、そういうぐあいに言っております。これに伴い、牧草、トウモロコシなど、飼料作物を増産するその目標として小麦は4万7,500トンふやして60万5,000トンにする、大豆は3万2,300トンふやして6万9,600トンとすると。また、パン用、豆腐用などの需要の高い品種の生産量をふやすということも書いてありました。また、果実のプルーン、ブルーベリーの増加、ブドウの大幅増しを見込む4,797トン増しの3万1,568トンふやすと。だが、道産米はほぼ横ばいの61万8,800トンとなっているようでございます。つまり21世紀型の国、道の農産物生産目標に名寄市としても協調して、10年後の目標生産体制を策定すべきであると、私はそういうぐあいに考えますが、これについての御見解も賜りたいと思うのであります。

3、農業振興政策を進めるには。過去の農業は、企業の参入をはねつけ、いろいろな規制で企業を締め出してきました。農業の拡大を減らすことにつながってきているのではないかという面もあります。けれども、時代は変わり、農産物の流通の大きな改革が迫っていると考えます。今までホクレン農業協同組合連合会が集荷、販売をほぼ独占的に進めてきましたが、このことは競争原理の働きを阻害する構図があるのではないかと、そういうぐあいに思います。外国産の野菜の安値に押されてしまうのではないのでしょうか。だから、地元生産者にはみずから競争にさらし、足腰を強めて、農業の新たな手法を進めていくべきだと思います。北海道でも名寄からこうした力強い進め方をやるという強い意思と実行力というか、これがこれからの農業振興政策、指導者として一番大事なもの

ではないかと思いますが、こちら辺についての御見解を賜りたいと思います。

以上、この場からの質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま武田議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。私の方から順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

初めに、大きい項目の基幹産業、農業を育てるには（1）番目の後継者対策は抜本的改革でというお尋ねでございます。北海道の農業は、豊かな自然と土地資源やすぐれた人材を生かした大規模で生産性の高い専門的な経営の展開により、我が国の食料の安定供給や国土、環境の保全など重要な役割を果たしてまいりました。しかし、担い手の減少や高齢化、食の安全、安心に対する高まり、さらにはWTO、FTA交渉の進展など、情勢は大きく変わってまいりました。こうした背景の中で、このままでは立ち行かないと国は食料・農業・農村基本計画を見直し、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策、そして新しい米政策改革推進対策の改革の3本柱を打ち出してまいりました。これらの政策によって構造改革を進め、力強い農業、農村の実現と我が国食料の安定供給に果たす役割を担わなければならないと、国、道の各般の施策を総合的、計画的に推進し、農家戸数は減っても名寄農業は維持、発展できるように努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、2点目でございますが、地域農業の10年後の農家戸数と耕地面積のデータ整備をというお尋ねでございます。名寄市の農家戸数は、年々高齢農家を中心に離農し、平成2年では1,362戸、平成12年では986戸、平成17年に至っては840戸となり、平成2年と平成17年で比較いたしますと15年間で38%、戸数に置きかえすと522戸が減少しています。今後においても

これまでの趨勢と現状における農業従事者の年齢構成や後継者不在の実態を考え踏まえるとき、この減少傾向は続くものというふうに考えております。

一方、耕地面積につきましては、平成2年では1万558ヘクタール、平成12年では9,972ヘクタール、平成17年では9,829ヘクタールと多少の減少傾向でありますけれども、おおむね1万ヘクタールで推移しております。今後におきましては、高齢化や後継者不足による離農が進む中で新たな農地造成は見込めず、現状程度で推移すると考えております。1戸当たりの農地面積では、平成2年で9.3ヘクタールが平成17年度では13.1ヘクタールと担い手に集積されておまして、特に10ヘクタールを超える階層が40%に及んでおります。

農家戸数や耕地面積のデータを整備すべきとの御提案でございますけれども、現在も農地台帳や農家台帳により一定程度整備をしておりますが、将来を見据えてはてしおがわ土地改良区が改良区エリアの農地情報システムの整備を進めており、改良区エリアの行政、農業委員会、JA、共済組合が農地情報システムの共有化ができることになっておりますので、これらを活用してデータ整備を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、大きい項目二つ目でございますが、大規模機械化導入による農業生産体制をというお尋ねでございます。新基本法制定以降農地法が改正され、農業生産法人の要件を満たせば、株式会社であれ農業参加が可能になりました。また、平成17年9月に農業経営基盤強化促進対策法の一部改正によりまして、耕作放棄地が相当程度存在する地域においては、農地の有効利用の観点から農業生産法人以外の株式会社もしくはNPO法人のリース方式による権利取得が可能になりました。道内におきましては、18年8月現在、農外企業の農業生産法人及び特定法人貸し付けによる参加状況につ

きましては85社で、建設業がおおむね半数を占めており、畑作、野菜、畜産の分野が多く、参入理由は雇用対策、次に事業拡大、あるいは新分野への進出であります。18年3月、農林水産省が調査をした新規参入した民間企業やNPOなどを対象としたアンケート調査では、黒字経営を実現している法人は134法人中7%にとどまっております。ほとんどが赤字経営であり、経営転換の検討が必要とした企業も4%となっており、農業経営の厳しい現実がございます。参入に関しましては、投機目的や経営不振による耕作放棄の懸念、さらに地域ぐるみで保全している農地や農業水利施設の管理の混乱も懸念されています。異業種参入につきましては、すべてを受け入れないわけではなく、地域農業との融合を基本に農業委員会やJAとも協議し、条件整備がかなうことを前提に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、(1)番目の道の10年後の農業生産目標をというお尋ねでございますが、安全、安心で良質な食料を消費者の理解が得られる価格で安定的に生産、提供できるよう生産性や品質向上に向けたクリーン農業や新たな技術の普及を推進いたし、地域の実情に即した生産基盤の計画的な整備を進め、需要に即した生産を促進してまいります。北海道では、平成18年に第3期の北海道農業農村振興計画を策定し、この中で生産努力目標として目標の平成27年度の作付面積、生産量を示しております。市といたしましても道の示した生産努力目標や地域の作付実態、品目横断的経営安定対策などを勘案し、現在策定中の新名寄市農業・農村振興計画の中に基幹作物、振興作物、重点作物などを区分して目標の作付面積、生産量を盛り込んでまいります。

次、大きい項目3番目でございます。農業振興策を進めるにはということのお尋ねでございます。北海道の農業は、気象条件などから土地利用型作物である水稲、小麦、バレイショ、てん菜などの

作物が圧倒的に多く、基本的にはそのほとんどが年一作の作物であり、政府干渉作物が中心でございます。これらの作物のうち米以外は輸入のウエートが高く、御案内のように平成16年度で食料自給率は40%、穀物自給に至っては28%にとどまっております。このことから、農業は国の政策によるところが極めて大きく、WTOやFTAの農業交渉のいかんによりましては北海道農業は大きな影響を受けることは間違いありません。特に今、日豪FTAによる北海道への影響につきましては、道の試算では牛肉、乳製品、小麦、砂糖の農業生産の減少で4,456億円、関連製造業では4,414億円、地域経済への影響では4,846億円、合わせて1兆3,716億円の減少、雇用への影響が4万7,000人と言われております。このことから国、道には北海道農業、農村への影響を考慮した例外措置を講ずることを明確にした対応を望んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

御質問の名寄から新たな視点での振興政策でございますけれども、新名寄市となり、現在総合計画及び農業・農村振興計画を策定しており、特にモチ米作付日本一、アスパラ作付北海道一というスケールメリットを生かした販売戦略などを計画に盛り込み、名寄農業の持続的発展につながるよう、生産者、JA、行政一体となって取り組んでまいりますので、御支援を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） ありがとうございます。日豪のFTAの関税撤廃、これについて非常に北海道の打撃というのが1兆3,716億円、膨大な数字のあれがあると、それのおそれというような新聞出ていました。しかし、こうなのです。ガット・ウルグアイ・ラウンドもそうなのだけれども、そういう関税がかかって、北海道の農業は立たなくなる、そういうことで政府も道も行政も

びびったらだめだと思う。私は、そういう対外的に打ち勝つような、そういう施策をやはり持つべきだと。1兆円も金かけて、そんなに弁償するならば、その半分でも3分の1でもいいでしょう。それを政府がどんどん導入して、北海道の農業は少なくとも私の考えで60%の自主的に生産できるような、そういう体系をやはり整えるべきだと。現在は40%ぐらいしかありません。これでは北海道は農業王国なんて言えません。だから、もし国がそうであり、道がそうであるなら、地方からそれはだめだと、我々は農業を基幹産業として生かしてこれからやるのだと、対外的にも闘っていくのだと、そういう強い決意でもって私は臨むべきでないかなと、そういうぐあいに考える。これについての御見解賜りたいと思います。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 武田議員から外国に立ち向かう名寄地区の農業ということで、大きな視点を持って前に進むべきだとおっしゃられておりますが、本当にそれに立ち向かうだけの勇気と地力、気候、お金の面と、こういったものが全部そろっていかなければ、なかなか外国に立ち向かうことは難しいのではないかというふうに思うわけでございます。確かに名寄市としても何とかここで生活できる農業をということで、持続性のある農業を貫いてまいりたいということで、作物についてもいろいろ多くの作物をやりながら、生活の防衛のために努力しているわけでございますが、もっと規模が大きくなってくると非常に難しい問題が出てくるのではないかと。例えばアメリカ等を見ますと、非常に土壌条件、気候条件、そういった条件がそろって、大きな機械で大きく耕作できる条件下にあると。しかしながら、この道北においては、土質、そして気候、春から秋へかけての期間が非常に短いわけでございまして、その間にどういうふうに作業効率よくやっていけるかという問題も外国に立ち向かうにはちょっとハンディが

あったのかなと、このように思っております。しかしながら、どんどん農家が減ってきますので、これは何とかしてでも荒廃地をなくするように、現況を守りながら、そして頑張ってもらいたいなと、このように思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） みんなやめれ、やめれと言うから、あと1点だけ。

これからの農業は、担い手対策、担い手対策、これは北海道じゅうどこでもやっている。しかし、よく考えてみたら担い手になる人がいないのに担い手、担い手とどこでもやっている。一体これどうなるのだと。こんなことで農家の救済できないと思うのです。もっとさっき言ったようにやっぱり機動力なり、大型農業なりなんなり、今までのシステムとまるっきり違った新たな方向を打ち出さなかったら、地域の農業振興策にはならないと、私はそう思うのですけれども、市長、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先ほどから北海道農業、日本の農業を守るという見地で、新しい発想での政策転換を求めるという御発言でございます。私も名寄市合併をいたしまして、基幹産業のウエートが、農業のウエートがさらに高まったということで、経済部長の答弁にもありますように1万ヘクタールの農地を持つ自治体として、しっかりと持続性ある農政というふうに考えております。

しかし、今回のオーストラリアとの貿易の自由協定、これらについては農業の分野だけでやはり国は動いていないと、こういう状況があるわけでもございまして、いろいろな資源の輸入の問題、あるいは加工品の輸出の問題等も含めての国全体の経済の中で、場合によっては農政が犠牲になると、こういうところが多々あるのではないかと。問題は、国の中で自給率を高めていけば輸入問題というのははねつけられるわけですが、残念ながらカロリーベースで申し上げても非常に依存度が高い

と、こういうことであります。そのときに経済の流通の面では安いものを求めて日本の商社がまた諸外国に買い付けに出ると、こういう状況が続いているわけでもありますから、いかに国の政策として食料の自給率をどこまで目標を設定してやるかということに尽きると。このことが日本の農業を守っていけるということでもあります。平成19年度から品目横断ということで、農業者に対する所得の補償という新たな政策が展開されることとなります。しかし、これはすべての農業者が対象ということではありません。残念ながら線引きがあるわけでもございます。一定の規模、担い手ということでありまして、私は農業がやはり他の産業と比較をして優位性があるというそこまで条件整備をしないと、今は志の高い青年が新規参入ということで挑戦をしておりますけれども、本来はやはり農業者の家庭で育てて経験がある子弟が親の後を継いで農業をすると、このことが一番安定的な経営につながるわけでもございますが、この状況を現在の農業はしっかりと出していないと、このことが担い手ということで大変投資をしながら、名寄市におきましても条例整備等を図っての新規参入の呼び込みをしているという実態であろうと思います。しかし、名寄だけでこの農政が解決するものではありませんから、私どもも北海道の全体のグループの中で、農協は農業団体として、私どもは自治体の置かれている立場の中での農政の安定、持続的な経営ができる地域づくりのためにこれからも頑張っていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。以上をもって終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時40分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 野 本 征 清

署名議員 佐 藤 勝



平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年12月14日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(34名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員

25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(1名)

22番 栗 栖 賢 一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教育長 藤 原 忠 君  
教育部長 今 裕 君

市立総合病院 事務部長	佐藤健一君
市立大学 事務局学長	中尾裕二君
監査委員	森山良悦君
農業委員会 会長	泉谷昭夫君

---

○副議長（堀江英一議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

---

○副議長（堀江英一議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 宮田 久 議員

32番 武田 利昭 議員

を指名いたします。

---

○副議長（堀江英一議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新たな定住推進外2件を、日根野正敏議員。

○7番（日根野正敏議員） おはようございます。私は、本定例会において大きな項目3点について通告順に沿いましてお伺いをいたします。

まず、新たな定住促進について。現在国内においては、第1次ベビーブームのいわゆる団塊の世代の方々の退職者数が平成19年度から劇的に増加し、平成21年をピークに徐々に平準化する見通しであります。政府もこのことを踏まえ、都市、農村交流対策として団塊の世代、若者世代へのUJターンや就農など情報提供の充実や空き家、公的賃貸住宅等を新設、また既存事業の拡充を図る方針が打ち出され、各7省庁で来年度予算の拡充に向け動いているところであります。世の中の大きな流れとして少子高齢化はとどまるところがない中においても、人の流れを敏感に把握して、市外からの転入者増加に向け、迅速に市政に反映させることが重要と考えます。このことを踏まえ、1点目、定住促進に向けてどのような姿勢を持って臨まれるのか御見解をお伺いをいたします。

2点目、風連特例区では平成4年度から定住促進事業が行われ、町外勤務者も数多く新築や転入をされ、高い成果があると感じておりますが、特例区内の政策評価と19年度以降政策失効後の考

えについてお伺いをいたします。

3点目、市内、郊外問わず空き家、空き店舗が数多くあり、今後もその件数が増加することが想定され、またまだ空き家にしておくにはもったいない物件が数多くあり、有効利用できるようなシステムが必要と思いますが、その見解とこのことに対し検討された経緯があれば内容をお示してください。

次に、風連の高校存続に向け、最善の努力をについて。風連高校の存続については、議会の中でも6月の代表質問、9月の定例会においても議論がされ、20年度以降の学校配置については北海道教育委員会の判断も厳しい判断が出るのではないかと予想がされ、地域にとっても大きな経済的な損失はもとより地域の活力低下になってくることは言うまでもありません。この間風連地区の住民初め市内の関係機関との協議や懇談会など開催されていると思いますが、その経過と市民の声を1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、将来に向け道立高としての存続を目指す上でどのような選択肢が残されているのか、可能性の大小にかかわらずお伺いをいたします。

3点目ですが、可能性としては最悪の場合20年度以降の早い時期に募集停止ということも有り得ますが、そういうことも想定した上で市立高としての可能性について総合かつ詳細な調査研究を風連地区はもとより新名寄市民の心の合併のためにも惜しみない努力を求めるものであります。今後そのようなことをされるのか、また現在行っていることがあればお伺いをいたします。

次に、農地の流動促進についてお伺いをいたします。国内の農業政策は、次年度から始まる経営安定対策に大きく転換され、旧来のような面積や現物に対する補償から過去の実績による補償制度に変わり、農地の売買の際には実績のない農地はもとより実績のある農地についてもその実績比率により補償が薄まることも多々あり、大きな不安

が残るところであります。今後ますます生き残りをかけ、規模拡大を強いられる流れはあるものの、この制度によっても農地の流動化に歯どめがかかる懸念がありますし、また高齢化や農業後継者が極めて少ないことも含めて、農地の流動化については二重三重のブレーキがかかるのではないかと想定できます。農地の流動問題については難題でありますし、また重要な課題でもあります。このようなことも踏まえて、新市の農業委員会としては農地の流動促進についてはどのように取り組んでいるのか、現状と課題についてお伺いをいたします。

2点目として、旧名寄市と風連地区では合併前には農地のあっせん方法の違いがあったと聞いておりますが、その内容と今後合併後どのような方向で進んでいるのかお伺いをいたします。

3点目は、理事者にお伺いをいたしますが、農地流動化の問題については農業委員会や地域の役員の方々だけでなく、各関係機関や農業者も含め、知恵を出し合い、既存の方法にプラスした流動システムを構築していく時期が来ていると強く感じますが、その御見解をお伺いをいたします。

この場からの質問は以上とさせていただきます。

**○副議長（堀江英一議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** おはようございます。ただいま日根野議員から大きな項目で3点にわたって御質問いただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長から、3点目の1と2につきましては農業委員会会長から、小さな3点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、定住促進についてお答えをいたします。団塊世代の退職を迎えるに合わせ、同世代の移住、交流を進めていくことは定住促進の点から重要と考えております。名寄市は、昨年設立された北海道移住促進協議会に加盟し、また北海道の北の大地移住促進事業における登録市町村とし

てほかの市町村と一体となって移住のPRを行っているところであります。また、名寄市のホームページ上にワンストップ窓口を開設し、さらにふるさと会の会報などを通して移住情報を提供しているところであります。今後は、さらなる情報発信としてホームページの充実、パンフレットの作成などによるPR事業を積極的に行いながら、管内市町村や北海道と連携し、移住体験ツアーなどについても検討するなど、積極的に取り組みたいと考えております。

名寄市は、道北の中心都市として交通の便、医療機関の充実、公立大学で若者が集い合う場、また住みよさランキング上位に評価される都市でもございます。また、何よりも自然豊かな環境など恵まれた立地条件があると考えております。これらの特色を生かし、都市住民と交流拡大に取り組んでいきたいと考えております。また、UターンあるいはIターン、就農希望者等についても田舎暮らしや農的暮らしのよさを発信していきたいと考えております。

次に、旧風連町が定住の促進策として平成4年度から実施してきました持ち家住宅促進事業、また平成16年度からの現在特例区事業で継続されています定住促進事業の政策評価と今後の考え方についてお答えをいたします。旧風連町では、進行する過疎化対策として、町内に定住させる環境づくりと町外からの移住を積極的に受け入れるため、平成4年度から持ち家住宅促進事業により地域の活性化を目指した定住促進事業を展開し、制度の変遷を経ながら、現制度の定住促進事業が特例区事業として継続され、平成18年度で終了することになっているところであります。今までの実績につきましては、15年間で住宅建築及び購入助成で253件、家賃助成で22件の補助申請があり、総額で3億245万円の補助金を交付してきております。自己所有の住宅建設等により定住が促進されたほか、町外からの転入者も39世帯で、人口の流入に一定の成果があったと判断し

ているほか、固定資産税、市民税などの市税収入や地方交付税の算定における人口数、また商工業などの住宅建築や日常生活における経済効果などが評価されているところであります。

次に、平成18年度で終了いたします特例区事業の定住促進事業については、名寄市全体の施策として定住対策を取り組む必要があると考えており、さきに申しあげましたとおり名寄市総体での定住、移住の推進を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の空き家、空き店舗の有効活用について申し上げます。空き家、空き店舗の住宅活用につきましては、地域の活性化の点からも大変好ましいことと思っております。旧名寄市は、安全、安心の観点から、平成13年度に廃屋を含め空き家の実態調査を行いました。結果は、市内に約170軒の廃屋を含めた空き家がありました。調査から5年を経過した現在、さらに軒数が増加していると推測されます。また、市内の商店街でもここ数年空き店舗が目につく状況にあります。現在空き店舗活用についての支援制度は、中小企業振興条例において対応しているところで、制度の内容につきましては店舗、商業を営むこととしており、家賃の年額の2分の1、限度額60万円と定めて支援してきております。平成8年に制度ができて以来、これまで9件の利用がありました。また、商店街区における空き店舗情報につきましては、商工会議所のホームページでも紹介をしております。現在は本人の了解をいただいているもの6件についての情報発信をしております。

移住、定住の受け皿としても空き家、空き店舗などの既存ストックの活用は重要と考えているところであります。そのためには市内の不動産業者やアパート、マンション経営者などと連携を密にして、市のホームページ、移住、定住、住まいの情報や短期移住体験PR、チラシに空き家情報も掲載できるよう検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたい

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大項目2の風連の高校存続に向けた最善の努力をについてお答えいたします。存続に向けた経過と市民の声についてお尋ねがございました。風連高校は、昭和26年に名寄農業高校風連分校として開校されて以来55年間にわたり地域に密着した高校教育を展開し、風連町の教育文化の振興に大きく寄与してまいりました。しかし、少子化、過疎化など急激な社会の変化に伴い、近年は入学者が40名を切るなど厳しい状況が続く中、旧風連町では特色ある教育活動を支援する傍ら、風連高校の存続に向けた努力を続けてまいりましたが、生徒の減少には歯どめがかからず、今年度は全学年1間口となったところでございます。

また、北海道教育委員会が今回策定いたしました平成20年度以降の高校教育のあり方についての原案では、将来の望ましい高校像を定めた上で、3間口以下の高校は原則統廃合の対象とすることが明らかになりました。これを受けまして、去る7月25日には風連高校教育振興協議会会長、風連高等学校同窓会長、PTA会長などが道教委に存続の要請を行い、名寄市教育委員会といたしましても9月5日に教育長が道教委を訪ね、風連高校の存続とその可能性について話し合いをいたしました。さらには、去る11月22日の道教委主催による新たなる高校教育に関する指針に係る地域別懇談会終了後、担当主幹2名ほか道教委の幹部と特別に懇談を重ねたところでありますが、結果といたしましては平行線といえますか、余り明るい材料は見当たらなかったのが実態でございます。

風連高校存続にかかわる市民の声につきましては、6月29日の風連高校教育振興協議会総会、また8月21日の東風連を皮切りに13会場で開催いたしました総合計画にかかわる地域懇談会、

今回の総合計画策定中間報告会などでも御意見をいただいておりますが、風連地区の皆様への存続に対する熱い思いとともに、一部かなえの軽重を問う意見などもあったところでもあります。また、6月の名寄市議会以降議員の皆様にもいろいろと御議論をいただいているところでもございます。

次に、存続を目指しての選択肢についてお答え申し上げます。道立高校として存続するために考えられることといたしましては、一つには単独での存続、二つには旧名寄市で2カ年間かけて有識者の皆様にまとめていただいた産業キャンパス型高校への再編、三つには普通科高校2校によるキャンパス型高校、そのほかにも風連地区での小中高等学校一貫教育の推進に伴う存続などの選択肢がございます。これらの可能性につきましては、道教委とも逐次懇談を重ねてまいりましたが、産業キャンパス型高校につきましては、産業キャンパスそのものが職業高校の融合体を目指していることから普通科が加わることは難しいこと、普通科同士の地域キャンパス校につきましては道教委としては通学困難地域を想定していて実現は難しく、中高一貫校につきましてはこれ以上実践校をふやさない方針とのことでもございました。また、そのほかにも福祉学科への転換などについても御意見がございましたが、1間口校の学科転換は実施しないとのことでもございます。

次に、単独での存続についてでございますが、道教委としてはまずは1間口校から統廃合を進めていくとの基本的な考え方を固めているところでございまして、今後の風連高校の入学者数、いわば充足率が大きな課題となっております。平成19年度出願者数が1月下旬にはおおむね確定いたしますが、道教委が存続の最低基準としている20名を上回るかどうかも含めて、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、市立高校としての存続の可能性についてお尋ねがございました。御案内のとおり近隣では音威子府村が美術工芸科、剣淵町が農業生活科1

間口の高校を有しており、平成18年度入学者がおといねっふ美術工芸高校で定員40名のところ37名、剣淵高校で39名と高い充足率となっております。音威子府村の高校に対する平成17年度予算額はおおむね2億1,800万円で、そのうち村独自の持ち出しは1億1,700万円程度、また剣淵町では町職員の人件費を含め予算額がおおむね1億8,800万円で、町単独の持ち出しは5,000万円程度と伺っております。仮に風連高校を市立として現在の充足率から試算いたしますと、1年間におおよそ5,000万円の市単独での財政負担が予想されるところでございます。また、普通科1間口校として存続させる場合、全道的にも特色ある教育活動の展開や教育環境の充実にも難しい点が多く、多くの生徒が集まる可能性も薄いことなどから、市立として存続させることは困難があると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 泉谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（泉谷昭夫君） 日根野議員の御質問にお答えをいたします。

国は、昨年3月、新たな食料・農業・農村基本計画を示し、食料自給率向上など実現に向けた取り組みの推進とともに同基本計画における重要施策の一つとして、経営所得安定対策等大綱に基づき平成19年度からこれらの対策が実施されることでもあります。また、一方でWTO農業交渉、FTAを含むEPAにおける新しい貿易ルールづくりが正念場を迎え、現在オーストラリアとの交渉が取りざたされておりますが、北海道農業に大打撃を与えるおそれが極めて高く、農業、農村は大きな転換期を迎えております。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢も農産物価格の低迷など一段と厳しさが増すとともに、高齢化に伴う農家戸数の減少、後継者不足など農村地域の活力の低下が懸念される中、地域農業を支えるすぐれた担い手の育成、確保や法人化を進めることが重要な課題となっていると考えております。

11月29日、全国農業委員会会長代表者集会上川地方農業委員会連合会副会長として参加する機会をいただきました。とりわけ我が国の農業を取り巻く現状は、高齢化や担い手不足、規制緩和など厳しい状況に直面しており、全国の農業委員会会長代表者が一堂に会し、農業委員会での取り組み課題と対応について研修をいたしてまいりました。さらには、北海道選出国會議員に対しまして農政諸問題の対応策について陳情、要請をしてまいりました。

当農業委員会におきましても本年2月、旧風連、旧名寄市農業委員会合同で北海道農業会議から講師を招き、農業生産法人の勉強会を開催したところでもあります。旧名寄市農業委員会におきましては、後継者の配偶者対策として北北海道で農業をやってみるかいツアーを実施してまいりました。本年は、旧風連町との合併もあり、風連地区からも2名のツアー参加をいただき、また風連地区の農家の協力をいただき農業体験を取り入れ、7回目のツアーを実施したところでもあります。これまで先月の成婚を含め8組が成婚をいたしております。また、11月17から19日に開催いたしました品目横断的経営安定対策の面積要件、6.8ヘクタールでありますけれども、この面積に達しない農家を対象とした相談会におきましても市、農協、農業委員会関係機関が連携し、実施したところでもあります。なお、これまで旧風連町、旧名寄市で行っていましたが首長への建議書の提出を本年12月21日に予定しております。建議項目の中には担い手の育成、確保や担い手不足に伴う高齢化に対する施策なども要望しており、これらの施策が結びつき、地域の農地の流動化推進の一方策になるものと考えております。

次に、2点目の御質問でありますけれども、旧名寄市のあっせん方法につきましては、相談を受けた担当地区の農業委員より連絡、または農地の所有者から直接事務局に農地あっせん申し出があり、農業委員会事務局に備えてありますあっせん

譲り受け候補者名簿から農業委員が各候補者に連絡をとります。農地の権利を取得させるべきものについては、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき担当地区農業委員は隣接地区の農業委員と協議をし、買い受け希望者を選定いたします。あっせん価格につきましては、農業委員2名と当事者、事務局であっせん委員会を開催、あっせん申し出者、買い受け予定者、個別に希望価格を聞き取りし、双方価格に隔たりがある場合、農業委員が歩み寄ることが可能かどうか判断し、調停作業に入り、あっせん申し出者、買い受け予定者がお互い納得の上、成立いたすことになっております。

旧風連町のあっせんにつきましては、農地あっせん申し出者は、農業委員、農地流動化推進員とで構成した各地域に設置しております農用地利用改善事業実施組合、風連地区には12組合ありますけれども、これを經由し、事務局に申し出書が出されます。地区改善組合にてあっせん譲り受け候補者名簿から農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき買い受け予定者の選定及び地区の近年の価格動向や近隣地区の価格、土質あるいは作業効率などを参考に価格を設定しております。また、地元買い受け予定者がいない場合は、隣接の改善組合にお願いをし、買い受け予定者を選定いたします。あっせん委員会は、当日は地元隣接農業委員3名と地区改善組合の3名及び会長、事務局にて開催し、改善組合よりあっせん価格をあっせん委員会に提示し、承認された後その価格をあっせん申し出者に提示し、了解を得る、その後改善組合から買い受け予定者を提示し、買い受け予定者にあっせん委員会で預かった価格を伝え、了解すればあっせんが成立いたします。

今後でありますけれども、風連地区は長年、昭和57年に農用地改善事業組合が設立されました。以来今日までこの方法が続いているわけでありまして、この方法は当面続けていくつもりであります。さらに、名寄地区におきましても今まで長年

とってきた方法でありますから、これが最良なのかと考えております。合併後名寄地区においては、合併により地域の状況を一番理解している農業委員が大幅に減少したことにより、風連地区に設置されておりました農地流動化推進員制度を名寄地区にも取り入れ、農地のあっせんに際し地域の実情等がより反映されるよう組織の充実を図ってきたところであり、農業委員会としてもますますその使命の重大さを痛感しているところであります。かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋の農業委員会系統組織理念のもと、これからも農業委員一致協力し、その職責の重さを肝に銘じ、地域の特性を生かした農業、若者に魅力ある農業、農村確立のため最善の努力を尽くしてまいりますので、今後一層の御指導、御高配を賜りますようお願いを申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きい項目3の（3）、新たな流動化対策の構築についてお答えを申し上げたいと存じます。

先ほど農業委員会会長から御答弁がありましたように、少子高齢化に伴う農業労働力の低下の中での農産物価格の低迷及び来年度から導入される品目横断的経営安定対策を初めWTO並びにFTA、EPAの外圧など、農業を取り巻く環境は極めて厳しく、大きな転換期を迎えております。本年8月に新名寄市農業・農村振興計画策定に伴う農家経営意向アンケート調査を市、農協、農業委員会連携のもと全戸配布、回収を行い、配布戸数730戸、回収率96.7%と農業経営に対する関心の高さがうかがえるところでございます。この中で多くの農家が農業後継者問題を経営上の課題ととらえており、農業の持続的な発展を図っていくためには効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営の計画的な改善に取り組む意欲と能力のある担い手の育成、確保を図ることが急務となっており、関係機関、団体が共通の目標のもと

に一体となって認定農業者の育成やUターンや農外からの新規参入希望者、農業経営の法人化など、地域農業の担い手育成、確保と経営改善の促進に向けた担い手育成支援の対策に取り組む必要があるというふうに考えているところでございます。また、高齢農家や兼業農家も地域の中核的農業者との連携や役割分担により、高齢農業者が農村地域に定着できるよう農作業の共同化分業化など労働力に応じた農作業に従事し、地域農業の一翼を担えるよう推進してまいります。

19年度より新たに産地づくり対策が再スタートいたします。これまで旧名寄市、旧風連町においてそれぞれの事業メニューの中で交付金を配分してきたところでありますけれども、新対策におきましてはこれまでの3カ年間の実績と検証を踏まえ、担い手対策や農地流動化対策への活用を図ることにより農地の流動化が促進されることと考えられますので、今後新対策の中で助成内容について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

新たな農地流動化推進のシステムにつきましては、アンケートの中におきまして、一つ目には地域において農地保有合理化法人の設置、二つ目として農地の地域内農家の共同利用、三つ目として農作業受託組織の育成などが実施すべき対策として多くの意見が寄せられており、農業・農村振興計画策定の中で議論を深めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、担い手対策と農地流動化対策は表裏一体のものであります。現在策定中の総合計画及び農業・農村振興計画に基づき、各種施策を農業者、行政、農業関係団体が連携を図り、推進してまいりますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 最後に御答弁がありました農地の流動促進についてから再質問をさせていただきます。それから、本日は泉



谷農業委員会長にも出席をいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、あっせん方法の違いについてお伺いをいたしたいと思いますが、間違いがあれば訂正をしていただきたいと思います。名寄地区の場合は売り手が農地の値段を決めてあっせんをします。その中に調停役として農業委員会が入ることだと思っておりますけれども、また風連地区の場合は農地の価格については第三者、地域の役員や農業委員を含めて第三者が価格を決めてあっせんをすることになってございます。そしてまた、風連地区の中においてもあっせん方法については、あっせん価格については地区によってはあっせんの当日に知らされる場合と、またあっせん価格を提示しながら買い受け者を募るという場合もあると思っておりますけれども、それらの違いを今後、今の答弁でございましてそれぞれの地区のやり方で踏襲するということでございますが、共通できる部分を見直して、すべて統合ということにはすぐはいかないと思っておりますけれども、それぞれのいいところの部分を通称化しながら、最終的にはあっせん方法についても一本化するの私が望ましいのではないかなというふうに考えておりますが、会長の見解をお伺いをいたします。

○副議長（堀江英一議員） 泉谷農業委員会会長。  
○農業委員会会長（泉谷昭夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたけれども、まず旧風連町の方から申し上げますと、風連町農用地利用改善事業実施組合、略して農地改善組合と常日ごろ呼んでおりますけれども、これにつきましては昭和57年度にできたものでございます。それ以来今日まで地域のあっせんにつきましてはまず改善組合に御相談をいたし、改善組合で事前協議がなされております。その中で価格を設定して、当日あっせん委員会、農業委員3名を含めた6名によりますあっせん委員会の中で発表し、その中で協議を皆さんでして、決定をすると、このようなこと

をとってきております。ですから、日根野議員が申し上げましたように、どこかでその前に買い受け予定者あるいは売り渡しに話があったという話も今ちらっとありましたけれども、原則としてあっせんというものは事前にそのようなことを伝えるものではありませんから、私はそのようなことではないと思っておりますけれども、そういうことがあるのかもしれない。12も組合ありますから、これは何となく漏れるということもないとも言いきれないと思っております。ただ、それが原則だと思っております。

農地価格設定するに当たりましては、一生その本人がかかってつくり上げた農地を売り渡すわけですから、慎重の上にも慎重でなければならないと思っております。さらには、1代も2代も3代もかかってつくり上げた農地でもありますから、なおのことだと思っております。そういった中で、私は旧風連町のこの改善組合のあり方というのは、農家の方にも十分理解を得ていますし、信頼もされていると思っております。

それから、名寄の方式でありますけれども、名寄の方式につきましては、実は私合併してわずかな間でございますからあっせん委員会にも出ておりませんし、申しわけないのですが、よく存じてもおりません。ただ、その中で両方から、売り手から価格の希望を聞き、買い手からも希望を聞くと。その中で、あっせん委員会の中で協議をしながら歩み寄っていくという形をとっているようではありますが、風連地区におきましてもそのようなこともないとは言えないのです。改善組合で設定いたしましても買い手が納得しない場合もありますし、売り手も納得しない場合もありますから、これを何時間もかけて調停する場合があります。さらに、名寄地区では先ほども申し上げましたように農地流動化推進制度を設けまして、風連の形に近づいてきたのかなと思っております。基本的には私は農地の価格を設定するに当たっては、本人を交えない中で価格を設定するのがあっせんの

趣旨からいって当然だと思っていますから、将来的にはその形になるのが望ましいのかもしれませんが、急に今までなじんだものを変えることにもならないと思いますから、徐々にいい方向に向けていければと思っています。

以上、御答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 今後ますます売り手が多くなって、その作業も大変ではないかなという気がします、売り手側の気持ちとしても本当に自分の農地を売りに出したときに売れるのかどうかということが最も心配ではないかなというふうに思っていますし、現に近所の方でも一回売りに出したのですけれども、近所の方では買い手がないということで、売りに出すのをあきらめたということも多々あるわけございまして、その辺が例えば近所でいなければ隣の区ですとか、それでもいなければ校下単位ですとか、それでもいなければ風連地区、それでもいなければ全市、それにわたっての買い受け者を募るといふか、そういった方向も今後必要になってくるのではないかなと思っていますのですけれども、現行の方法とそれらの今後の見通しについてお伺いをいたします。

○副議長（堀江英一議員） 泉谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（泉谷昭夫君） お答えをいたします。

ただいま日根野議員より従来小さな組合の中では探し切れない場合、隣接する組合に御相談を申し上げ、さらにそれでも見つからない場合は全市的な中で相談をしてはどうかと、このような御質問であったと思います。実は、このことにつきましては数年前から改善組合からも出されております。そんなことで、年に1回農用地利用改善事業連絡協議会、これの会長が私でもありますから、その1年に1回の総会の中でも皆さんに御提案を申し上げ、御相談を申し上げました経過もございまして。その中で、一方ではそのようなことを提案する地域の会長もおりますし、また一方では自分

たちのところでさえなかなか買い手が見つからないで余っているのをほかの方もそれで買い手がたくさんいるのならよろしいのですけれども、そこも同じような状況でありますから、それはやってもなかなか実効が出ないのでないかと、こんなような意見も出ました。そんなことで延び延びになっておりますけれども、日根野議員の言うのも当然でございますから、ことしの総会におきましてはさらに皆さんと御相談をいたしまして、話を進めてまいりたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） この関係について市の方にも再質問させていただきますが、今後の農家戸数の減少についてはそれぞれ御承知だと思いますが、60歳以上で後継者がいない戸数が昨年で297戸、恐らくことしに入ると300戸を超しているのではないかなというふうに思いますが、今後10年、15年のうちにはその方々はリタイアをされるだろうというふうに思っております。そうすると、300戸以上となりますと今現在の旧名寄市の農家戸数に匹敵するぐらいの農家戸数の減少ということが見込まれるわけなのですが、このことを踏まえると農地の流動化については一つの農業委員会だけでしよえる部分ではないというふうに私も考えておりますが、まちの方では農業振興対策協議会ですとか、あるいは審議会を持ってございまして、その中には農地の流動化についての部会はないというふうに思っておりますが、その辺今後検討されるのか、私はされた方がいいのではないかなというふうに思っておりますが、御見解をお願いいたします。

○副議長（堀江英一議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありました。車の両輪といいましょうか、深刻な事態ですと、農地の流動化、担い手、これにつきましてはゆゆしき問題でありますから、そういうふうに行政の方も受けとめております。お尋ねのように農業振

興対策協議会、こちらの中でのこういった農地に関する検討部会というのは現在のところ特別持っておりません。したがって、今前段申し上げましたように私どもの方も生産という部分もさることながら農地、担い手、これらにつきましては農業施策の根幹だというふうに押さえておりますから、今後また農業振興対策協議会の中での新たな部会をできるのかできないのかということはこちらでは申し上げられませんが、そういった御相談をさせていただいて、農地あるいは後継者等々含めた物の考え方を整理していきたいというふうに考えているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 続きまして、風高の存続についてでございますが、ちなみに風連高校がもし廃校になってなくなったといった場合の経済損失の試算はどのぐらいか検討されているのかお伺いしたいのと、私の心配するところはこのまま2年後あるいは3年後に募集停止ということになった場合に風連地区の住民の意識として、同じまちに普通高校が二つあるということは合併によって風高がなくなったというような意識が強く残るのではないかなというふうに感じているのですが、そういう意識を住民に持たせないためにも教育長、または教育委員会は事あるごとに道教育委員会の方針や市の教育委員会の今までの活動や努力を広く報告をし続けてほしいと思っているのですけれども、また特に風連地区の住民には今置かれている風連高校の立場を十分理解してもらうような説明をしなくてはならないというふうに考えているのですけれども、先日行われた懇談会でもこのことは出てこなかったわけですが、そのあたりの説明責任に対する認識についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 風連高校は、長い歴史を持った中で現在の風連地区に大きな貢献をして

きたということでございます。先ほど部長の答弁にもございましたように、現状としては大変厳しい状況にあるということで、私も再三機会があれば道教委とも風連高校の存続について議論を重ねてきているところでありますが、なかなか私たちが考えているような方向性での妥協点が見つからない、こういう実態があるわけでございます。

そういう中で、一つはせんだっての8月から開催された地域懇談会の中でも幾つかの会場で風連高校についてのお話ございました。そういう中で、私はそういう現状をお話するとともに、市民の御意見にも耳を傾けてきたところであります。それは、片方では形を変えてでもいいから風高を存続すべきだという、そういう熱い思いと、また片方では例えば風連の農家の方に風高に入れるかどうかアンケートをとって見たらどうだと、本当に入れるのだろうかというような声もあつたりいたしました。それから、あるいは市内の高校、名寄農業高校と風連高校と比べたらどっちが大事だと教育長思うのだと、こんなきつい意見もあつたりしたところでございます。しかし、そういう極端なお話は別にしまして、それぞれそういう御意見や思いがあつたところでは私は現状を説明させていただきました。

先ほど市立高校としてのお問い合わせもあつたわけでございますが、確かに教育は百年の大計ということで、未来への投資とも言われております。しかし、その中でも現状を見たときには大変難しいものがあるということも事実でございます。こういうことも今後もやはり機会あるごとに市民ともお話を進めていきたいと、こんなふうに思っておりますし、もちろん市立として難しいからだめということではなくて、何とか道立でも存続できる道はないのか、また引き続き道教委とも協議を重ねていきたいと。道教委としましては、当初は年内に20年度以降の高校再編について原案提示と言っておりましたが、現状ではかなりずれ込む予定でございます。そういう中では、私もまた再

三道教委にそのこともお話ししてまいりたいと。

それから、経済的損失についてということでございますが、正確に経済的損失を現在のところ計算はしてございませんので、後ほどまた議員に資料としてお渡ししたいと、こんなふうを考えております。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 市立高でも存続は難しいというような最初の答弁もございましたが、先ほど近隣の剣淵高校の例も出されておりましたが、私の聞いたところでは5,000万円ではなくて2,600万円ほどではないかというふうに聞いてございますが、この関係についてはほかの町の高校でもありますし、深く言いませんが、前例としてほかの市立高が幾らかかっているからどうだということではなくて、名寄市が設立をするならどういう学科が有望で、それを設立する、維持する、あるいは管理するにはどのぐらいの支出になるかということで市の見積もりとして作成し、判断をすべきではないかなというふうに感じております。また、そういう努力や誠意も結果はどうあれ必要ではないかなというふうに考えてございますので、その辺の見解をもう一度お聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ただいまほかの学校のことを参考にでなくて、市で見積もってはどうかというお話だったのですけれども、参考といたしましたのは両方とも1間口校ということで、職業学科と普通科高校の違いがありますけれども、規模的には似たり寄ったりでないかなというようなことで剣淵町さんと音威子府さんにお伺いしたわけです。

それから、2,600万円の話ですけれども、これは私どもも聞いたのですけれども、学校にかかっている経費と公債費という形で2,600万円と押さえております。ただ、その中には、事務長とか職員が17年度で4名学校の方に従事しており

ました。その方の人件費が入っていないということだったものですから、一人頭低く見積もって600万円かなということで足した数字がさっきの5,000万円です。

それから、経済的損失、これは先ほど教育長もお答えしたとおり私どもの方では正確にはちょっとわからないのですけれども、風連高校を維持するための経費としては、これは17年度です。17年度、17名の教職員の人件費も含めまして1億6,000万円ほどかかっているというふうにお伺いしております。

○副議長（堀江英一議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ちょっと補足いたします。風連高校は、平成17年度は3年生が2クラスでございました。そして、2年、1年と1クラス、今年度3クラスで、全学年1クラスということになったわけでありまして。そういう意味ではちょっと今金額は膨らんでいるわけでございますが、支出は1億6,000万円程度、そして収入は675万円が入学料とか授業料とか、それからそのほかに交付税措置としまして1億745万円程度、差し引き約5,000万円程度、こういうことで知らされておりますが、これは4クラスですので、3クラスになればもう少し財政負担ふえるのではないかなと、こんなことを考えております。

○副議長（堀江英一議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） もう時間もないので、新たな定住促進について再質問をしていきたいと思いますが、名寄市もいいまちだということで情報発信をしているということでございますが、いいまちだから来てくださいと言ってはいるのですけれども、いざ来たときに、名寄市にいいまちだから住みたいといったときに、では住むところはどなのだということになると思うのですけれども、その辺の施策について考えておられるのかお伺いをいたしたいと思っておりますし、また国交省で行っているUJIターンホームページで全国の各まちの施策をそこを見れば全国どこでもどうい

策を行っているかということがわかるサイトがあるのですけれども、名寄市のページを見ますと名寄市は何もやっていないまちということで紹介をされているのですけれども、その辺の施策、国交省に対する申請はどうなっているのかお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきましても、名寄市のホームページに名寄市の移住・定住情報ということで大きく7点に分けて名寄市のセールスポイント、住まいの情報、安心して暮らす、楽しく暮らす、便利に暮らす、こだわり、その他というふうな形で、それぞれ情報の発信をしております。今日根野議員がおっしゃった住まい情報の関係、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、現在あるこのホームページをさらに充実をしたい、していかなければならないということで御答弁させていただきました。これには住宅関係では公営住宅関係の部分だけの掲載でありますから、各市町村見ますと写真を入れて住宅の空き住宅ありますとかという非常にわかりやすいホームページがありますので、これについても不動産業者の方とも協議をしながら、リンクをして情報の発信をするようにしていきたいと、このように思っているところであります。

それと、国交省の関係でありますけれども、それについては私も確認をさせていただきました、施策ということではすべてバッチンがついておりました。これは4項目だと思いますけれども、3項目については名寄市としても施策として、就農のUターン、Jターンの関係だと思いますけれども、それについては早急に訂正をするように手続をさせていただきたいと思っておりますし、さらに北海道で18年度にこれをつくって、これに市町村としてうちの方も加盟をしております、30市町村ぐらいが入ったパンフレット、それぞれ関係機関に配付をしているのですけれども、これにつきましても19年度には掲載をするということで取

り組んでおります。北海道生活体験「ちょっと暮らし」ということで、関係機関に配付をするものですから、ホームページの充実とあわせて情報発信を積極的にしていきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

なお、泉谷農業委員会会長様には御退席いただいて結構でございます。

財政展望と19年度予算編成にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問をいたします。

最初に、財政展望と19年度予算編成にかかわってであります。19年度の予算編成については、市長は11月2日、各部署所長に訓令を発し、同日総務部長名で各課長、参事、主幹に対して事務連絡文書が出され、12月5日を期限に予算編成資料の提出が求められました。この訓令の中では、市長は国の予算編成作業や地方財政の状況、名寄市の財政状況を述べながら、今後の財政不足は4から5億円と見込んでいると強調するとともに、合併により高齢化が上昇し、農業が産業の核になることで保健福祉、農業基盤整備などに要する経費が増大することから、大胆な発想の転換をしなければ予算編成は困難になることも予想されるとしています。この大胆な発想の転換は、事務事業の一元化に工夫を凝らし、効率的に進めることを求めたものと推測されますが、具体的にどのような発想の転換を求め、数値目標などはどう設定されているのかまずお伺いをします。

また、事務連絡では予算編成に当たっての基本方針の中で市民との情報共有化、協働のまちづくりを進めるため可能な限りさまざまな意見などを集約し、予算に反映させるとしていますが、具体的にはどのような意見集約を図られたのかお知らせをいただきたいと思っております。さらに、事務事業

の見直しについては、新行財政改革推進計画に基づき廃止も含めた再構築を行うとしていますが、現段階ではいまだ新行財政改革推進計画は示されていません。何に基づいて見直しを行うのか、その中であって廃止も含めた再構築を想定している事務事業があるのかお伺いします。

19年度は、新名寄市総合計画のスタート年でもあります。普通建設事業費にかかわっては、事務連絡では新総合計画記載予定事業に基づき計上すること、その他事業については緊急度を考慮して計上することとしていますが、一方訓令でも市民に提供するサービスの範囲と地域住民の役割との調整を図り、過大な負の遺産を後世代に残すことなく、年度内のバランスをとり、適切な事業選択と公債費管理により住民福祉の増進に努めるとしてありますが、現段階において来年度の主要事業をどうお考えになっているのかお伺いします。

旧風連町、旧名寄市の合併に伴い誕生した新名寄市に対する合併支援は、特例債で74億4,000万円、特例基金で11億7,000万円であることが明らかになりました。総合計画策定審議会で示された財政の見通しによりますと、19年度以降の財政運営上の課題として旧名寄市で6,500万円、旧風連町で5,300万円の減額が見込まれる新型交付税の導入、農業がまちの産業の核となることでニューパワーアップ事業の継続、農家負担の軽減により3億5,000万円の負担増、合併に伴う公共施設の改修事業の増加などの見通しが示されましたが、その中であって予算額185億円から195億円の規模を見込み、うち普通建設事業はおおむね30億円を確保、地方債の借り入れ規模は臨時財政対策債を含まずおおむね8億円から10億円とし、市民ニーズに対応した施策展開を目指す姿勢が打ち出されました。しかし、一方ではさきにも述べましたとおり市長自身過大な負の遺産を後世代に残すことなく、年度内のバランスをとり、適切な事業選択と公債費管理を求めています。さきの平成17年度決算審査特別委員

会の議論で、市長は合併特例債の総枠活用姿勢を示しました。3年据え置きを含む20年償還、70%は交付税で見込まれる合併特例債は、同じく交付税で70%見込まれますが、3年据え置きを含む12年償還の過疎債より有利な起債ではありますが、実質公債費比率が19%となっている名寄市にとって有利とはいえ将来に負の遺産としないためにもより慎重な活用が求められると考えられますが、改めて市長の見解を求めます。

また、検討が進められている新名寄市総合計画の前期5年間での合併特例債の活用上限をどうお考えになっているのかお知らせをいただきたいと思えます。

事務連絡では、節別の積算の中の報酬及び賃金で嘱託職員などについての計上を求めています。この際嘱託職員、臨時職員の報酬算出基準についてお知らせをいただきたいと思えます。また、嘱託職員については現在63歳、臨時職員については同60歳を限度に再雇用しないという基準が設定されていますが、年金の支給年齢が65歳になろうとしている現状下にあっては再考も必要と考えますが、御意見をお伺いします。

次に、教育行政にかかわり3点についてお伺いします。1点目は、現在大きな社会問題化となり、さきの決算審査特別委員会でも多くの質疑が行われたいじめ対策についてであります。教育長自身市内小中学校でいじめが存在していることを認識しているようですが、対応策については各学校でいじめに対するアンテナを張りめぐらせている、スクールカウンセラー、ハートダイヤルなどの相談体制を確立している、特認校の活用などを通し、いじめが大きな事件に発展しない体制の確立を強調しています。しかし、対応策は教育委員会内部及び関係機関、学校に重きが置かれ、より重要と思われる家庭教育、地域教育に手が届いていないのではないのでしょうか。子供たちがいじめられている、いじめているの情報をいち早くキャッチできる可能性は、学校よりも家庭、登下校

時や遊んでいるときの状況で情報をキャッチできるのは地域ではないでしょうか。つまりいじめを大きな事件とせず、未然に防ぐ最大の策はいじめを名寄市においては社会教育を所管する生涯学習分野の重要課題と位置づけ、社会教育にかかわるすべてのセクションに正しい情報を発信し、未来を担う子供たちを一人でも多くの市民が見守る体制の構築が必要と考えますが、御所見をお伺いします。

子供たちを中心に市民が待ち望んでいた南水泳プールが完成し、いよいよ来年から活用できるようになりました。今議会でも設置条例案が提出され、総務文教常任委員会で審査が行われますが、ここでは同プールの施設整備についての考え方を伺います。同プールは加温式プールであり、室内の熱効果を高めるため合わせガラスのトップライトを採用したものであります。名寄市は、夏の温度差が60度を超える自然環境にあります。特に夏は30度を超え、日差しも強い日が続きます。しかし、春先や秋口は風もまだ冷たく、子供たちの間でも毎年のように風邪が流行しています。このような自然環境であるにもかかわらず、同プールには強制換気装置がありません。また、近年はノーマライゼーションやバリアフリー、ハートビル法など身体障害者であっても健常者と同じように公共施設を利用できる取り組みが求められています。特に体に障害があっても水泳などのスポーツを楽しむ人が全国的にもふえていますし、応援のために公共施設を訪れることに対応できる施設整備も求められています。同プールではこの社会状況をどう判断し、どう配慮されているのか、さきの強制換気装置を含め考え方を伺いたしたいと思います。

現在教育委員会では、小中学校適正配置計画の協議が進められております。まず、現在までの検討経過と今後の見通しについてお示しをいただきたいと思います。また、同計画は教育都市を標榜した名寄市の根幹をなすものでありますので、新

名寄市総合計画との整合性について見解をお伺いします。

最後に、市立病院の将来像にかかわりお伺いします。病院経営上においても患者、家族においても動向が注目されている精神科医師確保について病院側が最終めどとしていました12月も残すところあと半月ほどとなりました。来年4月以降の見通しについてまずお伺いします。また、さきの決算審査特別委員会で佐古院長は、女性医師と女性看護師確保策の一環として24時間保育所の検討姿勢を示しましたが、現在までの検討経過と今後の見通しについて、さらには病院経営安定に向けて実施段階にある事項、検討段階にある事項、検討課題である事項別にお伺いし、この場からの質問を終わります。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま佐藤議員の方から大きな項目で3項目にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては市立病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

1点目の19年度予算編成にかかわっての市長訓令と事務連絡の関係についてお答えをさせていただきます。御質問にありました大胆な発想の転換はでございますけれども、これは一つには旧風連町と旧名寄市の合併を機に職員の意識改革と発想の転換がまず必要であること、二つには目まぐるしく変化をする行政需要及び住民の価値観に対応すべく行財政運営の基本的な姿勢として職員に指示をしたところでございます。長く続く歳入不足と大きく依存してきた基金が枯渇することも想定されまして、地方自治体の破綻が報道される中で特に強調して訓令としたところでございます。合併をしてもそれぞれのまちの手法に大きな差異があり、見直しには一定の時間経過が必要な場合もありますが、既得権や既成概念にとらわれず、緊急性、必要性の高い事務事業であることを基本

に、数値目標は設定しないで可能なものから見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、予算への意見反映につきましては、合併したこと、住民の価値観も多種多様であること、新総合計画が同時で進行していること、予算要求から市長査定まで2カ月弱の期間でもあり、行政需要の把握に従来よりも一層慎重を期すよう指示したところでございます。新行財政改革推進計画は、合併に伴うさまざまな計画策定が同時進行しておりましておこなっております。1月の市長査定までには間に合うものと考えております。予算要求に上がりました見直し予定の事務事業につきましては、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。廃止を含めた事務事業の具体的な見直しにつきましては、予算要求を集計、点検中でございますので、内容を精査し、市長査定で結論を出していきたいと考えております。

次に、19年度の主要事業でございます。新年度の主要事業の具体的な内容につきましては、現在新総合計画を策定中であり、予算要求が同時進行しておりまして、いましばらく時間をいただきたいと思っております。普通建設事業費は、平成13年度から多額な臨時財政対策債の借入れが始まり、旧名寄市が平成14年度、過疎地域の指定を受け、旧風連町も過疎債を有効活用していたことで平成19年度から21年度の3カ年間の公債費償還額は毎年25億円に達し、さらに18年度借入れ分の利子が上乗せになることから、継続事業中心の計上になるものと考えております。さらに、農業基盤整備事業では道がニューパワーアップ事業の継続を決定したことにより、農家負担の軽減を図り、地域経済への波及効果も考慮し、事業採択を進めております。また、本年度で既に国、道と協議が相当進んでいる事業についても新総合計画の議論を踏まえながら、予算化を進めてまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の活用についてお答えをいたします。合併特例債は76億4,000万円と多額

ですけれども、国の構造改革に伴う地方交付税の削減、過去国が地域活性化の目玉として推進してきた箱物の建設に急速にブレーキがかかり、なかなか活用しづらい状況になっております。10年から20年以上前に実施をした事業の公債費を現在償還をしており、交付税の削減、特に投資的経費の大幅な削減は公債費償還財源の枯渇を意味し、普通建設事業に取り組めない市町村も出てきていると聞いているところでございます。公共施設の整備につきましては、維持管理運営費がかさむこと、人口減少が考えられること、数多くの施設の新設は困難でございます。建てかえあるいは大規模改修、さらには多くの道路整備に合併特例債を有効活用できないか検討を進めているところであります。合併特例債は、臨時財政対策債のように使わなくても交付税に算入される仕組みにはなっておりませんので、公債費の適切な管理の上に上手に活用する知恵と工夫が必要と考えております。実質公債費比率は、合併特例基金債が11億7,000万円とこれも一つの大きな負担となりますが、公債費負担適正化計画を策定し、事業実施に支障が出ないように検討してまいりたいと考えております。合併特例債の活用について前期計画に明確な上限率は設定しておりません。公債費償還に充てることのできる一般財源の多寡、緊急性、必要性の高い事業の実施年度との調整を考慮すると、前期計画よりも後期計画に多くの額が残ることになるものと考えております。

次に、嘱託、臨時職員の報酬等についてお答えをさせていただきます。嘱託職員の給与、臨時職員の賃金につきましては、それぞれ要綱を定め、職種、職務、資格等から職員との均衡を考慮して決めているところであります。近年職務の内容が多岐にわたり、給与賃金の額について細分化すべきではないかとの意見も聞かれております。職種、職務の内容を整理をして、現状の体系でいいのか、変える必要があるのかどうかも含めて検討する時期に来ているということで考えているところであ



ります。

また、嘱託職員の定年に関してですけれども、平成14年4月から中途退職者、中高年者の雇用確保、拡大、新陳代謝を図ることとするため、従前65歳だった定年年齢を63歳にいたしました。しかしながら、当時の状況から団塊の世代の問題、年金支給開始年齢の改正など変化が見られます。これは、職員についても同様でございまして、関連性を保ちながら、検討していかなければならないと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大項目2の教育行政にかかわってについてお答えいたします。

初めに、いじめ対策は生涯学習で取り組むべきについてお答えいたします。現代は、地域社会や家庭環境の変化に伴い、住民の地域社会への意識や連帯感が希薄となり、地域や家庭の教育力が次第に低下してきている現状にございます。このことからただいまの議員のお話のとおり、子供たちの健やかな成長を促すために学校は重要な役割を担っておりますが、学校だけで完結する時代ではなくなってきていることも確かでございます。教育委員会といたしましては、社会教育の充実を図り、地域社会の活性化を通し、いじめなどの問題に対応できる地域や家庭の教育力の回復にも努めてまいりました。その一つとしては、家庭教育学級を充実し、情報誌「OURS」の発行や講演会の開催など家庭教育の重要性を広く啓発し、その支援体制の充実に取り組んでまいりました。また、よりよい子育てに向けての情報交換や研修の充実を図れるよう、PTA活動の活性化も働きかけてまいりました。11月に行われた名寄市PTA連合会研究大会では、教育長みずからがいじめ問題における家庭の教育力の大切さについて講演を行ってきたところでもございます。

社会教育の分野におきましては、子供たちの健

全育成に向けて、へっちゃLANDやチームジャンプなどスポーツや多様な体験的活動の充実を図るとともに、子ども会育成協議会などとの連携を図り、リーダー研修会等への派遣やピヤシリ子ども塾の開催など、いじめなどの問題をみずから克服できる健全な精神をはぐくむよう種々の活動の充実に努めてきております。さらに、市内各学校と町内会との連携のもとに設置されている安全安心会議の活動においては、地域住民による子供とのあいさつ運動や登下校時の巡視活動など、子供たちを温かく見守る地域活動も推進されてきております。今後ともこれらの活動の一層の充実、発展を図るとともに、平成19年度に予定しております新しい社会教育推進計画においても家庭教育の充実等とあわせ、いじめ問題についても対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、施設整備と障害者活用策についてでございます。市民待望の南水泳プールの本体が完成し、現在駐車場などの外構工事に入り、来年のオープンに向けての準備が進められております。このプールは市内初の室内プールで、以前の南水泳プールより開設期間が長くなりますので、多くの市民に利用されることを期待しております。御質問の強制換気装置ですが、このプールは網戸つき窓をプール南側の下部とその対面の北側上部に配置し、室内の温度差を利用した自然換気を取り入れております。同様な自然換気を取り入れている近隣の屋内プールにもお聞きいたしました。自然換気でも特に運営に支障はないとのことですので、南プールでも問題はないものと考えております。

次に、当市の公共施設の施設整備ですが、新しい施設はハートビル法や北海道福祉のまちづくり条例により対応しております。完成した南水泳プールにつきましても体に障害がある方や高齢者、幼児が利用できるよう、一つにポーチにスロープを配置、二つに建物内は転倒事故防止や車いす利用を考慮して段差を設けない、三つに車いす利用

者も利用できる多目的トイレを設置するとともに車いすでロビーの入り口からプールに入ることが可能となっていること、四つにプールには高齢者、幼児、障害者が安全にプールに入れるよう手すりつき階段が設置されています。また、プール利用者の状況によっては、車いすも配置する考えがありますが、介護が必要な障害者が利用する場合は福祉サイドや水泳協会などとも協議し、対応してまいりたいと考えております。

次に、学校改築と総合計画とのかかわりについてお答えいたします。小中学校適正配置計画につきましては、本年8月に学識経験者、学校教育関係者、一般公募市民など13人による名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、まず第1段階として適正配置計画策定の基礎となる小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方について諮問いたしました。これまでに5回の委員会が開催され、適正規模、適正配置の基本的な考え方と名寄市の方向性について検討協議していただいております。明年1月には検討協議をまとめ、2月には報告、答申をいただけるものと考えております。

今後の進め方といたしましては、小中学校適正配置等検討委員会の報告、答申を受け、教育委員会としての適正規模、適正配置に関する考え方を整理し、明らかにした上で、平成19年度に具体的な適正配置のあり方について改めて小中学校適正配置等検討委員会に諮問し、その報告、答申をもとに名寄市の小中学校適正配置計画を作成してまいりたいと考えております。

新名寄市の総合計画では、小中学校の教育環境の整備を図るため、適正規模、適正配置の検討と計画的な施設整備を施策の目標とし、小中学校適正配置計画策定事業及び小中学校施設整備計画策定事業に取り組む方針を策定審議会の教育文化スポーツ専門部会の中で協議していただいております。学校施設の整備事業につきましては、現在取り組んでおります耐震化優先度調査の結果を受け、

また小中学校適正配置計画と連動させながら、平成19年度に小中学校施設整備計画を策定し、この計画に基づき平成20年度以降の個別事業ローリングの中で実施事業を盛り込んでいきたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3点目、市立総合病院の将来像についてお答えいたします。

タイムリミットが近づく精神科病棟についてでございますが、精神科固定医師の確保につきましてはことし7月下旬に名寄地区精神障害者家族会など4団体から連名で市に嘆願書が提出されたところではありますが、さらに12月1日にも同4団体から市議会に対して名寄市立総合病院精神科と病棟の継続に関しての要望が出されたところでございます。私どもとしましても昨年来北海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請を行っているところであります。地域の実情は十分に理解されてはおりますものの、大学自体が医師不足の状況にあり、いまだ医師の確保については確固たるめどが立っていない状況でございます。しかしながら、この地域において精神科医療を確保することは地方センター病院としての重要課題と考えておりまして、今後も関係機関と連携を図りながら、医師の確保に努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、24時間保育の検討についてでございますが、当病院のスタッフは547人中441人が女性で、約75%でございます。そのほとんどが看護職ですが、近年は女性の医師も急増しております。年間に約4,000人が新たに医師になられるわけですが、そのうちの約3割が女性であります。24時間保育については、現在のところ検討は進めていませんが、今後検討が必要になると考えておりますので、適宜対処してまいりたいと思

います。

次に、望ましい将来像の検討についてでございますが、名寄市立総合病院は北海道第3次保健医療圏における地域センター病院として、平成10年以来高度かつ専門的な医療機関としての他の医療機関と連携を図りながら、第2次保健医療圏の後方医療機関としての役割を果たしてきたところであります。少子化や地方における高齢化と過疎化の急速な進展、また医療制度改革と診療報酬のマイナス改定などの医療費抑制策、そして医師の都市部への偏在などによる地方の医師不足など医療を取り巻く環境はますます厳しくなっていますが、今後も地方センター病院として引き続き他の医療機関と役割を分担し、連携を図りながら、安全、安心な医療を提供して、住民の医療ニーズにこたえてまいりたいと考えております。安全、安心な医療の提供は、健全な運営のもとに成り立つものであり、的確な現状分析に基づいた長期事業計画による病院運営が必要と考えております。経営の安定化に向けて、早急に中長期計画を作成してまいります。

経営安定化に向けての施策、課題としまして実施段階にある事項ですが、増収対策としまして分娩料の改定、一般ドックへのオプション追加、経費削減対策としまして直営業務の外部委託化、コージェネから買電方式による燃料費の節減、検討段階にある事項ですが、増収対策としまして医師の確保、文書料、施設使用料の適正化、未収金対策、経費削減対策としまして手術器材のキット化、電気、水道料等日常経費の削減などがあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたく思いますけれども、順序がいろいろあっちいたりこっちいたりするかもしれませんが、お許しをいただきたいと思えます。

今病院の関係で精神科の病棟の医師の問題、め

どは立っていないということでもありますけれども、既に道内3大学の医師も不足しているということから考えて、タイムリミットは12月と書いていたのですけれども、来年度からの体制を含めてやっていくと今後どういうふうに病院側としては医師確保を目指していくのか。本当の意味での最終リミットというのはどの辺と設定しているのかお伺いしておきたいと思えます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） さきの議会で、9月の議会でございますけれども、リミットは年内と答弁させていただきました。このことは、昨年7月に固定医師1名になりましたその以降他の施設に移っていただいた方への対応、それから在宅退院に対しての対応の期間、それからいくと年内というふうに考えておりましたけれども、現段階ではまだ医師の確保のめどは立っていないという状況でありまして、院長の思いも精神科病棟をなくしてはならないという強い思いがありまして、今後とも大学、それから道と連携とりながら、確保に向けて努力してまいりたいというふうに考えていますが、万に一つ固定医師がいなくなったということになれば、他の施設あるいは在宅退院ということになっていくのかなど。外来診療だけは少なくとも続けていきたいというふうに思っております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 病院の問題は、あした同僚の植松議員もやりますので、そこで厳しくいくと思えますので、この辺でとどめておきたいと思えます。

財政の関係なのですけれども、石王部長の答弁をいただきましたけれども、合併特例債の上限枠というのは前期5年間比率的にはどのぐらいになるか、先ほどの答弁では明確な上限はないと、後年度計画の方に大きな枠が残るのではないかという言い方でありましたけれども、額は別に比率的にどのぐらいの程度というふうに押さえていらっ

しゃるのかお答えをいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほど前期よりも後期に多くということで答弁をさせていただきました。まだ今総合計画との整合性の関係もありますから正確に申し上げられなくて、そういうような答弁をさせていただいたところでもありますけれども、私の今の感じている部分では前期が40%、後期が60%かなと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） なぜそれを聞くかというと、昨日木戸口議員の質疑の中でもありましたように、まず地方債の返還額でありますけれども、平成21年度までは約25億円、22年度は約23億円、23年度は20億円というふうにどんどん軽減されていくと。一方、総合計画で合併特例債を活用してくると、3年据え置きでありますけれども、償還が始まるとまたその償還額というのは、返還額というのはふえてくるのではないかと思うのと、もう一方は基金の方でありますけれども、18年度末見込みで27億5,000万円というふうになっております。取り崩し可能な財政調整基金、公共施設整備基金、土地開発基金、地域振興基金、地域福祉基金の5基金で12億5,960万1,000円ということでありますけれども、このうち大学の学生がそろそろまで、19年度は財調から3億5,000万円、20年度にも1億5,000万円ということで、単純計算でありますけれども、財調から取り崩したら、取り崩し可能な基金というのは7億6,000万円ぐらいしか残らないという状況になります。これがきのう、おとといと石王部長が言っていた特定目的基金活用で年度を超えた振りかえ活用を視野に入れることも示唆するほどの厳しい状況だということにつながっていると思うのですけれども、語弊があるかもしれませんが、こういう状況はある意味では

自転車操業に陥らないのかという心配と後年度の負担に通じるのではないかという思いがあるのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かに財政調整基金等々少ない中での特定目的基金も繰りかえなければならぬような状況にありますということで再三お話をさせていただいております。大変厳しい状況にあることは佐藤議員も御理解いただけるのかなと思っております。その中で、これまでも名寄市の財政の運営は決していつの時代も楽な時代はなかったのだろうということで考えております。その中にあっても有効な基金の活用ですとか、国、道の補助金の活用をしながら、住民福祉の向上のための予算編成に努めてきたところだというふうに思っております。

しかし、今日的な現在の状況の中では三位一体の改革が一つありまして、その中での国庫補助金負担金と税源移譲等の関係では非常に地方にとっては、移譲はありましたけれども、決して同額の移譲ということではなくて、報道では約1兆円と。さらに、交付税の見直し等々の部分ではさらに1兆円で、地方が2兆円損をしたのではないかと、このようなことも言われておりますし、補助金、負担金の裁量権についても余り地方に裁量権が与えられないと、そんなような認識をしております。さらにまた、19年度から導入をされる新型交付税がまたこれ地方には大きな財政のマイナスということと、国は歳出歳入一体改革という名のもとに国の財政再建を中心とした新年度の予算編成になってくる、地方の部分ではさらにその部分でも投資的経費の普通建設事業も概算予算要求の中では3%削減していきますと、このようなことで大変厳しい状況にあるというふうに認識をしなければならぬと思います。枯渇する基金をどう活用するかといっても、活用できないような基金の状況だということ認識をいただければというふう

に思いますし、その中で年度を超えた繰りかえ運用もしながら、有効に一定の財源を確保しながら、市民の皆さんにどうサービスを提供していくかというのが大変苦しい予算編成になるのかなということに考えておまして、いずれにいたしましても総合計画の今事業の最終集計中でありまして、それとあわせて18日の議員協議会でその概要と中期財政計画を示させていただきますと、このように考えておまして、中期財政計画も5年間ありますけれども、現制度の中での中期財政計画ありますから、国の制度が変わればまた大きくいいまいしょうか、変わってくるということで、非常に危機感を持っております。いずれにいたしましても、安定的な健全な財政運営しっかりとやらなければならないでしょうけれども、厳しい財源の中でどのような事業を選択をして住民福祉の向上に当たるかということで、これから本格的な市長査定を最終にしまして、真剣な職員との予算編成の議論をしていきたいと、このように考えております。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 今石王部長の答弁がありましたように、18日に総合計画の議員協議会の中で中期財政計画も示されるということでありますので、もう一度そこで議論をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても厳しい財政状況というのは変わらないと。昨日も岩木議員から新たな有料広告の掲載のお話もありましたけれども、どうやってやっぱり歳入をふやしていくか、歳出を削減をしていくかというのも一つの方法だと思っておりますけれども、その中で歳入にかかわっても、だからといってやみくもに市民負担をふやすような取り組みは許されません。そういう意味ではひとつ教育部の方にお聞きしたいのですが、合併協議会の協定項目の中で教育部関連の各施設の使用料及び手数料の取り扱いについては、各施設の使用料については新市においても当面は現行のとおりという表現をしておりますけれども、

この当面というのはどういう意味であるのかお教えをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私も書かれていますところをちょっと見ていないのですけれども、当面、恐らく長期的に見たら特例区の解消の5年間以内ということになると思っております。ただ、その間に使用料などの変更、見直しが行われるとしたら、その時点までというような形に理解しております。

以上です。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 当面のとり方というのはいろいろそれぞれあると、状況の変化もあると思っておりますけれども、もっとしっかりやっぱこの当面という意味合いを押さえないと、例えば合併特例区の期間内である5年間というのでありましたら、5年間値上げはしないということになるわけですし、状況の変化でそれはするのだということも非常にあいまいだと思いますので、その辺は教育委員会内部でしっかり整理をされた方がいいと思っておりますので、これは要望をしておきたいと思っております。

もう一つは、公共団体の取り扱いにかかわって、統合に時間を要する団体については将来の統合に向け検討が進められるように調整に努めるというふうにしております。また、分担金、負担金の取り扱い、補助金、交付金などの取り扱いでは団体にかかわるものでは2市町で同一あるいは同種の負担金、補助金などについては関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するというふうになっております。また、2市町における同時の負担金、補助金、事業にかかわるものについても新市において調整する、新市に移行後市域全体の均衡を保つよう調整するというふうにしております。これは、なぜこれを言うかということ、いろんな団体に、例えば旧名寄、旧風連それぞれでありますけれども、同種のものがあったとしても、同種の補助金なり、負担金というのを出している。それを一つ

にすることは、ある意味では半分にはならないにしても2割ないし1割軽減ができるわけですから、ここをしっかりとやっていかなければいけないと思っているのですけれども、合併前に団体でいろいろな統合に向けた話し合いをしてくれというのが合併した後ほとんどその声が行政からも出てこない。関係の中もある意味では特例期間ぐらいはいいのだらうということのようにとどまっているような感じがするものですから、この状況をお教えをいただきたいのと今後の見通しについてもお教えをいただきたいと思います。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 各種公共的団体等につきましての統一については、合併当初からこれは急激に一本化にならないという団体等々があるということで認識しております。それで、それらにつきましては一定程度それぞれの両市町で持っている代表者による団体間の協議はさせていただいております。中に行政も入りながら、統一に向けた話し合いはさせていただいたところであります。しかし、一定程度の期間が必要ということでございまして、統一になっていない部分がありますけれども、これも速やかにといいたましようか、機が熟するような形の協議をしていただいて、統一を図っていくことの必要性和、それぞれの団体もそういう意識で考えているということで私は認識しておりますから、近い将来、特例区の5年間、5年間というのは余りそのことを言わないで、できるものは2年であっても1年であってもやるべきでありましょうし、そういう認識で取り組んでいただきたいと思っておりますし、そういう認識に立って協議をしているということで御理解いただきたいと思っております。

それと、負担金、分担金、補助金等々の見直しについては、確かに佐藤議員がおっしゃるとおり両市町で持っていたもので片方にあったものと両市町であったものとそれぞれだと思っております。それらについても合併協議会の中での基本項目等検討

委員会の中で資料も出させていただいて、さらに合併協議会の中で承認をいただいて、項目として数多く整理をさせていただきました。昨日の質問にもありました市民憲章についても、本来であれば合併前につくるのが一番望ましかったはずです。士別市はつくりました。しかし、合併協議の基本項目等検討委員会の中では新市において策定しましょうと。これは、合併協議の中での承認事項であります。それで、戻りますけれども、負担金、分担金の関係についても数多くあります。それで、どれほど見直しが進んでいるかということにつきましては、19年度の今予算編成でそれぞれ原課での協議した内容が上がってまいりますから、1月の中旬ぐらいでの助役査定段階では一定程度のぐらいのものがどのような形で統合できたのか、統合できなかったのか、今後どうなるのか、廃止をするのかというものが出てくるのかなということで、現在具体的にここここが何団体何事業ということでの答えにはちょっとなりませんけれども、いましばらくお待ちいただければと思います。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、歳出を節減していくというのが、最終日に追加議案で出ます職員の賃金の話もそうありますが、私もあの日は、妥結した日は1時半までつき合って状況を見ていましたけれども、まさに理事者にとっても職員にとっても苦渋の選択であったと。そのぐらい市の財政というのは厳しくて、協力してこうという姿勢があったと思うのですけれども、今までも役所内ではいろんな節減事業というのをやってきました。ところが、今回も事務連絡の中では旅費に関して一つの用務は1人で行く、これを原則にするというのがありました。また、庁内では電気を小まめに消すということもやっておりますけれども、このほかに具体的に経費節減というのは何か取り組みをされようとしているのかありましたらお教えをいただきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今私も見ておりますけれども、事務連絡ということで節別の積算の中でそのようにゴシックで目立つ表現にさせていただいている部分が旅費の部分であります。一つの用務に1名を原則としますということで、これは19年度の予算から始まったことではありませんでして、旧名寄市においてもこのことはやっておりました。さらに、今回具体的に節減の細かな指示はしておりませんが、これまで一定の率の削減ということで対応している部分がございます。旅費で言えばSきっぷ、Rきっぷを使っていくというふうなことで条例の改正もさせていただいたり、また1泊2日での用務であればその精査をして日帰り出張というふうなことが可能かどうかということも含めて、特急の利用のキロ数等々がありまして、1泊2日にどうしてもならざるを得ない部分は特急使用を許可して日帰り出張も可能にするとか、そのようなことでの協議をして、原課、それぞれ職員にも理解をいただいている部分でありまして、さらにまた会議等の懇親会についてはその所属の、きょうは農業委員会の会長さんが来ておりましたけれども、農業委員会の会長さんに随行する場合の部分については一定のあれですと、単独の場合には帰ってきて、どうだと。どうしても研修の中身で精査をするということで、これは財政との方の協議の中で支出をしているというふうなことで、職員の皆さんにも一定程度協力をしながら、でも出席してしっかり研修をするものはしていくというふうなことで判断をいただいているところです。

それで、今回実質公債費比率が19%ということで、適正化負担の計画をつくる中では今役所内に消耗品費、鉛筆ですとか消しゴム等々それぞれ今課単位で予算を積算しておりますけれども、それを19年度は部単位ぐらいに一まとめにして、部単位といっても離れている場合がありますから、3階のフロアの部単位、私の所管でいうと総務部

の総務、財政、企画、地域振興と、一つの部でそういう管理をすることによる節減が図られるだろうと、このように考えておまして、査定の中で18年度の積み上げた額の一定額を落とす中で節減を図っていけないかと、そんなことを今考えているところでございます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そのようにいろいろ財源捻出に苦慮されていることだと思いますけれども、そういうことを考えていくと、これはひとつ風連の市街地再開発の問題にもかかわって、きのうも市長ちらっと御発言されましたけれども、やはりやることについてはこれは民間で進めることですし、行政としても積極的に応援していくということはそれは当然のことだと思います。ただ、当初例えばA、B、C、Dブロック、2.3ヘクタールでやるというのが今段階では不同意が出た、駐在所がだめということで1.9ヘクタールに落ちていると。そういう意味からすると、当初の2.4億円で進めるとしていたことが大きく変わってきているのではないかと。その部分では、特にここが市の負担が14億4,000万円というふうに出るわけありますので、やることには否定はしませんけれども、住宅も民間活力を導入したり、また事業費を抑制したり、コンパクト化をしたりすることが大切だと思います。そういう意味での再検証が来年特に年明けたら2億9,000万円と言われた設計委託料が出ていくわけありますので、その辺に向けて、きのうの市長の答弁も受けて担当である松尾建設水道部長はどういうふうにお考えになっているのかお聞きしておきたいと思えます。

○副議長（堀江英一議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

今お話しのとおり、初めの段階での面積は2.3ヘクタールでございました。その後地権者の方で何人かの方の不同意による不参加によりまして、

その地区が除外をすることになりましたものから、現在は1.9ヘクタールの事業計画をもって進めているということでございます。お話のとおり非常に大きな事業規模でございますので、適正な公債費管理も含めて慎重に進めていかなければいけないというふうに思っております。施設につきましては、機能あるいは効率性の面からコンパクトな地域づくりを目指していくと。事業費につきましては、今申し上げましたように適正な公債費管理のもとで進めていくということでございます。

それで、補助を受けて事業を進めるものがございますけれども、例えばあらかじめ事業費を縮小するという手法としては、少し補助事業を受けるという部分では難しい部分あるのかとは思いますが、保留床を少なくするという方法があります。保留床を少なくすることは、つまり土地の高度利用を少し緩和するということです。本地区の場合は、平均に建物は3階以上にしなさいと、個人施工の場合ですから、そういう決まりがあるわけですが、将来3階以上にしますので、当面の間は平均2.5階にするとか、そういうような手法を用いますと保留床が少なくなります。そうなりますと、ただいま計画でいきますと市の方で買い取りといたしましょうか、整備を進めようとするエリアが少し減るということになりますので、したがってそれに伴って事業費も縮小されるというような結果を生む、そういう手法もあるのですが、それは本当にマニュアルな方法ではないものですから、しかしいろんな都合等でそういうような必要性が発生した場合にはそういうのも含めていろんな方と御相談をさせていただきながら、そういうことも検討していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 時間もなくなりましたので、いずれにしても来年設計委託費を出すわけ

でありますけれども、これは名寄市民全体が理解できる、全体が協力できるような市街地再開発に結びつけていただきたいと思います。

それと、嘱託職員の関係については、内容を含め検討しているということでありましたけれども、例えば消費生活専門相談員、今やられている方というのはまさに悪徳業者との折衝をやるという状況の中で今月額13万8,400円、そしてきのうも議論ありました教育専門相談員などについても13万8,400円、この額が本当に適正なのかどうなのか、これは人材を新たにつくる、育てるという意味からいってもいかなものかと思っておりますけれども、検討をしているということでありましたけれども、いつまで検討することになっているのかお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○副議長（堀江英一議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 検討しているということでお答えしたわけではありませんが、それらの現状の中で今そういうことも検討しなければならぬ時期になっているなということでもあります。検討していますということではありませんが、はっきりとっておいた方がいいかなと思っておりますけれども、御質問をいただいた中身については私どもも受けとめておりますので、検討させていただきます。

○副議長（堀江英一議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それは、検討しているというふうに受けとめさせていただきます。

時間の関係で最後に教育行政にかかわって、強制換気は大体わかりました。ただ、一つは、支障が出た場合、特に風や何かの問題で窓をあけることに支障が出た場合にやっぱり即対応する姿勢が必要だと思っております。それと、車いすで例えば利用したときにも外は車いす、あそこからまた車いすに乗って中に入るというシステムがどうなのかというのがあります。そこも万全な対応が必要だと思っております。

それで、最後に市長にお伺いしておきたいと思



うのですけれども、スポーツセンターもそうでありまして、車いす利用で例えば観覧席から見たいといってもあそこに行けない、文化センターもそうであります。2階の視聴覚教室に行きたくても行けない。特に合併のときの基本項目とか新市建設の委員会とか全部2階、協議会だけは広いところでやりましたけれども、ああいうところでやられておりました。図書館もスロープはついているけれども、中に入って本が探せない。これからつくる施設というのは、ある意味ではつくるどころと、今なら建設水道部がやっているのですけれども、そこに福祉的な視点、新しいものは特にそういう視点が必要だと思えます。そういうシステムづくりが特にこれから新市総合計画が進んでいく中では必要と思えますけれども、そういうことに対して市長の見解をお伺いして終わりたいと思えます。

○副議長（堀江英一議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 障害者の皆さん方が公共施設等を健常者と同じように利用できるということが究極の体制であるというふうに考えておられて、しかし20年前、30年前に建造した建物には国自身もそこまでの福祉行政的な配慮がない設計ということであろうと思えます。名寄市のそうした配慮を持ってというのは総合福祉センター以降の建物ということでありまして、今回の南プールについてはいろいろとそのような建設水道部の中でも議論をしていただいておりますけれども、支障があるということであれば、また入り口と、あるいは観覧席等の配慮もしっかりとしていきたいと。これからの建物につきましては、それぞれの専門的な福祉あるいは建築、そしてそれぞれの原課と申しましょうか、施設整備をしようとしているところとのプロジェクトチームをしっかりと立ち上げる中での検討をしっかりと進めて整備を進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○副議長（堀江英一議員） 以上で佐藤靖議員の

質問を終わります。

13時まで休憩をします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農家経済の実態と担い手育成について外2件を、黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 議長からお許しをいただきましたので、3点にわたり質問をさせていただきます。

まず、第1点目、農家経済の実態と担い手育成について伺います。名寄市の農業課題について。現在名寄市の農業振興計画が議論されていますが、対策を論じる前に現状を認識し、課題を明らかにすることが重要と考えています。ことしも収穫を終え、米の作況指数は名寄で110と豊作でした。モチ米においては価格が下落し、農家経済に大きな打撃を与えています。既に次年度は全国5万トンの削減、モチ米におきましては自主転作を実施しようとしています。この影響も大きな課題と思えますが、近年の世論調査では将来の我が国の食料供給について約8割の人が不安があるとしております。安全面からでもできる限り国内でつくる方がよいと考えています。にもかかわらず日本の国内の食料自給率は40%と低い状態で、明年度から始まります品目横断的安定対策で実質米、畑作主要4品目など作付が制約されます。このような政策では自給率の向上はおろか農業自体の経営が成り立たない事態です。さらに、今WTO農業交渉ではFTAによるオーストラリアとの2国間交渉が行われています。決して容認されるものではありませんが、もし関税が撤廃されることになれば、国内、道内農業に与える影響は甚大であります。このように先が不透明なときに名寄農業の課題をどのようにとらえているのかお伺いをいたします。

次に、19年度予算編成に当たって農業政策の重点事項について伺います。さきの課題をしっかり認識し、政策予算が必要になってきますが、農業基盤整備、品目横断的安定対策の対応、産地づくりの推進、農産物の付加価値対策、振興作物の選定など、単年度では確立することは困難だとしてもしっかりとした方向性を示し、予算を構築することが重要ですが、どのような考え方か伺いをいたします。

3番目ですけれども、担い手育成について伺います。このことは、9月の質問で提案をしていますが、現在農地の流動化集積が急速に進んでいます。原因といたしましては、来年度から始まる品目横断的安定対策への不安、農地流動化推進の支援対策への駆け込みなどがありますが、多くの受け手は現在米価、農業政策に不安を持ちながらも必死に規模拡大をしております。そこで、若い後継者に対する研修制度、視察研究に対して単独の予算措置を講じてはと考えておりますが、見解を伺います。

次に、道立公園の管理計画について伺います。まず、振興公社の指定管理者の契約内容ですが、11月11日に市民待望の道立公園のサンピラー交流館がオープンいたしました。まだ一部の供用ですが、交流人口の拡大、冬季スポーツ、カーリング振興、選手の育成と市民の期待は大きく膨らんでいると同時に、ある不安と心配があるのも事実です。それは、この財政の厳しいときに維持管理費はどの程度かかり、だれが負担するのか、市は大丈夫なのかということです。もちろん道立なので、北海道が管理し、費用も北海道が負担するのですが、しかし指定管理者が名寄振興公社なので、市行政と全く無関係とは感じませんし、市民の疑問に答えるのも議会の役割と認識し、あえて質問をさせていただきます。そこで、契約内容の管理費、利用者計画、管理責任など特徴的な事項を市が知り得る範囲でお知らせをいただきたいと思っております。

次に、名寄市の影響ですが、振興公社は市の施設、スキー場、サンピラー温泉、健康の森等の管理指定としての会計経理と今回の管理会計の明確化、監査機能はどのような体制になっているのか。また、市に対して将来とも影響が出てこないのかを伺いたいというふうに思います。

次に、カーリング競技の普及振興について。カーリングの公認コースとしての価値は国内においても高いものと認識をしていますが、まずは市民が楽しみ、冬季の健康づくりに効果を出してほしいと思いますが、どのような方針で振興するのか、具体的な計画を持っているのかを伺います。

最後に、市予算書、財政状況の公表について伺います。市民向けのわかりやすい予算書の作成。現在市の広報に掲載されていますが、わかりづらく理解できないし、使われている言葉も一般市民にはわかりづらい。このことは以前から言われていますが、最近道内において行政の破綻、あるいは交付税の削減、税収の低下などで地方財政、市の財政が厳しいので、各種補助、助成金のカット、事業の見直しが行われている状況の中で、市財政に対する市民の関心が高まってきています。市民の知りたい要望にどのようにこたえていくのか伺いたいというふうに思います。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま黒井議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長から、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、大項目1の農家経済の実態と担い手育成について、その（1）、名寄農業の課題についてのお尋ねでございます。本年産の農産物は総じて作柄がよく、特に名寄市の基幹作物であります水稲につきましては良となり、本来喜ばしい年となるところでございますけれども、モチ米1等

米の買い渡し価格が9,000円と昨年に比べ28%の下落となり、加えて平成18年産は主産地の九州が悪かったものの17年産の在庫や18年産の契約見通しの不透明なことから、19年産は10%の削減見通しと言われ、農家経済は一層厳しいものと認識しているところでございます。来年度からは、経営所得安定対策の導入により品目横断的経営安定対策が始まります。担い手以外の農家の離農が進むと予想され、離農跡地の農地流動化も大きな課題でございます。さらに、オーストラリアとのFTA2国間交渉の進展によりましては、大きな影響が避けられない状況にあるというふうに認識をしております。輸入農産物の増加、農産物価格の低迷や産地間競争の激化により、厳しい環境下に置かれております。このことから、担い手の減少や高齢化が進行しており、担い手不足が顕著であります。また、食の安全、安心に対する消費者の関心が高まる中で、環境規制のハードルも高くなってまいりました。国は、これを背景に17年10月に経営所得安定対策大綱を決定し、地域の実情を踏まえ、農業の構造改革を加速し、担い手の経営の安定、発展を図っていくことが農業、農村に活力を与え、食料の安定供給、国土、自然環境の保全、農村景観の形成、文化の継承といった農業、農村の持つ多面的機能の発揮につながり、国民全体が受益する国の礎と言える農業、農村の存立につながるとして、来年度から品目横断的経営安定対策などの施策が導入されます。

市ではこれらを踏まえ、新市の農業、農村のマスタープラン、名寄市農業・農村振興計画を策定しており、第3期北海道農業・農村振興推進計画とも連動し、現在19年度から28年度を見据えて策定をさせていただいております。策定に当たりましては、農家全戸のアンケート調査、生産部会や各種団体との懇談会を開催し、状況と課題を洗い出し、課題の解決に向けた方策が展開できるよう議論を深めているところでございます。基本的な事業として、一つ目には収益性の高い農業経

営の確立、二つ目として多様でゆとりのある農業経営の促進、三つ目として農業担い手の育成、確保、四つ目として環境と調和した農業の促進、五つ目として豊かさと活力ある農村の構築の5項目を掲げ、新市建設計画に基づき実施計画事業を検討しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次、(2)の19年度予算編成に当たって農業政策の重点事項についてのお尋ねでございます。19年度の農業予算の考え方でございますが、合併によりまして農業が基幹産業であることから、農業の基盤整備や中山間事業等に要する経費の増加がありますが、旧両市町の融和促進と均衡ある発展を基本に、名寄市の基礎を築くべく心がけて予算編成に取り組んでおります。平成19年度から導入されます品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策などの施策を着実に実行し、地域農業の持続的発展を図るとともに担い手を中心とした構造改革を推進いたします。また、現在策定中の総合計画及び農業・農村振興計画の初年目であります。新市建設計画の主要事業を中心に編成しており、名寄市農業、農村の将来像の実現に向けて各種施策を総合的、計画的に推進してまいります。主な事業といたしましては、農業生産基盤の整備、二つ目には新産地づくり対策、三つ目には中山間地域等直接支払い交付金、四つ目には担い手の育成、確保対策、五つ目には農業振興センターの充実、六つ目には特産農産物のブランド化推進、七つ目にはグリーン・ツーリズムの推進、そして酪農ヘルパー事業などを計画いたしております。特に新産地づくり対策、中山間地域支払い制度交付金を有効に活用し、大きな課題であります農地流動化対策、担い手対策、基幹作物、振興作物を推進してまいりたいと考えております。

次、三つ目の担い手育成の考え方と政策についてのお尋ねでございます。現在策定中の農業・農村振興計画のアンケート調査、各種農業団体との懇談会におきましても農業後継者問題は大きな課

題として提起されております。アンケート調査の結果では、668戸の回答のうち農業後継者のいない農家は全体の50%、331戸を占めており、決定している農家は124戸、19%にとどまっております。また、最近3カ年間の新規就農者の推移を見ますと、平成16年では12人、17年では13人、18年では9人と現在の農家戸数を維持するための40%程度の就農率でございます。これらのことから後継者、担い手対策は重要かつ緊急の課題ととらえており、農家子弟はもとよりUターン、新規参入、農業生産法人の育成、企業の参入を含め総合的な対策が必要と考えており、農業・農村振興計画の中で議論し、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

若手農業後継者の元気が出るような施策でありますけれども、近年の就農者は考え方も斬新で、視野も広く、優秀な後継者が多いというふうに理解をさせていただいております。産業まつりや食育オリエンテーションにおいても新たな取り組みで活躍していただいております。新たな発想で新しい展開の農業、あるいは他産業と連携した事業化の可能性も十分あると認識をさせていただいております。これまで支援策の要望といたしましては、一つ目には補助、融資制度の優遇措置を、二つ目には経営管理、栽培技術向上の研修会の充実を、三つ目には配偶者対策の充実を、四つ目には異業種交流の機会拡大などが寄せられております。農業、農村を基盤とした新しいチャレンジ精神とまちづくりにつながるような事業を検討したいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2番目でございます。道立公園の管理計画について、初めに振興公社の契約内容についてお答えをさせていただきます。

道立サンピラーパークは、去る11月11日に一部オープンをいたしまして、1カ月が経過をし

ております。予想以上の入園者があると聞いているところでございます。契約は、全道をエリアとして応募された業者を民間人を含む指定管理者選定委員会が今までの実績や住民との協働と地域の実情を踏まえた管理運営の提案を行った名寄振興公社を選定し、北海道と4年間で約1億5,000万円、平成21年度での利用者の目標12万人と想定をして、管理運営の協定を締結されているのであります。

事業の内容につきましては、北海道の公募のときに地域事情を組み込んだ管理水準が示されておりまして、その中で指定管理者の自主企画事業を通して公園を利用した多様な余暇の過ごし方を提案し、利用促進を図るとなっております。既にクリスマスに向けたツリーづくりなど二つの事業を、1月には小枝クラフトなどを予定しておりますが、平成18年度内に利用者による協議会を組織し、事業の具体化を図っていくということでございます。これらは、すべて北海道の管理のもとで行われることとなりますので、市といたしましてもなよろ健康の森との相乗効果により交流人口の拡大に期待をしたいと考えているものでございます。

2点目の名寄市一般会計の影響についてお答えを申し上げます。北海道との協定の中で、資金の管理等という項目で資金の管理から帳簿の提出までしなければならないと聞いておりますので、当然明確化が必要であるというふうに思われます。また、市に対しては影響は出てこないものと考えております。

次に、3点目のカーリング競技の普及振興についてお答えを申し上げます。カーリングの入園者は、名寄振興公社の情報によりますと11月の入園目標が870人に対しまして966人、12月の目標が1,200人に対してこの7日の時点で341人となっております。振興公社と名寄カーリング協会の努力によるものと考えております。普及に関しましては、指定管理者の自主企画としてシーズン8回の体験教室やカーリング協会の初

心者講習会、生涯学習課や体育協会と連携をした体験教室を計画しております。このほかに既に美深町の教員を初め市内の学年行事等が予定に入っております。指導者の不足など課題はありますけれども、現在のところ予定どおり多くの方にカーリングを楽しんでいただいているところでございます。

以上、大きな2項目めの御質問にお答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは市民向けにわかりやすい予算書等の作成についてお答えをさせていただきます。

旧名寄市におきましては、平成8年度決算及び平成10年度予算から事業別予算を取り入れ、わかりやすい予算、決算書をつくってまいりました。平成17年度には財務会計システムを導入し、現在に至っております。市民向けに予算書ダイジェスト版をつくって全戸配布をしているニセコ町ですとか旧上磯町からも資料を取り寄せまして、検討したことがございます。その内容は、ページ数で30ページから40ページでございまして、内容も大変懇切丁寧でございました。お聞きしますと、作成に2カ月かかったということでございます。また、印刷製本費だけでも多額な経費がかかっていること等を考慮いたしまして、名寄市としても実施に踏み切ることができなかった経過がございます。

市民と協働のまちづくりには難しいと言われております財政情報をいかにわかりやすく提供できるか、まさしく議員の質問のとおり大変重要と考えております。名寄市では条例に基づく財政情報の公表、広報紙への掲載、バランスシート、行政コスト計算書の作成、これらの公共施設への配置、予算、決算のホームページへの公開等、さまざまな機会も活用して試行錯誤を繰り返してまいりました。全戸配布する財政情報には予算の制約もありまして、広報紙にゆだねてコンパクトな資料は

紙ベースで提供させていただいております。また、詳細な情報につきましてはホームページを活用して、価値観の異なる市民ニーズにこたえるよう今後も努力を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、平成18年度、広報紙に係る費用は、毎月1万4,400部発行しております。年間予算は965万円となっているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それぞれお答えをいただきました。大変ありがとうございます。

まず、3番目のわかりやすい予算書あるいは決算書、財政状況の公表についてですけれども、私もニセコのダイジェスト版をちょっと見させていただいたのですけれども、非常にわかりやすく書いてあるなど。なかなか市の財政に詳しくない、あるいは数字に詳しくない人でも今これほど借金があって、これほど貯金があったりというような、そういう構成になっていたかなと思います。一般市民には財政力指数ですとか経常収支比率、あるいは実質公債費比率というような言葉がぼんぼんと並んでいて、それが何%で、どの程度だというふうに言われてもなかなかわからないのではないかなという思いがあります。その言葉の意味、それから例えば近隣での比較ですとか、そういったものもあれば、名寄は今どういう状況にあるのかというのがわかるのではないかなと思います。

今市の広報は年間965万円ということで、ニセコのものも1部ダイジェストをつくと、1万4,000部もつくれば何百万というか、100万単位で金がかかるということで、厳しい折にまた大変なのかなと思いますけれども、12月の広報にも若干出ていますけれども、非常にコンパクトではあるのですけれども、わかりやすいという意味ではちょっと難点があるのかなという気がしますので、例えばこの広報等にもう少しページ数をふやして掲載する、それから我々議員側には若干そ

ういった比較の説明資料も出てきますので、そういったものをもう少し改善をしながら、公共施設等に置いて閲覧できるような、そういうシステムも大事でないかなというふうに思います。それが1点と、それから中期財政計画もこれからできると思うのですけれども、総合計画との公表とあわせて、その中期財政計画も総合計画のいわゆる市民向けの冊子の中に、いろいろとまだ表現の仕方は問題があるかと思うのですけれども、ある意味ではわかりやすく一緒に公表してはどうかなと。先ほど佐藤議員からもありましたように、財政厳しいのにそういういろんな事業をどんどんやって、いわゆる公債費の比率というか、そういったものが本当に大丈夫なのか、将来的に大丈夫なのかという不安を払拭してやっていくのが大事でないかなというふうに思いますので、その2点まずお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 議員のお話のとおり、市民の皆さんにわかりやすい形での広報紙への掲載ということはまさしくそのとおりであると思っております。確かに難しい言葉が、公債費比率とか基金ですとか、それを家庭の家計簿に置きかえますと、これは借金です、これは貯金ですというようなことでのわかりやすいやはり工夫をしなければならぬということも私も同感でございます。12月の広報にもそのことで公表しておりますけれども、それで財政用語を解説をして記載をしていることもございましたし、それでもまだわかりづらい部分があるのかなということを感じるわけでありますので、より工夫をした市民にわかりやすい財政状況を知っていただくと。まさしくこれからの行政運営の中では情報の共有と、それと市民参加と、それと協働によるまちづくりの視点から最もその視点では大事な部分かなということも認識をしておりますので、さらにまたわかりやすい財政状況の広報に努めてまいりたいと、このように考えております。また、公共施設への

配付といいましょうか、置いて、目にしていただくと、これについてはそのようにさせていただきたいと思っております。

また、現在策定中であります新名寄市の総合計画のダイジェスト版の中にも財政状況については記載の項が出ると思っておりますけれども、それらにつきましても見てわかりやすいような形での検討を十分させていただきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） 前向きな御答弁をいただきました。今市の方で一般市民からいろんな要望があって、道路のことですとか、いろいろ法律が変わって自己負担が出てくるというような状況の中で、そういう中で我々議員も、あるいは市の理事者側も金がない、予算がないという言葉がつい出てしまう状況の中で、やっぱり市民側にもどうして金がないのか、どういう状況なのかというのをきちっとわかっていただいて、そういう情報を共有しながら、この新しいまちづくりというのが大事になってくるのでないかなと思います。

そこで、市長さんにもお伺いをしたいわけですが、総合計画の中には市民の合意のもと10年間の総合計画ができてくるわけですが、それぞれ予算編成の中では単年度、単年度やっぱり長期のスパンに起因しながら、その単年度の考え方というのは、市長の考え方というのはかなり重要になってくるのでないかなと思います。そういった中で、その予算の編成の中で、広報なんかでも若干出ているわけですが、市民向けのメッセージというか、そういうものをきちっとわかりやすい方向で出すということはできないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市の広報のありようについては、いろいろな現在は例えばホームページを使ったりというようなこともございまして、変化をしてきております。あるいは、ことしの3月

に地元のFM局が開局をしたことも含めて、市民に情報伝達のいろいろなチャンネルができたこと、こんなふうに思っております、前段お話がありました行政が今どのような状況にあるのかということを含めて、理解を深めるメッセージと申しませうか、そういうことについてはより今回の総合計画の策定を含めて重要だと、そんなふうに思っております、総合計画の市民の皆さんにお配りをする冊子にそうしたことも私の考え方を含めてしっかりとお伝えをしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それでは、次に移りたいと思います。

道立公園のことですけれども、冒頭申し上げましたように道の施設、道の管理ですから、市には直接財政的には負担ないというのはわかって聞いたわけですけれども、やはり市民は名寄市の施設というふうにとらえて、立派な施設はできたけれども、金はだれが負担するのだというような心配があるというようなことで、きちっとこれは市民にも知らせた方がいいのではないかなという思いで質問させていただいています。

市の予算には影響はないということなのですが、1点心配なのは道も財政が厳しい中でやってくれた施設ですけれども、自主管理やってくださいというようなことがないのかなという心配が1点ありますので、そこら辺は行政側と関係がしてきますので、それ1点伺いたいなというふうに思います。

それから、細かなことを聞いてもちょっと公社の社長がきょう見えていませんので、難しいかなと思いますけれども、要望としては、カーリング普及にかかわる中だと思っておりますけれども、いわゆる小中学校での総合授業の中での授業の中に取り入れてカーリングの普及を図れないのかと。以前にもそういう質問あったと思うのですが、そういうのが1点と、それから送迎といいますが、

あそこの道立公園までの足、交通手段が限られているのですけれども、普及する意味では、小学校もそうですけれども、そういう無料バス等の運行はできないのか。あるいは、あそこで練習する場合に、1コース1時間1,500円ですか、シーズン券というのはないのか、回数券は11回の回数券はあるというふうに見ているのですけれども、そういうシーズン券的なものはないのかというようなことを伺いたいと思います。

それから、あそこ冬季はカーリング場として使えるわけですけれども、夏季の部分については具体的に子供の広場的な発想ですけれども、特に大きな使用の目的はないのかをちょっと伺いたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えをいたします。

初めに、施設の管理費のことですけれども、これは北海道財政にかかわる問題でありますけれども、詳しくは情報はわからないわけですけれども、2年ほど前でございますけれども、当初は管理費は1億円ぐらいというふうに北海道から間接ではございましたけれども、聞いておりました。しかし、今は2割なり、2割5分ぐらい減って維持管理をせざるを得ない、そういういろいろな環境にあるということで、実際に大変厳しい管理費の中での運営というふうになっているようでございます。これを見ますと、管理費が上がっていくということはなかなか考えにくいかなというふうに思っております。

それから、学校授業によるカーリングの普及というお尋ねでございますけれども、既に西小学校、名寄中学校の授業が入ってきておまして、利用いただいているところでございます。来年に向けまして、体育や総合学習の時間にも教育委員会と十分協議をして、利用が進むように協議をしたいと思います、そのように考えております。

それから、バスの運行でございますけれども、サンピラーパーク内には交流館あるいは工芸館など、市民はもとよりでございますけれども、地域の住民の方の利用施設がたくさんあります。そういう面では市街地からの施設までのアクセスの手段、交通、移動手段が非常に重要になってくるというふうに思っております。現在は、名士バスが市街地からなよろ温泉サンピラーまで日進橋の道道を經由して11線で右に曲がる、東の方向に曲がりまして、宗谷線を横断してすぐに東9号でしょうか、そこを北に曲がって、ユースホテルの前で停車をして、なよろ温泉サンピラーに向かうという、そういうバスの運行経路で、1日4往復、8便運行いたしております。既に市民の方からサンピラーパークの利用のためのアクセスの要望をいただいているのですが、今の経路がベースになると思っておりますけれども、さらに利用のよいコースの設定があるかどうかも含めて振興公社と協議をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

シーズン券につきましては、当カーリング場の施設にはレーンが5シートあります。北海道ではシートごとの利用体系を三つに分けております。一つは小学生までの年齢の人と、それから中学生の年齢、そして中学生以上一般の人と三つの年齢による区分、3区分にしているのです。そして、いずれもシート1面1時間当たり幾らという設定です。何人当たりというのは、その区分の中に要素としては入ってくるのですけれども、1面当たり1時間幾らという設定でございます。例えば一般の人でございますと、5人以上でシート1面1時間当たり1,500円と。4人までであればそれが1,200円ということでございます。ただ回数券はつくっているようございます。それは、例えば大人の場合ですと1,500円の11枚で1万5,000円というのは、回数券はつくっておりますけれども、こういうような料金体系なものですから、シーズン券は非常に組みにくいというこ

とで、シーズン券の発行はされていないようございます。

それから、夏の使用です。利用につきましては、冬期間カーリングで使用をするということでございますけれども、夏につきましては軽スポーツや子供たちの遊びの場ということで使っていただくというふうになっているようございまして、卓球台やバドミントン、ソフトバレー等の施設はもう既に購入済みということになっているようございます。

そのようなことで御答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） わかりました。私も何回か行ってみているのですけれども、前の広場は子供たちが遊具で遊んでいて、朝来たら昼過ぎまで遊んでいたり、もちろんカーリングの練習に来ている人もいますし、非常にいい施設だなというふうに思っていますので、名寄市、市技スキーもそうですけれども、やはりカーリングもそれなりの国内大会、国際大会に出られるような選手を育成して、育てられるようにしていただきたいなど。北海道、地元で高校野球も、それからプロ野球、日ハムもそうですけれども、身近な選手が活躍するのは非常に心地よいもので、せっかくいい施設ができたので、我々にも感動を分けただけのような競技振興をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、農業関係で二、三点再質問させていただきたいと思います。私もアンケートの結果を見させていただきました。振興計画の中身も少し見させていただきましたけれども、例えば収益性の高い農業経営の確立、もちろんそれを目指していかなければならぬ。目指すのにはどういうこと目指せるのかという具体的なことがまず重要になってくるのではないかなというふうに思います。そこで、奨励品目はどういうものを奨励していくのかと。アンケートによる



と、やはりアスパラ、カボチャ、バレイショ、一部施設園芸的なものもありますけれども、その3品目をメインにやりたいというアンケートが出ていますので、若干今の農家というのは面積もふえてきていますので、二分化してきていますので、営農類型なんかも依然と違って、七つも八つもあったのですけれども、耕地面積、水稻であれば20ヘクタール以上30ヘクタールの人はこういう類型だよと、あるいは10ヘクタール程度の面積であればこういう類型だよという、そういう示し方がまず必要でないかなというふうに思います。それから、風連と合併をして、モチ米が1,800ヘクタールということで、日本でも一番の産地になったというふうなことで、この日本一の作付を生かしたプロジェクトというか、発想がないものかというふうな思いがありますので、ここら辺もお聞かせを願いたいと思います。

それから、若い後継者の育成ですけれども、非常に勉強をしたがっています、実際。また、規模拡大はしたけれども、本当に長い未来にわたって営農していけるのかという不安もあります。ただ米をつくっているのはよくないなという時代もわかっているようなので、いろんな研究、勉強させるために少しフリーハンドで視察をして、すぐ成果を求めるとするのは若い人にはかなり苦痛だと思うのです。いろいろ試行錯誤しながら、ある時期になるときちっと芽が出てくるというものが研修だというふうに私は思っていますので、そういう意味での視察、若い人向けの単独的な予算づけが必要でないのかなという、余りかたい枠をはめたらだめだと。そして、農業者ばかりでなくて、これは商業者であろうと一般の勤務者であろうと、何か思いがあればやれるというような予算も必要でないかなというふうに思います。今箱物ですとか大きな補助はできない財政状況であれば、将来、未来につながるごくわずかな金でそういった夢をかなえるといいですか、希望をつなげられる予算が必要になってくるのでないかなと思いますので、

そこら辺を考え方をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今4点ほどのお尋ねというふうに受けとめさせていただきました。一つ目には、振興作物どうするのかというようなことをございまして、今お話ありましたようにアンケートの中でも一定の御意見等をいただいておりますし、あるいは品目横断、来年から始まりまされども、これらについての米、畑作4品目、これらについての限定されるというような憂いといいいましょか、そんなものも持っているというふうに受けとめさせていただきます。今お話ありましたようにアスパラ、そういったたぐいのものはもちろんのことをございませけれども、将来を見通した場合に適地適作といいいましょか、そういった考え方に立ちますと、基幹作物でありますお米、麦、てん菜、大豆、カボチャ、小豆、こういったたぐいのものなるのではないかと。ただ一方、振興作物といたしましては先ほどのアスパラが代表されますが、トマトとか花卉とか、あるいは園芸、ピーマン、ネギ、そういったものも考えられるというふうに思っています。それから、課題作物といいいましょか、品目といいいましょか、こういったものにつきましては、野菜になるのですが、大根、ニンジン、タマネギ、こういったたぐいのものも今後課題の品目として受けとめさせていただきます。

いずれにいたしましても、今後酪農も含めてなのですけれども、十分計画の中で御意見等をいただいておりますものを踏まえて、関係機関の方々と協議を進めながら、適正な振興作物への誘導を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の部分の目標の営農類型の部分でお尋ねございました。御案内のとおり旧名寄、風連の営農類型につきましては、基本において品目横断的経営安定対策6.8ヘクタールというような、こういう面積要件があります。それから、1

経営体の目標年間所得といたしまして480万円、あるいは労働時間につきましては1,800から2,000時間というような、こういったものから考え合わせますと、畑作ベースに類型したもの、あるいは水稲、野菜、酪農專業類型のもの、あるいは組織経営体を考えていった場合、農業経営の実態等を踏まえ、普及センターと十分協議しながら、いろいろな営農類型部分があると思いますけれども、今後協議を進めてまいりたいというふうに考えています。

それから、もう一つ、三つ目には日本一モチ米団地になりましたということでございます。支援策について特になのかというようなことございまして、再三にわたってお話をさせていただいておりますけれども、日本一になりました。そんなことではこの名寄の主力な作物ということで売り込んでいかなければならないと思っておりますけれども、売れる米づくりというような取り組みになります。そういうふうなためにも基本的には基本技術の励行、あるいは集荷施設の整備、イエス・クリーン、それから販路拡大、消費拡大、地産地消、そういったものに対する考え方が求められてきますので、したがって今ここでどうのこととは言えないのですけれども、私どもの考え方としては支援策を前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、若者の後継者の部分でございますけれども、御案内のとおり風連に振興センターがあります。それが名寄の方の考え方の中での担い手の考え方もあります。これらにつきましては、今あらゆる機関の中で検討させていただいておりますけれども、どういうふうな方向性で形が作られていくのか、最終的にはそこが中心となるステーションになるのでしょうか。それまでにはまだ時間が相当、相当といたしましうか、幾分かかかるというふうに思われますので、今黒井議員からお話ありましたように、こういった研修生につきましては大切なものではありますから、ですから農

業ばかりにとらわれなくて、商業も、それから勤労の方々も含めた中でのそういった研修の機会といたしましうか、一堂に集って語らえる場、そういったものも考えていきたいと思っておりますが、さらには既に農業振興センターにそういったものが機能としてちょっととれるのかなというような今内々に検討しておりますから、それらの部分につきましては施設はもちろんのことそういった皆さん方に集まっていただいて、フランクにおしゃべりできたり、いろんな情報交換できたりするような場をつくりたい。さらには、既に農業振興センターの中に一部お手伝いをさせていただいている方々もいらっしゃいますから、その中にもそういった新たにちょっとそこで経験してみたい、あるいはそういったものに触れてみたい、感じてみたいというようなことがありましたら、若者の方々にも、後継者にもそういった機会も与えていきたいというような考え方も一方でしておりますものですから、そんなことでそ野を広げていくようなことで考えて、取り進めたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） 振興センターの活用といたしましうか、アンケートなんかでも出ているのですけれども、いわゆる新規就農も必要だと、皆さんそう思っているようなのですけれども、ただ受け入れ態勢はないと。そんなようなことからいくと、何度も私も申していますように担い手研修センターというか、そういったものを併設をしながら、そういう人たちの宿泊も考えられるような施設がひとつ必要でないかなというふうに思っています。一つ、そういう関連でいくと、智恵文の中国研修生の問題を取り上げるとちょっと大きな問題になるのですけれども、96名、もう100名になろうとして、10年来農家の空き家、あるいは集会場を宿としているわけですが、状況を聞くとかなり劣悪といたしましうか、傷みも激し

いというようなこともありますので、今智恵文あたりではああいう研修生が勉強をして、農家で学ばないと智恵文の農業もかなり厳しいという状況がありますので、ここら辺の環境も総合計画でどういうふうなとらえ方をしているのかわかりませんが、いつまでもああいう形でいいというふうには私はいませんので、ここら辺もしっかりと関係者、あるいは農協とも相談をしながら、将来的なこと、来年、再来年ということではなくて将来的なことは検討した方がいいのではないかと、いうふうには私思いますので、今答弁云々ということはあるんですけども、一応宿題として、その計画できたかという話がいつかまたあるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、アンケートと実際の政策とギャップがあります。安心、安全ではクリーン農業を目指さなければならぬわけですが、アンケートの中ではやはり収量が低下するので、リスクがある、あるいはそれなりの評価がしてもらえないので、高い取引をしていただけないというようなことで、言っている意味はわかるのですけれども、なかなか取り組みづらいというような結論、結果が出ていますので、ここら辺ひとつ伺いたいのですけれども、そういった農家の考え方と今行政が進めているという中でのギャップがあるのです。その振興作物なんかも若干そういう部類があるのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺をどのようにして埋めていくかをちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 今担い手の受け入れ、そしてまた担い手の研修、こういったもので御質問あったわけですが、これは本当に農業についても大事なことでありまして、旧風連では30歳ぐらいまでを対象にしながら、こういう人たちを集めながら、行政と身近なパイプをつないでいこうと。そして、農協と身近なパイプをつないでいこうということで、係長の範囲の中で

お互いに研修をしていたと。そこに農協も含まれてきていると。普及センターも含まれていき、お互いに同じ年齢層の方を集めてディスカッションしたり、いろんなよそのまちに研修に行ったりというような制度でやってきたわけでございます。名寄においては、4Hクラブ等が整備されてきて、4H活動の中でそういったことがやられてきたかと思ひます。そういった面では、市が一つになったということで、これからそういうものを大事にしながら、本当に自分たちも農家に就農したと、しかし旧態依然としただけのやり方ではどうも納得いかない、こういう思いを持ちながらも、研修の機会がないということがあるわけですから、そういったものを早急に確立していきたいなど。その中には農業者だけでなく、商業の方、他産業の方含めて、そういう一堂に会したディスカッションの場なり、研修の形がとれば、お互いに地域にとっても方向性が見えてくるのではないかと、いうようなことで、そういった面については大きなお金はつけられないわけですが、配慮してまいりたいなど、このように思っているところでございます。

それから、食の安全、安心、これ非常に農家の方は手間暇をかけてやっているわけです。これは、今までに過去10年前にはこういったことが余り言われていなかったものですから、それなりの経営の中で培ってきたやり方でやってきた。しかし、今その部分がきちっとなってきましたので、栽培履歴も含めていろんな形で規制されながら、そしてそういうものをきちっとならなければ、残留農薬の問題が出たときに地域全体がだめになってくるというようなことがあります。しかし、これは消費者がそのものを求めているということだけは間違いのないようでございます。しかし、それだけ努力しても、本当に努力したから少し高く売れるのだぞと、こういう保証がまるっきり今のところは立っていないわけでございます。しかし、この努力だけは続けていかなければいけ

ないし、またそのことを早く消費者の方にも理解するよう、先ほど言われたギャップのない、農業者と消費者がお互いに話し合いできるような、そういった場もつくってまいらねばならぬなど。これがやはりつくる方にしても安心してつくれるだろうし、買う方にしても安心してできる、そういった流通体系になってくるのではないかと、このように思っているところでございます。

また、中国の研修生の関係がありました。これについては、JAとも十分話し合いながら、やはり今の研修生に頼っている部分が多いわけですから、特に野菜等を取り入れていく場合にはそういった研修生なりの協力を得ながらやっていかなければならない事実はこれからも続くと思っておりますので、この辺については関係団体とも話をしながら、前向きな方向で進んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） いずれにしても、非常に農業においては難しい時代です。アンケートのいろんな項目があったのですけれども、まとめてみますとやっぱり若い人材を生かしながら、あるいは異業種とも協力をしながら、連携をしながら、商品開発、あるいは付加価値をつけるような、そういう新しい企業が生まれるようなグラウンドづくりを総合計画の中で立ててほしいというような、総合的にそんなふうに受け取れましたので、よろしく願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

農地流動化対策について外1件を、田中好望議員。

○15番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

なお、ここでお断りをいたしますけれども、私のこの1点目の農地流動化対策、これにつきまし

ては午前中、同僚の日根野議員とかなりダブる点、ほとんど同じと言っても過言ではないのでしょうかけれども、そういったことでお耳をかして、皆様方の御判断を仰ぎたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

まず、農地流動化対策についての1点目の流動化の現状についてお聞きをいたしたいと思っております。農業者の高齢化、後継者不足、農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は冬の時代を飛び越し、氷河期を迎えていると言っても過言ではないと、このように思うところでございます。このような状況の中、名寄地域、風連地域の農地の流動化はどのようになっているかお尋ねをいたしたいと思っております。

2点目の荒廃地防止対策でございますが、先般もいろいろお話がございましたように流動化がなかなか進んでいないのだと、かなり難しいのだといった中で、このまま進行すれば先人たちが開拓のくわを入れて100年近くもたつ農地が荒廃をしていくことが予想されます、この予想は外れてほしいわけですが、地域の崩壊はもとより名寄市の崩壊、そのことにつながるとしてもまたこれも過言ではないと私は認識をしております。長い時間をかけ築いてきたこの美田といいますか、農地、これを失うということは環境保全からも私は大変残念なことだというふうに思います。それで、何らかの方策を早急に取り上げなければならないというふうに思っているところでございます。その対策案が先ほどから申し上げましたように、日根野議員にもお答えをしておりますけれども、再度お答えを願いたいと思っております。

大項目の2点目につきまして、産地づくり交付金についてでございます。1番目の明年度の交付金額の推計についてでございますけれども、平成16年度より始まったこの制度、本年18年をもって前期が終了するわけでございます。19年度より後期が始まるわけでございますけれども、御案内のように19年産の米が全国ベースで5万ト

ン減になったわけですが、北海道では逆に1万2,000トンの増加になったと。このことは、先ほどの質疑の中にもありましたように、生産者はもとよりやはり関係機関一丸となって品質の改良から、そういったものを含めての結果だというふう理解をしているところでございます。これらを踏まえて、産地づくり交付金額の19年度の予定額というのはどのぐらいになるのかをまずもってお知らせを願いたいと、このように思います。

2番目の風連地域、名寄地域の一本化についてでございますけれども、現在水田農業推進協議会は名寄、風連地区それぞれ別で行っております。行政、農協が合併したことにより、スケールメリットを生かす意味からも19年度からは新産地づくり対策には水田農業推進協議会を一本化して取り組むべきと考えますが、御見解をお聞かせを願いたいと思います。

小項目の3点目でございますけれども、実際合併をいたしました。どの対策に厚みを持たせるか、産地づくり交付金の活用については名寄、風連の水田農業の実情や地域性を勘案し、対策が講じられております。現状の水田農業を見据え、どのような対策に厚みを持たすと考えておられるかをお聞きをいたしたいと思います。

最後の4点目に、12月に入りまして、要するにJAの方に営農計画書を1月末ぐらいで提出をしなければならぬのですけれども、営農計画を立てるため早期に生産者にこのプランを知らせるべきといったことで、明年度から始まります品目横断的経営安定対策等々のこともあり、営農計画を立てるのに大変今苦慮している時期ということだと思います。早期にやはり協議会等々、各関係機関でこの産地づくり交付金の方向性を出して、生産者に一日でも早く知らせるべきだと思いますので、そこら辺の考え方をお聞きをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま田中議員

から大きい項目で2点にわたりお尋ねがございました。私の方からのお答えになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、大項目1の農地の流動化の現状について知らせてほしいというお尋ねでございます。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢は、農産物価格の低迷など一段と厳しさが増しますとともに、高齢化に伴う農家戸数の減少、後継者不足など農村地域の活力の低下が懸念される中で、地域農業を支えるすぐれた担い手の育成、確保を図ることが急務となっております。農地流動化の実績につきましては、農地法3条を除く農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転等は、風連地区で申し上げますと平成16年度では売買で37件、賃貸では46件、17年度の売買につきましては23件、賃貸では29件、18年度、11月末現在でございますけれども、あっせん件数では6件となっておりますけれども、12月に多くあっせんが予定をされるというふうな例年の見通しでありますので、ふえるのではないかとというふうに思っております。次に、名寄地区におきましては、平成16年度では売買で25件、賃貸では49件、平成17年度につきましては売買で16件、賃貸では59件、平成18年度の同じく11月末現在のあっせん件数でございますけれども、49件で例年より増加が見込まれているところでございます。

次に、2点目の荒廃地防止対策についてのお尋ねでございます。耕作放棄地につきましては、2005年の農林業センサス公表結果では名寄地区では39ヘクタール、風連地区に至っては20ヘクタールとなっております。平地におきましての耕作放棄地はないと考えておりますけれども、こうした耕作放棄地は高齢化の進行や後継者不足を背景に生産の低い農地や生産効率の悪い農地を中心に耕作を取りやめ、農地の管理が行き届かなくなっていることなどが主な原因であろうというふうに考えているところでございます。北海道農業

会議の呼びかけにもよりまして、平成16年度からは耕作放棄地を防ぐために全道農地パトロール月間を設定いたしまして、耕作放棄地や無断転用農地、それから産業廃棄物の不法投棄防止などに取り組んでおります。特に旧風連におきましては、秋の農作物の作況調査とあわせて実施しておりますけれども、合併後は旧名寄市と同じく期間を設定し、農業委員が担当地区を巡回する方法をとっております。今後もこの運動を継続してまいります。また、中山間地域等直接支払い制度を活用し、農地保全の共同取り組みにも農家、集落みずからの協力もいただきながら、新たな耕作放棄地を出さないような運動を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、大項目2番目の産地づくり対策交付金についての明年度の交付金額の推計について知らせてほしいというお尋ねでございました。米の需給調整につきましては、従来国、道から市町村へ生産目標数量の配分が行われていましたけれども、19年産米からは米政策改革大綱に沿った新たな需給調整システムが導入されます。行政などが提供する需給に関する情報をもとにいたしまして、JAなどの生産調整方針作成者というものが設けられまして、その方がみずからの生産目標数量を決定するシステムへと移行することになります。議員が言われますように、この新たなシステムに基づきまして国は11月30日、米の需要量に関する情報といたしまして、全国で対前年5万トン減の828万トン、北海道へは対前年1万2,000トン増の59万4,000トンと提示されております。市町村の需要量につきましては、12月28日開催予定であります会議で示されるものというふうに見込んでいるところでございます。

さて、生産調整のメリット措置である産地づくり対策につきましては、平成19年から21年までの向こう3カ年の現行制度に所要の見直しを加えまして継続されることとなっております。特別調整促進加算や麦、大豆品質向上対策というもの

が廃止されることとなります。新たには新需給調整システム定着交付金や稲作構造改革促進交付金を創設する運びになります。交付の予定につきましては、農林水産省の要求ベースで産地づくり本体で5%減の1,327億円となっておりますが、関連施策を含めると現対策を上回る1,817億円となっており、また道からの情報では農林水産省からほぼ現対策並みの交付予定額が示されることから、現行名寄、風連を合わせた年間交付額は約9億3,000万円となっており、新制度においてもほぼ現対策並みの交付額が確保できるものというふうに考えているところでございます。

次、2番目の風連地域、名寄地域の一本化についてお答えを申し上げます。水田農業推進協議会は、産地づくり対策の取り組み主体として地域水田農業ビジョンの策定、産地づくり交付金の使途の決定、交付事務のほか地域における米の数量配分ルール等について検討する役割を果たしてまいりました。現行の推進協議会は、行政、JAとも合併前となる平成16年度からスタートしているため、旧市町を単位にそれぞれ名寄地域水田農業推進協議会、風連では風連地域水田農業推進協議会を設立し、運営を図っていますが、平成19年度からスタートいたします新産地づくり対策においては一つの行政、一つのJAの体制が整っていることや日本一のモチ米生産団地や北海道一のアスパラなど、議員が言われますようにスケールメリットを生かす意味からも両水田農業推進協議会の一本化を図るべきと考えております。御存じのように両推進協議会には交付金の使途や数量配分ルール等に若干違いがありますが、関係機関、団体と連携を図りながら、生産者の皆さんの理解と協力のもとに新名寄市一円を範囲とする新たな推進協議会を設立し、新産地づくり対策への対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目でございますが、どの対策に厚みを持たすのかとのお尋ねでございます。産地づく

り交付金の使途につきましては、これまでの経緯や営農類型の違いから名寄、風連の両推進協議会で違いがあり、両地域の特色があらわされています。新産地づくり交付金の活用方法につきましては、今後新たな推進協議会において議論をいただくこととなりますけれども、産地づくり対策が生産調整の推進と水田農業の構造改革を支援する制度であることから、生産調整に伴う減収分を補う補てん的な使途、使い方と産地づくりを推進する誘導的な使い方の二つが必要であり、その性格から補てん的な使途につきましては生産調整面積等に応じて一律的に、誘導的な使途につきましては取り組みによる加算やめり張りをつけた交付が望ましいものというふうに考えております。

御質問の趣旨は、この誘導的な使途の内容に当たるものというふうに受けとめさせていただいておりますけれども、現行の両地域の特色ある取り組みを生かすとともに、現在行政、JAで策定を進めております農業・農村振興計画との整合性を考慮いたしまして、具体的には一つ目には基幹作物の安定生産、二つ目には振興作物の誘導、三つ目には担い手の支援、育成、四つ目には農地流動化の促進、五つ目には土づくり、六つ目には産地PR等の視点から制度の構築を図ってまいりたいと考えており、JAを初め関係機関、団体と連携を図りながら、また生産者の意見と理解や合意形成が図られるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、四つ目でございますが、営農計画を立てるために早期に生産者に知らせるべきとお尋ねでございます。平成19年度は、品目横断的経営安定対策を初め、新たな米の需給調整システムの導入や産地づくり対策の新制度への移行など、農業施策の大きな変革期に当たるため、生産者の皆さんにおかれましても次年度の営農計画を作成する上でも大変御苦労が多いことというふうに存じているところでございます。従来産地づくり対策につきましては、旧名寄市において1月末、旧風連

におきましては2月末を目途に生産者に対する制度の周知を行ってまいりました。新制度初年度となる平成19年度につきましては、いまだ制度の詳細や交付額が示されていないこともありまして、作業スケジュール的には非常に窮屈な状況となっておりますけれども、JAなどと連携し、従来の周知時期を踏まえて、早期の制度周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それぞれ今答弁をいただいたわけでございますけれども、まず農地流動化関連につきまして再質問させていただきたいと思っております。

先ほど流動化の現状につきましては、かなりの件数といえますか、それが賃貸を含めて所有権移転からかなりの件数に上っているわけですが、18年度に入ってあっせん件数が増加しているということでの答えでございますけれども、先ほど午前中の日根野議員の質問の中にもあったように思いますが、いわゆる売り手、買い手といえますか、そういった中でスムーズに進んでおられるのかどうか。これは、農業委員会の所管でしょうけれども、わかる範囲での状況をお知らせをいただきたいと、このように思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大変申しわけございません。農業委員会の部分で扱っているものですから、今手元に承知をいたしてございませんので、後ほどお知らせを申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） これも先ほど、はっきり言わせて私も材料不足なのです。これ日根野議員に全部先にやられまして、正直言わせて。あっせん方法につきまして先ほど方法、旧風連と旧名寄とのあるわけですが、実はこれ私ご

となのですけれども、風連には12の利用改善組合がありますけれども、その中の組合長をやって3年目なのですけれども、たまたま今月の12日の日ですか、あっせんをやっと2カ月かかって成立をさせた事例があります。そういったことで、その苦慮しているというか、その部分をちょっとお聞きをいただきたいのですけれども、名寄との違いは私もいろいろ先輩の黒井議員なんかにもお聞きをいたしましたし、何ぼか認識もありますし、先ほど日根野議員が聞いたからわかるのですけれども、風連の場合は私が売りたいのですとまず農業委員会に届けたら、その地区の組合長さんのところに行って、あっせんしてくださいと、頼みますということをお願いしておいでといったことで、それで受けまして、地域の役員を招集をして、まず周知徹底しよう。何のだれべえさんの土地が、いわゆる土地が売りに出たよということです。そういったことで周知をして、また何日か後にその結果を持ち寄って役員が集まって、ところが悲しいかな今の現状はだれもいないと。そんなに言うのなら、おまえ買って、つくればいいのでないかと、これが実態です。そういうこともうできません、みんな高齢化ですから。そういった中で、そうなりますと地域が狭いものですから限られてくるわけです、地域が狭いということ。そうなると、ほかの改善組合の方にも御連絡をすればいいのでしょうか、私たちは一本釣りするのです。隣の行政区の人で後継者もいる、まだまだ余力あるなど言えば、どうだ、この土地何とか引き受けてくれと、過去にもそういった例が何件かありますけれども。そういった中で非常に苦労しますし、先ほど価格の問題もいろいろ言われておりましたけれども、我々いわゆる不動産屋ではありませんから、人の財産に価格をつけるということも、参考的なものはあるので、地域の最近の成り行きだとか、そういうこと勘案してつけなければならぬのですけれども、本当に非常に私としても、また同じ役員としても一番嫌な部分だなどい

うのが実態です。売り手には高く買わせたい、買い手には幾らかでも安く買って、再生産できるような道を開いてやりたい。こういうのは両方うまくいくことはありませんから。どちらかに泣いていただくというか、どちらも泣いてしまうのか、それはそのときの判断でしょうけれども。そういった中で、もう少し大きな組織でこの組合というか、確かに先ほどの泉谷会長の判断では今の現状のまま残したいような話しぶりでしたけれども、もう少し大きな器で改正できないものか、その点をちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように御苦労が大変あるのだなというふうなことでございまして、かつて私農業委員会で農地のあっせんもさせていただいておりました。そのときには、決して多いわけではないのですけれども、それなりに引き合いなりがありまして、売り手と買い手の部分が成立するというようなことでありました。しかし、近年につきましては、大変売り手も買い手も厳しいというふうなことで、改善組合の皆さん、地元の農業委員さん、御苦労多いのだなというふうに今聞かせていただきました。

今お話ありましたように、一つにはその区域の中で、利用改善組合の中での処理を原則とは先ほど会長も言っていましたけれども、そうなのでしようけれども、結局はそれはどういうことかと申し上げますと通いだとか飛び地になりますものですから、作業効率が悪くなるであろうというふうなことで、できるだけ近間の方で集積をしていたとすることが作業能率も含めていいのだらうというふうなことから、できましたらその組合の中でのエリアの中で引き合いがあればいいなというふうなことでございます。今お話ありましたように隣接する利用改善組合、それでもなおつかないのだというような事情にもあるように聞き及んでおります。そんなことで、先ほど農業委員会の会長もお話ありましたけれども、また農業委員



会の方とも御相談をさせてもらいますけれども、できればどういった方法がいいのか、さらに広げ方がいいのか、なければやむを得ないのか、そういったことも含めて、それから今ちょっと申し上げましたように飛び地、通い、そういったたぐいのものにもらみ合わせながら、どういうふうに農地を集積していったらいいのか、あっせんしていったらいいのか、こういった部分もまた御相談をさせてほしいと思っておりますので、またしばらくお時間を、しばらくといたしましょうか、お時間をいただけたらというふうに思っておりますけれども、そんな感じをしております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） エリアを広げるといふか、それも一つの方法ですし、当面はそういうふうに行っていかなければ私はいけないのかなど。これは、私の地域だけかもしれませんが、恐らく私と近隣の地域の人たちもほとんどそういう考えでいるというふうに思っております。そういったことで、これから議論していただくということでもありますから、これについてもやはり早急にある程度結論を出していただいて、組織をつくり直すといふか、そういう形に持って行っていただきたいことを要望しておきます。

それと、この流動化に関しまして一歩進んで農地保有合理化法人の資格を取得して、これ口では簡単に言いますが、なかなかハードルが高いはずというふうに聞いておりますし、これは一行政でなくて、やはりJAも巻き込んでやらなければなかなかうまく取り組めない。それと、ある程度恐ろしいといふか、これは第三セクターと間違えられるという、今問題になっております夕張のことが象徴されておりますけれども、むだといふ、そういう危険性もなきにしもあらずといふことで、かなりちゅうちょはしていたのですけれども、この農地保有合理化法人の資格を取得して、それも議論の中に入れていくべきでないかなというふうにお伺いをするのですけれども、道内や近隣の事

例はあるかないか、それとあるのであればお知らせをいただきたいのと、議論の対象になるのかならないのか、その点を含めて、これは行政だけでなく先ほど申し上げましたようにJAも含め、各関係機関も含めなければならないのかということもありますし、そういうことも含めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 農地保有合理化法人、これにつきましては基盤強化促進法に基づく部分につきましては御案内のとおり農業開発公社というものがあつて、そちらの方で引き受けていただいて、一定の時間経過、期限が過ぎますと買い戻すするというような制度は御案内だと思っております。市町村の部分でどういうことになっていくのかということで、前にもちょっとお話しさせてもらいましたけれども、JAが合理化法人をつくって進めるという方法もありますし、それから行政も一緒に加わって合理化法人の中に入って進めていくという方法もあります。道内におきましては、空知、十勝管内のJAが法人となりまして、賃貸事業あるいは管理耕作、こういったことを手がけている事例というふうに出てきていただいております。いずれにいたしましても、このことにつきましては、今後保有合理化法人につきましては当名寄市につきましても検討の課題にそう遠くない時期に俎上にのってくるものというふうに思っています。

それで、私の主観なのですが、今農業・農村振興計画を策定しておりますから、その中でそういった御意見も多く寄せられておりますから、その計画の中でも含めて検討していきたいというふうにご検討いただいております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 農地の流動化対策関係については以上で終わらせていただきまして、続きまして産地づくり対策関連につきまして再質

問させていただきたいと思います。

先ほどの名寄、風連両地区の推進協議会を一本化にする場合、支援の内容の違い、配分の方法の違いを両地区の生産者が理解するような手順と機関の設置を含め、これはやらなければならないと思うのですが、その手順と機関の設置を含めてお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 新たに一本化しながらつくっていくということでございますけれども、それぞれ今までの歴史を持ちながら、そして地域に合ったそういった配分の方法を選んできたというふうに思っております。したがって、風連は風連の方針に基づきながら、振興作物に厚く配慮しながら、将来の農業を何とか自立できるようにという思いで配分の方法を決めた。名寄は名寄の方で、それぞれ地域総体を平等化していこうというような意味合いも含めて、意外とフラットにやっていると、こういった違いがあるわけです。これは、行政が決めるわけではございません。あくまでも農業者なり、そういうところが主体になって、これからの農業をどうしようかというときに振興計画とすり合わせしながら決めていこうということでございますから、そのお金は行政が取るわけでもございませんし、皆さんで分配する方法をどういうふうにするかと、そして今つくっている振興計画とどういうふうにすり合わせしながら、方向性をきちっとして、近い将来はこうあるべきだという理解のもとにその配分の方法を決めてまいりたいなど、このように思っているところでございまして、行政だけではなく、皆さんそれぞれ農業の思いを持ちながら、そしてまた振興計画にその思いを含めて樹立するわけですから、それと整合性を合わせながら進んでまいりたいなど、このように思っているところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 一本化に向けて議論をしていくということでもよろしいですね。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 組織的には一本化していきたい。ただ、その配分方法でどうしても違いが出てきた場合にすべてが一本化になるかという部分については、今後そういった会議を開きながら、成り行きを見ながら、進んでまいらねばならぬなど、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それぞれ歴史がありまして、地域性を生かした利活用で、この交付金の配分がされて、事業が行われてきたわけですが、私の手元に、これは平成17年度実績分ですが、名寄地域、風連地域の一種の単価表が出ております。ここで大きな違いと申しますか、それにはまず名寄地域からいきますと農地集積推進事業ではいわゆる農地を人に貸すよと。そして、借りた側、受け手側は10アール当たり2万円の補助を受けている。これは、私は農地流動化に対しての物すごくすばらしい制度だというふうに思っておりますし、風連側で突出しておりますのは振興作物推進の中のアスパラも含め、特にアスパラです、施設の新規定植、これ反当13万円です。これは、施設にお金がかかるということで理解をしておりますし、それからナガネギ、イチゴ、ユリネ、トマト、ピーマン、花卉の新規作付には10万円と。それと、アスパラガスの露地の新規定植には10アール当たり7万円と、こういったようにやはり風連の場合これにお金をつぎ込んだから、これだけアスパラがふえ、ナガネギ等も定着をしたという結論で、このことはすばらしいと。これを一本化しようとするれば、これはやっぱり難しいです。ですから、今助役が言われた答弁になるのかなと思いますけれども、この見通しというのは、恐らくそんなには変わりませんが、この対策名で、名前は変わっても19年度にはこのような推計でいくのか、わかる範囲で

よろしいですけれども、最後にお聞きをしたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど御答弁しましたが、それぞれ特色を持って推進しているところがございます。名寄の方の流動化等に対して2万円という大きな支出をしている。これはすごく評価されることだし、その地域の問題点を反映した配分の方法なのかなというふうに思えます。また、風連においては振興作物を定着しようと、そしてふやしていこうという形の中で、それぞれアスパラ、花卉、そういった園芸作物を含めた部分に交付金を充てるというふうな形で進んできたわけですから、同じ流動化の関係も風連もあります。ありますけれども、ちょっと手持ちの資料ないからあれですが、2,000円か3,000円ぐらいついていたかなというふうに思っております。それだけ差があるわけですから、今組織が一本化になっても、その差を地域ごとに埋められるかという問題、例えば2万円で風連の方をやったらどうだということによって皆さんが了解できるかといったら、私は疑問があると思うのです。やはりその分が農家の人同士で配分のし合いですから、何でやめる人なり、買う人だけが恩恵をこうむるのだと、一生懸命そこで農業やる人にもうちょっと配ったらいいのではないかと、こういった意見がどんどん出てくると思えます。しかし、この産地づくり交付金を利用しながら、本当に転作の奨励金というか、この交付金がなくなったときに自立できる農業をどういうふうにつくっていくのかという方向性に向かって使って、基盤拡充できればいいのではないかと、いうふうな私なりに思いをしているところがございます。今言ったとおり組織は一本化していきませんが、本当にそれぞれの地域性がありますから、十分話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますから、本当に180度変えられるのかなということはちょっと難しい面があると思いますので、これからの推移を見守って

いきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 最後に、市長の御見解をお伺いをいたしたいと思えます。それで最後の質問とさせていただきますけれども、けさも同僚の日根野議員から、きのう武田議員、それから先ほど黒井議員と私と農業問題かなり深く突っ込んだ議論をさせていただきました。どの議員の発言を見ても、大変厳しい農業情勢ということです。先ほどお伺いいたしました集積、農地流動化に対しての農地保有合理化法人に向けて、これはあくまでも制度でありますけれども、市長としての政策の一環として今後考えていただけないものかということをお聞きをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 農地の流動化というのは、余り喜ばしい現象ではないのかもしれませんが、しかし、現実には規模拡大、あるいは後継者がいないことよっての農地を売り渡したいという、そういう状況が続いているわけでございまして、恐らく名寄、風連ともに農業の最盛期と申しましょうか、一番そうした評価が高い時期から見ますと水田等については3分の1ぐらいになっているのではないかなと、そんなふうにとめておられるわけでございますが、しかしそれでも規模拡大をなかなかできないという環境にあるということでありますから、非常に厳しい状況に農業が追い込まれていると、こういうふうに認識をしております。産地づくりの交付金制度というのは平成16年から始まったわけでございますが、私はこのことが今まで水田農業の経営を量的に、面積的に縮小していくという、この休耕補償というかなり長い期間、昭和45年以降ですから、やっているわけですが、このことを自治体を単位として、農協を単位としてしっかりと地域でこの制度がなくなっても自立できるように進めていく国の政策だったと、こんなふうにとめておられて、旧名寄、旧

風連ではこの交付金の使い方にそれぞれ農業者の発想、違いがやはり出ていて、ただいまの田中議員の御質問にも出ているかというふうに思っております。しかし、1自治体1農協という、こういう再編がされたわけでありますから、農業者の皆様にもそうしたいところは残すと。そして、妥協するところは妥協すると申しませうか、全体のパイは決まっているわけでありますから、その中でしっかりと協議をさせていただいて、次の農政に希望が持てる、あるいは農業者の皆さんがこの産地づくり交付金を活用して展開をしていける、そうしたものの枠組みづくりのために関係者の皆さんとまた協議をしっかりと進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えを申し上げた中で、実は農地流動化の現状、一番最初の1の1でございますけれども、その中で名寄地区におきましての18年度末現在のあっせん件数につきましてちょっと数字を見違えまして、19件のところを49件というふうにお話をされたようでございました。訂正をさせていただきたいと思っております。19件でございます。名寄市におきましては19件ということで訂正させていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（田中之繁議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近年の異常気象の対応について外2件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、通告順に従って質問をしてまい

ります。

まず最初に、近年の異常気象の対応について伺います。今回は、ことしについてのみお聞きしますが、5月10日から11日にかけての低気圧と融雪、記憶に新しいところでは10月7日から9日の低気圧により強風と大雨になりました。特に10月の際には山沿いの多いところで総雨量が200ミリ、日雨量で150ミリを超える雨が降り、浸水も名寄川流域で12カ所確認されたとのことです。また、JRの名寄一穂内間が8日12時から12時間不通になりましたし、道道下川雄武線も8日10時から10日午後5時まで通行止めになりました。5月、10月双方とも真勲別の水位観測所では警戒水位を超え、市長の行政報告では10月の被害総額が約5,900万円と報告されましたが、5月と10月の被害状況についてもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。現在開催されています天塩川流域委員会資料によれば、河川整備計画において目標としている洪水に対してサンプダムが完成していると下流域である名寄地区の水位が約1メートル下がりますし、名寄川下流域に住んでいる日進地区や旭東地区、旭東北区、中名寄地区の住民にとっても安心、安全な生活が保障されると思っております。

次に、行政としてもサンプダムと地域を生かす会などと連携して国に毎年定期的に要望活動を行うべきと考えておりますが、御見解をいただきたいと思っております。

次に、名寄バイパス3工区が先月25日に開通しましたが、御案内のように智恵文南インターから国道40号線におりられなくなりました。夏のひまわり観光への影響についてはどのように考えておられるのかをお知らせください。私から言うまでもありませんが、このままにしておいて来年の状況を見きわめてから対策を講じるのであれば、来年の名寄智恵文ひまわり畑観光を見捨てることになりまして、なよろ観光まちづくり協会とも連携して対策を協議し、案内板などの設置をすべき

であると考えますが、お考えをお聞きします。

それに伴って智恵文地区に住む住民への影響や智恵文地区で行っている農産物直売所の影響と対応についても具体的にお知らせください。

次に、名寄市立総合病院の将来展望について伺います。市立総合病院は、地方センター病院であることから、第3次保健医療福祉圏の高度専門医療機関として特殊な疾病や高度専門医療に対応できる医療機能を整えるとともに、臨床に密着した研修、研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、第3次医療の完結を目指して他の医療機関の後方医療機関としての役割を担うのが使命だと思いますが、具体的に総合病院が使命を果たしている部分についてお答えください。

次に、経営改善に向けた取り組みについて伺います。過去にも請求漏れがないようにオーダリングシステムの採用ですとかいろいろな対策を練って実行してきたのは知っていますが、現状を考えるともっと抜本的な改革が必要だと思います。例えば管理運営を民間業者に委託した場合のシミュレーションなどをしてみる価値は十分にあると思いますが、お考えをいただきたく思います。

次に、今のままの施設環境でよいと思っっているのでしょうか。敷地内全面禁煙にしている弊害で敷地内の環境が非常に悪い状況です。しつこく言いますが、医師や看護師などスタッフを含め、患者さんもいまだに敷地内で喫煙をしています。いつまでもイタチごっこをしていると、せつかくの医療機関が環境の悪い状況のままです。私が以前から解決策として提案している敷地内の土地を2坪ぐらい分筆して敷地外にし、そこに喫煙所を設けるべきであると思いますが、前向きな答弁を求めます。

次に、精神科の対応について伺います。この件についても午前中に同僚議員が質問しましたが、現状は上川北部地域唯一の精神科入院施設であり、

現在医長と出張医の2人体制で行われていますが、今後精神科の閉鎖などがあると非常に大きな地域問題になりますので、真剣に取り組まなければなりません。この問題が起きてから約8カ月が過ぎましたが、どのような対応をしたのか具体的にお知らせいただくことと医師確保のためのチーム編成や上川北部の連携によって要望活動を行った経緯があるのかを伺います。

以上で私のこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま渡辺議員の方から大きな項目で3点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長から、3点目につきましては市立病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の異常気象の対応についての部分からお答えをさせていただきます。まず、ことし5月10日から11日にかけての寒冷前線の通過と融雪による洪水被害であります。名寄地区では内淵地区と智恵文地区の一部で畑や田が冠水したことから、内淵、智恵文、智西の3排水機場を稼働させ、内水排除に当たりました。一方、名寄川の洪水注意報が発表され、真勲別水位観測所で警戒水位を超える事態となり、浄水場関係で応急処置をとるなどしましたが、洪水被害は発生せずに済んだところであります。また、風連地区におきましては、日進9線付近の風連別川護岸の一部が決壊して隣接する田畑が冠水する被害があり、重機による応急処置を行うとともに、同河川管理者の道土木現業所による復旧工事を要請したところであります。

次に、10月7日から8日にかけての発達した低気圧による被害について申し上げます。被害総額は約5,900万円に上りました。そのうち約2,900万円が市有林の倒木処理及び街路樹や公共施設内樹木の倒木に伴う被害で、その内訳は市有林関係が4,313本で約1,700万円、公園関係

が78本で約500万円、街路樹関係が33本で約140万円、学校等施設関係が143本、約240万円、JR名寄本線跡地関係が280本で約170万円、なよろ健康の森関係が215本で約130万円などとなっております。次に、被害額が大きかったのが農業施設関係で、ビニールハウスなどの営農施設の損壊が217カ所で約2,300万円となっております。このほか公共施設関係で約600万円の被害が出ているところであります。

次に、2点目のサンルダム本体工事の関係と継続的な要望活動についてお答えをいたします。サンルダム建設につきましては、昭和63年、直轄事業として採択され、平成5年から道路等の附帯設備建設が行われております。平成9年の河川法の改正により、河川整備計画策定に当たり学識者の意見を聞くため17名から成る天塩川流域委員会が平成15年設置されました。本年12月まで活発な活動を続けてきておりましたけれども、一定の方針が示されたことから、また委員の任期である年内を終結とする報道がされているところでもあります。この間にはダムの早期本体着工の市民大会や旧名寄市議会から国への意見書提出がなされてきました。本年は、近年の異常気象を危惧して5月に下川町で、7月に名寄市で、11月には美深町とそれぞれの地域における市民団体と行政が協力し、大会を開催し、関係者に訴えてまいりました。また、11月26日には名寄市で開催がありました自民党の衆議院、参議院5名、さらに管内選出道議会議員5名の議員に対し地域振興に関する要望会の折、この折にも早期のサンルダム本体着工を訴えているところであります。さらに、11月28日にはサンルダム下流域の中名寄町内会、家族会全員の署名による要望が名寄市に提出されましたので、即日関係機関、河川事務所、治水期成会や天塩川流域委員会に報告したところでもあります。今後ともダムが完成し、安全な環境が整うまで市民組織サンルダムと地域を生かす

会と地域住民、行政が連携し、また広域組織であります天塩川治水促進期成会で関係者、関係機関への要望活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大項目2の（1）番目、ひまわり畑観光への影響についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

高速交通ネットワークを形成する一般国道40号線名寄バイパスの3工区が先月25日開通をいたしました。移動時間の短縮にとどまらず、地域間交流の促進、観光の振興、センター病院への迅速な救急搬送などバイパス整備の効果に対して期待が大きいところでございます。また、智恵文インターまでの開通によりまして、従来使用してまいりました智恵文南入り口インターでの出入りが制限され、旭川方面からの利用のお客さんは智恵文インターとなり、美深方面から利用のお客さんはひまわり畑を横目で見ながら走るようになります。御質問のひまわり観光への影響についてでございますけれども、全くないということはないと考えております。本市における観光資源は、自然景観、農村景観などの情報発信を含めてPRに努めておりますけれども、特に冬は気象現象のサンピラー、夏はひまわり畑を初め各種の花による観光というイメージを持って対応してきております。これまで来られる方はひまわりという目的意識を持って来られていること、観光バスについては旭川方面からの乗り入れより稚内からのルートが多い状況にありましたが、これらのことは大きく変わることが予想されますので、今後バス会社への細やかな周知、のぼり、案内看板の効果的な設置、各種による情報提供などとともにひまわりの魅力をアップさせることを考え、観光協会とも鋭意協議を進めてまいりたいというふうと考えてございます。

次、2点目でございますけれども、農作物直売所の影響と対応についてのお尋ねでございます。

智恵文地区に住む住民への影響でございますけれども、おりる際につきましては名寄北インター、智恵文インターを利用していただくことになり、これまでと比べ不便を強いることも考えられますが、地域の方々との協議を重ねながら進めてきたものというふうに理解をいたしております。また、智恵文地区で行っている農産物直売所の影響についてでありますけれども、智恵文地区には2カ所の直売所がございます。地元での安全、安心な農作物の地産地消を目的に5月から10月までの期間において開店をしており、特に夏のひまわり観光の時期はお客様のピークで、好評を得ているところでございます。南入り口インターからおりられなくなった影響は、先ほどのひまわり畑の状況と同じく名寄方面からの利用のお客様は遠回りになりますし、美深方面からのお客様は直売所に関係なく走ることなどから、少なからず影響があるというふうに考えているところでございます。しかしながら、野菜等の直売所は開店して4年以上経過をいたしてございます。毎年着実にお客様の数、売り上げも伸ばしてきており、地元のお客様を中心にリピーターとして定着していると聞き及んでおります。対応につきましては、地元のマスコミやFM局を活用した情報発信などが考えられますので、関係者とも話し合いを持ってまいりたいというふうに考えているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3、名寄市立総合病院の将来展望についてお答えいたします。

一つ目の地方センター病院の使命についてであります。名寄市立総合病院は北海道第3次保健医療圏における地方センター病院として、平成10年以来高度かつ専門的な医療機関として他の医療機関と連携を図りながら、第2次保健医療圏の後方医療機関としての役割を果たしてきたところ

であります。これまでに果たしてきた役割につきましては、平成17年度実績に基づいて説明させていただきます。一つには、医師派遣事業でございますが、8医療機関へ180日、特別医師派遣事業、7医療機関へ68日、名寄地区機能回復訓練事業に6市町村、199日、学術講演会10回、市民公開講座5回開催しております。患者紹介につきましては、依頼、返事6,500通、大型医療機器使用実績10医療機関、63件、診療予約患者実績、13医療機関、235件となっております。

次に、経営改善に向けた取り組みについてお答え申し上げます。自治体病院には、住民の福祉の増進を図るという公共性の確保と企業としての経済性の発揮が求められております。今全国自治体病院の6割以上が赤字という状況ではありますが、当病院としては引き続いて経営の健全化に向けた取り組みを進めてまいります。経営の改善には収益の増加、経費の抑制はもちろんですが、まずは的確な現状分析に基づいた長期事業計画を作成し、それによる病院運営が必要と考えておりますので、早急に中長期計画を作成してまいります。なお、経営安定化に向けてのこれまでの取り組みにつきましては次のとおりでございます。実施段階にある事項ですが、増収対策としまして分娩料の改定、一般ドックへのオプション追加、経費削減対策としまして直営業務の外部委託化、コージェネから買電方式による燃料費の節減、検討段階にある事項ですが、増収対策としまして医師の確保、文書料、施設使用料の適正化、未収金対策、経費削減対策としまして手術器材のキット化、電気、水道等日常経費の削減などです。公設民営化につきましては、地域の医療ニーズにこたえていく体制の確立という点から、現段階では考えておりません。

3点目の今のままの環境で十分と思うかどうかですが、当病院では患者の受動喫煙を防止するために3年ほど前から敷地内禁煙を始めていますが、

道内では既に200カ所以上の病院、診療所が実施しており、受動喫煙防止の意識が高まっている状況にあります。病院としては、何よりも患者さんの健康のことを第一に考えているところがございます。すぐには浸透しないと思いますが、病院にいる間だけは禁煙していただくようにこれからも取り組んでまいります。長い目で見ていただきますようよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

精神科の今後の対応についてでございますが、精神科固定医師の確保につきましてはことし7月下旬に名寄地区精神障害者家族会など4団体から連名で市に嘆願書が出されたところであり、さらに12月1日にも同4団体から市議会に対して名寄市立総合病院精神科と病棟の継続に関しての要望が出されたところがございます。私どもとしましても昨年来北海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請を行っているところであります。地域の実情は十分に理解されており、大学の大学自体が医師不足の状況にあり、いまだ医師の確保については確固たるめどが立っていない状況でございます。しかしながら、この地域において精神科医療を確保することは地方センター病院としての重要課題と考えておりまして、これまでも道保健所などと連携を図ってまいりましたが、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 順序が違うかもしれませんが、お許しいただきたいと思っております。

午前中の佐藤病院事務部長の答弁で、私の時計では11時34分だったと思っておりますが、院長としても精神科はなくしてはならない思いがあるとおっしゃいました。思いだけではこの問題の解決になりません。この問題が起きてから8カ月以上もたっているわけですから、これまでにいった対策や対応を具体的にお答えください。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 精神科の医師の確保につきましては、現在外来患者さん平均1日当たり八十数名、現在入院患者も五十数名おります。したがって、医師の確保というのは最重要課題というふうに認識しておりまして、これまでも院長が数度各大学に参りまして、各校に要請をしてきたという実態がございますし、道なり、それから各大学、それから保健所等とも協力しながら、医師確保に努めてまいりましたけれども、現状各大学の医局にも先生が十分でないということで、固定医の確保についてはまだめどが立っていない状況にあります。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 精神科について再度伺いますけれども、高度医療、専門医療やエリアとしては人口が約20万人だとお聞きしました。それで、名寄が第3次医療圏の地方センター病院に指定されているわけですから、この地域から精神科をなくすわけにはいきません。今までと同じ対応では精神科は閉鎖せざるを得なくなってしまうと、抜本的な対策が必要だと思っております。例えば市民と協働のまちづくりと言っているわけですから、それを実践しなければなりません。庁内に精神科存続のチームを組んで、精神障害者家族会との協議会などの定期的な打ち合わせなどの開催をし、現状把握と対策を話し合うなどのこともすべきであると強く思いますが、お考えをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 確かにもう3カ月しかございません。今のところ今いる固定医師の方は3月までということになっておりまして、1名長期の固定医がおりますけれども、この方は大学院生でございますが、医師の免許は持っているのですけれども、経験が5年ほどということになっております。それで、指導医師的な方がいらっしゃらなければ診療が十分できないと



いう状況にあります。それで、いずれにしましてもプロジェクトチームをつくるのも一つの案だというふうに思っておりますけれども、まず院長を初め病院関係者、それから道なり、保健所なり、関係機関と連携をとりながら、鋭意対応してまいりたいと、そんなふうに思っています。もう時間もないような状況もございます。先ほども申し上げましたけれども、万に一つ手配ができなければ入院患者は扱えないという状況になりますので、そのようなことのないように鋭意対応したいと、そんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 今の部長の答弁では、8カ月もたったのに何も進んでいないように聞こえるのですけれども、だから抜本的な改革をしなければいかぬのではないですかと伺っているのです。市立病院というのは、精神医療に関しても道北唯一の基幹病院であり、救急を含め他の科も重要ですが、精神保健福祉法の規定による救急受け入れや地域の要望にこたえてきたわけですから、精神科については先ほど申し上げたとおり家族会とも協議する場を設け、同じ目線で悩みを聞いたたり、理解して行動すべきと思いますが、お答えいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 家族会との対応につきましては、私も9月と11月に家族会の集まりですか、に参りまして、いろんな事情等を含めて、勉強のお知らせも含めて参加させていただいた経緯があります。その中でも切実としたお話聞かせていただきました。そんなことも含めて、今現在道とも密に連携とりながら対応していると、そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 家族会と会ったの2回なのですよね。それで、十分に理解したと思われていますか。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） おっしゃられるとおり十分ではないというふうには思っていますけれども、今後も鋭意保護者の思いを聞いていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 精神科については、北北海道の安心のためにも特に真剣に取り組んでいただくよう、これは要望しておきます。やり方を変えて、今言ったことを実践していただくようお願いしておきます。

合併前は、たばこ税が旧名寄市で2億円から2億1,000万円、合併後は2億3,000万円から2億4,000万円と記憶しておりますが、喫煙者にも優しい施策が必要であると考えています。そこで、伺いますが、喫煙者が減少してたばこ税が半減すると市の財政にどのような影響がありますか。お答えください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かにたばこ消費税は大きな市の財源ということで、2億数千万円の財源になっております。その影響額、喫煙者は喫煙することによってやはり一服といいましょうか、ストレスの解消等、それぞれのメリットもあるということも思っておりますけれども、非常に健康にはよろしくないということも言われておまして、減ることによって財源が不足するということは財政としては大変好ましい状況ではありませんけれども、市民の皆さんが健康で生き生きと暮らしていただくことは大変有意義でありがたいことだと思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 市立病院で敷地内全面禁煙となってから敷地内の環境がだんだん悪化していると思います。例えばこれは聞いた話なのですがけれども、夜の10時とか11時ぐらい、裏口のところでお医者さんが吸っているだとか、入院患者の人は屋上に出て吸っているとか、もうイタチごっこのような状況ですから、考え方を変え

て、敷地内の環境保全のためにたばこ税の収入減になる前にたばこ税の一部を利用して敷地内の土地を分筆し、名寄土地開発公社の所有にすると敷地外になりますので、喫煙所を建て、喫煙者を隔離すべきであると考えますが、この答弁は市長からいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在は、非常にたばこをのまれる皆さん方がたばこ消費税を通じて多額納税者という、そういう認識は持っておりますが、一方たばこの害ということは非常に問われておまして、たばこの製造責任ということも諸外国では裁判になると、こういうような時代になっております。たばこがもたらす日本人の健康管理と申しましょうか、そういう意味では多額の医療費を使っていると。トータルとしては、やはりたばこを一定の規制をかけるということになって来ると、こういうふうに認識をしております。名寄市立総合病院は、機能評価もいただいております。これらの中でも敷地内禁煙と、こういうことがまた評価の要点にもなっているわけがございます。そういう中にありましても、渡辺議員が御指摘のように職員や患者も含めて一部そういう状況があるということがございます。院長との私ども協議の中では議会でこういうような意見があるということ認識しつつも、市民の健康回復のために病院に医療費を払ってきていただいている皆さんには禁煙ということでしっかりとこれからも健康回復のために療養指導をしていかねばならないと、こういうふうに相談をしておまして、私も非常に一方では市町村財政の財源の大きなウエートを占めておりますけれども、健康管理の方をしっかりとこれからも市立病院が役割を果たしていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） たばこ税は、大体除雪費に匹敵するぐらいあると思うのです。それで、

2億4,000万円の半分になってしまうと1億2,000万円になってしまうと、1億2,000万円はどこから調達するのかというのはお聞きしておきたいのですけれども、総務部長に。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） そのようになったことの考えたことはございません。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） たばこを吸うと体を壊すと言いますが、体壊している人もたばこを吸いたいわけです。病院のお医者さんとか看護師さんにも吸う方います。だから、先ほど市長が評価の話しましたが、土地を2坪でも何ぼでも分筆すれば、それ敷地外とみなされると思うのですけれども、そういう考えはあるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在は、学校も含めて敷地内禁煙というような取り扱いをしているところがあるわけでございまして、病院の周辺にもそのような区画割りをという提案でございますけれども、私はしっかりとこれからたばこをのまれる皆さんの習慣を是正していただく方にぜひ御協力をいただきたいものだ、こんなふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） たばこのことはやめます、今度またやりますけれども。

次に、先月28日にはサンルダムと地域を生かす会の平間会長が島市長と田中議長にサンルダム建設促進を求める要望書と名寄川流域の市民145人の署名を提出しました。これは、重く受けとめていらっしゃると思いますが、今後どのような対応をし、この民間団体と連携した要望活動をされるのかを具体的にお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） このことにつきましては、これまでずっと地元下川町を初め管内の流域の各関係自治体、さらには治水期成会と、そ

れと住民レベルの団体等と継続して関係各機関に要望、陳情活動しておりますから、さらにそのことを受けまして、一層の早期着工に向けた取り組みを行政と住民と各関係団体と一緒にした取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 保護団体は、昨年9月にサクラマスの生態系を調べた後か前かはわかりませんが、サクラマスの子供であるヤマベのてんぷらを食べたと新聞報道でありました。同日ダム推進派は、環境保全のために植樹を行いました。ここに大きな行動の差があると思います。保護団体がサンルダムができるとサクラマス生態系に影響があると言っていますが、サンルダムと地域を生かす会は中名寄、旭東地区の農業被害や安心、安全な生活のためにサンルダムの早期着工と言っています。私は、サクラマスの生態系を大切に保護する運動を理解しつつも、さらには下流域の多様な意見にも耳を傾けつつも、しかしやはり人の安心、安全な生活の方を優先すべきだと思いますが、御見解をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私も渡辺議員と同じ考えでございます。ダムの建設による安全、安心の部分と今言われております環境保全をどう守るのかということ、双方でそれぞれ意見が出されておまして、どちらがどうということではなしに、双方がよりいいものを見つけ出していくというのがお互いの団体の中での協議でないのかなと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 私の過去の記憶にはありませんが、10月の大雨で国道239号線が二の橋の34線と35線の間で国道が浸水し、片側通行になったと聞きました。約半世紀生きてきて初めてのことであり、近年の異常気象を痛烈に感じました。もし下流域で人が犠牲になったら、

だれが責任をとるのかを心配しています。

地球温暖化の影響だと思えますけれども、近年の異常気象について私の体験をここでお話しします。11月7日、佐呂間町若佐地区で竜巻が起り、9名のとうとい命が失われました。この場をかりて御冥福をお祈りしたいと思います。同時刻ころ私が興部に向かって走っていると、天北峠を下って興部の手前2キロぐらいのところからいきなりひょうが降ってきました。舗装が真っ白になるくらいでしたので、半端な量ではありません。西興部を過ぎて、中興部に差しかかるぐらいまで続きました。当然50キロ以下ぐらいでしか走れなかったです。スピードがそのぐらいしか出せませんでしたので、15分程度だと思いますが、このことで異常気象を身をもって体験しました。自然災害は防ぎようがないとは思いますが、いつ何どきこの地域にもどのようなことが起きるかわかりませんので、しっかりとした体制づくりを求めておきます。

10月の大雨のとき、岩尾内ダムでは全量約2,900万立方メートルをため込んだそうです。これは、札幌ドームの18個分らしく、天塩川では危険水位を超過した箇所はありませんでした。ただし、警戒水位を超過した観測所が天塩川で2カ所、辰根牛と恩根内、名寄川でも2カ所、下川と上名寄、ありました。数字として出ている以上は間違いのない状況ですから、ぜひ市民の安心、安全のためにもサンルダム早期実現に向けて頑張りたいと思います。

次の質問に移りますけれども、智恵文南インターは国が施行するにはかなりの時間がかかりますし、見込みが限りなくない状況ですので、市として絶対必要だとの判断をされた場合には地元選出の代議士に要請するとか、市道として整備する場合は可能なかを調査する必要があると思います。経済部長の答弁では影響は何ぼかはあるだろうというような答弁でしたけれども、私と違うのは観光客は南側から来る方が当然多いと思いますので、

まちづくり観光協会との連携や協議など、今から案内看板などの設置場所の検討や開発局に要請することがあればお願いして、対策を講じるべきと思いますが、お考えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお答えさせてもらいましたように、案内板の設置を考えていきたいというふうに思っております。国道の特に高速道路といいましようか、そういったものにつきましたの看板につきましたは一定の制約があるというふうに理解をさせていただいておりますので、これらを十分踏まえながら、お話ありましたように観光協会の方とどういふような設置の仕方がいいのか、情報提供として望ましいのか等々を検討を早急にさせていただいて、来年のひまわり畑に向けての万全を期していきたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） また戻ってしまって申しわけないのですが、精神科の中で、先日関係している市民の方から8カ月過ぎても医師を見つけられないのは職務怠慢だと思うですとか、障害者のことでもお願いに行っても行政側は予算がないと言うなどさまざまな意見を伺いました。もう一人の方は、精神科がなくなり、月に2度ほど旭川の病院に通院すると1カ月に約2万円はかかると。名寄からで2万円ですから、中川や枝幸からだとかなり高くなると思います。そういう意見をきちっと真摯に受けとめて、万全な体制で精神科については体を張って頑張っていたきたいと。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。  
大変御苦労さまでした。

---

散会 午後 3時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副 議 長 堀 江 英 一

署名議員 宮 田 久

署名議員 武 田 利 昭

平成18年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成18年12月15日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願(民生常任委員会報告)  
日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書  
意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書  
意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書  
意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書  
意見書案第5号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書  
意見書案第6号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書  
意見書案第7号 日豪FTAに関する意見書  
意見書案第8号 法人税減税、庶民増税に関する意見書  
意見書案第9号 リハビリテーションの改善を求める意見書  
意見書案第10号 医師確保と地域医療に関する意見書  
意見書案第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化

を求める意見書

- 意見書案第12号 全国森林環境税の創設を求める意見書  
意見書案第13号 幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書  
日程第6 意見書案第14号 サンプルダム早期本体着工と完成を求める意見書  
日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告について  
日程第8 委員の派遣報告  
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願(民生常任委員会報告)  
日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書  
意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書  
意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書  
意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書  
意見書案第5号 障害者自立支援法の

抜本的な改正を求める意見書	10番	植松正一	議員
意見書案第6号 農地・水・環境保全	11番	高橋伸典	議員
向上対策に関する意見書	12番	猿谷繁明	議員
意見書案第7号 日豪FTAに関する	13番	黒井徹	議員
意見書	14番	渡辺宏治	議員
意見書案第8号 法人税減税、庶民増	15番	田中好望	議員
税に関する意見書	16番	野本征清	議員
意見書案第9号 リハビリテーション	17番	佐藤勝	議員
の改善を求める意見書	18番	谷内司	議員
意見書案第10号 医師確保と地域医	20番	熊谷吉正	議員
療に関する意見書	21番	渡辺正尚	議員
意見書案第11号 森林・林業・木材	23番	東千春	議員
関連産業政策と国有林野事業の健全化	24番	宗片浩子	議員
を求める意見書	25番	野々村勝	議員
意見書案第12号 全国森林環境税の	26番	中野秀敏	議員
創設を求める意見書	28番	村端利克	議員
意見書案第13号 幹線道路網の早期	29番	川村正彦	議員
整備と道路特定財源に関する意見書	30番	福光哲夫	議員
日程第6 意見書案第14号 サンルダム早期本	31番	斉藤晃	議員
体着工と完成を求める意見書	32番	武田利昭	議員
日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告に	34番	三宅幹夫	議員
ついて	35番	小野寺一知	議員
日程第8 委員の派遣報告	36番	大久保光義	議員
日程第9 閉会中継続審査(調査)の申し出につ			
いて			

#### 1. 出席議員(34名)

議長	33番	田中之繁	議員
副議長	19番	堀江英一	議員
	1番	宮田久	議員
	2番	佐藤靖	議員
	3番	竹中憲之	議員
	4番	岩木正文	議員
	5番	駒津喜一	議員
	6番	山口祐司	議員
	7番	日根野正敏	議員
	8番	林寿和	議員
	9番	木戸口真	議員

#### 1. 欠席議員(1名)

22番	栗栖賢一	議員
-----	------	----

#### 1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤矩康
書記	間所勝
書記	久保敏
書記	佐藤葉子
書記	熊谷あけみ

#### 1. 説明員

市長	島多慶志君
助役	小室勝治君
総務部長	石王和行君

生活福祉部長	山内	豊君
経済部長	手間本	剛君
建設水道部長	松尾	薫君
福祉事務所長	中西	薫君
上下水道室長	関下	富士夫君
教育長	藤原	忠君
教育部長	今	裕君
市立総合病院長	佐藤	健一君
市立大局长	中尾	裕二君
監査委員	森山	良悦君

---

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 佐藤 靖 議員

34番 三宅 幹夫 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

新年度予算編成について外2件を、齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） おはようございます。通告してあります新年度予算編成についてから質問をいたします。

初めに、18年度決算見込みについてでありますけれども、この件につきましてはさきの議員の質問に対しまして答弁では基金の繰入金を歳入に見込まなければ6億円を超える赤字決算が見込まれる、このように答弁をされております。特に通常は年度末での剰余金で基金に積み戻しを行っていたけれども、今年はそれが少なく、約6億6,000万円の赤字と答弁されたのであります。しかし、予算議会での合併は地方分権と財政再建がセットであり、合併による効果として財政支援では交付税では2億6,000万円、このように説明をされておったわけでありまして、それがこのように多額の赤字を見込む、しかも財政が厳しいからと住民の多様な願いを抑え込む根拠にされるわけでありまして、その赤字になる要因、それは何なのか、まず明確にお答えをいただきたいと思うわけでありまして。

今国では景気回復が続き、いざなぎ景気を超えたと報道されているわけでありまして、その実感は全く市民にはないというのが声でございます。

それどころか逆に市民は暮らしが厳しくなった、こういうのが多くの市民の声でありまして、その声をそのとおりと理解されるのか。特に今年度重税によりまして高齢者の皆さん方の大きな負担増、働く皆さんの賃金の抑制、また農家の皆さん方には米などの農産物の価格の下落など大変な実態があるだけに、それら市民の暮らしをどのように考えられるのかお答えをいただきたいと思っております。

私は、自治体の使命は住民の暮らしを守る、それが大きな仕事、柱だと常々訴えてまいりました。また、国が住民負担など求める、そういう防波堤としても暮らしを守っていく役割を自治体が果たすべきではないかと訴えてきたところであります。今市民の暮らしが厳しくなってきたという声が大きいだけに、予算編成では安心して暮らせるまちづくりの施策を可能な限り取り組むことが必要と考えるものであります。しかし、合併した新市の18年度予算では、残念ながら弱者への削減が行われてきたわけでありまして。例えば敬老金補助金、インフルエンザ補助金、あんま、マッサージの補助金、排雪ダンプ助成などの削減、またバスの高齢者交通助成事業の廃止と進めてきたわけでありまして。また、伺いますと19年度予算ではあんま、マッサージの助成事業、さらに風連町が進めてまいりました定住持ち家推進事業、さらに外出支援サービス、軽度生活支援事業の廃止などを打ち出しているものであります。国の押しつけによる交付税削減から自治体を擁護するためにも合併が必要だと強調していたのに、合併することによって一層市民の暮らしが厳しくなるということは市民へ約束していたことと違うのではないかと、約束違反ではないかという声が出るわけでありまして。市民生活に元気の出る暮らし支援の施策を新年度予算に盛り込むことを私は強く求めるものであります。また、補助金カットや負担増を求めるのではなく、住民サービスの継続を強く求めるものでありますけれども、見解を伺いたいと思っております。

次に、2点目に、命を脅かす医療制度改正の対



応についてお尋ねをいたします。今年の6月に成立しました医療制度改革法は、高齢者、重症患者への負担増を求めております。その結果受診抑制で命と健康が破壊されるおそれが出てきたのであります。特に療養病床の削減は、大量の介護難民、医療難民を発生させると危惧されているところでもあります。さらに、初日の議会に条例が提案されました後期高齢者の医療制度は、過酷な保険料の取り立てと給付の切り下げが待っているわけでもあります。また、リハビリへの上限導入であります。このように命と健康を守るはずの医療制度改革が大変な状況があるだけに、市民の影響をどのように考えておられるのかお知らせをいただきたいと思っております。

次に、厳しい病院経営を押しつける制度改正の市立病院への影響と対応について、診療報酬、リハビリ期上限、医師確保などについて、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

3点目に、仕事確保と地域活性化のため、住宅リフォーム助成について質問をいたします。まず最初に、建設関係に働く季節労働者の皆さん方の冬期援護制度についてお尋ねをいたします。既に関係者ととも冬期援護制度の復活、充実を求めた市民集会の運動もありまして、それに市長も積極的に取り組まれていることに敬意を表するものであります。それら運動の中で、市長は11月に国に対しての要請活動を行われたわけでもありますけれども、その内容、そしてこの制度の方向がどのように進んでいるのかお答えをいただきたいと思っております。

今地域の建設関係の事業が減ってきておりまして、大変事業創出への願い、思いがあるわけでもあります。既に私は昨年の議会でもお尋ねしたところでもありますけれども、地元業者による市民の住宅リフォームに対しての助成制度が今全国的にも進められておりまして、道内においても幾つかの市町で取り組んでいるところでもあります。長年の願いで住宅建設をしても、築後一定の期間がたち

ますとリフォームなり、補修が必要となってくるわけでもあります。さらに、高齢者に伴うバリアフリーなどの対応なども含めてリフォームの需要があるわけでもあります。このリフォーム需要に対して、積極的な需要を喚起していくその入り口として市助成を行うことによって市民への支援、そして業者への仕事確保、さらにはその事業による波及効果も大きいだけに、ぜひ取り組むことを提起してきたわけでもありますけれども、新市の中で十分検討していきたい、このように答弁されておったわけでもありますけれども、ぜひとも雇用確保、地域活性化の一助として新年度から取り組むことを強く求めるわけでもありますけれども、見解を求めたいと思うわけでもあります。

以上、この場の質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま斉藤議員の方から大きな項目で3点にわたって御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立病院事務部長から、3点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

1点目の平成18年度の決算見込みについてお答えをさせていただきます。一般会計の不用額につきましては、通常予算規模の2ないし3%と言われております。旧名寄市では毎年度歳出予算を絞り込んで編成していたため、予算規模の2%、3億円程度の不用額しか出ないと推計し、3月補正で1億5,000万円の減額を行い、決算剰余金は1億5,000万円ほど出ておりました。しかし、本年度の決算見込みにつきましては、合併の影響で歳出執行の傾向分析が十分できないこと、また特別交付税も12月分は合併支援分で前年度より9,300万円伸びましたけれども、3月の交付分を含めた全体では減額が見込まれること、これにつきましてはさきに合併をいたしました土別市の例を確認したところそのようなことの状態にある

ということでございます。さらに、市については総務省が直接交付額を決定するため、過去の実績がどの程度カウントされるのか不明であることも要因であります。さらに、財源対策債調整分が余り見込めないこと、またこれらは不確定でございますけれども、老人保健特別会計等に対する国庫補助金が翌年度交付になる懸念もありまして、3月補正で財政調整基金の積み戻しは難しいものと考えております。決算剰余金は1億円程度を見込んでおりますけれども、基金に7億6,000万円依存した上での数字でありまして、基金繰入金を歳入に見込まなければ単純差し引きで6億6,000万円の赤字決算になります。17年度決算よりもさらに状況は悪いのではないかと、このように押さえております。

次に、安心して暮らせるまちづくりの施策についてお答えをさせていただきます。地方の景気が低迷する中で、さらに限られた財源という中において名寄市にとりましても独自の施策を講じることは極めて難しい状況になっております。例えば国は、保健、医療、福祉関係分野では全国的に高齢社会を迎えている中で、医療、介護保険、障害者を含めた社会保障制度の見直しを図り、歳出の抑制を図ってきております。また、その財源確保のために医療費の被保険者負担割合の引き上げや障害者自立支援法による利用料の1割負担の導入など、新たな制度による利用者負担を求めたことは議員も御承知のとおりでございます。また一方、地方自治体にとりましてもこれら法律に応じて事業を実施することによって、例えば介護予防事業の実施における自治体負担分、児童療育センターの運営費の負担、障害者自立支援法による障害程度認定審査会費用の負担等々、さまざまな形で新しい事業の一部負担が生じてきております。さらに、今まで財源不足により先送りされてきました施設等維持補修費が合併を機に浮かび上がり、対応を迫られる状況にもございます。このような中で、本市といたしましても時代の流れとともに利

用状況の変化が当初の目的とマッチしなくなった事業につきましては、ローリング等によりサンセット方式やスクラップ・アンド・ビルドの視点で見直しを図ってきたところであります。単に目的が一定程度達せられて終了した事業もありますけれども、一例を挙げれば肺炎球菌ワクチン予防接種に見られるように保健事業に振りかえるなど、新しい施策づくりにも努めているところでございます。

今後とも安心して暮らせるまちづくりを目指して、現在策定中の総合計画を基本に市民の皆様からの声に耳を傾け、事業を推進していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2点目、命を脅かす医療制度改正の対応についてお答えいたします。

市民への影響についてでございますが、平成18年4月の診療報酬の改定では初診料や新設されました他科初診料、入院基本料等に若干のプラス改定が見られましたが、それら基本料を除く投薬、注射、検査、処置、手術、画像診断、リハビリなどではマイナスの改定となっております。市民への影響につきましては、初診料等で負担増となりますが、注射や投薬等で医療費の患者負担が少なくなっております。また、リハビリ医療は疾患別に日数制限が設けられ、定められた日数を超えるリハビリは受けることができなくなりましたが、当病院では急性期、回復期疾患の患者さんを対象としておりますので、長期間の入院の患者さんはおられませんので、日数制限の影響は受けておりません。一方、外来患者さんに対しても外来診療費のみでリハビリの部分は診療報酬を請求せずにサービスの形でこれまでどおりリハビリ治療を続けております。

また、診療報酬とは直接関係ありませんが、こ

のほかに10月から老人医療の患者負担割合が現役並みの所得のある人で2割から3割へ引き上げられておりますが、現在のところこれに該当する方はわずかであります。

次に、市立病院への影響と対応についてでございますが、改定による市立病院の影響ですが、初診料等の若干の増額による収入増となりますが、反面画像診断や検査等においてはマイナス改定による減収となります。実際診療報酬改定に伴う影響をことし10月までの一般科の稼働実績を比較して説明させていただきます。入院につきましては、18年10月、累積でございますが、前年比478円、1.25%の増となっております。外来につきましては、患者1人当たり278円、4.07%の増となっております。今回の改定では3.16%のマイナス改定ですが、実績を見る限りその影響は出ておりません。

リハビリの日数制限についてでございますが、今回の診療報酬改定による収益の影響につきましては、平成17年度のリハビリ医療による収益が4,290万円でしたが、今回の改定では脳疾患2についてこれまでの250点が理学療法士などリハビリ医療にかかわる職員数が10名以下であることから100点となりました。このため18年度の理学療法士1名当たりの収益は630万円と見込まれ、年間では630万円掛ける4名で2,520万円となり、結果的には17年度と比較しまして1,770万円の減収が見込まれるところでございます。

次に、医師確保についてでございますが、都市部への医師の偏在、クリニックなどの開業志向などによりまして地方における医師の不足が大きな社会問題となっており、当病院においても精神科医師の確保というのが喫緊の課題であります。いまだ医師の確保については確固たるめどが立っていない状況ではありますが、この地域の精神科医療を守るためにも引き続いて関係機関と連携を図りながら、医師の確保に努めてまいりますので、御

理解くださるようお願いいたします。また、地方センター病院としての機能を維持し、安全、安心な医療を提供するためには安定した医療供給体制の構築を図ることが必要でありますので、今後も機会あるごとに道及び国に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大項目3の仕事確保と地域活性化のための住宅リフォームの助成についてお答えを申し上げたいと存じます。

冬期援護制度の代替策及び特例一時金制度につきましては、これまであらゆる機会を得て国や道に要請を行ってまいりました。また、北海道知事を代表とするオール北海道を初め多くの関係機関の強い要望運動も展開されてきました。しかし、当初からの国の方針はかとうございまして、前回におきましても大きく期待できる状況ではありませんでした。現在新制度の具体的内容は示されておりませんが、新たな仕組みを関係者が最大限活用できる環境づくりに努力をしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

次に、住宅リフォーム助成についてでありますけれども、住宅リフォームが想定される住宅につきましては、築後15年ないし25年経過した住宅でございますが、現在名寄、風連両地区合わせまして約1,450戸ほどあります。このような状況でありますので、御提案の助成制度を創設した場合は一定の経済への波及効果があるものと思われれますが、現在策定中の新総合計画の基本事業で民間住宅の整備促進を計画しております。平成19年度に策定します新住宅マスタープランとの整合性も図らなければなりません。新住宅マスタープランにおける民間の住宅施策についての検討の際、業界と行政との役割、新たな施策の創設等について御提案の趣旨を含めて課題提起してまいりたいというふうと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま1点目の決算見込みにかかわっての答弁があったわけでありますけれども、財政調整基金を使っているから、それに積み戻しができないので、17年度より厳しい財政運営だと、こういう答弁されておりますけれども、そもそも財政調整基金というのはそういう自治体の必要な予算を補てんしていくという上で使っていこうと、こういうふうになっているわけであります。特にまた残っている財調の問題でも新総合計画の財政計画の中では、あるいはまた昨日来の答弁でも19、20、大学への繰り入れが必要なのだと、そういうふうなこともあってほぼ財調のお金がなくなってくると、こういうような答弁をしているわけでありますけれども、実際にそれを活用することによってその後の4大化の学生がいっぱいになった後は、逆に今度は市財政へ繰り入れではなくて、繰り出しがぐっと減ってくるのだと、こういうような展望もあって進んでいるわけであります。ですから、そういうふうな実態を見たときに、何か財政が厳しいが、先に発言があって、いろいろな苦勞をしながら、創意工夫をして住民の願いにこたえていく、そういう姿勢が弱いのではないかと、こういうふうにまず考えるわけなのですけれども、その点合併をすることによって財政の再建も図られるのだと、こういうことも含めて総務部長は6月の予算に対する私の質問に答えておったわけでありますけれども、本当にそういうふうな面での可能性が開けていけるのではないのかと、こういうふうに考えますけれども、本当にもう従来どおり財政が大変の一本やりでいく考えなのか、この点まずお答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

財政調整基金というのは、議員今おっしゃるとおり調整財源に使う基金ということで、それらを

使って毎年度予算を編成させていただいております。15年、16年度につきましては基金の全額積み戻しが可能でございました。17年度は3億4,000万円ほどの取り崩しをして、実質単年度収支で2億6,000万円の赤字ということでございます。現在持っている残高は5億2,000万円ということでありまして、さきの中期財政計画の中で確認をいただいております大学の支援分が3億5,000万円と、あと1億5,000万円ということで、これは中期財政計画で計画を立てさせていただいて、さらに中期財政計画の中での21年度の状況の中では大学が全学年がそろって完成したときには黒字の基調になりますというふうなことで中期財政計画を示させていただいております。しかし、これから新市総合計画も含め、新市における財政計画をつくっていく中では、国の大きな制度の改正がありますから、つくっている5カ年間の中期財政計画といえども、5カ年のしっかりとした計画になっているかどうかという制度の改正によってはかなり制度は変わってきますし、むしろ毎年毎年その計画をしっかりと見直していかなければ、財政運営は厳しい内容になってくるだろうと、このように考えておりますし、また風連町との合併はお互い厳しい財政状況の中で、表現としてはお互い助け合う合併といいたいでしょうか、合併による効果を多く出す、今が合併の時期というふうな判断をいただいたのではないかと、このように思っておりますし、その合併の効果はまだ現在出ておりません。特に普通交付税等の合併算定がえによるあめの部分と言われている普通交付税についても一定のしなかったより、したの部分では評価はできるわけでありますけれども、端的に申しまして職員数は何ら減っておりませんし、議員の数も減っておりません。減ったのは町長さんお一人と収入役さんというふうな状況でありますから、合併効果が出るのはさきの質問にもお答えをさせていただいたように21年度以降に、これは団塊の世代も含め職員の大量退職と、あと

分庁方式による組織機構の再編をどのようにしてサービスを低下しない組織機構で簡素効率化を図っていくかということでないかというふうに思っております。お金がないから、ないからということではありますけれども、やはり住民のサービスをどう高めていくかということに視点を置いて予算編成をしておりますし、これからまさしく受益と負担も住民の皆さんが考えて、事業執行をしていく時代、まさしく自治の確立というのでしょうか、住民自治をしっかりと確立していくという時代で、協働のまち、協働でということはその自治を高めて、お互いの意識を高め合うことだというふうに思っております。そういう形では19年度以降自治基本条例を初め地域自治組織でこの地域をどう構築していくか、住民の皆さんも自治意識をどう高めていただくかということに私たちも真剣に取り組んでいかなければならないのかなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 今先ほどの答弁とあわせて、結局は努力をしてきて、一定の展望を持っているのだけれども、国の制度改正などでの大きな影響もあるので、住民要望を進めていく上ではなかなか困難があるのだと、こういう答弁をしておりました。そして、今もまた財政調整基金の展望とあわせて、合併効果についても21年度以降、こういうふうな言い方をされたわけでありまして、実際に財政が厳しいから何もできないのではなくて、そういう年度を見ていけば、そういう知恵をあわせながら住民の要望にこたえていく道はあるのだと、こういうふうに私は考えるわけであります。

そこで、市民の実態をどういうふうに見るのかということで、答弁がなかったのですけれども、既に6月に住民税の切符が来たときに本当に高齢者の皆さん方が前年度と比べて5倍、中には10倍になったと、こういうような悲鳴とも言える実態が出ているわけであります。加えて働く皆さん

方の所得がなかなか上がらない、そして豊作と言えるのに農家の皆さん方の収入が下がってきていると、こういうような市民の暮らしが厳しいときに元気を出す施策、こういうふうなのが今求められているのではないのか、こういうふうに思うわけでありまして、だからこそそういう厳しい状況にある高齢者の皆さん方への今までやっていた施策をストップしたのを場合によってはそれを再度進めていく。また、農産物の価格下落に対して大規模な農家の人ほど米が1俵2,000円から3,000円も下がるわけですから、どれだけ大きな収入減の影響が出てくるのか。また、答弁などでも担い手が減ってくる、高齢者が多い農家の実態も出されました。しかし、その皆さん方も名寄市民の一員なのです。しかも、日本の民族の生存を担う食料生産の一翼を担っているわけなのです。やはりそういう人たちに元気を出して営農を続けてもらう、あるいは品目横断の対象にならない小規模農家への支援策、こういうふうなのを行っていくことが文字どおり住んでいてよかったと言えるまちづくりの大きな柱ではないのかと、こういうふうに考えるわけでありまして。まず、そういう面で、私が指摘したそういう市民の暮らしをどのように考えられるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 御質問にありましたように、確かに税制改正等によりまして高齢者の方々ですとか一般の方々についても大変重税感を受けておられる状況にあるということで考えております。また、高齢者、弱者に対する部分での切り捨て的部分でという御発言もありましたけれども、切り捨てということではなくて、私どもは時代、時代に合ったシフトがえをしていっているということで、決して後退をさせているということには考えておりません。まして、なくなっていくということは時代の変化によってなくなる部分でありまして、それを受けて今の時代に合った施策

を選択をしていく、住民福祉の向上の事業展開をしていくと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 総務部長は、全体の財政を扱うという立場からのあれでありますけれども、やはり住民の暮らしがどういふふうになっているのか、あるいはまたそれに対しての政策の判断をする市長として、こういうふうな住民の暮らしの実態どういふふうと考えられるのか、あるいはまたそういう思いを予算編成などで考えておられるのか、この際お答えいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 平成12年から地方分権制度の地方自治体における仕組みについても制度が確立をしてまいりました。地方分権というのは、あくまでもその地域でみずからおさめるということではありますが、今まで長年中央集権制度に国の政治が動いていたわけですから、なかなか切りかえというものがスムーズにいかないのは御案内のとおりであります。しかし、今国会でもさらに地方分権をより期限を切って進めるということでの法律等も整備が図られたわけでありまして、私はこのことに期待をしております。現実の地方自治体の予算等の今お話がありますように編成作業を進めている最中ですが、住民の多様な要望に対して予算的におこたえする財源というのが非常に窮屈であると、こういうことであります。このことは、国も同様の環境にあるわけですが、景気浮揚ということをおねらいとしてインフラ整備等を借金で相当進めたという現実があります。今これらの償還の真っ最中でありまして、風連町と合併をして、財政の分析を見てまいりますと、さらにまだ5年間ぐらいはこのピークが続くと、こういう状況でございます。したがって、起債の実質償還というのが財政指標の中でとられて、今19%ということでありまして、地方分権上はこの起債についてはもう許可制度がないのだと、

任意で自治体が借金ができる制度にということでもありますけれども、18%以上の自治体については国、道の指導を受けると、こういう環境に残念ながら名寄市はあるということでもあります。これらの償還をしながら、多様な住民要望にこたえていくということでは非常に市民の皆さんに政策の選択も含めて厳しい我慢も含めてお願いをしている実態にございまして、このことは税制改正等国では議論されておりますけれども、大幅な改正というのはなかなか見込めないと、そういう中であって英知を絞った平成19年度の予算編成をしていかねばならないと、このように心しているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 私は、市長に求めたのはそういう国の政策によって地方自治体への財政配分が非常に厳しいということをお聞きしたのではなくて、そういう前に市民の今暮らしをどういふふう実感されているのかと。本当にみんな喜んで毎日なのか、大変な暮らしだといふふうにいる人が多いのか、その点をしっかりとつかまえていく必要があるのではないかと思います。例えば一生懸命苦労してつくったお米が2,000円も3,000円も下落をします。あるいはまた、長年働いてきたのに、年金は上がらないけれども、税金は上がっていく。そして、期待をしていた施策も切り下げられていくと、こういうふうな思いがあるわけがあります。特に先ほどの部長答弁では、市民のいろいろ願いがあっても政策を選択をしていくのだと、こういうふうな言い方をして、今年度、そして来年度へ向けて削減をする事業のことを正当化されました。しかし、そのことを例えば除雪の排雪ダンプ助成、インフルエンザの補助金、敬老会補助金、あるいはバスの高齢者助成事業の廃止、さらには風連町などの定住持ち家推進事業、さらに今回新たに外出支援サービス、軽度生活支援事業をやめていくと。該当する皆さん方に聞いたら、皆さん方も手を挙げてど

うぞ廃止してください、削減してくださいと言われたのですか。私は、だれもそういうことは言っていないと思うのです。そういう市民の声、思いにこたえないで、国がこういうふうにやってくるから、だから我慢していかなければならないのだというのでは、まるで国と一緒に住民に負担増を押しつける、あるいは我慢を押しつける、こういうことになるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、市長。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のようにことしの4月には選挙がありました。私は、旧名寄市長としていろんな施策を実行しておりまして、相手の候補の皆さんやそれを支持するグループの皆さん方からも非常に高齢者や弱者に厳しい市長候補だと、こういう非難を受けて選挙戦を進めてまいりましたけれども、幸いにも多くの市民の支持をいただいて、このように答弁に立っております。

だれが政治の座についても借金は帳消しはできません。この借金を進めてきたことも執行者だけが独断専行で進めたわけではありません。インフラ整備を必要とする多くの市民の願いを受けて、この事業を進めてきたわけでありますから、当然この償還については市民の皆さんと一緒に頑張っていかなければならぬと、こんなふうに思っているところであります。財源確保の意味ではいろいろと職員にも汗を流していただく、そのような取り組みもしておりますし、これからもこのことは続けていかなければならないのではないかと、こんなふうに思っております。決して市民の皆さんの生活実態を押さえていないと、こういうことではありません。私は、この選挙を通じて多くの市民の皆さんと直接いろいろなお話を聞く機会も得ました。具体的にそのような声を少しでもこれから市政、予算の中にかしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） もちろん選挙戦を通

じて市民の審判を受けたわけでありますから、市民のそういうさまざまな思いを知らないとも申しません。そういう多様な市民の声を積極的に受けとめながら、特に今回この後提案されます職員給与の引き下げ、これはどの程度を予定しているのか。新聞等で伺いますと大きな額であります。さらにまた、退職職員の不補充なども言われております。そういう面での努力があるわけであります。どの程度それらの予想額となっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

そして、そういうような手だてをとりながら、財政努力をしているわけでありますけれども、しかしそれに加えて国の方が構造改革とやら、あるいは新型交付税だとか、そういうふうにして、地方分権と言いながら、地方へ出すお金をどんどん減らそうとしてきている。国民負担をふやそうとしている。そういうのにやはり地方から異議ありという声を上げていく必要があると思っております。そして、住民と一緒に限られた財政努力の中で福祉の向上などを進めていく、こういうことが必要だと思っております。ですから、それらの立場をとりながら、職員給与引き下げや退職者不補充、そういうのを活用しながら、住民のさまざまな要望に、暮らし支援の施策、ぜひ新年度予算に取り上げていく必要があるのではないかと。住民負担を抑えて、サービスの継続を引き続き続ける必要があるのではないかと、そういう予算編成を求めたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回は、職員の皆さんにも提案をさせていただきまして、財政の部分での協議もさせていただきまして、職員協力いただいた額につきましては、率にいたしまして4%の削減を33カ月間、あわせて役職加算と言っておりますけれども、期末、勤勉のときにそれぞれやっております役職加算の33カ月凍結ということで、合わせまして3年間で7億5,000万

円の財源ということになってございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 後でそうしたら市長の方で答弁を、どういう予算編成なのかお願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 財源の捻出というのは、市民の皆さんに負担をいただく部分で今までいろいろな形をお願いをしてきておりまして、地方分権の制度上は必要な財源は住民の皆さんが負担をしてと、目的税等の新設も幅としてはあるわけですが、現下の経済情勢ではそう簡単にそうした負担についての提案をする環境にはないと、こんなふうに思っております。しかし、受益者負担という原則もありまして、現在の使用料等についてはこれからも日常不断に見直しを図っていかねばならぬと、こんなふうにも思っているところでございます。

また、合併効果ということでの先ほどからのやりとりもありますけれども、このことは施設等の統廃合、あるいは配置している職員の特に管理部門等のスリム化ということが大きな効果として期待をされるわけございまして、このことにつきましてはこの総合計画の中でも住民懇談会等を進める中ではいろいろな意見もいただいております、これらについてはしっかりとした中期財政計画を含めて協議をいただいて進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。

19年度の予算については、合併の2年次、総合計画の初年次ということでは非常に市民の皆さんの期待の多い部分でございまして、しっかりとした方向性を出しながら、これから議会の皆さんにも御議論をいただく機会をつくっていきたく、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひ市長の報酬削減も含めて職員給与引き下げなど努力しているわけでありまして、そういう思いが住民の願いに一

歩でも二歩でもこたえた、こういう予算編成を強く求めておきたいと思っております。

医療制度の改正について移りますが、この点についてはちょっといろいろたくさんありますけれども、時間の関係がありますので、介護の関係で実は療養ベッドを大幅に削減をするのがこの計画の中にあるわけでありまして。既に名寄では二つの大きな病院の療養ベッドがなくなりまして、今現在あるのは東病院の60床と民間たしか8床だったでしょうか、68床だと思っておりますけれども、これで介護保険料を払っている該当者が安心できるのかという面での大きな心配があるわけでありまして、そういう点では市がこれら対応する療養ベッドを確保していく、こういうことが望まれるのですけれども、この点についてどういうふうに考えておられるのかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 国が進めております介護型のベッドの縮小につきましては、私どもとしても非常に危惧しているところでございます。今回の議会の中でも御質問がありましたけれども、現状市内の病院の中では大きな動きとして入院患者さんに対して帰宅を促すような状況というのはまだ出てきておりません。これからの施策の中では、次期の介護の計画があるわけですが、その中でケアハウスの増設ですとかということも一緒に考えていかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。この部分につきましては、今策定中でございます総合計画の中でも議論をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 介護を充実していく上でのこの療養ベッドを国がなくなっていくという大変な方針を出してきているだけに、地域からやはりそういう願い、思いをこたえていく、これら確保の取り組み、ぜひ総合計画の中では反映をさ



れるように求めておきたいと思います。

特にこの件では、市立病院にかかわってはリハビリでは一定の急性期なものですからという言い方しておりますけれども、市内の開業医に通っておられる人たちは影響があるわけなのです。そういうふうな面では、このリハビリ上限制限というものが非常に大きな不評を買っているわけであり、現に市立病院そのものも収益がマイナスになっていくと、こういうふうな答弁がされました。

それで、センター病院としての医師確保の問題について絞らせていただきますけれども、精神科医を何としてもということで昨日も質問があったわけでありまして、やはり市独自の確保対策です。そのためにはセンター病院として北海道の道北住民に責任を負っている病院なのだと、そういう面では医師を確保することが当然なのだという大義があるのだという視点で、単にこれを院長などに任すだけではなくて、市長を先頭に道、あるいは道外も含めた特別の確保対策、場合によっては長くなるけれども、研修医の段階からの支援なども求めたところでありまして、そういう形で何としても精神科を来年の3月までで4月から入院を終わらすなんていうことがないようにしていかなければならないと思うわけで、そういう点での決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 精神科の医師の確保につきましては、一昨年からもう状況としては出ていたわけでありまして、これらの医師確保には単なる名寄市立病院の責任、地方センター病院の責任というようなことも含めて、私を含め名寄保健所長、そして北海道全体でこの確保についての責任体制を明確にしながら、取り組みをしているところでございます。残念ながら傾向としては医師の養成数といいましようか、各医育大学の卒業生は数は減っていないわけですが、選択としては小児科であるとか産科であるとか、そういうところに進むお医者さんの数が少ないというのが実態で

あります。精神神経科の方につきましては、今まで病院に勤めているお医者さんが道内の傾向で申し上げますと札幌市内でクリニックを開業すると、こういう傾向がありまして、勤務医と言われる病院ではどこも十分な体制がとられていないと、こういうことでもあります。私は、この状況は旭川医大に供給源を求めていたこれだけでは対応し切れないという、こういうことから、旭川医大にはもちろんお願いをしましたが、かつての供給源でありました札医大にもお願いをし、さらには北大にもお願いに回っております。旭川医大、札医大はともに供給する絶対数が医局にいないという状況であります。現在は北海道の身分を持つ職員を派遣、1年間限定という形で来ているわけでございまして、きのう病院の部長からも答弁をいただいておりますが、さらに若い先生が医長の指示を受けながらという、こういう体制をとっているわけでありまして、1年という契約でありますから、来年の3月、この医師についてはその後責任がとれないのかと、こういうことも含めて北海道との協議を進めさせていただいております。12月5日には北海道の段階で名寄の病院に対する医師をどうするかという対策会議を実は開いていただいております、明確な後補充については確認はこの段階ではとれませんでしたけれども、しかし地元の特に患者さんを含めて私は今まで果たしてきている役割、これは地方センター病院として、そして稚内、旭川の間地点に唯一残っている精神神経科を持つ病院として、これはしっかりと確保について時間がかかっても、あるいはどのような手法をとってでも確保していきたいと、このように決意をしているところでございまして、関係者の協力をいただいて、しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ぜひ来年の4月から入院患者が精神科ストップなんていうことのないように、特段の努力を強くお願いをしておきたい

と思います。

最後に、住宅リフォーム助成ですけれども、既に昨年もお尋ねしたように導入の導くというのですか、そういうふうな面では例えば1件当たり10万円、事業の量によりますけれども、例えば50戸やっても500万円なのです。そういうふうな形で推進をしていく。そうすることによって地域の活性化につながっていくわけでございます、そういうふうな面でぜひ民間住宅あるいはマスタープランなどと言わず、地域活性化の一つとして新年度予算で取り組んでいくことができないのかどうなのか、最後に市長にお尋ねして終わりたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間がありませんから長く答弁できないのですが、なかなか経済情勢がこういう状況が続いておりますから、住宅新築をしたくてもということ考えていても踏み切れないと、こういう状況が続いております。しかし、快適な生活環境、暖房用の灯油の値上がり等もあるわけでございますから、そのような改修についての事業は多く市民の皆さんの中にあると、こういう認識をしております。何らかの提案を受けて、政策できないかしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で斉藤晃議員の質問を終わります。

新しい農林業の施策について外1件を、植松正一議員。

○10番（植松正一議員） ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

そこで、質問いたします大きな1点目として、新しい農林業の施策について申し上げます。基幹産業である農業、林業の発展なくして名寄市の発展はないと思っております。農業従事者の減少、高齢化、担い手不足による農業、林業の生産構造の脆弱化が進む中、効率的な、かつ安定

的な経営を促進する内容を含め、現在の国の政策で大きく転換を余儀なくされております。このまま継続していくと、将来の農業、林業が見えてこない状況と思われま。そこで、一つ目として、農業担い手に対する経営安定の課題と政策について、農業者を対象とするのではなく担い手に施業の対象を絞った上で、その経営安定生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金と収入の変動の影響を緩和するための交付金を交付するという昨年10月の大綱の内容を法制化するというところでございます。そこで、質問いたします。新農業・農村振興計画の内容と策定の考え方について伺いたい。また、現在の策定の進捗状況についてお知らせを願いたいと思います。

二つ目に、19年度から始まる品目横断的経営安定対策導入による今後の具体的なスケジュールについて質問いたします。諸外国との生産条件の格差から生じる不利益を補正するための対策としての取り組みの中での事業実施までの具体的なスケジュールをお願い申し上げます。

三つ目に、新年度予算で新たな施策について質問をいたします。新総合計画、農業・農村振興計画が今策定中でございますけれども、新年度でどのような考えで予算編成されているのか。また、林業施業計画で新年度における森林所有者に対しての手だてはあるのかお知らせを願いたいと思います。

四つ目に、台風被害による支援策の考え方について申し上げます。去る10月7日、8日に発生した台風まがいの突風により森林被害、農業施設の被害等が先日の決算審査特別委員会で報告されましたが、ここで質問いたします。今回の突風による林業、農業被害で支援を検討されているのか、考え方をお知らせ願いたいと思います。

大きな2点目、安心、安全の医療体制の確立に向けて申し上げます。医師確保、不足、看護師など医療体系の確立、修学など、健全経営問題、そして医療制度の改革等が山積みしている現状の中

で、日ごろの努力にまず敬意を表するものでございます。総合計画策定アンケート結果にあるとおり、少子高齢化時代を反映し、関心事のトップは安心、安全の確保、医療体制の充実でございました。それだけに広域的な地域センター病院としての責任、役割は大きなものがあり、今後の病院運営に関する展望について何点か質問申し上げます。なお、ここで先ほど斉藤議員の方からいろいろございまして、通告しておりました医療制度改革が行われ、名寄市としての影響はどうなっているのかという通告をさせていただきましたけれども、これは内容私の質問と同じでございますので、この質問を省かせていただきたいと思います。

地方における医療不足問題等、病院関係者ばかりでなく市民にとっても大きな不安があります。独自の医師確保策として、平成17年から取り組んでいる臨床研修医制度定着の現状、見直し、そして当面緊急課題である精神科医師確保について質問いたします。

療養病床削減に対応するため、一般的な病院と療養所の連携だけではなく、役割、機能を見直すべき時期に来ているのではないかと思います。考え方について質問をいたします。

既に北北海道全体をカバーする地方・地域センター病院としての役割を果たし、認知されているのですから、実態に合った広域的経営、運営とするための自治体間の協議を行うべきだと考えます。さらに、今後の経営の見直しとの関連で求められている中長期の健全計画と当面の経営面での効果を求める具体的施策についての見直しについて質問させていただきます。

以上、この場での質問は終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては市立病院事務部長の方からの御答

弁になりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

まず、大項目1の(1)、農業担い手に対する経営安定の課題と施策についてのお尋ねでございます。これまで旧名寄市、旧風連町におきましては、農業、農村の振興を図るため振興計画を策定し、推進してまいりました。国におきましては、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定され、基本計画に基づき施策の展開を進めてきたところでございますけれども、その間国内外の情勢は大きく変化したことから、平成17年3月に新たな食料・農業・農村基本計画を見直し、情勢の変化を的確に受けとめるべく平成19年度より始まります品目横断的経営安定対策や新産地づくり対策、農地・水・環境保全向上対策など新たな施策が進められるところでございます。本市におきましては、3月27日の合併により名寄市の新たな農業のあり方、農村の未来像を目指し、平成19年度から平成28年度の10年を見据えた新農業・農村振興計画の策定に向け、作業を進めているところでございます。近年輸入農畜産物の拡大による農畜産物の価格の低迷、農業従事者の高齢化、担い手不足など農業を取り巻く情勢は非常に厳しく、またWTO、FTA、EPA農業交渉の交渉いかんによりましてはより一層厳しい状況に陥ることが考えられます。これらに対応すべく現状の課題や問題点を分析するとともに、課題や問題の解決に向け、施策の展開を図るものでございまして、施策の基本的な事業といたしまして、一つといたしまして収益性の高い農業経営の確立、二つ目では多様でゆとりのある農業経営の促進、三つ目では農業担い手の育成確保、四つ目では環境と調和した農業の促進、五つ目では豊かさと活力ある農村の構築を掲げ、実施計画事業を検討しております。これからの農業経営においては、国内外の農業情勢を見据えた中で、みずからの決定責任が求められることから、将来の農業の方向性を示すための計画であります。

新農業・農村振興計画策定の進捗状況のお尋ねでございますが、7月に農業関係機関、団体職員によるプロジェクトを立ち上げ、素案策定作業を進め、同月農業者、農業関係団体、有識者、消費者協会、商工会議所、商工会など関係者による農業・農村振興計画策定検討委員会を設置し、素案の内容について検討いただいているところでございます。なお、策定に当たり農家営農意向のアンケート調査の実施、生産組織団体などの懇談会を開催いたしまして、広く農業者の意見、要望をいただいているところでもございます。今後におきましては、これまでいただいた意見要望を精査し、計画に反映させていきたいと考えておりまして、素案などの説明会を12月から1月にかけて農業委員会、風連、名寄、智恵文地区の農業者、あるいは経済常任委員会を開催させていただいた上で2月末を目途に名寄市農業・農村振興審議会に諮問すべく進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の19年度から始まります品目横断導入による今後の具体的なスケジュールをというお尋ねでございます。品目横断的経営安定対策のスケジュールでございますが、19年産の場合で申し上げますと、一つには加入申請については秋まき小麦の作付農家で収入減少影響緩和対策に加入する場合につきましては、18年9月1日から11月30日までの間に既に終了させていただいております。そのほかの農業者につきましては、19年4月1日から6月30日までの間、農業者は国、つまり北海道農政事務所ですけれども、そちらの方に交付金を受けようとする交付金の種類、対象品目の作付計画を申請することになります。あわせて対象者要件を満たしていることを証する書類も提出することになっております。次、二つ目の手続ですが、過去の生産量の登録につきましては、19年6月30日までに農業者は国に16年から18年までの対象品目の生産量を登録することになります。三つ目の手続ですが、収入減少影響緩和

対策の積立金の拠出は19年7月31日までとなっており、あらかじめ国から通知されることとなります。四つ目の手続ですが、過去の生産実績に基づく支払いの交付申請は19年9月30日までとなっており、あらかじめ国から通知され、国の審査を得て交付金が交付されることとなります。五つ目の手続ですが、毎年の生産量、品質に基づく支払いの交付申請は20年2月15日までとなっており、農業者は国に19年産の対象品目の生産量を申請し、国の審査を得て交付金が決定されることとなります。最後の六つ目でございますけれども、収入減少影響緩和対策の生産実績数量の報告は20年4月15日と交付申請が20年6月30日となっており、農業者は国に19年産の対象品目の生産量を申請し、国の審査を得て収入の減少があった場合は国から交付金が、積み立て管理者からは積立金の払い戻しが行われるというふうな以上六つの手続になります。

以上が具体的なスケジュールであります。事務が煩雑なことや時期が限られていることなどから、農業者はJAと代行事務委任を契約し、申請することができることになっており、ほとんどの農業者はJAが代行することとしております。既に終了した秋まき小麦の加入申請は、160戸申請したところでございます。なお、農業者の疑問や不明な点は今後営農計画等で個別に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次、3点目でございますが、新年度予算で新たな対策についてのお尋ねでございます。新名寄市として2年目となる予算は、19年度の予算編成方針に基づき旧両市町の融和促進と均衡ある発展を基本に、名寄の基礎を築くべく編成しております。農業、農村の振興関係では、現在策定中の総合計画及び農業・農村振興計画の初年目であり、新市建設計画の主要事業を中心に編成をさせていただいております。国において平成19年度から経営所得安定対策等大綱に基づき導入されます品

目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策などの施策を着実に実施し、担い手を中心とした構造改革を推し進めるとともに、名寄市農業、農村の将来像の実現に向け、各種施策を総合的、計画的に推進してまいります。主な事業といたしましては、農業生産基盤の整備、畜産担い手育成総合整備事業、農道整備事業、農業経営の安定化推進支援対策、担い手の育成確保対策、農業振興センターの充実、特産農産物のブランド化推進、グリーン・ツーリズムの推進、そして酪農ヘルパー事業などを計画をいたしております。

林業の振興につきましては、近年の森林、林業を取り巻く状況は依然として厳しく、森林所有者の森林に対する投資意欲、経営意欲が減退しており、資源量の充実とは裏腹に森林の整備、保全水準の低下が見られます。こうした中で新たな森林・林業基本法の制定により、国はこれまでの木材生産を主とした林業施策から森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るための施策へと大きく転換をいたしました。森林の期待される機能に応じた水土保全林、森と人の共生林、資源の循環利用林の三つに区分した森林整備の方向が示されました。こうしたことから、北海道の森づくりでも豊かな森林づくりを進めるために各種の補助の上乗せを行い、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため、名寄市につきましても民有林造林事業、21世紀北の森づくり推進事業、間伐では北の森づくり機能強化対策事業、また森林整備の実施に必要な地域活動を行い、森林施業の集約化を図るために必要な森林の情報収集活動を支援する森林整備地域活動支援交付金の導入などの制度を積極的に活用して整備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次、4点目、台風被害者による支援の考え方についてのお尋ねでございます。去る10月7日、8日に発達した低気圧による突風が吹き荒れ、一般民有林の倒木などの被害が出ました。被害を受けた森林面積は、森林国営保険の算定方法により

算出したところ、被害区域面積では262.57ヘクタールに対し被害実面積が17.69ヘクタールと約6%、被害金額では1,464万円で、樹木の被害を受けました。また、農業被害につきましては、農業施設の納屋、ビニールハウスの飛散等で123戸、2,461万円の被害となりました。幸いにもほとんどの作物は既に収穫済みだったこともあり、直接的な農作物被害は少なく、農業施設被害がほとんどでございました。

森林災害の支援策として、通常の造林事業では21世紀北の森づくり推進事業として平成18年から平成22年までの5カ年間で公共造林の対象となっている人工造林のうち、ふるさとの山づくり総合計画に基づいて森林所有者が森林組合に委託して行う事業でありまして、補助で国が51%、道が33%、市が10%の助成を行い、自己負担が6%でできる事業があります。また、このような被害地に対しての支援策としては、被害地等森林整備事業があり、事業内容といたしましては人工林被害地における被害木処理や伐採、造林ができ、補助で国が36%、北海道が28%、市が10%の助成を行い、自己負担は26%で対応できる事業でございます。農業関係につきましては、農業共済制度による特定園芸施設、つまりビニールハウスですが、共済金が38戸で635万円の支払いがあり、農協の建物共済による共済金が21戸で約3,000万円の支払いとなっております。共済の対象とならない農家につきましては、名寄市農業振興資金などの融資がございますので、被害の大きい農家に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2点目、安全、安心の医療体制の確立についてお答えをさせていただきます。

（2）からお答えをさせていただきます。精神科医師等の確保についてでございますが、平成1

6年度から義務化されました医師臨床研修制度は、若手医師が免許取得後の2年間医療の現場で診療経験を積む制度でございます。以前の研修は、ほとんどが大学病院で行われていましたが、新制度では幅広い知識を習得させるために一般病院でも研修が可能であり、この結果ほぼ半数が大学病院ではなく主に都市部の症例が豊富な一般病院に集中する結果となっています。当病院では当初からこの制度に期待を寄せており、そのための魅力ある研修プログラムを作成するなど、研修医の確保に鋭意努力を重ね、その結果毎年定員を割ることなく研修医が確保されているところでございます。

これまでの状況と19年度の見通しにつきましては、平成17年度から受け入れておりますけれども、平成17年度は1年次2名、平成18年度は1年次4名、2年次2名、平成19年度の予定でございますが、1年次5名、2年次4名となっております。引き続き研修医確保に向けて努力してまいります。

精神科固定医師の確保につきましては、ことし7月下旬に名寄地区精神障害者家族会など4団体から連名で市に嘆願書が提出されたところであり、さらに12月1日にも同4団体から市議会に対して名寄市立総合病院精神科と病棟の継続に関しての要望が出されたところでございます。私どもとしましては昨年来北海道及び各関係機関と連携を図り、道内3医育大学に対して派遣の要請を行っているところであります。地域の実情は十分理解されてはおりますものの、大学自体が医師不足の状況にありまして、いまだ医師の確保につきましては確固たるめどが立っていない状況でございます。しかしながら、この地域において精神科医療を確保することは地方センター病院としての重要課題と考えておりまして、今後も関係機関と連携を図りながら、医師確保に努めてまいります。

続きまして、病診連携についてでございますが、名寄市立総合病院は北海道第3次保健医療圏にお

ける地方センター病院として、平成10年以来高度かつ専門的な医療機関として他の医療機関と連携を図りながら、第2次保健医療圏の後方医療機関としての役割を果たしてきたところであります。診療面でも一般診療、精神医療から高度特殊医療、急性期医療から慢性期医療、第1次救急から第3次救急までのすべての医療を担当し、さらにサテライト診療や地方への医師派遣などの地域医療支援事業にも取り組んでいます。過疎化や高齢化が進行していますが、地域の住民がいつでも安心して適切な医療を受けられることがますます重要になっていきますので、市内のプライマリーケアを担う国保診療所や開業医と急性期医療を担う市立病院、慢性期医療を担う東病院が役割を分担して、地域医療体制を構築する必要があります。

これまでに果たしてきた役割につきましては、平成17年度実績に基づいて説明させていただきます。医師の派遣事業ですが、8医療機関に180日、特別医師派遣事業は7医療機関に68日、名寄地区機能回復訓練事業は6市町村に199日、学術講演会10回、市民公開講座5回開催しております。患者紹介ですが、依頼及び返事で6,500通、大型医療機器使用実績10医療機関で63件、診療予約患者実績が13医療機関で235件となっております。今後とも各医療機関との連携を図り、地域医療を推進してまいります。

次に、自治体間協議と健全計画についてでございますが、北海道第3次保健医療圏における地方センター病院として上川北部圏域はもとより南宗谷及び留萌並びに網走支庁の一部までをカバーする医療圏域を担っています。その中での病院事業の運営につきましては、これからも相当な厳しさが予想されますが、他の自治体の財政状況や現に患者さんからは相応の診療報酬を負担していただいておりますので、他の自治体に新たな負担を求めるための自治体間協議は難しいと考えております。

一般会計においては、実質公債費比率が18%を超えたため公債費負担適正化計画の策定が道か

ら求められていますが、同時に病院事業についても公営企業健全化計画を作成するよう指示が发出されております。現在公営企業健全化計画を作成中ではありますが、この計画との整合性を図った中長期計画を早急に策定してまいります。

なお、当面の経営面での効果を求める施策につきましては次のとおりでございます。実施段階にある事項ですが、増収対策としまして分娩料の改定、一般ドックへのオプション追加、経費削減対策としましては直営業務の外部委託化、コージェネから買電方式による燃料費の節減、検討段階にある事項ですが、増収対策としまして医師の確保、精神科、呼吸器科、循環器内科などであります。文書料、施設使用料の適正化、未収金対策、経費削減対策としまして手術器材のキット化、電気、水道料等日常経費の削減などあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、精神科の問題から始めさせていただきたいと思っておりますけれども、今まで精神科の問題ではそれぞれの議員初め多くから注目されている問題でございますので、市長にまずもって答弁をお願いしたいと思います。

先日の12月1日に精神科医者が確保されていないということでそれぞれ議長名で名寄地区精神障害者家族会含め、やすらぎ友の会、また道北センター福祉会の理事長を含め回復者クラブ連合会のグリーンサークルの会長さん、嘆願書を含めて精神科の病棟の継続を願うということで、その家族を含めて実態を切実に訴えているところでございまして、それによりますと現在同精神科は名寄市のみで502名、家族も入れますと1,000名ということでございまして、精神病患者含めて上川北部地域の下川、美深、中川、音威子府までの広範囲にわたる治療の実態を踏まえて、この状況が精神科病棟の閉鎖により、遠距離から名寄市立病院、地方センター病院の方に来なければならぬのですけれども、今こういう状況の中で開業医

含めて云々という話も6月ですか、議会でも提示されましたけれども、まずこの精神科医者の確保を含めて本当に心配をし、なぜこういう形でできないのか率直に市長に求めてくれと、そういう話も伺っております。また、精神科継続の要望ということで、私ども今住んでおります高見区町内会に東光団地含めて7名の方が入居されております。その方の通院されている代表者の方から要望を持ってまいりました。その文面を若干申し上げたいと思います。

北海道立の保健所があり、本年隣町、風連町と合併した精神障害者家族会やすらぎ、道北センター福祉会、社会復帰施設、回復者クラブグリーンサークル等々を含めて、名寄市定例議会において外来及び病棟閉鎖もあり得るという発言があり、9月までに一定の方向を判断しなければならないということで、それぞれの精神、心の病を持たれている方が本当にこれでいいのかという愕然の要望だと思っております。また、今まで医療関係に携わっていた定年退職者の中に精神科医はいないのか、へき地でこの名寄に来られないのか、その辺の努力も市長としては必要でないのかと。また、稚内と旭川にはありますけれども、紋別の方は外来だけで入院はございませんし、稚内の方には三、四名ぐらいのお医者さんがいるということでございます。また、旭川まで行くとなると負担等も踏まえて、きのうも議員の中にございましたけれども、2万円以上もかかると。また、薬だけ郵送してもらっても電話で状態を話して医者に判断してもらえる患者もいることもこの辺もケアをやってくれないかと、そういう実情も踏まえて、何とか精神科をなくさないように、緊急の場合も考えた中でということで切実に訴えております。この機会に市長としましてやはりはっきりした態度を示していかなければならないのかと。そこで、1点申し上げますけれども、今の要望を含めて、今障害者、家族の現況について認識は、特に大幅に入院患者を開業医への動きもあると聞いておりますが、こ

れまでの具体的行動による計画の見直し、医師確保は人材的問題なのか、また金銭的問題なのか、市長みずからの動きの中で状況について考え方があればお願いを申し上げたいと思います。まず、1点だけお願いします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 名寄市立病院に精神科を開設してちょうど50年が経過するわけであり、この間病棟の改築整備等、場合によっては一般会計に先駆けて整備を進めてまいりました。今回の市立病院の全面改築に当たっては、まだ改築年次が経過が少ないということで、改修をして整備に努めてきたところであります。しかし、近い将来には精神病棟についてもしっかりと改修、改築をしなければならないと、このように受けとめて、病院の内部、院長等を含めて協議をしてきた経過がありますが、この平成16年度以降の精神科の医師の固定がしっかりと見込めないということで、この改築計画については判断ができかねる状況にあります。

先ほど来医師の補充につきましてはお答えをさせていただいておりますが、何分にも道内の医師を供給する医育大学に医師の派遣をいただく人がいないという現実があるわけでございます。研修医制度が変わったことによって、そういう状態が起きたのかと、こういうことも言われておりますけれども、私は日本の高齢社会の進行で入院等による絶対数の患者さんが多いと。その中で、精神神経科の領域の受け持ちの部分がふえてきていると。あるいは、今日的な社会状況の中で非常に若い年齢の方もストレスのために治療を受ける、そういう状況が都市部に多いと、こういうことが開業を含めて都市に集中をしているということがこの精神科の地方における医師確保の難しさになっております。一方、人材確保の手だてとしては、開業医が求めると同様な条件を公立病院で提示できるかどうかと、こういう問題があるわけでございますが、このことについては他の診療科の医師

等とのバランスがありますから、そう突出した対応をするという状況はつくれないと、このことに非常に難しさがあります。現在教育をしている道内の3医育大学の卒業者で、そのような志を持って地域で頑張りたいという、そういう人材を地方センター病院という、こういう名寄市の置かれている環境を含めて説得をしながら確保すると、こういうことであります。現在は、旭川からも開業医の先生に当直等の体制で来ていただくと、緊急避難的な状況を行っているわけでございますが、こうしたことで急場を今はしのいでいるというのが実態でございます。

私は、北海道や、あるいは3医育大学にももちろん直接要請に動いておりますし、チャンスがあればということで、そうした医療関係の国会議員、名寄に来ていただいた折ですとか、あるいは上京した折にも何とか名寄におきます医師の確保について要請行動を続けておまして、医師の全道的な配置を統計的に見ますと圧倒的に札幌が多いわけでございます。その札幌にもクリニックというような形で、朝開業して夕方閉院ができる、いわゆる当直のない経営と申しますか、そういうところに集中していると。ですから、ベッドを、入院を持っている医療機関における勤務の状況というのが非常に、どの診療科もそうですが、厳しい環境の中で頑張っただいただいていると、こういうふうに認識をしておまして、しかしそれも超越して理解を持って勤めていただく、このことにこれからも鋭意努力をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今まで市長の行動を含めてお話を聞かせていただきましたけれども、先ほど最初に申し上げました精神科継続の要望、いわゆる心のケアを訴えても医者が精神科の医者1人ではなかなか対応できない。そして、自分がこういう悩みの相談、何もできないような今の医師1人の、また緊急的な1人では、2人要員では



やはりそのケアができないと、そういう切実な訴えもございました。そして、事務局長の方からも12月12日に署名含め市長にじかにお会いをしているわけでございます。その中身とやらは私は聞いておりませんが、恐らく訴えが何でできないのか、早くしてくれと、そういうような要望があるところだと思っております。その辺の内容は、もしできれば市長の口から聞きたいわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 先日グリーンサークルの代表者の皆さんも含めてお会いをさせていただきました。現在治療を受けている皆さん方の署名という形でありまして、私は皆さんのそうした心配というものにつままして本当に痛いほど承知しております。

かつて名寄市立病院は内科医ゼロになったことがあるわけですが、そういうときであっても精神科の医師が内科の領域の患者を診ていただいたという歴史があります。私は、院長に医師の免許を持っているのだから、他の領域の先生がそのようなことに対応してもらえないのかと、こういうことまで実はお話をしている経過がありますが、専門領域というのがやはりありまして、万能の治療、診療ということにはなっていないのが実態であります。それだけにどうしても北海道にお話をしているのは、もう医学生が入学をしたときに自分の自由選択で入学を許可するという方式ではもたないのではないのかと。やはり北海道の医療計画の中で産婦人科、小児科、精神科、あるいはそれぞれの不足をしている医師については、優先して入学者の希望を取りまとめて許可をします。その残りを競争でやってはどうかと、このようなことも仕組みとしてとるべきではないかと、こういうことを提言しているわけでありまして、今具体的に奨学金制度ですとか、あるいは地元で志願する学生の優先枠を設けるだとか動きが出ております。しかし、今名寄市が抱えているような1月からどう

する、3月からどうするということには直接このことが生きないわけでありましてけれども、ぜひそうしたことも並行して、北海道で暮らす道民の皆さん、名寄市民の皆さんがそれぞれの領域の医療がセンター病院で確立されていることを願っているわけですから、そのことについては粘り強く対応していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今市長から答弁がございました。それで、私は今北海道では医大含めて札医大、そちらの方のあれが大きいということではなかなかこちらまで来ない、なかなか大変だということでございますけれども、北海道だけでなく、市長も上京するたびに国会議員含めてのお願いをしてきているということですのでけれども、これはやっぱり北海道だけでなく、当然必要なのですけれども、北海道だけでなく東京なよる会、また旧風連では風連旭川会、風連札幌会という、せっかくのそういう機会があるわけですから、その中から人脈も含めた中で、何とかその辺の大きく販路を広げるといふか、それでないと皆さん精神科、心のケアを求めている方はやはり3月、あと3カ月ぐらいですから、どうなるのだということですから、その辺も極力努力でなくて極力実行するような形をお願いを申し上げたいと思いません。

続きまして、時間がございませんので、ちょっと農業関係をお願い申し上げたいと思えます。この農業担い手に対する経営安定の課題として、施策についてでございますけれども、農業・農村振興計画の策定検討委員会を設置して、素案の内容について今協議をしていると。それぞれの団体から何名で構成されているのか、進捗状況のお知らせ願いたい。

それと、7年度に農林水産省担い手育成確保支援として総額179億円を計上しておりますけれども、行政と農協との話し合いで融資の無料化など、この担い手の支援での中身を担い手の方に周

知徹底、検討されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、新たな基本計画の中で担い手に経営対策、農地対策に関する展望、方向を明らかにした地域の再編の活性化等もその辺もなされているのか、3点ちょっと端的にお願いを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今検討委員会の中身といいたいでしょうか、農業振興計画の部分についてお尋ねでございますが、これにつきましてはプロジェクトチームというのをつくってございます。これは、普及センター、それから行政、JA、そういった関係機関の方々に、これ事務段階なのですけれども、そういった方々の中でのプロジェクトをつくって、具体的な検討に入っております。それから、先ほど申し上げましたようにアンケート調査で多くの御意見をいただいておりますから、それらも踏まえてプロジェクトの中で検討を進めております。検討委員会につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、そういった方々の構成機関の中で今後は取りまとめをさせていただいた後に具体的な検討委員会を開催して検討に入っていくというふうなことでございまして、できましたらその検討を踏まえた後の12月あるいは1月に生産者の方にも説明会を開催しながら、手続を進めていきたいというふうに考えているところでございまして、検討委員会の部分につきましては具体的な検討の委員会の開催はまだ行っておりません。プロジェクトの段階で今進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 担い手に対する資金の返上とか、それから担い手に対する今後の扱いとか、そういった面のお尋ねだったかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

今それぞれ農業・農村振興計画を立てている最中でございますし、これらの中でいろいろ論議を

しております。ただ単に農業者だけでなく、関係機関、団体ございますから、JAとか、それから普及センター、そういった機関もありますから、そういうところと連携をしていかなければいけないものが相当数あると思います。これらも今調整しながら進んでいるところでございまして、また担い手の確保等についても同じような形で、本当にどういうふうにしていくのかということを実際にできるものをどうするのだということも含めて今やろうとしております。何とかできるものから19年度の予算に向けて具体化していきたいという考え方に立っているわけでございます。それには新総合計画とのつながりも若干出てきますから、あわせながら調整をしながら、前向きに取り扱おうと、こういうような考え方で進んでおります。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今説明いただきました。何かまだびんときていないのかちょっとわかりませんが、この7年度に担い手支援の拡充ということで予算がされて、先ほど申しました179億円、これは今冒頭申し上げましたけれども、農業者が今度担い手の人からこれから政策含めて法律化しながらやっていくということなものですから、この担い手が今少ない、これから減少傾向、また今少ない中で、もう平成7年度に予算化になって、そして農地流動化へ集積を促進、金融のメリット措置の拡充、担い手を対象とするスーパーL資金、利子補給、それから担い手の金利負担をゼロにするとか無利子化措置を行う、これは担い手育成総合支援協議会、担い手の支援窓口を設けながら、担い手のサポートをしていく、こういうことの趣旨ですから、平成7年ですから皆さんこの辺はもう私わかっていると思っていたのですけれども、まだ国の方、道の方から何も言っていないのか、その辺ちょっともう一度お願いします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 既存の制度資金等につい

ては継続していきたいと。ただ、大幅に変わるといふ方向性がまだ見えておりませんから、それらの制度資金に基づく融資とか取得資金だとか含めた問題については現行どおりに進められるのではないかと、このように考えておりますが、先ほど申し上げたのは市独自の積み上げでございます、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） それでは、これは実質的に来年からの19年からのあれですから、この辺道の方と協議しながら、やはり担い手を支援をするようなことを考えながらやっていかなければならぬと思っております。

それと、時間がございませんので、あとはまた次回にいたしますけれども、19年度の品目横断の中で1点だけお願いします。この説明いただきましたけれども、今の助役の考えではどうなのかと思っておりますけれども、説明責任です。説明責任の中でJAと行政が含めた、今政策の大転換だけに生産者に共通の理解されて進もうとしているのかということ。今智恵文の畑作農家も輪作含めてなかなか大きな面積をしても機械等もいろいろと金もかかると、そして輪作もできない、そういう状況の中で、そして説明ではその交付金の交付額、これがどうしても先に出てきて、その流れの形態含めてどうなるのかと、そういうようないろいろな問題もあるように聞いております。その辺をちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほど部長の方から答弁ありましたが、これはまだ制度がきちっと煮詰まっていない部分がありますから、例えば麦の場合、およそはできているのですが、10アール当たり何ぼもらえるのかといった場合にそこまで示されていない部分があります。ただ、今おおよそ出てきているのはあるようでございますし、これも十勝方面とこの辺とが一緒かということそうでもないようでございますから、この業務については行政

も説明責任はあると思っておりますが、ただ行政だけでなく、これはJAがこの問題も大きくかかわっているわけでございます。それら連携をしながらやっていかなければ、なかなか基準の面積がどうなのかと、そして収量がどうなのかということになると非常に行政だけでは対応できないということになることから、JAが農業者の皆さんの業務を代行するというシステムになっておりますから、これらについて自分でできる人は自分で申請等ができるわけでございますし、そういったことで大半の方がJAを代行人としてお願いするという形で進められるものだというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 植松議員。

○10番（植松正一議員） 今助役の方から申し上げましたけれども、面積や何かはもう確定していると聞いておりますけれども、いずれにしてもこの徹底した、来年から始まる、だけれども今振興計画の中でやはりもう不安材料が大いにあるわけですから、その辺農協、行政、それから道の方の機関と同時に進んで、生産者、農業者、担い手に今後の不安を与える、現に今不安を与えて農家を縮小する、またやめる方も多いわけですから、その辺もしっかりとした対応、責任を含めた対応をしていただくように、これお願いしておきますけれども、あと何点がございましたので、次回のときに申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新年度予算への行財政改革の反映について外1件を、林寿和議員。

○8番(林 寿和議員) 私は、この定例会に市長に対して大きな項目で2件お伺いいたします。

初めに、新年度予算への行財政改革の反映についてお伺いいたします。新名寄市が誕生してから既に9カ月余りが経過し、市役所内では新市の総合計画の策定作業とともに、既に平成19年度の予算編成作業に取り組まれているところであり、もう1カ月ほど前の地元新聞に掲載されていましたが、新名寄市の財政は合併後も厳しい台所事情であり、新年度についても4億円から5億円の財源不足という内容の記事であり、多くの市民が目を通したことと思います。今年度の予算でも今回12月の補正予算成立の段階で市の貯金に当たる各種基金の取り崩しが約7億6,600万円となっており、基金に大きく依存した財政運営を行ってきております。今後も新型交付税の導入など歳入面での落ち込みに対し、主要事業での歳出増が見込まれております。このことから、島市長も就任以来の所信表明、市政執行方針において大胆な行財政改革の必要を述べられておりました。来年度は、新市の総合計画がスタートし、向こう10年間のまちづくりの将来像とその実現に向けた具体的な施策が市民に示される年であり、そのための財源確保が大きな課題となっているわけですが、新市となってからこれまでに行財政改革についてどのような検討がなされてきたのか、また新年度の予算編成に対してどう反映させるのか5項目にわたりお聞きいたします。

初めに、総合計画初年度となる平成19年度の予算編成に当たり、市長の基本的な考えをお聞きいたします。

次に、6月定例会での市政執行方針で示されました新行財政改革推進計画の内容についてお聞きいたします。旧名寄市、旧風連町ともに合併以前から地方交付税の減少や起債の償還額の増加等による財政悪化に伴い、各種の行財政改革に取り組まれてきたわけですが、市長はこれまで以上に積極的に改革を進め、財源確保に努める必要性を訴

えられております。この推進計画は12月をめどに策定されるとのことでしたが、その経過を含めてお聞かせ願います。

3点目に、名寄市の財政改革の大きな課題である職員給与の見直しについてお聞きいたします。この件につきましては、6月定例会でまずはみずからということ市長の給与が引き下げられました。当分の間として、市長は選挙公約どおり現行の20%減、また助役が同10%減、教育長が同5%減となりました。市長は、職員とともに一丸となってこの厳しい財政状況の試練を克服するとの考えから、9月定例会において職員給与の改正を検討されましたが、見送った経過があります。今回市職員労働組合との交渉が合意され、この後関連議案が提案されることとありますので、その経過とその合意内容についてお聞かせ願います。

4点目に、職員の定数管理についてお聞きいたします。新名寄市の職員は、今年度一般会計部門の404名と国民健康保険や介護保険などの特別会計、さらに病院、水道の公営企業会計部門を合わせた466名の総数870名の方々が勤められております。合併協議の中で、職員数についてはその合併効果などとして退職者に対する一部不補充などにより今後10年間で約80名の削減と言われていましたが、職員数の適正化についてはどのような協議がなされてきたのかお伺いいたします。

5点目に、各種事務事業の見直しについてお聞きいたします。限られた予算の中で総合計画に盛り込まれた新規事業などを導入すれば、その見返りとして既存事業の見直しも求められます。市長も一つ一つの事業について費用対効果の分析のもと住民にとって本当に必要な事業というものを判断されるわけですが、新年度の予算編成に向けてどの程度作業が進められているのかお伺いいたします。

次に、水稻の直播栽培技術の研究についてお伺

いたします。名寄市の農業の主要作物である水稲のこしらの生産につきましては、ウルチ米、モチ米ともに豊作に恵まれ、12月5日に公表された農林水産省の作況指数の確定値につきましては、1日の島市長の行政報告で述べられていました10月15日現在と変わらず、全国が96のやや不良に対し北海道は105のやや良、そしてここ上川は108の良という高水準となりました。とりわけ北海道は2年続いての豊作となり、特にウルチ米につきましては昨年からの品質、食味のよさが維持され、本州産と比べて値ごろ感もあることから売れ行きも好調で、これまでの北海道米のイメージを一新しようとする勢いがあります。その要因は、夏場の好天に恵まれたこと、関係機関の適切な指導、生産者の努力はもちろんですが、その一方で稲の品種改良技術のすばらしさにあります。さらに397、ほしのゆめの主力に加えてななつぼし、また道央地帯を中心にコシヒカリに匹敵すると言われるおぼろづきの登場など、その技術は目覚ましい進歩を見せております。残念ながら日本一の栽培面積を誇る主力のモチ米につきましては、ウルチ米と同様高品質にもかかわらず昨年産の繰り越し在庫を大量に抱えて価格の大幅な下落を招き、農家経済に大きな打撃を与えております。

生産現場では豊作、凶作、価格の高い、安いにかかわらず、毎年春から一定の手間と経費をかけて汗を流すわけですが、その中でも1年の米づくりで最も手間がかかるのが田植えまでの苗づくりであります。現在の苗づくりは、成苗ポット育苗と呼ばれるものが主流ですが、そのためのハウス施設や資材、高価な田植え機など多額の費用がかかりますし、個々の農家では栽培面積にも一定の限界があります。また、今後高齢化や後継者不足で農地を手放す農家が増加し、その結果いわゆる担い手に水田が集約されても現在の田植え方式だけでは水張り面積を十分カバーできないことも予想されます。そのようなことから、私は農業試験

場や普及センター、JAなどの協力をもとに種もみを直接田に播種する直播栽培がこの地域で可能かどうかを将来のために大いに試験研究をすべきと考えます。道内における直播栽培は、平成17年度で約210ヘクタールに作付されており、そのメリットは労働時間の短縮や大規模経営の可能性にあるとされています。春先の労働力の軽減、大面積栽培の可能性や生産コストの削減等を探るためぜひ取り組むべきと考えますので、この件に関しまして2件お伺いいたします。

初めに、市の農業振興センター、旧水稲試験地では、今年度モチ米の品質向上のための各種栽培技術試験が行われており、その一つとして直播栽培の検討が計画されていましたが、今年度の取り組み状況、成果についてお聞きいたします。

次に、この地域でもおよそ30年代前半くらいまではタコ足直播機による栽培がありました。寒冷地では収量の安定性が難しく、苗移植の普及とともに姿を消しました。しかし、近年の目覚ましい種子の品種改良や栽培技術の進歩、また当時と比べてこの名寄地方も間違いなく気候の温暖化が進んでおり、稲の栽培にはよい環境に向かっているとされています。近い将来この地域での直播栽培に適したウルチ、モチ品種が誕生し、そしてその栽培技術が確立され、現在の育苗、田植え方式に加えて直播栽培を取り入れた米づくりが可能となる時代が来ることを強く期待するものであります。ぜひ直播栽培の可能性を探る試験研究に力を入れるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

以上、2点お聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま林議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問をいただきました。1点目の項目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いをいたします。

1点目の新年度予算への行財政改革の反映につ

いて、まず1点目の19年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてお答えをいたします。平成19年度予算編成は、旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展が基本であります。多くの議員から予算編成の考え方についての御質問がありましたので、視点を変えて説明をさせていただきます。合併により高齢化率が上昇し、さらに農業が産業の核となることで、保健、福祉、農業基盤整備等に要する経費が増加をいたします。人口減少により市税、交付税が減少し、収支不足に、より拍車がかかり、今まで支えてきた行政サービスのすべてを支えることは難しく、歳出を拡大する議論ばかりでは財政が破綻をしてしまいます。また、多額の合併特例債も万能ではありません。3割の借金の返済能力と新たな公共施設を維持管理する能力が伴わなければ使うことができないこととなります。現在緊急避難的に基金に大きく依存しながら、綱渡り的な財政運営を続けておりますが、基金残高を考えますと組織のスリム化を含む事務事業の大胆な見直しによる歳出削減が急務であると考えております。普通建設事業の財源として、過去過疎債を多く活用してまいりましたが、償還期間が12年と短いため公債費の償還負担が早く到来いたしますので、金利が多少高くても償還期間が20年と長い合併特例債を活用し、さらに年度間のバランスのとれた事業の厳選が重要と考えております。

次に、行財政改革推進計画の状況についてお答えをさせていただきます。新行財政改革推進計画策定に当たりましては、8月に課長、係長職25名による策定委員会を設置いたしました。この策定委員会では、旧両市町で実施しておりました行革の未実施分や国が示している集中改革プランの各項目、また本年9月の全職員を対象にした職員アンケートの結果などを基礎資料といたしまして、11月27日に策定委員会で一定の素案について検討し、その素案をもとにいたしまして12月中、現在進行中でございますが、各職場で全職員によ

る議論を展開しているところでありまして、それを広く職員の意見をさらに聞き、職場会議での結果を策定委員会で精査をいたしまして、精査した内容をさらに助役が委員長になっております部長職、次長職で構成をいたします庁内推進委員会で検討協議をいたしまして、19年1月には計画策定をしてまいりたいと考えております。

また、今回の新行財政改革推進計画には現在策定中でございます新総合計画との一体的な関係もあることから、総合計画策定審議会の総務部会の皆さんからも市民の目線から御意見をいただき、本計画に反映させていきたいと考えております。

次に、職員給与の見直しについてお答えをいたします。本年8月下旬より職員組合と協議を重ねてまいりました給与の改正についてこのほど合意に達しましたので、今議会に提案をいたすところでありまして、今回の給与改定につきましては、一つには給与構造改革による新給与表の導入であります。二つ目には、名寄市独自の給与の改正といたしまして、平成19年1月1日から平成21年9月30日までの間、給料月額を4%削減、これにかかわる期末、勤勉手当、管理職手当、時間外手当も同様の4%削減となるものであります。また、同期間におきます期末、勤勉手当にかかわる役職加算を凍結するものであります。この改正により削減額は給料、手当で約6億5,000万円、役職加算の凍結で約1億円、合計で約7億5,000万円となりまして、職員1人当たりの平均給料月額では削減額はおおむね1万4,000円となるものでございます。

次に、定員の適正管理についてお答えをいたします。定員適正化計画により計画的な定員管理を行い、簡素で効率的な事務処理を進めるため組織機構の見直しや職員の適正な配置を行っていかねばならないと思っております。合併協議の財政シミュレーションで示されました補充割合を基本に、さらに定員適正化に努めることにいたしております。また、検討中の福祉施設、医療部門で

の民営化を初め、外部委託への検討も進めているところでございまして、さらに有償ボランティアの活用やNPOとの連携についても現在策定の計画の中で議論をしており、市民との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、各種事務事業の見直しについてでございます。厳しい財政状況の中で複雑多様な行政課題に的確に対応していくためには、行政の領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果などを十分勘案して、不必要なものや不合理なものを見直すことが重要であります。新規事業の選択に当たっては、市民サービス向上の観点から適切な判断を行い、緊急度の高いものを選択し、簡素で効率的な事業の実施を進めていくことが重要でございます。また、既存の事務事業につきましては、合併協議の中でも協議をされているところでありますが、さらに需要の範囲、内容や効果を検証し、その必要性を見直し、再編、整理、廃止、統合を進め、整理合理化に努めていかなければならないと思っております。現在予算編成作業の原課における議論を踏まえまして、予算要求に上がりました見直し予定の事務事業に当たっては慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところであります。また、廃止を含めた事務事業の具体的な見直しにつきましては、予算要求を集計、点検中ですので、内容を精査いたしまして、助役、市長査定で結論を出してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大項目2の農業振興センターでの検討経過についてのお尋ねでございます。お答えを申し上げます。

今年度取り組んだ旧水稻試験地での水稻、モチ米の直播栽培試験につきましては、当地域における現行品種、はくちょうもちでの栽培の可能性を検討する目的で、移植との比較により実施したも

のでございます。

結果でございますけれども、一つとして生育につきましては直播は移植より10日から14日遅く、稈長、穂長、穂数とも劣りました。二つ目には、収量でございますけれども、移植対比84ないし89%となり、整粒歩合、粒厚分布も明らかに劣っていました。三つ目では、品質的にはたんばくは同程度でしたけれども、等級は着色、形質不良により2等にとどまったところでございます。考察といたしましては、一つ目には本年は登熟温度が過去10年中2番目に高く、9月から10月の気温も高く、好条件の中でございました。収量性におきましては、低いながらも一定の数字を見出したところであります。しかし、品質面、熟期は大きく劣り、低温年を考慮いたしますと大変難しいと考えられます。二つ目には、上川普及センター本所の試算によりますと、10アール当たり約1万3,000円のコスト削減となりますけれども、収量が低下、移植対比85%ということですので、所得では同レベルとなり、現状の気象条件、品種、栽培技術において導入の余地があるといったしますれば、水張り面積の確保を目的とした場合に限られ、まだまだ試験研究をしていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

次、二つ目でございますが、名寄地方での研究試験についてのお尋ねでございます。当市は、これまで圃場整備事業やライスセンターなど米施設の整備及び農地の利用集積による生産性の高い稲作経営による産地の確立に努めてまいりました。こうした中で、米消費量の減少や過剰在庫を反映した米価の大幅な下落、加速化する担い手の減少などに対応して、なお一層の省力化、低コスト生産技術の導入が課題であります。こうした中で、水稻直播栽培の可能性を探る試験研究ですけれども、現状米は売れる米づくりが産地に課せられた大きな課題でございまして、品種につきましてはウルチ、モチともに主力品種でなければ売れ残り

につながる可能性が高く、主力品種でも現状の気象、栽培技術などの条件下におきましては冷害を考慮すると安定供給が難しいため、たとえ別用途と位置づけても需要は低いものと思われま。このことから、現状では第1には気象条件、第2には品種、第3には栽培技術などすべてが整わなければ水張り確保以上の活用場面は難しいと考えておりますが、将来に向けてのデータの蓄積という面では試験の取り組みは必要と考えており、上川農業試験場、普及センター、JAなどの関係機関と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それぞれお答えをいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

初めに、平成19年度予算編成に当たる件ですが、来年度の基本的な考えということで、これにつきましては12日からの何名かの議員の質疑等も伺いました。その中で、新年度に向ける市長の姿勢、そして19年度の予算規模、またその中での財政の厳しさ、基金の残高等認識をさせていただいたわけですが、その中で私は市長が唱える市民の融合、そして市長と市民との融合について1点お伺いいたします。市民同士の融合ということで当初から市長は言われているわけですが、これについてはイベントを通じた旧名寄市、旧風連町との交流が行われておりまして、先日も12月2日ですか、地産地消のフェアということで盛大に行っていた。それまではそれぞれに地場製品の展示会ということで行っていたわけですが、バスを出していただいたり、非常に深まったと思います。今後もこういうことは大いに続けていただきたいわけですが、それとあと1点は、これは私は6月にもお話ししたわけですが、ぜひ地域の懇談会、これができるだけ小さな規模のまちづくり懇談会を行って

ほしいということをお話をしたわけですが、今年度につきましては8月の下旬から9月の間のときと、それと12月ですか、総合計画にかかわった懇談会を2回開いたわけですが、特に12月については私も風連地区の福祉センターの方に出席したわけですが、冬場ということ、そして夜ということもあったかもしれませんが、非常に出席者が少ない。また、風連地区のほかの会場の様子もお聞きしますと、やはり似たような状況だったようにお聞きします。やはりせっかく市理事者、また担当職員の方が大勢来ていただいても、残念といたしますか、そういう気持ちが強いものですから、その原因は何かということ、市民のそういう意識ということもあるかもしれませんが、今よく言われている高齢化、やっぱり年配の方もたくさん聞きに行きたいけれども、今風連地区では5会場でしかやりません。非常に範囲が広くて、なかなか行きたくても行けないと、そういう方がたくさんいらっしゃると思います。新年度に向けて懇談会、恐らく年2回程度は毎年やっていただけたらと思いますし、その内容については当然総合計画ができますから、それらの説明、また意見、要望も聞くわけですが、これからはただ住民の意見、要望を聞くだけではなく、こういう財政状況のもとで新市の行政をしっかりと進めていかなければならないとき、住民にしっかりとした説明と、それと逆にお願いをする場面といたしますか、住民サービスの低下とか負担の増とか、そういう場面も出てくることも十分考えられます。そういう面からいうと、出席率を高める、来てもらう、そういう方策をしっかりと考えていく。その一つとして、旧風連地区で言えば今はもとの校下単位の5会場ですが、できれば地域の区長さん方との相談のもと区単位ぐらいのことで行うような、できるだけ小さくやる時代でないかなと、そういうふうに私は考えますので、その点についてお答えを願います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。



○市長（島 多慶志君） 総合計画の策定で、こ  
としは8月の下旬から9月にかけて住民懇談会と  
いうことで、私どもの方が日程設定ということ  
でございましたので、市民の皆さんの出席のしやす  
い時期だったかどうかというのには非常に規制が  
あったと、こんなふうに思っております。12月、  
まだ中間報告会ということで続行中ですが、これ  
も大変日が短くなって、しかも足元の悪い中と  
いうことでありますから、そういう面での出席の  
気持ちがあってもなかなか会場まで足が運べ  
ないと、こういうことであると思えます。やは  
り行政の市民の皆さんに対するお願いも含めて積  
極的に機会をつくっていききたいと、こんなふう  
に思っております。旧名寄市の進め方についてち  
よっとお話をさせていただきますと、全市68ぐ  
らい町内会があるのですが、町内会連合会の皆  
さんに企画をしていただいて、3年で一巡という  
ような形で設定をしておりました。場合によっ  
ては何力所かの町内会が合同してと、あるいは単  
独でと、いろんな組み合わせがあったわけですが、  
私どもの方から抱えている行政課題等について説  
明をしながら、多くは日ごろの市政に対する要望  
等も含めて意見の交換をします。この中では、置  
かれている財政状況等も含めて、広報等でも周知  
図っておりますけれども、やはり直接いろいろなケ  
ースに置きかえて説明を加えるというようなこと  
で進めておりました。ぜひ19年度、総合計画が  
一応まとまるわけでございますから、通常年とい  
う形で地域の皆さん方との懇談会等についても積  
極的に取り組んでいききたいと、こんなふう  
に思っております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） ぜひ一人でも多くの  
人が懇談会の会場に足を運んで、熱心に市側と  
話し合いをする、そういうような懇談会になっ  
てほしいと願っておりますので、努力をお願い  
したいと思います。

次に、二つ目の新行財政改革推進計画の内容で

すけれども、当初は12月をめどということで、  
それが1月に言ってみればずれ込むというよう  
なお話ですけれども、今の答弁の中で総合計画  
の策定審議会、総務部会の皆さんからこれから  
意見を聞き、計画に反映していきたいと言われ  
ましたけれども、そのほかに6月の代表質問の  
ときは各6部会の正副部長さんに、仮称ではあ  
りませんが、行革の検討委員として依頼をし  
て、意見を求めたいと、こういうふうに市長  
述べられていたわけですが、この経過等につ  
いてお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせて  
いただきますけれども、6月にはそのようなこ  
とで答弁をさせていただいております。私今  
答弁をさせていただきました策定審議会の総  
務部会の皆さんに市民の目線で意見を聞か  
せていただいて、計画に盛り込ませていただ  
きたいと、こんなふうにお答えをさせてい  
ただきました。この策定審議会の総務部会  
というのが各5部会の正副会長で構成する  
のが総務部会ということでありまして、各  
部会の正副部長さんで構成するのが総務部  
会ということですから、全体的な策定審議  
会の皆さんから広く意見を聞くというふう  
な部会構成になっておりますので、御理解  
をいただければと思います。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） わかりました。

それで、それはいつごろ、何回ぐらいきち  
っと策定できるまでに予定されているのか  
お伺いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせ  
ていただいたように、11月中にはという  
ことでお答えをさせていただいておりま  
して、総合計画の策定審議会の方も終  
盤になっておりまして、18日の議員協  
議会が終わった後、総務部会の最終部  
会を開催する予定が22日になってお  
ります。それを受けまして、最終の策  
定審議会の委員会を26日

に開催をいたしまして、最終的にそこで議論と方向と確認をいただいて、答申を市長にさせていただく日程の総合計画のスケジュールになっております。それらの日程と合わせる中で、それが終わってからということになると思いますけれども、総務部会の皆さんに策定の計画の素案についての場を設けていきたいというふうに思っております、これは年明けになるのかなと思っております、今予定をしているのは1回と、または2回程度かなと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 行財政改革推進計画、これは当然旧風連町、また旧名寄市でも以前からこのような計画があるわけですし、その内容については当然この後出る事務事業の見直しですとか定数管理、その他もろもろあるわけですがけれども、見直しをして削減とかそういうふうなものが目立つわけですがけれども、やはり行革の中で、新年度でも予算を編成していく中で財源不足をいろいろなもので見直しはするわけですがけれども、その一方でやはりわずかでも自主財源の確保という面についてもこの推進計画の中でもうたっていくべきでないかなと。当然うたわれているかもしれませんが、言ってみれば市税とか国民健康保険税、また使用料とか、平成17年度の新市になってからの決算におきましてもやはり不納欠損額が市税、使用料等でも1,000万円以上、国保税でも1,000万円以上とか、非常に大きな金額になっております。限られた財源を確保する中でもやっぱり納めてもらうべきものはしっかりと納めてもらうという、こういう態度もこれまで以上に職員の意識づけの中にしっかりと進めていくべきでないかなと思っておりますし、また市の遊休地、市有地等の売却による財源確保、こういう面も十分検討していくべきでないかなと思っております。たしか広報にも市有地の売却ということで、9件ぐらいですか、出ていました。もしそれが全部処分されれば約3,000万円近い収入になったかなと思っております。

そういうことについての考えをまずお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回の行財政改革の推進計画の中の項目の部分に、これまでの旧風連町も旧名寄市も同じでありますけれども、健全財政の運営という1項目、大きな部分での柱がございまして、その中での歳入の確保という部分では今林議員がおっしゃったように市有地の売却、またはいろいろな部分での市有林の計画的な売却ですとか、いろいろな項目がございまして。さらにまた、市税の収納の関係も項目として挙がっておりますし、使用料、手数料も一定の時期には見直しを図って、受益と負担のあり方についてしっかり議論をしていかなければならないというふうに思っております。特にお話のありました収納率の関係で、市税の収納に対しての強化という表現が適切かどうかわかりませんが、19年度以降は税源移譲に伴って市税が重税感がある、市民にとっては多くなるということで私は認識をしております、それら収納率の向上にはより一層丁寧に説明をする中での向上の対策をとっていかなければならないというふうに思っておりますし、収納をする、徴収をするという行政側の視点ではなくて、収納とあわせて現在置かれている行財政の運営といいたいまいしょうか、市政の運営もそこで情報を市民の皆さんにもお知らせをしながら、また市民の意見もそこで聞きながら、それも行政に反映していくような職員の意識を醸成していく必要があるのかなと、このように認識をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） この件につきましてはあと1件で、12月の策定予定が1月にずれ込むということで、私の心配はこのことで新年度予算にうまく行財政改革を、その大胆な行財政改革が必要だと、こう言われている中で十分間に合うのか、発揮できるのかという点についてお聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 確かにおけているということは否めない事実でありますけれども、係、係長、課長ということで、原課での予算編成に当たりましては、より多くの意見を聞いてしっかりとという表現で訓令の中でもありました。それについては、短い期間ではありましたけれども、新市の総合計画策定に職員もそれぞれの部会に入って、市民の意見を聞きながら、一定の基本計画を策定をしております、それでより多くの意見をしっかりと聞くという表現を訓令の中にもとらせていただいたのはそういう意味でございます。

さらにまた、行財政改革は、確かに19年1月ということで計画書は策定になりますけれども、これまで両市町で持っていた計画の未実施分はそれぞれ理解をして職員は業務に当たっているということであります。それで、特に両市町の職員がまだまだ両市町を理解していない部分がありますから、それらを慎重に意見と現状を認識する中で予算要求を下さいよと、このようなことでの訓令でなっております、計画がしっかりとできていけばそれに沿った形での予算の編成にはなるかと思っておりますけれども、現在両市町で持っていた分の未実施分については職員はそれぞれ理解をしながら予算編成に当たっている、積み上げてきている内容になっていると、このように理解をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） その行財政改革推進計画が完成しましたら、ぜひ住民にもしっかりと開示をして、そしてその課題等が市民と役所と一体となったこれからのまちづくりの共通の認識としていくことで初めて理解もいただいて、新たなまちづくりに進んでいくと思っておりますので、ぜひ情報開示といいますか、住民に提示、そして先ほど言った懇談会等でも十分それらについて話し合っていくべきと考えております。この点は答弁は結構です。

次、職員給与の見直しについてお聞きいたしますけれども、これも今お答えの中では4%、基本給プラス期末手当等に係る分、そのほかに役職加算の凍結ということですが、当初8月の下旬から9月の議会で議論になったときには、当面の財源不足の約半分ですか、そのぐらいを補いたいということで、7%のカットで3年間、そのような話だったかと思っております。これがこういう結果になったわけで、当然市長が考えていた削減額、財源に差が出たわけですが、これについては予算編成なりをする上で、またこれから将来の財源確保に向けてどういうふうな穴埋めと申しますか、どこをどう工面していくか、それについてお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますが、7%、3年間ということで8月に労働組合の方にも提案をさせていただいております。3年間で現在の17年度決算での2億6,000万円の赤字という財調を崩した部分での一つの部分がありました。それとまた、市立病院の2カ年間の財源の赤字等々がありました。また、18年度決算見込みについても先ほどお話をしたように赤字決算になるというふうな部分が現行の中での一つの不足財源があります。それと、さらに19年度以降制度改正に伴います新型交付税による影響額、これはまだしっかりとした部分ではありませんけれども、おおむね1億1,000万円ということで前回お答えをさせていただいているところであります。さらにまた、農業の政策の部分でのニューパワーアップ事業が新たに継続として取り入れられた部分だと、そのようなことが全体でトータルで今後3カ年で想定をされる不足財源をおおむね想定をさせていただきました。そのおおむね2分の1を職員の協力を求めたいというのが提案の内容であります。その額は、おおむね10億円ということで私ども労使の中で確認をさせていただきました。しかし、これとてもまだまだ

だ多くなるのか、少なくなるのかはわからない状況ではありました。労使の中でも現在総合計画が策定中でありまして。さらに、行財政改革がまだまだ、まだまだといひましようか、しっかりとでき上がっていない状況にあるということも踏まえて、さらにまた中期財政計画なり、財政展望をしっかりとした中で私たちに求めるべきは求めるべきでないかというふうな御意見もありました。それは、当然の御意見だということで私どもも思います。それぞれ現在の制度なり、過去の赤字なりを十分資料に基づいて説明をさせていただいたところでありまして。十分な議論の時間は余りなかったかもしれませんが、職員の皆さんも現在の名寄市の置かれている財政状況は厳しいと。内容的にも私たちが理解をしておりますよということで、協力することについてのお約束といひましようか、事務折衝等々の中では厳しい今の置かれていることはよく承知をできますということでありました。その中で、やはり労使の中での協議では、7%が4%ということでありましたけれども、さらに役職加算を加えたということで、それをオンしますとおおむね5%ということで7億5,000万円ということで私は理解をしておりますし、また職員にしてみれば7%削減というのは大変な大きな額になります。今まで生活設計をしていた部分を生活設計を変更せざるを得ないということですから、それら職員の生活実態なり、これからの生活設計を考える、これは労使での交渉事で決めたこととございまして、最終的には4%、役職加算という7億5,000万円の協力をいただきました。残りの2分の1の不足財源につきましては、事業費調整がまず一つ出てくると思います。それと、さらに職員の7億5,000万円にプラスしまして、現在行財政改革ができ上がってはおりませんが、職員の適正化計画をどうしていくかと、定員管理をどうするかと。これは、総務省の方でも集中改革プランの中で数値目標をしっかりと定めて報告しなさいということでありま

すから、それらについても職員組合の方で定員適正化についてもともに労使の中でしっかりと議論をして、あるべき組織についての検討をしてまいりたいと、このように妥結をした内容でございます。

いずれにいたしましても、この3年間で先ほど申しましたように21年、22年度以降、若干合併効果があらわれる前にこの3年間の職員協力をいただくことによって、また市民協力をいただくことによって、名寄市の将来といひましようか、まちづくりの方向をしっかりと定めておく必要があるということでの市長からの提案でありまして、転ばぬ先のつえではありませんけれども、そのことを職員が理解をしてくれて、今回の合意に至ったということでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、市長にお伺いいたしますけれども、今回の職員組合との交渉、話し合いで、こういう今言われたような合意に至ったわけですけれども、その中でいろいろと将来に向けて職員の皆さんと話し合いもされたかと思ひます。そういう中で、この厳しい財政状況の試練を職員とともに一緒になって克服するという下地といひますか、そういうものができたのかどうか、それについて市長にお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 現在の置かれている地方自治体、合併をしているところはいろいろな夢を持って合併をしましたけれども、またその背景にあったものは従来の枠組みを大きく合併ということの新しいまちづくりのスタート、ゼロに今までやってきたことを戻すぐらいの気持ちで取り組みをしたいと、こういう気持ちも含めて合併ということが進んだというふうには私は理解をしております。それだけに職員も、私は日ごろからそういうことをお話をさせていただいておりましたから、今回の給与条件の変更についてはもちろん歓迎はされませんでした。提案に対しては厳しい批判は

されましたけれども、最終的には4%プラス役職加算の凍結という結論と、もう一つはあるべき姿、合併効果の追求もありますけれども、組織のスリム化等を含めて真摯に協議をすると、こういう条件が整ったわけでごさいます、職員いろいろな意見はありまして、労働組合としてしっかりとしたそういう共通のテーブルに着いてこれから進めることができると、このように認識をしております。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） 次に、職員の定数管理についてお伺いいたしますけれども、これまでのお話でも団塊の世代と言われる方たちが退職される平成19年から21年までで62名いらっしゃるということでお聞きしたわけですが、また来春、18年度、来年の3月に退職される予定者が聞きますと12名いらっしゃる、それで19年4月には4名の採用を予定されているということです。このように大量に退職されても、合併協議のときの一定の補充割合、またひよっとするとそれ以上の少ない採用になるかとも考えられるわけですが、そうなるとだんだん職員は当然減っていきます。採用は少なくなる。そのときには将来的には、これはどこの自治体も一緒かと思えますけれども、新規採用に対して少数精鋭主義といいますか、今よりより優秀な職員を採用して、そして育てていかなければならないという、こういう大きな使命があると思えますけれども、その点について現状と幅広く、広い範囲から募集をかけて、そしてしっかりと優秀な職員を採用して育てていく、この点についてお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 採用に当たりましては、有能な人材を採用していくということは当然のことでありまして、これから多くの職員新規採用はないわけでありまして、それらに向けては林議員のおっしゃるとおりだと思いますが、ことしの19年度採用の関係で受験の応募を見ま

すと、高卒なり、大卒区分が非常に昨年度に比べて応募が悪かったです。少なかったです。というのは、本州の景気によって、特に大卒の関係については早く本州の企業の方に採用を内定しているというような私ども状況判断をしております。そういうことも含めまして、今後も幅広い人材の採用に当たってはしっかりと取り組んでいかなければならないでしょうし、インターネット等では広く職員公募もしておりますけれども、職員の採用時期等についても検討していかなければならないのかなというふうな思いを私はしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、水稻の直播の方に移りますけれども、これは答弁いただいた中ではくちょうもちについての試験をされたということですが、当然はくちょうもちは直播用の品種ではありませんので、なかなか生育も苗に比べて厳しいのかなと思いますけれども、やはり先ほど言いましたようにこの地でも非常にいい米がつくられてきていると。さっき言ったおぼろづきの登場によって、やはり本州の米卸しの方も新潟に負けないという評価です。新潟も去年は暑過ぎて一部高温障害が出たと。四国、九州の方はかなり暑過ぎてだめだといいますか、そういうことが伝えられておりますし、品種改良がどんどん進んでおります。ウルチについては、かなりいい直播用の品種、もう既に振興センターの方でもわかっているかと思えます。そんなことで、これから将来に向けてぜひこういう研究を続けていただきたいし、ここはモチだけでなくウルチも四百数十町の面積がありますし、それについては地産地消ということと名寄以北のウルチが作付ないですから、近間で大いにPRをして、消費をしていただくということで市も一生懸命取り組んでいただいております。そんなことで、主力のモチプラスウルチと2本立てでいくかと思えますので、ウルチの直播等も含めて今後地道に、今すぐ実用

化できるとは私も思っていませんけれども、地道に試験場の協力をいただきながら進めていただきたいと思いますし、モチについても直播に適した何とかそういう品種がこれから誕生することを私は願っておりますので、それらについても今後試験なり、研究をしていただきたいと思いますので、これについて再度答弁をいただいて、終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内だと思いますけれども、参考までにちょっと申し上げたいと思います。試験をさせていただいておりますということで、近年の成果といたしましてはウルチ米で申し上げますと生育445号というものがございまして、これにつきましては17年度、昨年度でございまして、優良品種ということでございまして、早生でございまして、良食味であるし、直播にも適しているというような評価でございまして、何かお話によりまして、当麻の方では来年19年度から直播として一部作付するというような見通しにあるというふうに聞き及んでおります。

モチにつきましては、現在のところ直播品種向けの開発は特に行われていないのですけれども、上川農試の圃場におきましては新品種開発に向けましては今お話ありましたようなはくちょうもちの直播栽培、これもあわせて続けてやっていっているようではございますけれども、今の段階ではまだデータの蓄積というような段階でございまして、そんなことで聞き及んでおります。今後に向けましてもまたそういった試験栽培を続けていくというようなことで取り組んでいきたいと思っておりますし、また働きかけもしていきたいというふうな考え方を持っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で林寿和議員の質問を終わります。

協働を目指すコミュニティ組織について外1

件を、川村正彦議員。

○29番（川村正彦議員） 議長から指名をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、1点目に、協働を目指すコミュニティ組織について伺います。合併協定書にもありますように、行政区、町内会の取り扱いについて特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について十分協議を重ねるというふうにあります。また、2市町とも構成戸数などの問題で再編を必要としているため、それぞれの組織で効率的な活動が展開できるように努力するというふうにございます。行政区、町内会は、それぞれの歴史と特色ある活動をしてきているコミュニティ組織であります。合併をチャンスとして新名寄市の目指すべきとした住民自治を確実に実現していくためにも、さらに住民と行政の協働をさらに当たり前の生活実感として共有できる組織としての再編が大きな課題であると考えております。そこで、名寄地区、風連地区のコミュニティ組織の再編について具体的にどのような手法、手順を踏んで実現しようとされるのかを伺いたしたいと思います。

次に、名寄地区に置くこととしている地方自治法を根拠とした地域自治組織について伺います。さきの定例会での質問に答え、小学校区の七つの地域に分けて平成20年度までに設置したいという答弁がありました。名寄地区にとっても合併を機会に住民と行政のともにやることはやる、言いたいことも言わせてもらうという認識が当たり前のコミュニティ組織を目指しての具体的に市民合意をどう組み立てていこうとされているのかを伺いたしたいと思います。

さらに、風連地区の行政区制度から自治会制度への移行について、その取り組みについて伺います。風連地区においては、行政区制度が長い間なじんで定着してまいりました。行政区制度は、行政の施策を住民に周知、説明していただくことを

目的として、金額は少ないとはいえ区長手当も支給されているところがございます。風連地区においてもそれぞれの歴史経過がありまして、課題としてもなかなか具体的に自治会への移行ができなかったところがございます。合併を踏まえ、新市のまちづくりのためにも住民、行政がよりともに働く協働を目指すためにも行政区制度から自治会制度への移行が必要であるというふうを考えておりますが、どのように進めていかれるのか見解をお示しいただきたいというふうに思います。

次に、大きな項目の2番目の地籍調査について伺います。国土調査法に基づく地籍調査とは、1筆ごとの土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、地籍簿と地籍図を作成し、手続を経まして法務局に送られ、地籍簿をもとに土地登記簿が書き改められて、地籍図が不動産登記法第14条の地図として備えつけられるというものでございます。地籍調査は、土地取引あるいは公共事業の円滑化、住民間あるいは官民の境界紛争のトラブル防止など、さまざまな効果が期待できるわけでございます。旧風連町におきましても農用地につきましては、基盤整備事業や区画整理事業などにより地籍調査に準ずる公図が作成されている区域がございますが、地籍調査には着手しないままで現在までまいりました。新名寄市において合併により一定規模の職員構成となるのを契機として地籍調査に取り組むべきであるとの観点から、小さな一つ目として名寄地区、風連地区の地籍調査の進捗率についてお示しをいただきたいと思っております。

さらに、二つ目に、地籍調査への今後の取り組みの方針と取り組むのに課題があればあわせてお示しをいただきたいというふうに思います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 川村議員の方から大きな項目で2点にわたっての御質問でございます。1点目につきましては私の方から、2点目につき

ましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の協働を目指すコミュニティー組織についての1点目と3点目、1点目の風連地区の行政区、名寄地区の町内会の再編についてと風連地区の自治組織の移行について、関連がございますので、一括して答弁とさせていただきます。風連地区の行政区制度につきましては、行政の円滑化を期するための役割を担い、現在17の行政区が設置されております。合併協議の中で、旧名寄市の自治組織である町内会と組織形態が違うため、特例区設置期間中に地域住民との協議の上、住民と行政との協働によるまちづくりを目指す住民にとって最も身近な自治組織に移行することが課題となっております。特例区協議会や行政区長会には行政区移行問題を課題として提起しておりますが、特に行政区長会からは早目の検討が必要との意見もいただいているところであり、特例区内部で協議した結果、新年度から特例区長の諮問機関として自治組織検討審議会を新たに設置し、区域割りを含め調査検討を開始する考えでございます。

次に、名寄地区の町内会の再編についてお答えをいたします。現在旧名寄市には68の単位町内会があり、それぞれが住んでいる地域社会をよくするため地域の課題などに取り組んでいるところです。町内会の中には少子高齢化の要因などで世帯数の減少が起き、会員が少なくなり、活動に支障を来しているところも見受けられます。町内会は任意の団体であるため、たとえ町内会の果たす役割や機能が停滞したとしても、行政が強制的に合併を進めるわけにはいきません。しかし、住みよい地域社会を築くための基盤はやはり町内会でございますので、会員の減少などが原因で活動が停滞している町内会については、地域の互助的役割などの機能が維持できるように町内会相互の連携、再編に対し支援を行っていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の名寄地区に置くことにしている地域自治組織についてお答えをいたします。合併協議では、名寄地区に合併後地方自治法による地域自治区を設置することとしております。名寄地区の地域では、町内会を基盤として役員を中心にさまざまな活動に取り組んでいるところであります。また、老人クラブや学校のPTAなど、テーマ、分野別に活動に取り組んでいる組織も存在しているところであります。それぞれのグループや団体がばらばらに活動するのではなく、地域のあらゆる人たちが一体となり、意見を出し合い、ともに協力して活動を展開する組織の必要性を地域住民皆さんや既存のコミュニティー関係者に理解していただき、賛同していただくことが必要不可欠と考えております。このようなことを踏まえて、内部では自治組織構築に向けた地域に対する働きかけ、きっかけづくりを検討しているところであります。また、地域においても新たな自治組織構築に向けた方策やノウハウを有していると考えておりますので、今後は町内会を初め地域のために活動している組織の方々と話し合うことを中心として、地域自治組織の設置に理解を得ていきたいと考えております。そして、19年度には地域コミュニティーの基本単位となる区割りの設定や地域自治組織を主導する地域協議会の設置など、具体的な話し合いを進めていくことを考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな2点目でございます。地籍調査について、初めに名寄地区、風連地区の進捗率について御報告を申し上げます。

地籍調査は、昭和26年に国土調査法が制定されまして、北海道では昭和27年から地籍調査事業を行っております。この間幾多の制度的変遷と社会状況の変化を受けまして、今日に至っているものでございます。名寄地区は、国土調査促進

特別措置法による第2次及び第3次国土調査事業の10カ年計画におきまして昭和47年度から昭和57年度にかけて実施をいたしまして、行政面積314.62平方キロメートルに対しまして168.30平方キロメートルを終了し、その後郊外部では圃場整備事業による換地処分が行われ、残りは市街地部の約10.02平方キロメートルを残すのみとなっているものでございます。率にいたしますと、河川、国有林、道有林などの関係がありますが、おおむね97%になっているものでございます。

風連地区は、国土調査法による地籍調査は行われておりませんが、行政面積220.61平方キロメートルのうち名寄地区と同じでございます圃場整備事業の換地処分によりまして43.99平方キロメートルが終了してございまして、残りは市街部の約2.13平方キロメートルや民有林、市有林の67.17平方キロメートルと東風連、日進地区の一部となります。東風連と日進地区の正確な面積がわかりませんので、確かなデータではございませんけれども、率にいたしますと約70%になるものと考えているものでございます。

2点目の今後の取り組みの方針と課題についてお答えをさせていただきます。今年度名寄地区では全国のDID、これは1ヘクタール40人以上の人口集中地区という定義でございます、のうち地籍調査が未了の地域として都市再生街区基本調査を国が実施をしたことにより、中心市街区の位置を示す数値データが活用できるとともに、地籍調査推進へのきっかけとなります。1筆ごとの土地について境界や面積を調査することは、土地の境界を明確にして、土地取引による経済活動の円滑化、活性化になることや大変有利な国庫補助事業であることも承知しておりますが、風連地区は山林も残っておりますが、両地区ともに残っている市街地が土地の権利関係等が複雑であることで郊外部に比べ調査には多くの労力と期間を要すること等が予想されますので、現時点での事業化は



非常に難しいものと考えているところでございます。今後全道的にも都市部の地籍調査はおくれていると聞いておりますので、それらの推移を見ながら検討をさせていただきたいと考えているものでございまして、御理解をいただきたいと思いません。

以上、御答弁させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） お答えをいただきましたので、まず順次再質問をさせていただきたいと思いますが、今の御答弁の中で風連地区に行政区から自治区へ移行するに当たって、新年度から特例区長の諮問機関として自治組織検討審議会を設けて検討していくということでございますが、これにつきましては何人ぐらいでどのような、個人名要らなくて、どのような役職、立場の方が入られて審議をお願いしていこうとされているのかの御説明をまずいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 19年度から今検討している審議会を立ち上げたいということで、行政区長さんにもそういった話を既にしております。今考えるのは、約10人程度の人数を予定しております。区長さん、公民館分館長さん、特例区の協議会の委員さん、そのほか学識経験者というか、そういった人を構成員に充てながら、これからの自治のあり方について検討させていただきたいなと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 風連町でも長い間課題、テーマとして話題にはなっておりましたけれども、なかなか移行ができなかったという経過があって、これも名前だけ自治会になっても余り意味がないわけで、実質的に自治活動をみんなで行きましょうという合意がないとなかなか難しいものがあるのかなというふうに考えておまして、今までこういう合併というようなきっかけがないとなかなか具体化しなかった一つの課題ではある

うと思いますが、この議論を進めていくのに障害と申しますか、皆さんに多少御理解をしていただきたいなというようなことがありましたらお示しをいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 行政区の統廃合とか、こういった問題については旧風連の中でもいろいろ論議をされておった経過がございます。しかしながら、なかなかこれといった住民の意識が盛り上がらなかったというような経過があるわけがございます。しかし、今後改革しようとするのは新たな市になって、やはり新たなスタートを切っていくという立場で、今までのいきさつは今までのいきさつとして、そういったものをどういうふうには排除していくかと。行政区の仕事もありますし、公民館の仕事もこの自治会の中には出てくるのかなと。そういったことが多く絡んでくると思いませんから、今まで風連の中においては公民館活動が各分館ごとにそれぞれ活躍されて、大きな成果を上げていただいておりますし、また行政区は行政区として成果を上げていただいております。そして、さらには風連では第3期総合計画の段階で地域に行政推進員を置きながら、その調整役も含めておったわけがございます。これらが一体になったような形が望ましいのかなと、現在そういった思いをしているわけがございますから、多くの立場の人から御意見を聞き、そして新たに区割りをしなごうら、名寄市の新たにつくる自治区とも整合性を持たせながら、一体感のまちづくりに向けて進んでまいりたいなと、このように思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 次に、名寄地区の町内会の再編についてもお尋ねをしたいというふうに考えておりますが、今68の町内会があるということではございましたが、この町内会のばらつきがあるのだというようなことでございまして、この町内会について一番小さな規模で何戸ぐらい、

それから一番大きなところでどのぐらいの戸数の町内会が現在あるのかをお示しをいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 智恵文地区はちょっと除かせていただきますけれども、名寄市内の部分でございまして、11区町内会というのがございまして、そこが45の会員ということで……失礼いたしました。済みません。一番小さな部分は、世帯数で64のマーガレットヴィラと、市街地にあります団地のところとか、南が丘の78世帯、緑丘78世帯、100世帯というのが18区、20区等々でございまして、十一、二町内会が120を切っている世帯数ということでございまして。一番大きな町内会は、14区町内会で578世帯、500世帯でもう一つが北新区というところで524世帯、東12区が482、400を超える町内会は8町内会ということでございまして。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 大きなところから随分規模の違いがあるなということが理解できたわけですが、御答弁にもありましたように町内会というのは自然発生的なものでございまして、行政が強制的にやるわけには、なかなか難しいだろうということで、むしろあえてやるべきではないかなというふうにも思うわけですが、ただこの中で町内会の自治活動交付金ですか、年間1,000万円ほど持って、自主的な町内会活動といいますか、に支援をしているという経過があるのだらうと思いますが、今現在の活動交付金についてはどのような配分をされているのか、ことしの予算の予定で結構でございまして、お示しをいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この交付金につきましては、町内会の自治活動交付金交付規則というのに基づいて交付をしているものでありまして、均等割と世帯割に区分されておりまして、均等割が1町内会2万円と、それと世帯割につきまして

は1世帯780円ということでの世帯数で交付をしている内容になってございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 長い経過があって、そのようなことで自治活動を応援されているのだというふうに思いますが、これは行政もある適正規模の町内会が望ましいという効率性、あるいは一定の自治活動をするにはある程度の戸数が必要だということになれば、こういう自治活動を応援するものも多少政策的、制度的に望ましい形に誘導していくような交付金、単なる均等割、戸数割でなくて、一定規模に満たないところは多少応援の度合いが少ないとか逆とか、そういう多少政策誘導的な応援の仕方も考えていく必要があるのではないかとこのように私は考えるのですが、いかがでございましょうか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） その考え方も一つの考え方だというふうに思いますけれども、少子高齢化が進む町内会の中では再編統合もひとつ促進役といいたしめようか、行政が中に入ってまとめをしていくというふうなことも大事でないかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） それでは、名寄地区に置く地域自治組織について、前回の定例会でも中野議員から質問がございまして、一定の答弁をいただいたようではございますが、名寄地区に置く七つの今のところは校下に置くような予定をされているようではございますが、名寄地区にこの地域自治組織を合併論議の中で置くという合意の中から取り組まれるのだと思いますが、今の町内会、実際ある町内会の、前回も出ていましたが、屋上屋的なものになりはしないかという、そういうものになっては余り意味がないなということでもございますが、そのような屋上屋というような形にならないための制度設計、あるいはその地域自治会の役割というようなものをどのようなねらいで



というか、その点の御説明をいただきたいと。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おっしゃるとおり自治基本条例と地域自治という部分ではまさしく一体の部分であると思います。

自治基本条例につきましては、今年度名寄の庁舎内に職員による検討委員会を立ち上げをさせていただきました。数回の会議を開催をしております。また札幌大学の法学部の教授にもアドバイザーとしてお引き受けをいただきまして、さきの定例会で追加補正も御承認いただいたところがあります。まず、しっかりと庁内で自治基本条例について学習といいましょうか、一つの考え方を示していきたいと、このように思っております。18年度はそういう形です。19年度においては市民組織を、委員会といいましょうか、そういう委員会を立ち上げて、自治基本条例についての議論を深めていただくというか、議論というよりも自治基本条例とは何なのだろうかと。職員にも自治基本条例って何だろうかということから始めてまいっておりますし、市民の皆さんにもそこから始めていく。そして、フォーラムですとか講演会ですとか、そのことのまず理解からさせていっていただいて、20年度には基本条例、市民の憲法というか、最高規範としての扱いにするのか、そのような形で進んでいく。それとあわせて今地域自治組織も20年度からスタートしていきたいということで考えているところであります。同時に並行的に19年度から進めていきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） それでは次に、地籍調査の方に入らせていただきますが、先ほど御答弁をいただきまして、名寄市が97%ぐらいしているのではないかというような御答弁で、それから風連町も70%とおっしゃったのでしょうか。いろんなとり方がありまして、地籍ですからもちろん川や沼は入りませんけれども、そのほかのと

ころではもと数のとり方がちょっと違うのかなと思います。国土交通省の土地・水資源局ですか、ここに国土調査課というところがございまして、そのホームページには名寄市は87%の進捗率だよと。それから、先ほど御説明ありましたように昭和47年から着手して、これでは58年までやって、あとは休止、休んでいるよと。結構いろんな理由で北海道内も休止しているというところが多いわけですが、ちなみに旧風連町では地籍調査としては未着手で、ただ農家地区の農用地の基盤整備だとか土地改良事業で、このホームページによりますと旧風連町の進捗率は23%だよということになっておりまして、これはとり方というか、それから調査対象を限定してあれば分母が小さくなりますから。

ただ、近隣ちょっと参考までに見ますと、和寒、剣淵、朝日、下川、美深、音威子府、中川、これ全部地籍調査100%完了しているのです。旧風連町は、全道でも珍しい、珍しいとは言いませんが、そんなに多くない地籍調査としては未着手だったわけがございまして、北海道全体で見ますと北海道の全体の進捗率が62%ぐらいだということございまして、随分町村によって差があるようございまして、そのうち北海道で、これはちょっと16年ぐらいの古い資料かと思いますが、全道の207の町村のうち21町村が未着手、その中に風連も入っているのですが、地籍調査としては未着手ではありますけれども、実質的な基盤整備や何かで23%ぐらいは終わっているというようなことございまして、先ほどの御答弁、なかなか取り組みづらいのだというような御答弁であったかというふうに思いますが、名寄でいうとあと10ヘクタールですか、それから風連でいくと2ヘクタールちょっとでしょうか、そのなかなか取り組みづらいのだよという最大のものはどんなことございまいしょうか。何かその理由がありましたらお示しをいただきたい、取り組みづらい理由です。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 一般的には市街地は、やはり権利関係が非常に複雑になっているということでございます。地籍調査には精度というのが、数段階の精度です、測量精度の区分がございまして、ちょっと表現語弊がありますけれども、山林地区は山林地区用、田畑は田畑用、甲1、甲2、甲3、乙1、乙2、乙3という、そういう測量の精度がございまして。これは、測量上の定め精度なのでございますけれども、市街地は最も精度の高い甲1ということに一般的にはなっているのです。甲1になりますと非常に高い精度を求められるといいますのは、測量機器も高精度の機器による精密の測量と。それには高精度の測量機器の投入と人的にも相当投入しなくてはいけない、時間的にもかかるということで、経費が非常にかかってくるということだと思っております。そういうような経過等があって、名寄市におきましては市街地は除いての郊外部、水田地帯の区域を地籍調査で先行して、そして昭和47、8年以降圃場整備事業、土地基盤整備事業が行われていて、したがって換地が伴うということで、地籍測量の行われない分を補完して、地籍測量の結果と同じ効果をそこに見出してきたと、そういうことだと思っております。市街地につきましては、そのような理由で延び延びになったのが結果的に今のよう状況ということで、平成16年から18年、本年度ですけれども、街区基本調査、これは国の国土地理院直営で行っております。まちの部分に限って、D I D地区というところですが、限っているのですけれども、200メートルに1カ所基準点を設けているわけです。そして、街区、これは条、丁目でございますけれども、街区測量も行っておりまして、街区図というのもつくりまして。それを必要であれば法務局の地積測量図をも修正するというようなところまでこの街区基本調査を行うというものでございまして、成果につきましては来年の2月か3月ぐらいに各市町村に手渡さ

れると、そんなふう聞いております。そのようなことで、市街地は結果的にはおけているというのはこのような理由かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） 基準点といいますか、そういうものは取り組んでいるということでございます。これは、地籍調査の経費ということについては、1キロ平方メートル当たり1,200万円ぐらいかかると。しかし、測量に実際かかるのは国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1持たないとなりませんが、市の持ち分、道の持ち分の80%までは特別交付税で一応算定基準には入れてもらえるというようなことで、経費的な持ち出しはほとんどないのですが、今言われたように人的な人件費といいますか、それに携わる方の人件費は当然市が負担というようなことになって、なかなか小さな町村では取り組めなかったというような経過もあるのかなというふうに思うのですが、最近全国的にも一回着手したのだけども、休止しているよと、途中でやめているよというところが、名寄市みたいなところが多いわけですが、国もいろんな制度を最近つくっているようでございまして、外注型といいますか、自分で実際職員がやるのではなくて、外注するのにも応分の国は応援するよ、あるいは経験豊富なアドバイザーを市町村に派遣するよとか、いろんな今国も誘導策といいますか、国土調査を進めてもらうための制度も用意しているようでございまして、なおいろんなその可能性について検討をしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでございでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市街地におきまして公共事業を進めて、国の政策として都市再生を行おうという、そういう背景があるというふうな今の議員のお話を伺って感じたわけですが、

将来にわたりまして研究をしなければならないというふうに思っております。

実は、測量というのは、いわゆる誤差をどのように修正するかということなのでありますけれども、名寄地区の場合でいいますと周りは全部測量終わっている状況です、ほとんど。残っているのが市街地区でございます。そうしますと、その測量の立場でいうと誤差が全部残っているところに結果として集まっていると、そういう状況もあると思うのです。それで、16年から18年で街区の基本調査を行っていますけれども、中心市街地部分は測量としては精度立派なものなのです。それで、農村部、郊外とあわせた場合にドーナツ状でちょっと合わないところが出てくると。そういうのは、どうしても結果として生まれてくるということでございますので、その辺も現実の問題として調整も非常に難しいというのが測量をいざやろうという場合に課題として残るのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、これはただ測量の技術面の話でございますので、地域の政策や、あるいは国の政策上とは別な話でございますので、しっかり研究しなければいけない、そんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 川村議員。

○29番（川村正彦議員） いろいろ難しいことがあるのを承知で申し上げているのですが、これをある程度データベース化といいますか、これが終わらないとなかなか、今二つの人工衛星ではっきり、昔は縄ではかっていましたから、縄が伸びたり縮んだりしたのかもかもしれませんが、今測量技術が非常に進歩しておりますから、一番最後のしんどいのは結局多かったときはみんなで分けばいいのですからいいのですが、少なかったときに最後までどうしても判こが押されないとなかなかまとまらぬというようなことで、なかなか中心部は難しいのだという話もお聞きするわけですが、今地籍調査が終わっているところではコンピューターに下水道情報だとか水道情報全部入っていま

して、コンピューターの中でシミュレーションができるのです、どこへ穴掘るか、どういうふうに曲げるかという。そんなことはちょっと今の名寄には無理だというふうに思いますので、あきらめないでこの可能性について十分御検討をいただきたいというふうに思ひまして、13分残して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で川村正彦議員の質問を終わります。

3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市総合計画（第1次）について外3件を、佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。20人目ということで、皆様お疲れの中かとは思いますが、手短かに進めてまいりますので、お許しを願いたいというふうに思います。

大きな項目四つのうちの一目、新名寄市総合計画（第1次）の策定と進行管理についてお伺いをいたします。新市の将来あるべき姿を描いた市政運営の指針となる新名寄市総合計画（第1次）は、7月27日の庁内策定委員会の設置を皮切りに、9月6日、市民100人による策定審議会で本格的な議論に入って、来る12月26日の第4回策定審議会において最終確認を経た後、答申の予定となっております。その間総合計画を考える地域懇談会が14会場で、中間報告会が6日間、11会場で開かれ、また総合計画を考える市長との懇談会も3回、意見アンケートも実施されました。実に慌ただしい策定スケジュールの中で御尽力いただきました策定審議委員会委員の皆様、そして各種懇談会に駆けつけてくださいました市民の皆様には心からの敬意を表するものであります。平

成19年から28年まで10年間の市民との協働による新しいまちづくりの指針となるだけに、この5カ月間、150日という期間が議論を深める意味において、真に市民との協働を図る意味において適切だったのかの問いかけに私は改めて大きな疑問を抱かざるを得ません。さりとて、あと3カ月後には始動するであろう計画でもあります。ここは新名寄市総合計画（第1次）基本構想の事務局案にある実施計画は掲載した各事業の目的と目的達成度を明確にし、行政評価システムによる進行管理を導入することにより実効性を高めることを目指しますのくだりに期待するところまことに大なるものがあります。

そこで、お聞きをいたします。策定後の具体的な進行管理の実施方法、体制についてお知らせを願います。

二つ目といたしまして、加えて進行管理による進捗状況の情報公開の方法についてお知らせを願います。

三つ目、市長の任期、政策の変更と総合計画との整合性をどう保つかについてお答えを願います。

大きな項目二つ目、合併の日、旧風連町に設置された合併特例区についてお伺いをします。旧市町の緩やかな合併を目指して設置した合併特例区は、旧風連町の先人が営々として継承、築き上げてきた歴史、文化、そして知恵を現在、未来にわたっても伝え、広め、発展させるために、ひいては新市のより豊かで多彩なまちづくりのため、今後の制度展開に期待するところまことに大なるものがあります。全国的に見てもその例は数少なく、関係各位の奮闘、御努力に対し心からの敬意を表するものであります。

合併後早いもので8カ月と少しが経過して、特例区設置期間の5年はたちまちのうちに過ぎていく感のきょうこのごろではありますが、そんな中で一つとしまして特例区設置終了後の風連地区の姿を例えば地域自治区への移行問題などどのように描き、二つ目といたしましてどのようなスケジ

ュールで進めていくのかについてお知らせをください。また、三つ目といたしまして、合併特例区と同時に設置された合併特例区協議会は議会にかわるものとして風連地区のあるべき姿を議論する役割を担い、大いに期待されているところでありますが、4番目といたしまして今日までの開催状況と審議内容について、5番目といたしましてまたその内容を市民にどのように周知してきたかについてお知らせを願います。

大きな項目の三つ目、自分の健康は自分で守るという健康意識の高揚を掲げ、生活習慣病の早期発見、早期医療の観点から実施されている基本健康診査と各種がん検診についてお伺いをします。最近よく耳にする言葉にメタボリックシンドロームがあります。これは、内臓脂肪蓄積を基盤として、高脂血症、高血圧、高血糖のうち二つ以上の疾患を合併した状態を指しているもので、メタボリックシンドロームの人はそうでない人に比べて心筋梗塞や脳梗塞になる危険度が高いと言われていいます。だれもがすぐ行えるチェックとしてウエスト周囲径の計測があり、男性85センチ、女性90センチ以上が要注意、警戒ラインとされています。この場にも私も含めて何人かいらっしゃるかと思いますが、気をつけられることを警告いたします。

みずからの健康に関し、みずから行うことができることを行い、さらに定期的に総合的健診を受けることにより生活習慣病の早期発見、早期医療、早期治癒につながり、日々安寧な健康生活が保たれます。そのような意味において市が実施している総合健診の受診率を上げることが3万1,544人、10月末現在です、市民の健康保持にとって欠かせないものであります。そこで、一つといたしまして、過去2年と18年度、これは当期実施分の見通しも含めてでございますが、総合健診の実績をお知らせを願います。

加えて二つ目といたしまして、健診対象年齢を従来の40歳から35歳に引き下げて、早期に受

診を受けることができる体制を整えておりますが、健診効果についてお知らせを願います。

三つ目といたしまして、さらに今後健診の受診率を上げるために何が必要か、何が足りないか、現状を分析しての効果的な対策がとおりであればお知らせを願います。

大きな項目最後、四つ目でございます。教育委員会の執行体制についてお伺いをいたします。昨日教育基本法改正案が参議院教育基本法特別委員会で強行採決の結果可決され、この後参議院本会議において採決、成立の見通しにあります。この法律の成立により、さきの戦争の教訓に立った個人、個々を大切に教育から国家、愛国心を前面に押し出した教育へといわゆる戦後教育が大きくさま変わりすることになります。教育改革タウンミーティングで露顕したやらせを犯してまでも世論操作を企て、貫徹したかった真の目的は何なのか。このことを考えるとき背中に寒いものを感じるの私だけでしょうか。ゆとり教育は、根づく間もなく見直し議論が起き、心をはぐくむはずの総合的学習は時間のむだ遣いと酷評を得て、さらにはいじめ問題に至ってはそのことの解決どころか教育基本法改正案成立のための道具、手段にさえなってしまったのが今日今現在の教育を取り巻く姿であります。そのような流れの中、教育委員会の機能、権限の見直し案が政府内で浮上していることも御承知のとおりであります。教育委員会として果たさなければならないこと、課せられている義務は何か、また教育委員として期待されているもの、努めなければならないものは何か、また教育委員会としてその責務を全うするためにどのような執行体制を整えているかについてお知らせを願います。

この場からの質問は以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 佐藤議員から大きな項目で4点にわたっての御質問でございます。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目

につきましては福祉事務所長から、4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

1点目の名寄市総合計画の進行管理についてお答えをいたします。新名寄市総合計画は、地方自治法の規定により設置した総合計画策定審議会条例により9月6日に100名の委員に委嘱し、策定作業を進めてまいりました。今後の日程といたしましては、今月1日から行っております市民への中間報告会、これにつきましては18日で終了の予定をしております。また、同日市議会議員の議員協議会の中でも議論をいただくことになっておりまして、26日の策定審議会での審議を経まして、年明け後に市議会臨時会の提案予定となっております。

総合計画の進行管理のため、平成19年度に部次長会議メンバーと主管課長による、仮称でありますけれども、総合計画庁内推進委員会を設置をし、予算との整合性と推進状況をまとめなければならぬと考えております。進行管理は、平成20年度から行っていかなければなりませんので、同年度当初に総合計画推進状況のチェック機関としての市民委員会を設置するとともに、推進状況をホームページで公開してまいります。

新総合計画は、市長の任期と政策により変わることがあるのかとの御質問でございますが、基本的には総合計画基本構想は地方自治法に定められた手続により市民の代表100名の審議会によって策定をされ、市議会の議決を得ますので、変えることはございません。また、10年間の名寄市のまちづくりの理念でありますので、変える必要もありません。しかし、社会情勢の大幅な変化により変えざるを得ない場合には、改めて議会の承認が必要になるところであります。

次に、事務事業の仕分け、官と民についてでございます。現在策定審議会でお審議をいただいております新名寄市総合計画の施策の基本目標1、市民と行政の協働によるまちづくりの中の主要施



策8番目の効率的な行政運営の中で計画していく予定でございます。厳しい財政状況や地方分権に対応した効果的、効率的な行政を進めていくためには、組織のスリム化と民間活力の導入は欠かせないと認識をしております。組織のスリム化では情報通信網を活用し、適正な職員配置による住民サービスを低下させない体制づくりを目指してまいります。指定管理者制度等を活用した民間活力の導入では、旧名寄市では平成18年4月より25施設、旧風連町では3施設とその領域を拡大してきておりますが、今後ますますその必要性は拡大し、民間活力の導入を図っていかねばならないと考えております。また、その他の福祉施設等におきましても引き受け手である民間企業の活動領域が広がり、受け皿も広がってきておりますので、行政コストの面など多角的な面から検討し、利用者の理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目の2点目の特例区の今後についてお答えをいたします。議員御承知のように合併に際しましては、旧両市町ではこれまで行政にかかわる幅広い事務事業等について取り組んできたわけではありますが、それらがすべて同じ基準や内容で取り組んでいたものではなく、相当な格差のあるものからすぐ統一して一本化できるものまで数多くの事務事業がありました。特例区は、風連ならではの事業、調整に時間を要する事業を新市の一体性に向けてソフトランディングを図ることを目的として設けられているものであります。現在特例区では規約に定められております18事業について取り組んでおりますが、18事業を特例区廃止後どのように市に引き継いでいくかのお尋ねでございますが、事業によって考え方も変わってきますが、総体的には特例区事業ですので、特例区設置期間のなるべく早い時期に方向づけすべく特例区協議会との十分な意見調整と特例区廃止後に事務分掌を所管することになる原課とも十分な協議をしてみたいと考えております。

次に、特例区協議会の開催状況でございますが、これまでに4回開催しております。内容は、1回が会長、副会長の互選や特例区規約等の制定、事業予算についてであります。2回目が商工業者など事業者の住所変更に伴う商標登録変更事業について、3回目が都市計画税についてと市街地再開発について、あわせて道の駅についてであります。4回目が新名寄市の総合計画についてであります。

住民周知の方法についてでございますが、過去4回協議会を開催したうち、第1回目については広報紙を使って周知しておりますが、その後は行っていないのが実態であります。今後は、協議会の開催状況等についてその都度住民への周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

地域自治区移行についてのスケジュールについてでございますが、名寄地区の地域自治区が平成20年度の制度化に向けて検討されておりますので、その例に倣って進めることになるものと思っておりますが、風連地区の場合地域自治区の母体となる行政区の再編が課題となっておりますので、地域自治区へスムーズに移行するために新年度において審議会を設け、検討していただくことしております。スケジュール的には平成20年12月までに答申を受け、21年度に関係機関との調整、21年度から平成22年度にかけて住民説明会と移行準備、平成23年度制度化と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私の方からは、大きな項目の3番目、総合健診のあり方について、さらに受診率の上がる効果的な対応についてをお答えさせていただきたいと思っております。

生活様式や食生活の変化に伴い、生活習慣病は年々増加傾向にあり、その予防対策が重要な課題となっております。現在当市における生活習慣病予防対策といたしましては、基本健康診査とがん

検診をあわせた形で、名寄地区1カ所、風連地区2カ所を会場に35歳以上を対象とした総合健診を実施をしてきております。平成16年度からこれまでの基本健康診査の実績といたしましては、名寄地区で平成16年度、受診率28.9%、以下17年度、29.4%、18年度においては26.3%を見込んでおります。風連地区では、平成16年度、受診率47.9%、17年度、45.7%、18年度においては47.3%を見込んでいます。このうち平成17年度の基本健康診査の結果、名寄、風連地区とも高脂血症、高血圧、糖尿病を中心とした生活習慣病及びその予備軍が多く発見されております。そのうち働き盛りであります40歳から65歳で所見のある方は、男性89.2%、女性70%と、特にその背景として男性の生活習慣病の基盤となる肥満が多いことなどが健康課題となっております。そのことを踏まえ、健康教室や個別支援など、健診後の生活習慣病予防対策に力を入れ、取り組んできております。

また、がん検診においては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんを実施してきております。検診の結果、名寄、風連両地区で胃がん7人、肺がん2人、大腸がん6人、乳がん3人、前立腺がん2人と計20人の方のがんが発見され、そのうち9人がほとんど自覚症状がない段階での早期がんとして治療に結びついてきております。

現在市で実施してきております総合健診の受診率につきましては、ここ数年横ばいの傾向が続き、受診率の伸びが見られておりませんが、市の健診以外の人間ドックなど個人健診の状況では名寄地区の平成16年度、331件、17年度では410件、風連地区の平成16年度は38件、17年度においては36件と若干ではありますが、増加をしております。しかし、平成16年度、旧名寄市で実施いたしました住民健康アンケート調査の結果、健診を受けない理由としては忙しいから、

健康だから、何かあったらすぐ病院に行くからと回答された方が全体の87%と多くを占めておりました。このことから今後の取り組みといたしまして、健康で自覚症状のない段階から年1回の健診を定期的に受けられるよう、健診に対する意識啓発を図っていくことが必要であると考えております。さらに、効果的な健診を目指し、受診率を高めていけるよう周知方法の工夫、広報、新聞、ラジオ、回覧等でタイムリーに案内すること、保健推進委員の受診勧奨及び取りまとめ等の協力、健診待ち時間を短縮するための受け付け時間の工夫などに取り組んでまいります。また、保健センターにおきましては、受診率向上のため料飲店組合や理美容組合などの職域団体に対しましては従前より特に別途組合長に御案内し、参加を呼びかけていただいたり、土曜、日曜日にも健診を実施し、少しでも受診しやすい体制を整えているところでございます。

さらに、今年度より健診の対象年齢を40歳から35歳に引き下げ、早期から健診を受けられるよう改正を図ってまいりましたが、基本健康診査における35歳から40歳までの夏期分受診者数は名寄、風連地区合わせて53人と若い世代の方の受診数が少ない状況で、健診の効果を述べるまでには至らない状況となっており、またこのことは複数年にわたる継続的な検診も必要な部分と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、健診を補強する意味からも一つの地域をモデル地区として設定し、聞き取り調査なども行いながら、市民の健康状況の把握に努めてまいり予定でもおります。

今後も生活習慣病予防の観点から、働き盛りである年齢層の方への働きかけが重要であり、その点を課題としながら、効果的な健診を推進していけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項

目4の教育委員会の執行体制についてお答えいたします。

現在の教育委員会制度は、昭和31年施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、すべての都道府県及び市町村に置かれる行政委員会の一つで、合議制の執行機関であることは御案内のとおりでございます。教育委員会は、幅広い識見等を有する非常勤の教育委員をもって組織され、その合議により大所高所から基本方針を定め、その方針決定を受け、教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっており、教育委員会は会議を通じて意思決定をするとされているところでございます。

教育委員会に課せられた義務は、一つに政治的中立、二つに安定の確保、三つに民意の反映でございます。これまでも中央教育審議会や教育再生会議におきまして教育委員会制度の今日における意義、役割などについて議論が進められておりますが、今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

名寄市教育委員会といたしましては、今後とも教育の継続性の確保や地域住民の意向の反映、また合議制の趣旨やレイマンコントロールの仕組みを十分配慮して教育委員会の運営に当たるとともに、教育委員個々のさらなる資質向上のための研修の機会を数多く取り入れるなどしながら、事務局職員とともに地方分権時代にふさわしい名寄市の教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今それぞれ通告順に従っての答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、総合計画についてお尋ねをいたしますが、今回の第1次の総合計画については、さきに御説明もいただいているとおりしっかりとした進行管理のもとに、いわゆる計画行政の推進に力点

が置かれているというふうに私は読ませていただいております。そんな中で、先ほど新たな資料が配付されておりましたが、先ほどいただいた資料の中では主要施策として45項目、それから基本事業として133項目、それから実施計画事業として、私が数えたのですから少し誤差があるかもしれませんが、303項目が記載をされております。それで、今御答弁の中では進行管理については19年に準備をして、それから20年からというふうな御説明をいただいたわけですが、しっかりとした計画行政を行っていくということにおいて、19年から総合計画は動き出すわけですね。その中において、進行管理については後年度から後追いの形でやっていくということによろしいのかどうか。それは、真に第1次の総合計画が求めている、実施しようとしている計画、いわゆる計画行政なのかどうか、その辺についてまずお尋ねをいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 19年度からの計画、10年間、前期、後期ということで分かれておりますから、19年度のそれぞれの推進する事業項目等についての事業規模ですとか事業予算について19年度から執行がされます。その執行された中の部分での推進状況なり、予算の状況なりを推進市民委員会の皆さんに報告をし、御意見をいただくと、そのようなことでありますからずれが出てくるということでありまして、19年度から始まって、19年度の後半でも必要があるということになれば、そういう組織をつくっておりますので、それらの中に報告をさせていただくと。それと、その前には庁内における策定委員会を立ち上げまして、その中でのしっかりとした進行管理をして、それを外部の委員の皆さんに報告をして、御意見等をいただくと、そのような組織をしっかりとつくって、総合計画の進行管理をしていくということでの答えをさせていただいております。これは旧名寄市でとっていた手法でもござい

ます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） そういう手法、旧名寄市の手法に倣って第1次の新名寄市の総合計画においても取り入れるというお話であります。今総務部長のお話にもありましたとおり、終わってからはなくて、既にその年度途中であっても結果が出たものについては随時出していくということが非常に情報を市民と行政が共有するという意味において大事なというふうに思います。終わったことではなくて、今現在進行中のものも市民としては把握できるという、そういったシステムをつくっていくことが大切かなというふうに思うわけですが、そのためにどういうシステムをつくり上げていくかということなのですが、実は凜風会、先日岐阜県の多治見市の方に総合計画について勉強させていただくためにお邪魔をさせていただきました。その中で、既に御承知かと思うのですが、多治見市についてはこういう形で各事業ごとに、419本あるわけですが、シートによる進行管理を行っております。これは、全国的に見ても非常にすぐれているというふうな評価をされているようでありまして、このシートの中には担当課、これは多治見市の場合は実行計画というふうな形で出ておりますが、担当課、関連課、それから事業名はもちろんです。事業優先度、これはABCで書かれておりまして、それからマニフェストがある場合はマニフェストとどのように関連をしているか、それから見直し年度、それから全体計画があって、前期5年間の計画内容が記載をされておりまして、それからその下に評価という欄があります。それから、達成度を記載する場面もありますし、それから事業進捗を五つ星で記載をされているような形になっております。これは、今インターネット等で公開をしていくというお話もありましたが、市民側から見ましたら、いつでもこのシートを引っ張って、今現在の多治見市の行政内容を知ることができるという意味で、

これからの行政、協働という言葉もありますが、キーワードはやはり市民と、それから行政の情報共有だというふうに思うのです。ですから、終わってしまった過去のことはもちろんですが、今現在進行中のことも常に、例えばシートでもいろんな形が考えられるでしょうが、インターネット等で引っ張ることができる。同時進行で見ることができるということが進行管理において非常に大切になってくるかなというふうに思うものですから、まだ少し検討する時間があるようでもございますので、熟度の高い内容にしていきたいという記載もされておりますので、ぜひそのところは積極的に情報を外から取り入れて、旧来のシステムの踏襲ではなくて、さらにそれにつけ加えて新しい仕組みを取り入れながら、すばらしい第1次の総合計画の進行管理を取り進めていただきたいというふうに願うものであります。その点についていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 議員おっしゃるとおりでありまして、しっかりとした進行管理をして、その進行している状況を住民にしっかりと公開をするという必要性はもちろん大事でありまして、私どももでき上がった総合計画につきましてはホームページ上で開示をしていきますし、進行管理の部分についてもホームページで開示をしていきたいというふうに思っております。

また、行財政改革推進計画の中でも、これはまだ策定途上でありますけれども、旧名寄市の部分での受け継いでいる施策推進体制の充実ということで事務事業の評価のあり方ですとか、または施策評価の導入をすべきでないかとか、または外部評価を入れるべきでないかと。旧名寄市では外部評価を一回入れさせていただきました。それで、評価の仕方としては、まず原課で年度のしっかりとした評価をやっていただく、これを第1次評価ということにしております。それで、庁内の推進体制の中での2次評価をして、さらには最終的に

第3次評価をする。A B C Dランクに評価をした中のDランクについては廃止というふうな評価の項目になっておりまして、評価項目も先進地に倣っていろいろな項目で評価をして、点数評価をして評価をした旧名寄市の実績があります。それらをまだよりほかの部分での改善すべき点もございますので、その辺も含めてしっかりと体制を整えていきたいというふうに思っておりますし、特に前回旧名寄市では若手職員の目から見る評価も1.5次評価ということで入れさせていただいて、全員が若い職員から市長まで一つの施策に対する認識を深めていこうというふうな取り組みも実施をしているところでありますので、今佐藤議員からの御提言をいただいたことも参考にさせていただきながら、評価のあり方と開示のあり方を検討してまいりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今部長の方から非常に積極的な、それから旧名寄市のすばらしいシステムを取り入れながら、さらに知恵を加えてというふうなお話もいただきましたので、新しい管理システムを楽しみに見させていただきたいというふうに思っております。

それでは、時間がどんどん経過しておりますので、次の質問に移ってまいります。特例区について何点かお尋ねをいたしますが、特例区終了後の自治区等のあり方については川村議員の方から詳しく質問がありましたので、その他について質問させていただきますが、特に私からは特例区協議会について非常に期待するところが大きなものですから少しお尋ねをいたしますが、今まで4回開催されているということで、その内容についても今お知らせをいただいたわけですが、この4回の中身を今御答弁で聞いた限りは、今後最も大きな課題点になるであろう行政区の再編等についてはまだ審議がされていないのかな、出てきてはいなかったものですから。新聞報道によりますと、過日行政区長の集まりの中ではそういったお話がさ

れているということではありますが、やはり風連地区にかかわる分については特例区協議会には区長さんも委員として出席をされておりますので、前後することなくしっかりと、風連最大の課題と言ってもよろしいかなというふうに思いますので、まずはおくれのない議論をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございまして、スムーズに移行できるような形で早い機会から論議を進めてまいりたい、そういうことで区長会にも、1月1日ごろまでには新しい区長さんが出てくるわけですけれども、そういった総会等もあるわけですから、そういった段階で話題を提供したと、こういうことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） それと、もう一点、今まで約8カ月合併後経過しまして、4回特例区協議会が開催されているということなのですが、これは定期的に行かなければならないという縛りもなかったかなというふうに思うわけですが、そうであるならば2カ月に1回なり、極力ピッチは狭めた方がいいのかなと思うのですが、定期的な開催をして、今月は特例区協議会のある月だということが地域、市民側からでもあらかじめわかると。しかも、議会については定例会の都度、臨時会の都度地元紙2紙を通して詳しく中身についても報道されているわけですが、特例区協議会においても同様な対応ができないのかどうか、定期的な開催と周知の方法についてお答えを願います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 特例事業の中では18事業が特例区の事業としてあるわけでございます。これらの取り扱い、どういうふうな形で進んでいくのかといった部分で論議をしていただいております。その都度話題があり、また事業実施に当た

っての計画、そしてまた進捗状況を報告しながら進んでいるのが現実でございまして、定期的を持つという考え方はしておりませんが、共通話題を持ちながら、話題提供をしていきたいと。したがって、来年の1月1日に行われる新年交礼会についても、これは特例区の事業とはなっていないわけですが、これらの扱ひも協議会の委員さんも含めて協議させていただいているというような扱ひ方でこれからも進んでまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今小室助役の方から定例的な開催は今のところ考えていないというお答えをいただいたわけですが、そのところはそうではなくてやはり定期的で開催をして、議論する課題は、確かに事業は18事業でしょうが、それに付随するものが事細かくあるはずでありますので、ですからやはり私は、回数は何回にするかは別としまして、臨時的なものも含めて定例的に開催をしていくべきだというふうに思います。というのは、5年で特例区が設置がなくなった後のことにもこれは連なってくるわけですが、その後の審議会あるいは地域協議会をどのような形で運営していくかという一つの試金石でもありますので、最初から形を決めていくことではなくて、柔軟な対応をもってこの特例区協議会については臨んでいくべきだと。しかも、これは一方的に決めるのではなくて、やはり最終的には特例区協議会の委員の皆様の中で議論をして、議論の結果を積み上げて出していくという形が本来的であると。これは、決して区長単独の判断ではなくて、委員全員の協議の結果のもとに進んでいくべきだというふうに思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この合併特例区については規制がございまして、これはどんどん広げることではございまして、この合併特例区の

事業については既に知事までの認可を受けて、この事業をやりますということで許可を受けてやっておりますから、それらの部分についてはやっていけるのかなど。それ以上ふやしていくといった場合にどういう手続があるのか、なくする場合にもどういった手続があるのかと、これからそういった問題もあります。解説の本を見ますと非常にふやすことについては難しいというふうなことが載っております。したがって、合併協議の中でじっくり協議された部分でそれぞれ知事の許可を受けているという事情もございまして、一概に全部ふやすわけにもいかないのかなど、こういうような認識をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 私の発言の趣旨は、特例区が行う事業をふやしてという意味で決めているのではなくて、特例区協議会として議論しなければならないこと、議論することは山ほどあるのではないのですかという意味で言ったわけです。例えば天塩川パークゴルフ場の管理にしましても、それから地域施設の管理にしましても、これについてはやはりそこを利用する人方がたくさんいらっしゃると。これは、一方的に5年後どうするかということではなくて、そこに住まいをしている方、利用されている方とじっくり話し合っていて、将来の姿を見出していくということが本来の形だというふうに思うものですから、そこはやはり区長でもなければ特例区の協議会の委員さんだけでもなくて、関係者一緒になってひざを交えて話し合いをしながら結論を導き出していくというためにはやはり定例的な集まり、それから回数に縛られない集まりが必要だという意味で私は申し上げているわけでありまして、改めていかがでしょうか、小室助役。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） この事業の中で、今例に挙げられたパークゴルフの関係とかいろいろ問題あるわけです。ただ、これは区の委員さんだけが

集まってするということより、その取り扱いをしてきている団体との協議があるわけでございます。それらについてはしっかりやっていきたい。そして、こういう状況にあるという報告はそれぞれさせていただいておりますから、ちょっと認識が違うのかもしれませんが、今定期的にやるという考えではなくその都度やっていきたい。定期的にやらなくても一つ一つの事の大きさ、それから報告の停滞のないようにということで随時考えていると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今小室助役の方から認識が違うということだったのですが、認識は全く違ってないと思うのです。定期的にやるか不定期に都度必要に応じてやるかということの違いだけであって、関係する市民の方、住民の方とことん話し合うという話については全く同じ認識だというふうに思えます。ですから、結論としましては回数にとらわれないで何回でもやるということですね。その辺を確認させていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 全くそのとおりでございまして、別に回数に縛られることなくやりたいと。それと、今合併協議の中の18事業があるわけでございますけれども、本当に中で検討しながら、この問題については相手のある組織とも連携をとれるのであれば、一年でも早く進めてまいりたいというふうな考えをしておりますけれども、ただ先ほど申し上げたとおり、減らす場合、なくする場合の事務上の問題がちょっと勉強不足で申しわけないのですが、あるわけですから、なるべく停滞なくやっていきたいと、このように思っておりますので、御理解願いたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 次に進ませていただきますが、総合健診について改めて2点ほどお尋

ねをいたしますが、この結果私一番気にしていたのは、風連地区が昨年までの5カ所からことし合併と同時に2カ所になってしまったと。その結果受診率が大幅に減ってしまうのではないだろうかという心配が、その危惧が一番大きかったのですが、今これからの見込みも含めた数字を見ますと決して落ちていないと。最終結果もこのとおりであればよろしいのですが、ぜひこの受診率、特に名寄地区の受診率については20%台、それも前半の20%台ということで、大変悪い数字であります。それから、風連についても40%、30%という数字でありますから、決して自慢できる、誇れる数字でもないということをやまずしっかり押さえられているというふうに思うのですが、やはり50%を超していかなければなかなか実効ある成果として受けとめることができないのではないかなというふうに思えます。この早期発見、早期治療、早期治癒によって、例えばたばこを吸うことによって発生するいろんな病気についてもたばこの収量が落ちた分医療費が安く済むというような効果も大いに期待できるわけありますので、そこどころさらにいろんな知恵を使って健診率を上げる方法はないかというお尋ねをさせていただいたわけですが、私は一つその解決策として、今回風連地区が5カ所から2カ所に減った中で地域の方がおっしゃっていたことで耳から離れない言葉は、これは以前にも申し上げたかもしれませんが、御婦人の方が車に乗れない方なのですが、いいのだ、私たちなんかという、その一言だったのです。これは、私にすれば非常に寂しい言葉で、ショックな言葉でした。ですから、車の運転できない方、それから高齢者の方も含めて、何らかの知恵で遠いところ、これは名寄地区、風連地区全く同じ形で言っているわけですが、足の手配というのはどんなものなのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 6月に実施しております乳がん、子宮がん検診につきましては、

行き先が旭川ということで、旭川のがんセンターのバスが実は迎えに来ておまして、名寄の保健センターから風連庁舎を経由して旭川の方に行っているということがございまして、これはがん検診センターさんの方のサービスで実施をしております。

今お尋ねのございました風連地区の6会場5回から2会場4回へと変更したことに伴いまして、新たな足の確保ということでございますけれども、名寄市全体としての市民サービスの公平さの観点からいうと非常に難しいのかなというふうに思っておりますけれども、受診率の推移を見守りながら、受診率の推移等を注意深く見守って、検証していく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 実際難しい問題だというふうには思います。今後のさらなる研究を求めたいというふうに思います。

もう一つ、御答弁にもありましたけれども、テストケースも含めてきめ細かな啓蒙活動というふうなお話もありましたが、名寄の方はよくわからないのですが、風連で保健推進員という制度があって、各地区に委員さんがおりまして、名寄にもありますか。そういうことなのですが、その方が非常に御苦労なのですが、回り番でその役割を担いながら、啓蒙活動をやっていくというのがこれはやっぱり一番着実な方法なのかなと。ただし、これは健診というのは非常にデリケートな個人情報も含むものですから、難しいところはあるのですが、今そのところはうまく対策はできていますので、きめ細かな保健推進員さんの活動のしやすい下地をつくっていくことが必要かなというふうに思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 名寄市全体におきましても保健推進員さんをお願いしまして、住

民の健康についていろいろ活動をいただいているところでございます。今議員の御意見にもございましたとおり、私どもも保健推進員さんの活動については非常に重要というふうに考えておりますので、一緒に協力しながら、市民の健康を守っていくためにともに協力してやっていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今のことについては、これからも大いなる期待をしながら見守りたいというふうに思います。加えて私もちょっと最近85センチ、警戒ラインに近づいておりますので、気をつけなければならないというふうに思ったりもしていますが、最後に時間が6分になりましたので、四つ目の教育委員会に関して何点か伺いたいと思いますが、まず非常に初歩的な質問で、赤面をしながらお聞きをするわけですが、教育委員会のいわゆるトップというふうなことになるのと、失礼な部分もあるかもしれませんが、お許してください。これは教育長なんでしょうか、それとも教育委員長なんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） トップということになりますと、教育委員長になります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） レイマンコントロールということで、合議制でこの教育委員会は運営されているということで、これはシビリアンコントロールと同じような仕組み、中立性を保つと、暴走を避けるという意味で、知恵としてそういうことかなというふうに思うわけですが、私がなぜ本当に失礼なことまで聞いたかということ、今名寄庁舎に教育委員会がありまして、教育委員長のデスクは置かれておりません。これについては、例えば旧風連町については教育長室にありましたし、それからデスクではないのですが、士別市議会においては定例会等に教育委員長が出席をしているということで、やはりこれはトップというふうな



今確認をさせていただきましたので、当然であるというふうに思うわけですが、これは議会については議会側の責任もありますので、どうのこうのということの意味で言っているわけではないのですが、やはりここは本来的な形に戻るべきでないかな、立ち戻るべきではないかなというふうに思うわけですが、やはり執務する場所があるということは形としても非常に大事でないかなというふうに思うわけです。例えば私が会社に行き、自分のとまり木と言ったら失礼なのですが、座る場所がないということになりますと、非常に会社内うろろしてから帰ってくると、立ち話をし、ゆっくり座っても話せないということで、そんなことも考えられるのですが、そういうことからいうと合議制できている教育委員会、しかもトップのデスクが教育委員会内にはないというのはやはりこれは不自然だというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 旧名寄市では長年にわたって慣行で教育委員長の机は置いていなかったのですけれども、今後委員長の意向などもお聞きした上で対応したいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 新しい希望あふれる名寄市になったわけですから、そういう意味では過去のしがらみにとらわれなくて、新しい本来あるべき姿で執行体制をとっていくというふうに思うわけですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい名寄市が誕生しまして、教育委員会でも5月の中旬から新しい教育委員会でスタートしたわけでございます。そういう気持ちのあらわれの一つとして今御提言があったことと思いますので、前向きに取り組ませていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 今いじめ問題とかいろんな解決に労を要する問題が頻発しております。そこは、やはり教育委員の多様な目で対応していくということが非常に大事なというふうに思います。職員の方は、教育長も含めてプロ集団でございます、学校の先生も含めて。それに加えて本当に一市民としての立場から教育行政を見守るという意味において、教育委員長長の立場というのは非常に重きをなすものでもありますので、ぜひ教育委員長長のデスクを用意すべきでもありますし、先ほどちょっと申し上げましたとおり議会等につきましてはこれからまた私たちの方で議論をしながら、要請をしていくというようなこともあり得るのかなというふうに思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

---

再開 午後 4時01分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

日程第3 平成18年第3定付託請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願を議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、宗片浩子委員長。

○民生常任委員長（宗片浩子議員） 御指名をいただきましたので、今第3回定例会におきまして当委員会に付託されました請願第1号 児童デイサービス利用料の軽減を求める請願について委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

この請願は、名寄市総合療育センター「こどもらんど」親の会代表、藤村真理恵様から提出されたものであり、その趣旨は本年10月からの障害

者自立支援法の本格施行により児童デイサービスの利用料が増額となり、また医療費の負担増、通院のための交通費等の負担も重なり、このままでは早期に療育が必要な子供たちに十分で適切な療育を受けることが難しくなることから、利用料負担の軽減のため、一つには新利用料1回754円と旧負担基準額である528円との差額について減免すること、二つには早期に現行法の障害者自立支援法の見直しについて国の各機関に意見の反映を行うよう求める内容であります。

委員会は、12月4日と13日に開催し、生活福祉部長、福祉事務所長ほか担当職員の出席と資料の提出を、さらに紹介議員である熊谷吉正議員、猿谷繁明議員、斉藤晃議員の3氏からの説明を求め、審査をしてまいりました。

審査では初めに中西福祉事務所長より療育センターの利用にかかわるこれまでの経過、利用者に対するアンケートの内容と結果、デイサービスセンターの利用状況について資料をもとに説明を受けました。これに対し委員からは、季節的な利用者数に変化があるのか、障害者自立支援法における福祉全体での予算措置や他市町村での独自支援の状況等についての質問があり、その答えとして季節による利用の増減はないこと、他の自治体での支援例があること、この制度が始まって以来1割負担に対し全国から利用者の悲鳴が上がり、現在国の段階においても負担軽減策の検討を始めたところでもあり、名寄市としてももう少し推移を見ていきたいなどの質疑が交わされたところであります。また、親の会からは、名寄市に対しても同じ内容での要望があり、負担軽減には予算が伴うことから、現状ではもう少し時間をいただきたいとお答えしたということでありました。

委員からの意見としては、利用料1回の差額が226円上がるということであっても、子供は国の宝ということで、地域、行政、国が子供を育てるという観点からも軽減策が必要である。年間で約40万円から50万円の一般財源が必要になる

ということだが、現在財政状況が厳しい中ではあるが、それ以上に子供を持っている親の負担がふえたことによる生活実態を見たときに厳しい状況となっているなどが出されました。

また、紹介議員の方々の説明からは、支援費制度の1回の利用料が平均で約400円ほどであったが、無料で利用されていた方も相当数いて、実質的に754円すべてが新たに追加負担を求められるという状況と、実際には旭川の施設や病院にも通ったりと費用がかさむことから、利用を制限しなければならないと訴える親もいる。人生の第一歩を踏み出した幼児が不幸にしてだれがなるかわからないという中で、そういった面での父母の思いをしっかりと受けとめ、療育センターに通っている子供たちへの積極的な支援策をなどの思いを訴えられたところであります。

委員会としては、請願の要旨の一つであります障害者自立支援法の見直しについては、本日の議会に障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書が提出されていること、また新利用料と旧負担基準額との差額について減免することについても審査の経過から請願者のその思いは十分理解できることから、今第3回定例会付託請願第1号児童デイサービス利用料の軽減を求める請願については、願意妥当として全会一致で採択すべきものと決定したところでございます。

以上をもちまして当委員会の審査の経過と結果の報告をさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（田中之繁議員）** 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3定付託請願第1号は委

員長の報告のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

---

再開 午後 4時08分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第4 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昨年度の人事院勧告に基づき本年4月から国家公務員に導入されております給与構造改革を本市におきましても明年1月から導入すべく、名寄市職員の給与に関する条例の関係条項を整備し、さらには厳しい財政状況に対応するため、職員の給料を明年1月から平成21年9月まで4%削減すべく同条例の一部を改正しようとするものであります。

また、市立名寄短期大学及び名寄市立大学の教職員の給与につきましては、現在北海道職員の給与を準用することとしておりますが、このたび同条例の規定と整合性を図るため、市立名寄短期大学教育職員の給与に関する条例及び名寄市立大学教育職員の給与に関する条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 1点お聞きいたしますけれども、今の提案説明の中で昨年度の人事院勧告に基づく給与構造改革ということで、給料表が3ページの給料表になったわけですが、こ

れになったことによって市の職員給与にどういふふうに影響するのか、この点について説明をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

今回の平成17年度における人事院勧告を受けて、今回の改正の提案をさせていただいている部分での内容でございますけれども、国の方で実施をしている部分の給与表、今回50年ぶりの給与構造ということで大きな制度の改革ございました。地域実態給に合わせていく給与というようなことでの取り組みと、あと勤務実績評価による評価制度を導入すると。さらにまた、1号を4分割していく実績による評価を5段階評価をしていくというような、本当に大きな評価の、評価といましようか、改善、改革でございまして、それで国は現在今回の人事院勧告で11級制をとっております、11級制です。1級から11級です。地方公共団体においてはそれぞれの国に準じた中で8級なり、7級なり、6級なりということで扱っております、今回一般的に人事院勧告での影響額ということで言われているのは4.8%ということでのマイナスの給与改定ということで勧告の中では示されているところでありますけれども、それは国の今ある11級制の中での扱いの中で理論上での4.8%ということでありまして、それぞれ個々の自治体においては異なる号給、級数を使っておりますから、決してすべてが4.8%という給与ラインにはならないということでありまして、名寄市の場合もその中で今回の勧告の中ではあくまでも改正による現給保障制度というのを取り入れてございます。今回人事院勧告に伴って、名寄市の場合はおおむね4割の職員は現給保障制度になります。ですから、当面の間、新給与ラインに切りかわっていく間現行の給与を保障することになりますから、19年度の予算においては大きくこの新人勧における人件費の削減は出

ないということでもあります。さらに、若い職員の1級、2級、3級の職員についてはむしろプラス勧告の内容で、プラスです。上がる職員もいます。また、課長職、部長職の一定の年齢に達している方は、平均で国で言っている4.8%を超える7%から、大きいところでは8%の削減ということでの給与構造の改定の部分もございます。トータルして給与をフラット化していくということで総体4.8、こう言っております、名寄市の場合は新制度導入に伴っても現給保障制度という制度がありますから、その中では4.8%という減にはならないということをございます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） では、もう一点お願いいたします。

今若い職員については、この給料表では少し上がるような言い方をされていたのですが、先ほど一般質問のときも新規採用の話させていただいたのですが、現行今高卒では初任給13万8,400円、大卒では17万200円ですが、これが新年度この給料表と、それと4%のカット、それをあわせたときにこの給料表の1級のどこか、2級のどこか、どこになるのか、この点についてお示し願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今資料がちょっとありませんけれども、大変申しわけありませんけれども、新給与ラインの中では制度の改正に伴って19年度からは国公基準ラインでの切りかえということになってまいります。後ほど初任給の部分についてはお知らせさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 林議員。

○8番（林 寿和議員） それでは、現行より新年度は新採用の高卒、大卒については上がるのか下がるのかお聞きいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほど来の高卒初任給につきましては、1級の5で13万8,400円、

大卒で17万200円ということで、19年度も同額ということをございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（石王和行君） 高校は1級の5号、大卒は1級の25号ということになります。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第5 意見書案第1号 教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書、意見書案第2号 不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書、意見書案第3号 NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書、意見書案第4号 非核三原則の堅持を求める意見書、意見書案第5号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書、意見書案第6号 農地・水・環境保全向上対策に関する意見書、意見書案第7号 日豪FTAに関する意見書、意見書案第8号 法人税減税、庶民増税に関する意見書、意見書案第9号 リハビリテーションの改善を求める意見書、意見書案第10号 医師確保と地域医療に関する意見書、

意見書案第11号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書、意見書案第12号 全国森林環境税の創設を求める意見書、意見書案第13号 幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書、以上13件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外12件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第6 意見書案第14号 サンプルダム早期本体着工と完成を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第8 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、熊谷吉正委員長。

○総務文教常任委員長（熊谷吉正議員） 議長より指名がありましたので、総務文教常任委員会の行政視察の報告を申し上げたいと思います。

今簡単にという話もございましたが、詳細は既に資料等を含めて議長に復命をしておりますが、できるだけ要旨に絞って御報告をさせていただきたいと思います。

視察期間については、10月18日から20日の3日間でございます。視察先及び内容の概要については、10月18日に午後から苫小牧市において自治基本条例の制定について、同じ18日の日に夕方5時半から恵庭の中島市長との総合計画やハードからソフト事業への転換に向けた市民意識の変化についてお話を聞きました。翌19日、同じ恵庭市であります。親子をつなぎ心を育てる豊かな読書コミュニティの推進について、同じ19日の日に午後から洞爺湖町で合併によるまちづくりの推進と今後の課題や自然災害等の経験と防災計画の反映などについて勉強してきました。最終日、帰着日ではありますが、有珠山の噴火被災地現場を視察をし、戻ったところでございます。

若干各市ごとの報告を申し上げますが、苫小牧市においては平成12年度から14年度までの3年間で庁内組織の分権型地域社会づくりの政策検討会議等、主に庁内での報告書をまとめております。以降15年度に市長の施政方針において市民や専門家とともに市政運営の基本的な事項や市民参加手続などを明らかにする条例制定に取り組むことが表明をされまして、市長の私的な懇話会を立ち上げて、約2年間で市民参加とまちづくりの

講演セミナーを3回、懇話会の開催を29回ということでお聞きをいたしました。

提言内容とその特徴でありますけれども、一つに条例案の形で提言を行ったこと、二つにまちづくり基本条例として必要事項を網羅するだけでなく、育てる条例としての現在の課題に的を絞って提言をしたこと、三つ目に特徴的な提言の内容であります。一つにまちづくりの基本原則としての市民自治、情報共有、市民参加、協働を提言しました。二つ目に、議会と市民の情報共有、議会に対する市民参加を提言しました。三つ目に、市政運営に関する提言として政策本部の体制整備や危機管理等について提言をされております。以降17年度、18年度にかけて庁内組織でもさらにパブリックコメントの実施や議会との意見交換、そして市民説明会を開催をして、確認しておりますが、多分今議会で可決、成立をしているのではないかという状況だというふうに考えております。これに対して私どもの総務文教常任委員会各委員の皆さんから市民意識と懇話会の評価、職員意識、市民参加の状況、議会との関係、懇話会の公募の状況、最高規範の位置づけによる既存条例の検証等についてそれぞれ活発に質問をしたところでございます。

前市長も70カ所の懇談会に積極的に対応したとか、あるいは懇話会の提言はしたのですが、行政の枠組みの中で可能な範囲にまた庁内組織で義務努力視点を絞って行政素案がスリムになったためにいろいろ後から批判もあったというようなこともお聞きしました。職員意識の面では、庁内LANでは公開はしてきたのですが、提言に対しての反応は少し弱かったということ、あるいは条例については制定するだけでなく、市民と行政、市民と議会のルールを定めるためにそれが遵守されているかどうかの市民自治委員会の設置にもいろいろ議論があったようでございます。議会との関係では、行政と懇話会2回、有志議員との意見交換はあったのですが、議会全体との対応

では十分さが欠けたというふうに聞いております。その懇話会は、白紙委任でスタートをしまして、活発に議論が起こったということでございます。最高規範の位置づけについては、実情に合わない既存の条例についてはそれぞれ改正時に手を入れるということをお聞きをいたしました。パブリックコメントなんかでも約55件の意見提言があったようでございます。住民投票については、制定後権利保障のあり方なども含めてさらに検討を深めて具体化するようなことでお聞きをしたところでございます。

まさに今名寄市においても（仮称）自治基本条例の策定作業をこれから進めていくわけですが、具体的な取り組みや条例の位置づけ、市民とのかかわりなどを含めてイメージがすることができました。

恵庭においては、子供たちの幸せが広がるまちを目指し、子供たちの問題こそ最重要な地域課題としてマニフェストを掲げて市長となりました中島興世さんと約1時間懇談をしたわけですが、市長は地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい、そして今後も続くと思うと。しかし、そのような現状から目をそらさず、こんなときこそ首長が自治体の目的や役割、進む方向を明確にして、職員とともに市民の目線に向かって協働のまちづくりを進めていく必要があるということを強調されまして、特に現在の子供たちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中であって、次世代を担う子供たちの育成、支援こそが今最重要課題だということで強調されておりました。

具体的な施策の展開に当たっては、翌日市立図書館を視察をする中で実感をすることができました。恵庭では既に従来から読書コミュニティの充実を図り、2000年には全国に先駆けて自治体では初めて9カ月から10カ月の乳幼児健診時に絵本を2冊プレゼントし、図書館、保健課、市民ボランティアと3者の連携のもとに読書活動による子育て支援として恵庭のブックスタートを事

業展開をしました。読書のまち恵庭として市民にも共感を得ているということで、大きな成果を上げております。図書館の中では乳児用の乳母車も備えて、平日の午前中ではあったのですが、若い世代や高齢者など気軽に利用できるような雰囲気、約五、六十人ぐらいの来館でにぎわいを見せていたところでございます。

学校の読書活動では、学校司書の配置、恵庭子ども読書プランなど、今年度関連予算だけでも1億円を計上して、保育所や学校への図書購入寄附との同額をまた予算化をしていくということで、非常に財政厳しいのですけれども、将来を担う子供たちの幸せを願って、最重点課題で取り組んでいるということで、大変学ぶことが大きいものがありました。

最後に、洞爺湖町でございますが、洞爺湖町は有珠山噴火から6年、本年3月27日に湖畔の温泉街を抱える旧虻田町と農業中心だった旧洞爺村の対等合併により財政規模で一般会計82億円、人口1万1,000人の町として誕生したわけがあります。総合計画の策定では、合併協議中に建設計画を協議する段階で主要事業もほぼ確認しているため、18年度は策定中ではあるのですけれども、計画期間を18年度から27年度までの10カ年と定めて、名寄と同じように前期5年の事業計画を策定し、予算編成及び事務事業等、行政運営の具体的な指針とすることになっております。19年度からスタートをするのですが、計画期間が合併当初の今年度からなっているというのは、両町村の信頼関係の熟度と共通の財政環境や有珠山噴火復旧事業等、合併協議の順調さもあったように思われます。しかし、対等合併ゆえ難しい経過もあったことも事実でありまして、他町も含めた任意協議の段階では災害復旧事業で新たな債務を抱えた町もあつたりして、途中離脱を余儀なくされて、両町村だけの合併となったわけでありませう。

当面の課題では、両町村の行政サービス統一や

公共施設の維持管理問題に加えて、総合計画の策定では来年3月の議会提案までに現在取り組み中の1,500人のアンケート実施、庁舎内の策定委員会6回、30名構成のまちづくり審議会を5回開催をして、より一体感の醸成をしていくということでもございました。自然災害の経験と防災計画の反映では、約20年から30年周期で噴火が起こると言われている有珠山周辺地域の火山災害により甚大な被害を発生しているため、いかに被害を少なくするかに努めながらも火山とどのように共生していくかについて2000年有珠山噴火災害計画に反映して、現在も将来の噴火に備えるための事業に取り組んでおります。

私どもの総務文教常任委員会各委員からは、災害発生後の民間住宅への支援、防災訓練実施での住民との連携、ハザードマップの作成の課題等の質問がございまして、2000年では住民の97%が避難をして、全国からの義援金初め大変な見舞金で助かりましたということで、その用途としては避難中の生活資金の貸し付け、水道、下水道料金と資産税の免除、仮設住宅からの買い物路線バスの無料化、住宅建設への支援等復旧のためいろいろ行ったということでもございます。防災訓練についても毎年住民の協力を広域で取り組んでいるようで、しかし新たな問題として災害後ハザードマップを作成をして全戸に配ったのですが、エリアに入る個人財産で資産価値が低下をするというような問い合わせなんかもあつて、それに対するいろいろ苦慮をして、環境整備が必要だなというお話もございました。

最後になりますが、私たちも当時の有珠山噴火の映像の記憶がありながらも、あの噴火や地殻変動による噴石、泥流により600トンの橋が150メートル流される、あるいは国道が屋根の高さまで隆起し、陥没による大きな池ができる、いまだにあちこちで白い噴煙を上げる現場を見たときに、ハード施設で防ぐというよりも逃げるのが鉄則だという役場職員の説明には納得するばかり

でございました。

非常に簡潔で意が足りませんが、報告にかえさせていただきますが、報告に当たっては各委員視察先ごとにグループに分けてそれぞれ報告書をいただきながら、それを私がまとめただけでございますので、そのこともつけ加えて終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 次に、民生常任委員会、宗片浩子委員長。

○民生常任委員長（宗片浩子議員） 民生常任委員会の行政視察報告について御報告申し上げます。

委員会は、山内生活福祉部長、中西福祉事務所長の同行をいただき、10月10日から12日の3日間の日程で、当麻町の株式会社久保組、伊達市の社会福祉法人陵雲厚生会伊達リハビリセンター、小樽市の社会福祉法人後志報恩会和光学園を視察研修してまいりました。

初日、微生物を使った食品廃棄物の土壌活性液化についてをテーマに研修してまいりました。株式会社久保組を訪問し、社長の久保様から説明を受けました。久保組は、土木や砂利、採石、廃棄物処理を事業としておりますが、10年ほど前より公共事業の減少を見据え、有機栽培の農業経営、農産物の加工を将来的に事業展開することを考え、農地約40ヘクタールを取得し、栽培方法の研究を行ってまいったそうです。堆肥による農法に限界を感じていたということでした。そこで、着目したのは食品廃棄物を微生物により100%土壌活性液に変える技術で、できた液はアミノ酸と微生物とがまじり合ったもので、アミノ酸液肥と酵素肥料の二つの効果があり、これにより事業展開が可能になったそうです。

この農法は循環農法で、食品加工工場等の動植物性残渣、生ごみに微生物を添加し、プラントにて24時間で100%分解し、液体化する技術で、これにより有機無農薬農業を実施しているとのことでした。今日では近隣農家での相当量の土壌活性液の需要が見込まれ、また食品リサイクル法に

よる廃棄物の引き受け量の増加が見込まれ、近い将来設備の増設も視野に入れているとのことで、この事業展開により環境型地域社会の形成と安全な食品の生産、環境の浄化に貢献し、一般廃棄物の処理を引き受けることで地方自治体の財政負担軽減にも寄与できるということで説明を受けました。

次の日は、伊達市松ヶ枝町の身体障害者療護施設伊達リハビリセンターを訪問し、身体障害者療護施設の運営状況についてをテーマに副施設長の岡部様より説明を受けてまいりました。この施設は、社会福祉法人陵雲厚生会が本年4月17日に開所した最新の施設であります。陵雲厚生会は、昭和47年に設立され、身体に重い障害があり、家庭生活が困難な方々のために自然に恵まれた豊富な温泉を利用してリハビリテーション並びに幅広いサービスを提供するとともに、活動的な生きがいのある施設生活が確保されるよう援助するのを目的とされているそうです。昭和48年に北湯沢リハビリセンターを開設し、大滝村の委託による特別養護老人ホーム、定員50名の開設を初め、平成11年4月からは伊達市に特別養護老人ホーム、定員50名、在宅介護支援センター、デイサービスセンター、ヘルパーステーションを設置し、高齢者の自立と家庭における療養生活並びにその心身の機能の維持、回復を支援することを目的として運営されているそうです。

今回視察した伊達リハビリセンターは、約2万平方メートルの広い敷地に床面積延べ5,041.58平方メートルの2階建ての施設で、定員80名でありました。居室は、個室80室、ALS2室、ショートステイ12室があり、ほかに身体障害者デイサービス、定員15名を行っていましたが、障害者自立支援法の10月からの本格施行に伴い、9月30日で終了しており、現在の入所者は85名で、全道各地から来ており、まだ十数名の方が待機しているとのことでありました。

最新の設備のもとで、特徴的なのは全室個室で



あり、14.4平方メートルの広い部屋の中にベッド、収納ケース、洗面台が備えられておりました。また、食事の面でも入所者の利便性、プライベート面に考慮し、食堂が10カ所あり、少人数でグループでの会食に配慮されておりました。トイレも1階、2階合わせて23カ所も設置されておりました。このような施設で63名の職員が入所者が毎日人間として生きていく中で食事、排せつ等の手助けをしており、今春オープンという新しい施設のためか若い職員さんが大勢おられました。名寄市においても今後障害者自立支援法の対応を初め、福祉行政に対しより十分な取り組みの必要性を強く感じた視察でございました。

最終日の12日、小樽市の社会福祉法人後志報恩会和光学園を訪問し、知的障害者の自立と社会参加についてをテーマに、後志報恩会副理事長で総合施設長の山崎様より説明を受けました。和光学園は、昭和35年に道立和光学園として設立、平成2年に社会福祉法人後志報恩会に経営が移管され、この間さまざまな福祉の要望にこたえて、新たな事業を導入、実施し、ほがらか部として入所部門で知的障害者更生施設、定員70名の和光学園、にこやか部として通所部門で和光学園通所部、定員19名のほか知的障害者通所授産施設が2施設、さわやか部として地域生活支援部門で知的障害者デイサービスセンター、知的障害者福祉ホーム、グループホーム6カ所、生活寮6カ所でした。この3部門から成っており、障害者の生活自立と就職支援として小樽後志地域障がい者就業・生活支援センターとしての事業者、ハローワーク、福祉施設等と連携いたしまして、随時支援活動を行っているとのことでした。

また、授産製品を見せていただきましたが、小樽市の名産ともなっているガラス細工、道産の小麦はるゆたか100%使用のパンショップ和光や宅配弁当など、種類の多さと品質のよさに感嘆し、地域の特性を生かした製品生産は名寄市の施設にも導入したい部分があり、山崎様からより詳しい

説明をいただきたい、そういうことでお聞きしましたが、障害者の労働ペースと仕入れ材料の吟味等により、この生産製品を商品販売採算ベースにすることが難しく、今後の課題だと思われるとの話でした。

最後に、当学園の今後の課題として、新たに制定された障害者自立支援法にどのように対応していくかということが大きな問題と課せられ、山崎様自身も模索しているとのことでしたが、当名寄市もこの対応策を考えなければなりません、それには行政を初め市立大学や民間ボランティア等により障害に対する地域の理解と支援が不可欠と改めて考えさせられて帰りました。

申し上げます、民生常任委員会の行政視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第9 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で今期定例会に付託されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成18年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

---

閉会 午後 4時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 三 宅 幹 夫

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成18年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	野々村 勝 (P 63)	<p>1. 平成19年度予算編成に対する考え方について</p> <p>(1) 新年度予算を組むに当たっての考え方について</p> <p>(2) 合併後、初の通常予算となるが、財政厳しい状況の中で予算規模はどの程度と考えているか</p> <p>(3) 基金の少ない中での本格予算となるが、取り崩しと今後の基金への考え方について</p> <p>(4) 経常収支比率92.3%、実質公債費比率が19.0%と悪化に対する見解と今後の対応について</p> <p>2. 自衛隊関係について</p> <p>(1) 駐屯地を抱える自治体として、防衛問題「省」昇格に対しての見解</p> <p>(2) 基地周辺整備費の過去3年間の実績と今後の推移</p> <p>3. 団塊世代に対するの対応について</p> <p>(1) 名寄市の人口に占める割合とその対応</p> <p>(2) 団塊の世代の市職員の退職予定者と行財政改革との関連について</p>
2	野 本 征 清 (P 70)	<p>1. 風連地区市街地再開発事業について</p> <p>(1) 事業全体の費用対効果をどう推計しているか</p> <p>(2) 事業実施における不動産等財産権の取り扱い</p> <p>(3) コンパクトシティが地域にもたらすものと、テナント誘致の見通しは</p> <p>(4) 共同住宅建設のねらいと瑞生団地住み替えに対する考え方は</p> <p>2. 環境にやさしいごみ対策について</p> <p>(1) 分別収集体制の現況と今後の対応は</p> <p>(2) 生ごみの堆肥化に対する新たな取り組みに対しての考えは</p> <p>(3) これからの啓蒙普及活動のあり方は</p> <p>(4) 望ましい環境教育に向けて</p> <p>3. 風連地区天塩川パークゴルフ場運営管理について</p> <p>(1) 維持管理に伴う管理人の配置は</p>

		<p>(2) 最良管理に向けての市・運営委員会の役割は</p> <p>(3) 指定管理者制度に向けての考え方は</p> <p>4. 市民ニーズと職員の士気について</p> <p>(1) 職員の行革に対する意識をどう醸成していくのか</p> <p>(2) 市民ニーズを踏まえて、職員の士気をどう高め、合併後の一体化を図っていくのか</p>
3	高橋伸典 (P 80)	<p>1. 住民基本台帳カードの利活用の提案について</p> <p>(1) 住民基本台帳カード、ICカードの交付状況について</p> <p>(2) カード内の空き領域のサービスについて</p> <p>(3) ICカード標準システムの活用について</p> <p>2. 安心・安全で災害に強いまちを</p> <p>(1) 災害発生時の初動体制について</p> <p>(2) 緊急通報システムの連絡体制の整備について</p> <p>(3) 北海道災害支援ボランティアコーディネーター派遣事業の成果は</p> <p>(4) 避難所の誘導看板の設置について</p> <p>3. 上・下水道料金について</p> <p>(1) 水道使用量について</p> <p>(2) 上・下水道料金の福祉的軽減について</p>
4	東千春 (P 91)	<p>1. 保健・医療・福祉の連携と充実について</p> <p>(1) 高齢者の将来の人口推計は</p> <p>(2) 地域包括支援センターのビジョンについて</p> <p>(3) 健康保険法改正によるリハビリ対策について</p> <p>(4) 保健・医療・福祉の連携と、公民協働による地域福祉のまちづくりについて</p> <p>(5) 生涯学習によるボランティアの育成を</p> <p>(6) 療養病床の推移と入院患者の状況は</p> <p>2. 充実した市役所機構と人事管理について</p> <p>(1) 業務の目標と適正な人事評価について</p> <p>(2) 道庁との人事交流について</p> <p>(3) 職員数の適正化計画とアウトソーシングについて</p> <p>(4) 業務量の変動による柔軟な対応は</p> <p>(5) 住居手当について</p> <p>3. 街路樹に関する街路計画について</p> <p>(1) 落ち葉対策と市民の美化協力について</p>

		<p>(2) 剪定管理と植樹柵の破損について</p> <p>(3) 街路樹の伐採への対応と将来への考え方について</p>
5	村 端 利 克 (P 1 0 2)	<p>1. しらかばハイツ民営化の時期について</p> <p>(1) 民営化に向けた対応と経過について</p> <p>(2) 入所者及び家族会との話し合いは</p> <p>(3) 民営化後の職員の処遇について</p> <p>(4) 入所者及び家族等の経費負担について</p> <p>(5) 民営化後の施設全体の対応について</p> <p>2. 市街地再開発事業の促進について</p> <p>(1) 駐在所を含めた駅前開発の今後は</p> <p>(2) 農協跡地の住宅建設規模について</p> <p>(3) 高齢者向け住宅建設について</p> <p>(4) 農協店舗及び事務所等の規模について</p> <p>(5) 行政が直接関係する建設規模と全体像について</p> <p>(6) 今後の民間企業の協力体制と規模について</p>
6	宮 田 久 (P 1 1 7)	<p>1. 安全・安心な市民生活組織の構築について</p> <p>(1) 地域防災計画について</p> <p>(2) 一般廃棄物処理計画について</p> <p>(3) 生活安全及び交通安全について</p> <p>2. 名寄市職員安全衛生管理規則について</p> <p>(1) 第1回定例会後の対応等について</p>
7	岩 木 正 文 (P 1 2 4)	<p>1. 名寄市におけるいじめ問題について</p> <p>(1) 対応と対策</p> <p>(2) 教育委員及び教育委員会のあり方</p> <p>2. 名寄市の防災計画</p> <p>(1) 理解しやすい計画を</p> <p>(2) ピクトグラム（図記号）の導入を</p> <p>3. 新たな財源確保について</p> <p>(1) 有料広告に対する考え方</p> <p>4. 冬の公園利用について</p> <p>(1) 公園の駐車場利用の考え方について</p> <p>(2) 条例とのかねあいは</p>

8	木戸口 真 (P 1 3 5)	1. 平成19年度予算編成について (1) 平成18年度会計決算推計状況は (2) 平成19年度予算方針について ア 予算規模について イ 新名寄市総合計画(第1次)との整合性について ウ 事業費の調整は エ 財政との整合性は オ 基金の活用は 2. 名寄市の街路灯、防犯灯の今後について (1) 名寄地区と風連地区(特例区事業)の街路灯・防犯灯の電気料・修繕費の現況は、また、それぞれの事業費住民負担は (2) 合併協定書では、電気料の負担、修繕料の取り扱いに相違があるため合併後に調整し再編するとあるが、今後の取り組みは
9	竹中憲之 (P 1 4 5)	1. 市民憲章策定の状況について (1) 行政としてどのような憲章を考えているのか (2) 市民の意見はどう反映されるのか 2. 条例にかかわる内規について (1) 内規はどのくらいあるのか (2) 内規の根拠は 3. 合併にかかわって給食センターの課題について (1) 配食のあり方は (2) 保護者アンケートからの課題と活用について 4. 子ども達を健やかに育てるための環境整備について (1) 適応指導教室の現状は (2) ハートダイヤルの現状は (3) 特別支援教育実施に向けた課題は
10	武田利昭 (P 1 5 6)	1. 基幹産業の農業を育てるには (1) 後継者対策は抜本的改革で (2) 地域農業の10年後の農家戸数と、耕地面積のデータ整備を 2. 大規模機械導入による農業生産体制を (1) 道の10年後の農産物生産目標は 3. 農業振興政策を進めるには

<p>1 1</p>	<p>日根野 正 敏 (P 1 6 5)</p>	<p>1. 新たな定住推進  (1) 定住推進に向けた考え方について  (2) 風連特例区の定住・持ち家推進事業の評価と今後について  (3) 空き家・空き店舗の有効利用について  2. 風連高校存続に向け最善の努力を  (1) 存続に向けた経過と市民の声について  (2) 存続を目指し選択肢は  (3) 市立高校での存続の可能性について  3. 農地の流動促進について  (1) 現状と課題について  (2) 旧市町の斡旋方法の違いと現状  (3) 新たな流動システムの構築について</p>
<p>1 2</p>	<p>佐 藤 靖 (P 1 7 5)</p>	<p>1. 財政展望と19年度予算編成にかかわって  (1) 市長訓令と事務連絡の意味  (2) 平成19年度主要事業について  (3) 合併特例債の活用について  (4) 嘱託・臨時職員の報酬算出基準について  2. 教育行政にかかわって  (1) いじめ対策は、生涯学習で取り組むべき  (2) 施設整備と障がい者活用策  (3) 学校改築と総合計画とのかかわりについて  3. 市立総合病院の将来像  (1) タイムリミットが近づく精神科病棟について  (2) 望ましい将来像の検討内容について</p>
<p>1 3</p>	<p>黒 井 徹 (P 1 8 7)</p>	<p>1. 農家経済の実態と担い手育成について  (1) 名寄農業の課題について  (2) 19年度予算編成に当たって農業政策の重点事項  (3) 担い手育成の考え方と政策について  2. 道立公園の管理計画について  (1) 振興公社（指定管理者）の契約内容について  (2) 名寄市一般会計の影響について  (3) カーリング競技の普及振興について  3. 予算書・財政状況の公表について  (1) 市民向けの分かりやすい予算書等の作成について</p>

14	田中好望 (P198)	1. 農地流動化対策について (1) 農地流動化の現状について (2) 荒廃地防止対策について 2. 産地づくり対策交付金について (1) 19年度の交付金額の推計について (2) 風連地域・名寄地域の一本化について (3) どの対策に厚みを持たすのか (4) 営農計画を立てるために早期に生産者に知らせるべき
15	渡辺正尚 (P206)	1. 近年の異常気象の対応について (1) 今年(5月・10月)の集中豪雨の被害について (2) 毎年の要望活動をすべきと思うが考えは 2. 名寄バイパス3工区が開通し、智恵文南インターから降りられなくなったが、その影響と対応について (1) 夏のひまわり畑観光への影響について (2) 農作物直売所の影響と対応について 3. 名寄市立総合病院の将来展望について (1) 地方センター病院の使命について (2) 経営改善に向けた取り組みについて (3) 今のままの環境で十分と思うかどうか (4) 精神科の今後の対応について
16	斉藤晃 (P218)	1. 新年度予算編成について (1) 18年度決算見込みについて (2) 安心して暮らせるまちづくりの施策について 2. 命を脅かす医療制度改正の対応について (1) 市民への影響について (2) 市立病院への影響と対応について ア 診療報酬減、リハビリ期上限、医師確保等について 3. 仕事確保と地域活性化のため住宅リフォーム助成について
17	植松正一 (P228)	1. 新しい農林業の施策について (1) 農業担い手に対する経営安定の課題と施策について (2) 19年度から始まる品目横断導入による今後の具体的なスケジュールについて (3) 新年度予算で新たな施策について



		<p>(4) 台風被害による支援策の考え方があるか</p> <p>(5) 名寄市の公共施設等の樹木台帳があるか</p> <p>(6) 地球温暖化の取り組みと進捗状況について</p> <p>2. 安心・安全の医療体制の確立について</p> <p>(1) 医療制度改革が行われ名寄市としての影響はどうなっているのか</p> <p>(2) 精神科医師等の確保について</p> <p>(3) 今後の病院と診療所のあり方について</p> <p>(4) 健全化計画及び経営形態のあり方について</p>
18	林 寿和 (P 237)	<p>1. 新年度予算への行財政改革の反映について</p> <p>(1) 平成19年度予算編成に当たり、市長の基本的な考えは</p> <p>(2) 「新行財政改革推進計画」の内容</p> <p>(3) 職員給与の見直しについて</p> <p>(4) 職員の定数管理について</p> <p>(5) 各種事務事業の見直しについて</p> <p>2. 水稲の直播栽培技術の研究について</p> <p>(1) 農業振興センター（旧水稲試験地）での検討経過は</p> <p>(2) 名寄地方での試験・研究を</p>
19	川 村 正 彦 (P 248)	<p>1. 協働を目指すコミュニティ組織について</p> <p>(1) 行政区・町内会組織の再編について</p> <p>(2) 名寄地区に置くことにしている地域自治組織について</p> <p>(3) 風連地区の行政区制度から自治会制度への移行について</p> <p>2. 地籍調査について</p> <p>(1) 名寄地区、風連地区の進捗率について</p> <p>(2) 今後の取り組みの方針と課題について</p>
20	佐 藤 勝 (P 256)	<p>1. 新名寄市総合計画（第1次）について</p> <p>(1) 進行管理について</p> <p>(2) 事務事業の仕分けについて（市民・行政）</p> <p>2. 特例区の今後について</p> <p>(1) 特例区設置終了後の風連地区の姿をどのように描き、どのようなスケジュールで進めていくか</p> <p>3. 総合健診のあり方について</p> <p>(1) さらに受診率の上がる効果的な対応について</p> <p>4. 教育委員会の執行体制について</p>

		(1) 教育委員の会議等の経過と諸問題への対応について
--	--	-----------------------------

### 第 3 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 8 年 1 2 月 1 日～平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日 1 5 日 間

本 会 議 時 間 数 2 3 時 間 1 6 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 1 8 年 第 3 臨 付 託 議 案 第 1 号	平成 1 7 年 度 名 寄 市 各 会 計 決 算 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 ま で ) の 認 定 に つ い て	18. 10. 27	決 算 審 査 特 別 委 員 会 設 置 ・ 付 託 閉 会 中 継 続 審 査
		18. 12. 1	認 定
平成 1 8 年 第 3 臨 付 託 議 案 第 2 号	平成 1 7 年 度 名 寄 市 病 院 事 業 会 計 決 算 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 ま で ) の 認 定 に つ い て	18. 10. 27	決 算 審 査 特 別 委 員 会 設 置 ・ 付 託 閉 会 中 継 続 審 査
		18. 12. 1	認 定
平成 1 8 年 第 3 臨 付 託 議 案 第 3 号	平成 1 7 年 度 名 寄 市 水 道 事 業 会 計 決 算 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 ま で ) の 認 定 に つ い て	18. 10. 27	決 算 審 査 特 別 委 員 会 設 置 ・ 付 託 閉 会 中 継 続 審 査
		18. 12. 1	認 定
平成 1 8 年 第 3 臨 付 託 議 案 第 4 号	平成 1 7 年 度 風 連 町 各 会 計 決 算 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 ま で ) の 認 定 に つ い て	18. 10. 27	決 算 審 査 特 別 委 員 会 設 置 ・ 付 託 閉 会 中 継 続 審 査
		18. 12. 1	認 定
平成 1 8 年 第 3 臨 付 託 議 案 第 5 号	平成 1 7 年 度 風 連 町 水 道 事 業 会 計 決 算 ( 平 成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 2 6 日 ま で ) の 認 定 に つ い て	18. 10. 27	決 算 審 査 特 別 委 員 会 設 置 ・ 付 託 閉 会 中 継 続 審 査
		18. 12. 1	認 定

平成18年第3臨 付託議案第6号	平成17年度名寄市各会計決算（平成18年 3月27日から平成18年3月31日まで） の認定について	18.10.27	決算審査特別委員会 設置・付託閉会中継 続審査
		18.12.1	認 定
平成18年第3臨 付託議案第7号	平成17年度名寄市病院事業会計決算（平成 18年3月27日から平成18年3月31日 まで）の認定について	18.10.27	決算審査特別委員会 設置・付託閉会中継 続審査
		18.12.1	認 定
平成18年第3臨 付託議案第8号	平成17年度名寄市水道事業会計決算（平成 18年3月27日から平成18年3月31日 まで）の認定について	18.10.27	決算審査特別委員会 設置・付託閉会中継 続審査
		18.12.1	認 定
議案第1号	名寄市副市長の定数を定める条例の制定につ いて	18.12.1	原案可決
議案第2号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて	”	”
議案第3号	名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正 について	”	”
議案第4号	名寄市都市計画税条例の一部改正について	”	”
議案第5号	名寄市営プール条例の一部改正について	”	総務文教常任委員会 付託
議案第6号	名寄市企業立地促進条例の一部改正について	”	原案可決

議案第7号	上川北部消防事務組合理約の変更について	18.12.1	原案可決
議案第8号	名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について	〃	〃
議案第9号	財産の取得及び処分について	〃	〃
議案第10号	財産の取得について	〃	〃
議案第11号	北海道後期高齢者医療広域連合の設置について	〃	〃
議案第12号	専決処分した事件の承認について	〃	承認
議案第13号	専決処分した事件の承認について	〃	〃
議案第14号	専決処分した事件の承認について	〃	〃
議案第15号	平成18年度名寄市一般会計補正予算	〃	原案可決
議案第16号	平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第17号	平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第18号	平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第19号	平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第20号	平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	〃	〃

議案第21号	平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	18.12.1	原案可決
議案第22号	平成18年度名寄市病院事業会計補正予算	〃	〃
議案第23号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	18.12.15	〃
意見書案第1号	教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担制度を堅持することを求める意見書	〃	〃
意見書案第2号	不公平税制や社会保障の後退をただし、安心して暮らせる社会を求める意見書	〃	〃
意見書案第3号	NHKの国際放送に対する命令に反対し、電波法の改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第4号	非核三原則の堅持を求める意見書	〃	〃
意見書案第5号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書	〃	〃
意見書案第6号	農地・水・環境保全向上対策に関する意見書	〃	〃
意見書案第7号	日豪FTAに関する意見書	〃	〃
意見書案第8号	法人税減税、庶民増税に関する意見書	〃	〃
意見書案第9号	リハビリテーションの改善を求める意見書	〃	〃
意見書案第10号	医師確保と地域医療に関する意見書	〃	〃
意見書案第11号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書	〃	〃
意見書案第12号	全国森林環境税の創設を求める意見書	〃	〃

意見書案第13号	幹線道路網の早期整備と道路特定財源に関する意見書	18.12.15	原案可決
意見書案第14号	サンルダム早期本体着工と完成を求める意見書	”	”
報告第1号	専決処分した事件の報告について	18.12.1	報告済
報告第2号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第3号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第4号	例月現金出納検査報告について	18.12.15	”
請願第1号	児童デイサービス利用料の軽減を求める請願	18.12.1	民生常任委員会付託
		18.12.15	採 択
	委員の派遣報告	18.12.15	報告済
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定